●受付番号　185001345000009001

AI の無断学習に反対します！！

●受付番号　185001345000009002

AI が著作物を無断学習できる状態にあってはならないと考えます。現状だと著作者が生成 AI から著作物を守る術は十分にありません。生成 AI に対する著作権侵害の範囲が人間の手による場合と同じく、類似性ではなく依拠性によることから、「たまたま無差別に読み込んだデータの中にあるアーティストの作品があってそれで似た作品が出来てしまった」ということが幾らでもまかり通ってしまいます。現にイラストレーターが生成 AI を使ったなりすましによって作品のブランド性、その作家のアイデンティティまでが苛まれる事態も起きています。また、AI による作品の生成スピードは人間のそれを遥かに上回るものであります。人間の創作市場に人間の著作物が十分に保護されないまま投下されると、著作物の価値の大暴落を招き、創作市場の破壊だけにとどまらず、引いては文化の破壊をも起こしかねません。著作物は著作者にとって生命線であり、アイデンティティです。それを無断で利用されていい道理はありません。AI の無断学習もそれと同じことをしています。そのため、私は AI の著作者に無断で学習し利用できる状態を、どのような目的であれ反対します。

●受付番号　185001345000009003

・学習・開発段階⇒賛成（意見あり）
　『情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例』
「データベース」の具体性がまだ分かりにくいと感じます、例えば画像一枚でも該当するか、あくまでAPIレベルなのかをはっきりと記載すべきと思います、内容自体には賛成。
　『海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のために複製すること』
素案の内容自体は理解できるが具体例をもう少し示すべきと思う。
例）クローラーが海賊版サイトも収集している可能性があると「認識」したらだめなのか。
例）実際の海賊版サイトと知りながら、そこサイトのアドレス（ドメイン）を収集対象にしたらだめなのか。
・生成・利用段階⇒賛成
依拠性に関して踏み込んでいるのは非常に評価できる素案と思います、この骨格は必ず維持すべきと思います。
・生成物の著作物性⇒一部反対
作品の中に生成AIが内包される場合は広範に著作物性を認めるべきと感じます。
具体的にはゲームキャラクターの立ち絵に生成AIを用いた場合、例え一部に人の手が加わっていてもそれ以外のAI生成部分には著作物性が認められない為、このキャラクターで第三者が二次創作を行った場合著作権侵害が認められない可能性があるのは問題と思います、なので著作物性が認められる作品に内包される部分の生成AI物は著作権法で認められるべきと思います。
こちらは主に映画やゲーム等を対象に考えています、いわゆるデッドコピーは生成AIが含まれていても全体として著作物として認められる場合が大半と思い問題となりませんが、二次創作や生成AIの部分だけを抜き出した翻案が可能である事は問題と感じます。
・その他
最終的に答申として出たときに、この考え方をもとに権利行使の際に利用すべきと周知すべきと強く思います。
またこの考え方に関して誤った解釈を述べている場合には文化庁自身がその誤りを指摘するなり、誤った解釈を見つけた場合の窓口等設置して対処をしてほしい。
これをしないで知財に関する周知が進んでいないので推進するという趣旨の決まり文句を書かれても、推進していないのではと感じる。それは単なる公表であって推進とは言わないのではないか。

●受付番号　185001345000009004

AI による無断学習は許されないと思います。
何かを生み出す力のないものがなぜ AI を使って生み出せるようになる必要があるのでしょうか？イラストやマンガ、文章にしても日本が世界に誇るべき文化なのに、そのクリエイターを犠牲にして泥棒させ放題のような法案は決して認められません。なんのための文化庁ですか？

●受付番号　185001345000009005

AI の活用で創作者の権利が侵害される事例はすでにあり、それを促進させるようなことがあればさらに創作者の立場は弱くなる。さらに、それは将来の文化衰退へと繋がると言える。AI の活用は促進すべきでない。

●受付番号　185001345000009006

AI の無断学習に反対します。
勝手に自分のイラストや文章などを学習され、学習した AI を使われるようになれば、創作活動をやめてしまう人もたくさんいます。今まさにそのような状況になってきています。

●受付番号　185001345000009007

AI 学習による著作権侵害に反対します

●受付番号　185001345000009008

機械学習すべてに制作者の許可を得てください。相応の対価を払ってください。これからではなく、既存のデータもです。無断学習データは破棄するべきです。そうでなければ利用出来ませんし、利用したくもありません。人権侵害をしない、させないように法整備してください。倫理観をもって判断してください。

●受付番号　185001345000009009

イラスト等の生成 AI の進化はもととなる著作物ありきですが、AI 進化のためにもととなる著作物の著作権その他権利が侵害される（失効する、放棄させられた状態に等しい）というのはおかしいです
生成 AI では文化は発展しません
人の手による著作物こそに権利の重きを置いてください
当該素案に反対します

●受付番号　185001345000009010

創作者が守られない著作権の取り扱いに反対である。

●受付番号　185001345000009011

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」の pdf ファイルの 20 ページ、「(イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて」の項目について、特定のクリエイターや著作物に対する需要が AI 生成物によって代替される事態になるリスクは非常に高いと考えられる。厳密に言えば、代替されるリスクというより、似たようなアイデアが AI 生成によって氾濫することにより、クリエイターが作ったものが埋もれたり、一様でつまらない生成物を見た消費者の価値判断力が衰えることによって、創造的な営みの生産性が著しく落ちることが危ぶまれる。

現在、生成 AI の存在はクリエイターを非常に苦しめている。この問題に適切に取り組まなければ、クリエイターの創作意欲が減るだろう。そして、生成 AI はあくまで学習する素材が必要である。クリエイターが力を失えば、学習物を失った生成 AI のクオリティは下がり、その価値はなくなる。また、クールジャパン戦略を採るのであれば、その魅力を生み出すクリエイター、著作者をもっと大切にすべきである。

●受付番号　185001345000009012

「５．各論点について」の （１）学習・開発段階について、AI が海賊版サイトから継続的に学習を行うことは、個人が海賊版サイトから継続的に音楽や画像ファイルをダウンロードすることと何が違うのか。広告の表示回数やアクセス数等の観点において、海賊版サイトの利用助長に繋がると考えられることから、享受目的の有無にかかわらず海賊版サイトの利用は禁止するべきだと思う。AI のデータ学習時に除外することが困難だとしても、AI 開発事業者や AI サービス提供事業者は学習元に海賊版サイトが含まれていると判明した時点でそのデータを除外し、以降そのサイトからの学習をしないよう対処すべきだと考える。／また「学習済モデルの廃棄請求」について、「通常、認められないものと考えられる」とあるとおり現状では廃棄請求が困難であり、クリエイターが廃棄請求する場合の手間や時間を考えると、本来の創作活動を妨害しかねないと思う。学習元の作品を創作したクリエイターに不利益が及ばないように、「自分の作品が学習されない権利」、「望まない利用をされた場合、その学習結果の廃棄を求める権利」を確保することが必要であると考える。

●受付番号　185001345000009013

AI の無断学習に反対します。AI によって出力される作品の大本であるイラスト達は、作家にとって長い時間をかけ育んできた技術であり、一つの「財産」なのです。それを機械というフィルターを一枚かませただけで、無許可に学習、量産をすることは許されないと思います。著作権者の権利を守ってください。

●受付番号　185001345000009014

フリーのクリエイター（イラストレーター）として１０年ほど活動しています。
現時点での生成 AI は過学習による特定のクリエイターの画風を模倣したり、特定の版権キャラクターをほぼそのまま生成したり、ウォーターマークが生成されたり、著作権保有者の権利を奪うような形で進化していると思います。
最近実際にあった事件では、故意により特定のクリエイターの画風を過学習し、その本人に成りすまし、SNS 上で作家本人に AI 生成画像を送りつけることで、それまでの作家の努力を無駄であるかのように意見し筆を折らせるという事象もありました。
別件では、仕事で制作したキャラクター（Vtuber）のデータを過学習させることにより作家本人の作風をほぼそのまま出力させ、作家が SNS 上でやめてくれと懇願していたにも関わらず、著作権違反ではないと反論し作家を追い詰めるという事件もありました。
その他には i2i による生成 AI により画像の構図やデザインをそのままに、生成 AI であるから著作権は保護されていないとして、本来著作権違反になるレベルの類似性がある画像を生成 AI により自身で生成したと発信する人間も多く存在しました。
ストックイラストに関しての浸食もかなり深刻で、上記のような i2i による著作権侵害の可能性がある画像も、生成 AI であることを隠した状態でストックイラストサイトに大量に公開されることで、正規にストックイラストを購入したユーザーが著作権違反で訴えられる可能性が以前よりかなり増しました。
Wacom のキャンペンーンでは、使用したストックイラストが生成 AI であったことに気付かなかったために、世界中で不買運動があるなどの大きな損害もありました。
クリエイターの作品は何十年と研鑽して少しずつ精度が上がるものです。
そのような人間の努力があるからこそ、人は価値を見出し、特殊性とその人生というドラマに対価としてお金を払っているのだと思います。
広重や北斎の絵が今でもたくさんの人に愛され、多くのお金を生み出す資源になっているのは人が生み出した芸術だからです。
私のような 10 年ほどしか活動していないような末端のイラストレーターでも、毎年数百万は納税しています。
生成 AI 画像を規制しないということは､広重や北斎のような過去の偉人の作品だけでなく、これから多大に利益を生むであろう作家の作品すらも、大量のデータベースとして吸わせ、模倣し、大量生産することで陳腐化させます。
人間はクオリティの高い画像が見たいのではなく、アスリートのような特別な人間が生み出す価値を見たいのではないでしょうか。
生成 AI が推進させることで、これから何億という価値を生み出す人間の価値を下げないでください。

折角日本独自の漫画、イラストの文化を育て、育むことが少子化となり人口が増えない日本の税収を支える上で大切なことはわかりきっているのではないでしょうか。
日本のクリエイターでワンピースや鬼滅の刃のように、外貨を大量に稼いでくる人間はたくさんいます。
そのようなクリエイターを今後も増やす土壌を作るためには、日本は世界において『クリエイターを大事にする』というイニシアティブを発揮する必要があるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009015

◆5-(1)学習・開発段階についての意見です。
○ 私は、生成 AI の元データとして扱う場合、著作者が著作権を放棄していない以上、いかなる場合においても、著作者が学習目的や利用範囲について正しい説明を受けた上で許可を出し、そのとき初めてデータ利用が可能になるべきだと考えています。
○ 生成 AI の学習、出力は、生身の人間が行うプロセスを飛ばす、もしくは著しく短縮された性質を持つものです。その規模の大きさ、短期性が役立つ分野もあるでしょうが、著作物に関していえば、負の要素を無視できません。
○ 研鑽や属人性のある作業をもって作り出した創作物を、「まったくの無許可で、人的な規模・速度を超え、単なるデータとして収集・利用されるのが可能な状況」は、その目的がなんであれ「ゼロからの創作への軽視」「手柄の横取り」と感じられます。
○ 無作為にデータ収集するのではなく、きちんと社会的な契約を介した上で行われるのが、社会・経営倫理上の筋というものだと思います。無用なトラブルを未然に防ぐことにもなるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009016

AI の発展によりあらゆるアーティストの価値の希少性、子供たちの著作権に対する意識の欠如に危機感を感じています。
日本のクリエイターやアーティストはアニメや映画などのコンテンツで日本の発展に大きな貢献をしてきました。
もっと日本は彼等を尊重し、彼らの権利を保護するべきだと思います。
AI を使用したコンテンツの無収益義務化、またデータの収集元が不明なものを取り締まることが今後の日本の創造性の発展に繋がるのではないでしょうか。
芸術は人間にしか生み出せません。いかに AI が模倣しようと、学習しようと。それ以上の作品を AI は作ることができませんし、それで日本が先進国として発展することはありません。
そして多くの人の才能や可能性の芽が摘まれていきます。
どうかこれからも日本の文化を生かし、発展させるためにも AI について厳しく取り締まってください。

●受付番号　185001345000009017

1.はじめに
僕が問題視しているのは「画像や音楽自体を生成する AI を使用したソフトウェア・プログラム」
です。
今 AI が著作物に使用される方法は二通りありまして、
・人が中心となり作っている創作物を補助する為に作られているプログラム
・一気に完成した結果をそのまま提供するプログラム
この二つに分かれています。
これらそれぞれに対して僕が考える意見をこれから文書で纏めていきます。
2.創作物を補助する為に作られているプログラムに対する考え
これらの AI の使用用途はクリーンでプログラム作成時に著作物が関与している場面が少ない事が特徴です。
多くの場合、そのプログラム用に新しく学習素材を作成する事が殆どで問題ないと考えております。
つまりここで主張したいのは「AI を全てひっくるめて判断するのは危険である」と言う事です。
計画や順序を立てて作られた「創作物補助 AI プログラム」である物は至る所に存在しており、世間でも問題視されておらず
誰の立場からしても被害を被らない物が大半です。代表例としては「Synthesizer V」「CeVIO AI」などの音声生成プログラムです。
他には「Adobe Firefly」などの画像・動画編集ソフトに内臓されている機能。音楽制作などで使用される人間が弾いているような
リアリティを出すためにエフェクトや音源と呼ばれる物に内蔵されたものなどがあります。
それらのプログラムは著作物に対して損失を出すどころか、貢献していて盛り上がりに繋がっていて規制する意味のない AI プログラムだと
考えております。これらのプログラムに細かい法案が設定されてしまえば、創作物に良からぬ法律のしがらみが取り付き、
自由な文化の発展を減退させる要因になりかねないと考えております。
海外からこういったプログラムを購入する場合も多々ありそういった行為一つ一つにしがらみが増えていけば、取返しのつかない衰退に繋がります。
創作物を補助する為に作られているプログラムは明らかな著作物の使用が見られない限り、規制する必要が無いと考えます。
3.一気に完成した結果をそのまま提供するプログラムに対する考え

通称「画像生成 AI」「音楽生成 AI」などと呼ばれている物で、プログラムにキーワードを与えそれに準じた生成物を出させるというプログラムです。
これらの AI は、著作物やあらゆる創作物やキーワードを学習させる事で、その学習の内容を使用して生成します。
学習時に多くの著作物が使用されている場合が多々あり、そこに問題があると考えています。
「著作物を使用して学習していない」と称するプログラムも存在していますが、こういったプログラムには基本が存在していて
その基本プログラムから追加学習を施し別のプログラムとして主張している場合も多く、
そういった基本プログラムには著作物で学習していたプログラムである事もあります。
中には「特定の絵柄に絞って学習する事でより著作物に似せる」プログラムもあり、
無断で著作物を学習にかけ生成してしまう事案が大量に発生しています。
前例としてイラスト投稿サイトにて著作物で学習した画像生成 AI で生成したイラストが大量に発生したのにもかかわらず、対応に遅れたサイト側に批判が殺到
した事もあり、話題の根本的要因はここにあります。
著作物を「無断で使用」した生成 AI を法律で規制するのが良いのではないかと僕は考えております。
生成 AI という物はどうしても避けられないプログラムで、もし日本のみが全面的な禁止をしてしまえば発展機会の損失になってしまいます。
ですので「著作物を無断で使用」したという基準を設ける事で塩梅がとれるのではないかと考えています。
そして著作物を使用していない生成プログラムであるという事を証明する明白な結果や情報が無い限り法的処置などを求める流れを
簡素化することで発展機会の損失にならず、著作物を生み出した人の尊厳を守れるのではないかと考えております。
法律の内容に関しては、より著作物を生み出した人が生成 AI が出す画像で被る損失に注力した法律である必要があると考えます。
4.最後に
纏めますと、
まず AI とは言ってもすべてをまとめて法律制定するのは危険であり、罪のない AI プログラムを規制するのは文化の衰退に繋がる。
創作物を補助する AI の使用方法の場合はあまり問題が生まれにくく規制する意味が生まれにくい。
生成 AI などのそのまま出力されたものを使用する用途の AI に問題が生まれやすく、そこの対処に法律を施行する必要がある。
生成 AI は「著作物を守る事」をより重視し法律を立ててもらいたい。

以上。これが僕の考える AI と著作物に関する考え方です。

●受付番号　185001345000009018

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009019

絵の価値を暴落させ, クリエイターの描く意欲を削いでしまう AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009020

AI の無断学習に反対します。既存の作品に類似するものを大量生成することが可能な AI は、人間が新たなものを生み出すことへの妨害となります。他人が創作したものを無断で学習させ生成することが許されるなら、他人によって新たな創作がされた直後に類似品を大量生成することも可能です。オリジナルの出典が分からないほど類似品を大量にばら撒けば、その創作の価値が下がり、元となった創作をした人間はオリジナリティが奪われると言えます。どんなに労力をかけても後出しで大量生成する AI に簡単にコピーされる状況になれば、創作は行われなくなり、さまざまな文化が失われることがじゅうぶんに考えられます。

●受付番号　185001345000009021

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009022

AI の無断学習に反対します。
今回の素案は、国内の創作文化を著しく没却・毀損し衰退させる可能性が非常に高い内容です。
クリエイティブ業界への政府の積極的な介入自体が悪手であると考えます。

●受付番号　185001345000009023

普段、PC やタブレットを用いて趣味でオリジナルのイラストを 30 年ほど描いています。その間、私自身が時間とコストをかけて様々な描き方やツールを試行錯誤しながら現在の作品を作り出せるようになりました。
AI はニューラルネットワークによる機械学習で、私の試行錯誤の結果である作品を一瞬で学習・再現できるものと理解しています。その AI によって赤の他人が仕上げた作品で何らかの対価を得るのであれば、許し難いことと考えています。少なくとも機械学習の素材として私の作品を使用するのであれば対価を請求したいですし、機械学習の素材として勝手に学習・使用されないように著作権法で保護して頂きたいです。
私自身もイラスト制作ツールの進歩により助けられてきたので、AI 機械学習の技術的な進歩自体を否定する意図はありません。これまでに積み重ねてきた数多の試行錯誤の結果による作品の価値が毀損しないよう AI 機械学習を使う人間側のルールを整備して頂きたいと願います。

●受付番号　185001345000009024

AI の無断学習に反対します。
制作者の著作権をしっかりと守ってください。
日本の文化を守ってください。

●受付番号　185001345000009025

著作権は全ての創作的な活動によって生計を立てる人々の経済的な防衛ラインと言えます。日本が海外に大手を振って勝負できる創作業界を縮小・消滅させるような悪法に同意しかねます

●受付番号　185001345000009026

現状生成 AI はウェブで無償で拾った絵やイラスト、写真などの画像データを収集しそれを元に新しい絵を生み出しています。
しかし作家が努力して会得した画風そのまま再現しているものも多く見られます。これはその作家の権利を侵害していると思いますし、企業が絵を発注する時に人に頼まず AI でいいやとなるともうクリエイターは食べていけません。
どうかクリエイターの声を聞いて下さい。絵画、イラスト、漫画、写真様々な界隈の方と相談しながら新しい法案を作ってください。

●受付番号　185001345000009027

AI 生成は権利侵害であると考えます。
恣意的に特定の創作者の作品を学習させ、その創作者の持つ作風を学習した生成を許諾なく行うことが可能であるという状況は非常に危険です。
例えば、とある創作者（仮にＡとする）の作風を学習させ、Ａが行わない表現（成人向け表現や政治、宗教的思想を含む表現）を生成し、それがＡの作品として誤認されてしまう状況が容易に作り出された場合、作者のＡ自身とＡの作品の尊厳が傷つけられ、著作者人格権の侵害になるでしょう。
実在する特定の人物の容姿を学習させ、それを用いて成人向け画像や政治、宗教的にヘイトを込めた画像を生成すれば、容易に他者を貶めることが可能です。
それと同様に、作品や創作者にも尊厳があり、傷つけられてはならないものです。それを守るためにあるのが著作権法です。
また、アニメやゲームなど特定の作品のキャラクターと作風を学習させれば、簡単に海賊版を作成することが出来るようになり、前述の例と合わせれば悪意を持ってコンテンツを傷つけ、市場を荒らすことが誰でも容易に可能になります。
創作者や作品の尊厳破壊だけでなく、商品価値等の実益の損害も大きな問題でしょう。
実益に損害が出れば作品を作り続けられない作家も多く出てきます。個人作家だけでなく、企業も同様です。
現在クリエイティブ業界全体として、多くの創作者たちは低い賃金でやりがい搾取されている状態であり、その上尊厳も傷つけられ筆を折られかねない多大なリスクを取り締まらないのであれば、創作文化は食い荒らされ、いずれ衰退します。
AI生成には"必ず"他者の著作物が利用されます。著作物の利用には著作権者の許諾が必要、というのは言うまでもなく、それは法で定められていることです。
しかし AI 生成においてはほとんどの場合においてそれが護られていません。
AI ツールは、その本来必要な手順を踏み許諾を得て利用する著作物を、無断で大量にリソースとして使っているツールです。
AI はその便利さに対してあまりにも創作者へのリスクが大きく、また創作者にとっては AI ツールに作品が学習されることにほとんどメリットがありません。
AI ツールを許すのであれば、悪意を持った、あるいは著作物についてリテラシーのない AI 利用を取り締まる枠組みは必ず必要です。

●受付番号　185001345000009028

セミプロとアマチュアの中間の様な立場の者としてご意見させていただきます。
結論としましては、AI イラストを筆頭とした AI 生成の作製物が現状なんの規制もなく既存の作品を学習し模倣する状態に対して、強く反対致します。
AI 生成物を作る過程で学習された数千数万、あるいは数億のイラストなどに対してなんの説明も、報酬も、誠意もないのに都合の良い所だけ掠め取り作者一人一人の苦悩（精神的、あるいは金銭的）に向き合う事もなくそれを権利として主張するのは筋が通らないのではないかと思います。
AI がクリエイティブな技術だと言うのなら、まずそれ以前にクリエイターの自分の作品を模倣されない権利を守ってください。

●受付番号　185001345000009029

AI の無断学習に断固反対します

●受付番号　185001345000009030

AI の無断学習に反対します。これは著作権の侵害だと考えます。

●受付番号　185001345000009031

AI の無断学習に反対します。学習元の作品の著作権や、創作者に対する権利があまりに軽視されていると思います。日本の自由で個性ある創作の文化の発展を考えていく上で、AI による学習や、それによって作成された作品利用についてはもっと慎重になるべきです。海外でも AI 利用については議論が重ねられ規制も行われている以上、「AI で何ができるのか、どこまでやっていいのか」といった議論をするよりも「創作物において AI で何を絶対に行ってはいけないのか、創作者の作品の著作権を守るためには」といったような禁止事項・規制についてを海外での事案と照らし合わせてまず議論すべきです。AI は学習元がなければ作品を生成できない以上、大元の性質としては（学習元となった）作品の複製・加工を行っているといった扱いに近いのではないでしょうか。他者から得た過去の創作物を学習して作られたデータは確かに元の創作物とは多少異なってはいると思いますが、本質的にオリジナリティを有していると解釈していいのかという問題があると思います。まず絵や文章などを作る創作者の権利が優先されるべきです。生成 AI によって創作者の権利が軽視されてしまうようになれば、創作文化は委縮する一方であると思います。（学習元にするような作品が作られなくなっていった場合、AI による作品の生成・発展も結局打ち止めになっていくのではないでしょうか？）
そもそも素案には「AI 学習によって作成された学習モデルは学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」などといった「〜考えられるといった」内容が散見されますが、これは本当に一般的な考えでしょうか？引用した例についても、そもそも AI によって学習元のようなデータを作ってほしいから学習させるケースの方が一般的であると思います。（これは例示ですが、手塚治虫さんの作品を学習させた TEZUKA2020 などがこれに当たると思われます。）

●受付番号　185001345000009032

反対です。AI から作品を守って。

●受付番号　185001345000009033

生成 AI の無断学習に反対します。創作は著作権法で守られるべきものです。いくら AI で大量生成しようと、そもそもの創作をするクリエイターがいなくなったら、日本の文化は根底から崩れていきます。技術の進歩は、金儲けや何かの破壊のために使われるべきではありません。

●受付番号　185001345000009034

AI により、絵、写真、文字、文章等あらゆる著作権が侵害される。
実際、AI 学習により作品を乗っ取られ、廃業する方も出てきている。
また、実在する人物の写真を AI に学習させることでディープフェイク写真、動画が簡単に作られてしまう。

●受付番号　185001345000009035

此方の法案を考案した方々はもう日本人は創作活動するなとお考えと言う事なのでしょうか？AI イラストを多用する人に危害を加えられた人を守る法律を作るべきではないでしょうか。
正直に申し上げますと激しい憤りと、呆れと軽蔑の感情が湧き上がります。
「何をやってるんだこの人達は」「こんな法律作ろうとしてる人より自分の方が余程上手くやれそうだ」と、今貴方方がやろうとしている事は一般人がこう思ってしまう事です。
つい先日の[redacted]が脚本家達のいじめにより自死された事件から何も感じる事はなかったのでしょうか？
原作者の作品だけ欲しい、自分好みに改変した他者の作品を自分の作品として世に出してちやほやされたいと言う脚本家とまったく同じ思考ですよね？
横暴な独裁者ごっこをする前にやるべき事があるかと思います。
また、AI ではディープポルノやフェイク画像も作り放題なのですがそれらを守るということはフェイク画像やポルノを推奨していると受け取れますがどのようにお考えですか？

●受付番号　185001345000009036

著作物ありきの AI 生成物であるのに学習元の著作物の著作権が不当に踏み倒されている。データを集めているのは実質的に人間が行っていると同義のため、著作物の権利が失われている。
アニメ、漫画文化の発展が大きいはずの日本において作品の著者作者が守られる法律になることを願う。

●受付番号　185001345000009037

5.各論点について

（1）学習・開発段階

カ（イ）学習済モデルの廃棄請求について

「AI 学習により出力された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ」とありますが、著作物を基に出力している以上、著作物に似たものが出力される可能性は十分あります。それなのに「学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないと考えられる」というのは、「著作物は勝手に学習され放題なのに、出力側は滅多なことでは削除されない」と出力側に甘すぎるのではないでしょうか。

例えば、ネットにアップされた実在の人物の写真を AI に学習させて、その人物そっくりな容姿のポルノ画像を出力してネットにアップした場合、学習された写真の人物は多大な被害を受けると考えられますが、そのような学習済モデルも廃棄請求は認められないのでしょうか。

●受付番号　185001345000009038

生成系の AI において「モノを作る」という点に立ち返ると、生産したものに対する責任および原料とするものに対する責任、の 2 点について、生成系 AI を稼働させる者は一定の責任を負う必要があるというのが、私の大筋の見解です。
インプットしたデータからルールを抽出するのだからインプットデータは原料ではない、という見方もあるでしょうが、『インプットデータがなければ何も生み出せない』のが現在の生成系 AI の限界ですので、工場と同じ理論で、無限に利用できる原料と言っても差し支えないと思っています。
その『無限に使える原料』に対して、生成系 AI を稼働させている人(工場に例えても良いです)が適正な価格を払っていない。それが現在の著作権問題のに対する理解です。
著作権というものは、殆どがクリエイターが積み上げて掴んだ個性の塊です。(無個性な作品には著作権は発生しない理解です)
著作を生成系 AI の『原料』にしておきながら、刑事罰も民事罰もほぼないというのは、あまりにもクリエイターを、ひいては著作権を蔑ろにする行為なのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009039

AI による生成物は元より人間が生産した著作物をもとにしているため、当然著作権は学習元の人間にあります。
昨今、SNS 上で、有名クリエイターのイラストを悪意を持って生成 AI に学習させ、その生成プロンプトを公開し、クリエイターの筆を折らせたという問題が発生しましたが、ご存じでないのでしょうか。
クリエイターは作風、デザイン、作成過程などをもって生業としているのに、それを「享受ではないから」と言った理由で AI に学習させるようなことがまかり通れば、国内のクリエイター業界はさらに衰退すると思います。

●受付番号　185001345000009040

現状個人で使われるAIイラスト生成ソフトは学習元のイラストを描いた人間が望まない形で利用されていることがほとんどです。
例えば、AI で生成された画像を使って支援サービスを使って金儲けをする、明らかに特定のだれかの絵柄が強調されているイラストを生成し、自分のものであると発表するなどです。これらの行為を行っている人間は数人ではなく、既にかなりの数いると思われます。
これらの行為は現在法律で問題があるかないかグレーであるに関わらず蔓延している行為です。万が一これが法律で明確に認められてしまった場合、クリエイターの著作物は侵害され、AI 生成によって金を稼ぐ人間の存在によって金銭的にもより大きなダメージを負うこととなることは明確です。
また、ここからは感情論となりますがこれらAI生成を行って他人の著作物を侵害している人間はクリエイターにリスペクトがないことがほとんどです。AI での生成という明らかに自分の著作物ではないものをさも自分のもののように発信します。
現状イラスト生成 AI など著作物を学習元としている AI サービスはまともな使われ方をしていないのが現状であると思います。特にクリエイティブなものである著作物を学習元としているAIにおいて大切なことは著作物を侵害せんとする人間が気持ちよくそのサービスを使えるようにすることでしょうか。それは大きく間違っています。最も尊重されるべきはクリエイターの意思です。それを仕事にしているか趣味でやっているかにかかわらずほとんどのクリエイターは現在の生成AIの使われ方を快く思っておりません。たとえ自分の著作物が侵害されたわけでなくとも、学習元とされたクリエイターが長い時間をかけて積み上げてきたものをいとも簡単に迫害される環境は望まないのです。
AI の技術が悪いとは言いません。現状最も悪いのはそれを利用している人間です。しかしそういう人間が残念ながら多くいる以上は生成AIを自由に使用できる環境は認められるわけにはいきません。クリエイターがコツコツ努力してきたことが今の日本をマンガアニメ、ゲームなどの先進国として成長させてきた要因です。現状のような使われ方が続き、今後法律でも認可されていくのであればクリエイターは精神的にも金銭的にも被害を被り今後日本のクリエイティブは衰退の一途をたどること間違いなしでしょう。一番大切なのはクリエイターが何を望むかではないでしょうか。それを踏まえたうえで今後の方針を考えていただきたいです。

●受付番号　185001345000009041

創作物は日本の宝です。
AI で簡単に絵柄が奪われることは、創作者・創作の未来を潰します。あってはならないと思います。

●受付番号　185001345000009042

AI の無断学習に反対します。
他人のものを盗んで生み出すのが文化の発展なんですか。盗んで生まれたものをまた他の人が盗んで、盗まれる側の人が筆を折られてしまったらこの世には盗作しか残らないです、新しいものが生まれなくなります。これがあなた方の考える文化なんですか。
心から AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009043

私は漫画家を目指して出版社の元で作品を制作している内の一人です。
また、イラスト・漫画関係の専門学校の講師も勤めております。
私は生成 AI について否定し、かなり危険な物だと思っています。
生成 AI に対する危惧を以下、箇条書きにしてまとめさせて頂きました、ご査収ください。
・創作物の衰退(創作者の存続)
生成 AI を使った嫌がらせ(誹謗中傷)、成りすましなどの事件が SNS で実際に起こっています。
創作者は生み出す事を楽しく行っているものであり、他者からの攻撃を受けるためにしているものではありません。
伝統が受け継がれてきたのは「受け継いだ者」が居るから。ですが、この状況では創作者が率先して筆を持っていく状況から次第に離れていきます。
現在、日本の経済に漫画等の娯楽もかなりの支えとなっているかと思いますが、その娯楽を生み出す者が消えていくのはこれからの日本経済の柱のひとつを失うものと同等だと考えても過言ではないでしょう。
・創作物の衰退(創作物の進化の停止)
また、絵柄には流行があります。江戸時代の浮世絵と、現代のイラストは遥かに絵柄が違うのは、創作者が研究を重ねて流行りの物を取り入れてきたからです。これは人間の脳では無いと現実的に不可能です。人間は群れを成す生き物であり、周りの状況を判断して適応していく能力があります。それにより、日々身体以外にも知能・技術なども進化してきました。
生成 AI は、「世に出ているイラストを元に新たなイラストを生成する」。これは一見新しいように見えますが、著作権の観点以外から申し上げますと、前に述べた様に進化されず、絵柄などが発展しなくなります。
あくまでデータとして登録されているものであり、そこから試行錯誤して顧客に売れる物を生み出せはしません。入力している側が人間だとしても、登録されている"素材"が限られていれば、生成も乏しくなります。
新たにデータを更新していく、という案があるかと思いますが、前述の通り創作者が離れていけば更新されるデータが無くなるので自然と衰退していきます。
一旦 2 点にまとめさせていただきました。
創作者は、国からの法で護られて初めて生み出すことが出来ます。これは菓子でも建築でも構わずそうです。
著作権については、創作者の衰退等を避けるためにきちんと法で固めてまもっていただきたいですし、生成 AI に関しては現状その著作権を無断で持ち去り、コラージュしたものです。そちらが著作権で護られてしまえば、我々創作者は確実に消えていきます。

●受付番号　185001345000009044

AI の無断学習に断固として反対致します。

●受付番号　185001345000009045

AI の無断学習に反対します。
無断の盗用を許し、悪意をもって無限に無断学習させられれば、創作をする人の意欲を失くし作品は作られなくなり、創作文化自体が消滅してしまいます。
重い罰がくだされ、違法となることを願います。

●受付番号　185001345000009046

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009047

生成 AI の無断学習に反対です。

●受付番号　185001345000009048

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009049

AI の無断学習に反対します。私自身が一からイラストを手掛ける創作者なのですが、この件は一からそう言った創作物を産む全ての人を蔑ろにしているとしか思えません。作品は声を上げませんが、それを作り出した生産者は声を上げられます。自分が一から苦悩して産んだ作品を、意図も容易く模倣され、他にも存在するかけがえのない作品とかき混ぜられ、それを顔も知らない誰かが勝手に自分の創作物として世に放つ。しかもその混ぜ物は、自分と似た点を見つけたとしても、「混ぜ物」ゆえにそれを強く指摘できないまま。AI 生成だからという理由で口を塞がれるのです。こんなに残酷な、至極グロテスクな行為を「創作」とは呼べません。
反面、学習元として、絵を差し出してくれる人はいるでしょう。それはそうされても構わないと言う厚意を持って提供してくれる方がいるのなら、またその提供者の創作物を尊重し、学習元に何かしらの還元や謝礼が発生するのなら成立する話です。しかし現状、イラストや創作における AI の利用者は、AI を利用し、学習元である創作者を追い詰め、当人の筆を折らせたり、営業を妨害したり、コミッションサービスでも問題を引き起こすなど芳しく無い事例が多数存在します。現在のようなリテラシーの低い利用者の事例が多々ある中で、AI の無断学習には強く反対します。

●受付番号　185001345000009050

AI の学習元となる絵や漫画などの作品の執筆者の権利を守らなければ AI の発展もできません。
この内容では学習元となるオリジナルの創作者が筆を折るだろう。
元となる作品の分母が減るのは AI 学習うんぬんを超えて、オタク文化を売りにしている日本そのものへの損害へとなります。
以上のことから AI の無断学習に反対します。
代案としては、学習したい作者へ AI 学習させる為に使用する際必要な金額を聞き、対価として支払う事で学びを許可していく案です。
こうすれば双方に納得がいきます。
作品を作っていく人間は現在の技術を会得するまでに膨大な時間を費やしております。それに対する対価は必要です。
無償で無断に AI 学習に使用するのは創作をしている全ての人類への冒涜です。

●受付番号　185001345000009051

・運転免許証などの個人情報を悪用されることが容易に想定できる。
・イラストや漫画などの文化の破壊に留まらず、芸能人や著名人のディープフェイクによる犯罪に転用されることが想定できる。
・そもそも人の努力を足蹴にするような代物が人権的に容認される理由がない。
上記の理由から生成 AI の法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009052

私は所謂絵師と呼ばれるものではないのですが、今日の生成 AI の使われ方、特にイラストを出力する AI に関して、法律が追い付いておらず、無法地帯と化している現状に異を唱えるべく、書き込んでいます。
無断で特定の個人のイラストを AI 学習させ、その AI を販売することや AI を使って勝手に人のイラストを添削するなど、どちらかというと人の足を引っ張るような使い方をされているのが現状です。特に後者に関してはネット上の友人が被害にあっていて友人として許せないと感じています。
どうか生成 AI の著作権周りについて、クリエイターを守るようにご一考お願いします。

●受付番号　185001345000009053

項目：5.各論点について　(３)生成物の著作物性について
生成 AI を用いたアイデアは、必ず今までに学習してきたクリエイターの作品があります。クリエイターの作品はその一つ一つに商品価値があり、AI に学習させた膨大な量の作品全てに使用許諾確認や利用料支払いを行うことは不可能です。生成 AI の作品を売買する行為は「著作物窃盗」であり、さらに本来他のクリエイターが正規の価値で売買していたものを安価に売るので「ダンピング」でもあると思います。これらのことから AI 生成物の過剰な供給が創作市場の価値を暴落させます。
また、学習段階において収集した画像に対してその特徴や印象をタグ付けし整理する工程があり、この工程は明らかに著作物に表現された思想・感情を享受する目的が存在しています。
日本以外の先進国ではすでに生成 AI に対する嫌悪感が拡大しており、海外創作市場において AI 生成物は極めて不人気であり、AI 生成物に著作権を与えることにより、今現在高く評価されている日本の創作物に対する価値と信頼を失う事態に陥る危険性があります。
既に国際社会は生成 AI に対する規制を開始しています。これは生成 AI の知的財産搾取の問題、ディープフェイクによる情報汚染や個人の人権侵害の問題を考慮して行われています。AI 生成物に著作権を与えることは、これらの問題を積極的に振りまくことになり、さらに海外に振りまいていると受け取られるでしょう。日本のサブカルチャー産業は海外の市場から排除される可能性もあり、創作市場のさらなる縮小が予想されます。

●受付番号　185001345000009054

・生成 AI について
データセットや出力した生成物の取り扱いに対する規制が必要だと考えています。
・生成 AI のデータセットについて
多くの著作物や海賊版と呼ばれるサイトから収集されたデータの問題とは別に、
児童ポルノ画像が含まれている点を懸念しております。
大手画像生成 AI であり、大多数の生成 AI が利用している「Stable Diffusion」において、
1000 枚近くの児童ポルノデータが含まれていたという事で話題になりました。
また、国内の一部 SNS にて、生成 AI を利用してほぼ実写のような女児のポルノイラストを投稿している状況も見受けられます。
近年では大手事務所の性加害問題が国内外問わず大きな批判を受けた点も踏まえ、
データセットに含まれるセンシティブな話題も取り上げ、解決案を検討すべきだと考えます。
・特定作家の作風を真似した生成物が大量に生み出されることに関する事について
生成 AI に仕事が奪われる事に関する懸念とは別に、
クリエイターの精神面や、今後国内でクリエイターを目指す子供達にも大きな影響を与えると考えています。
＞クリエイターの精神面
現状 X（旧 Twitter）にて、
自身の作風が真似される事で精神的に病んでしまったり、最悪自殺をしてしまった方を既に何人か確認しています。
また、生成 AI を利用している所謂「AI 絵師」と呼ばれている方の発言として、
法律上問題ない事から、クリエイターの精神的な苦痛に対してお気持ちと一蹴して嘲笑うという場面を多く見受けられます。
＞クリエイターを目指す子供達への影響
誰でも簡単にイラストを生成できる現在において、
何年も勉強をし、何十時間もかけてイラストを描くのはコスパが悪いと考える世代が生まれるのは容易に想像できます。
アニメ・漫画産業が他国と比較しても強い日本において、次世代が育たない（育成する意味がない）環境と言うのは少子化問題同様、大きな痛手になると考えています。
これらの事から、クリエイターが安定した精神状態で創作活動が出来る環境や、
未来を担う若手がクリエイターを志せる環境作りとして、
生成 AI に対しる全体的な規制を強化する必要があると考えています。

●受付番号　185001345000009055

AI による無断学習、また著作権者を蔑ろにする本案に反対します。

●受付番号　185001345000009056

素案は非常に公正であると思われる。
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
・作風の模倣は AI に限った事ではないので現行法と同条件か近い条件で処理すべきである。
・海賊版データでの学習は完全に別件であり、それらは学習以前の問題と思われる。わざわざ AI の為に海賊版データサイトを作っているサイトはなく、それらの用途は主に閲覧用である。それはそれで対処すべき問題だが、議論の趣旨から外れている。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【侵害に対する措置について】
カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
・モデルの廃棄請求は踏み込んだ内容だが、完全に認められた場合は施行が許される範疇であると思われる。ただし簡単に複製できるのでまったく意味はないが。また特定のプロンプトの禁止なども設定次第なので、技術者相手にはいたちごっこではある。
（３）生成物の著作物性について
イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
・AI 生成物の著作物性についても適当だと思われるが、結局は主観に委ねられる面が大きい。線引きは難しく、認められる場合も認められない場合もある、とするしかない。
（４）その他の論点について
・その他の論点についても適当だと思われる。非現実的な主張に惑わされる事なく、現実性と法律に則って統括されている。
文化庁の素案を読むのは初めてだが、想像していたより遥かに理解ある内容だった。失礼ながら、このような新法は現場を知らない方が作り上げて辟易するのが常だと思い込んでいたが、これは非常に洗練されていると思った。
今は AI 業界もどちらに転ぶか分からず萎縮した状態だが、いたずらに締め付け過ぎない AI 保護の声明を発表し、どうか日本を AI 先進国にして頂きたいと思う。

●受付番号　185001345000009057

AI よりも大切なものは著作者・創作者です。いかなる場合でも、AI が彼らを上回ることはありません。そればかりか、現在の市場を破壊する力を持ち合わせている技術です。AI 利用を取り締まらないことによる影響として、創作者の被害・市場への信頼低下・将来の創作市場の崩壊ということが挙げられます。

まず、創作者の被害ですが、直接的なものと間接的なものに分けられます。直接的には、AI が特定個人の作風を模倣した作品を作れることにより、元となった個人の商売が阻害されることです。AI によって類似物が作られ、それが容認される世界になったとしたら、そのクリエイターは創作で生活を賄うことはもはやできません。また、それに関連して、模倣 AI によってポルノが作られたとすれば、その批判の矛先は元作者へ行くことが考えられます。そして、多くの場合、その状況を招いた AI 利用者はその責任を取りません。AI によって商売が立ちいかなくなり、風評被害も招くとなれば、作家の意欲は減退し、筆を折ることになるでしょう。

間接的には、AI が人間にとって変わることで人間が不必要とされ、クリエイターの誕生が妨げられることになるでしょう。日本が推し進めるクールジャパンを代表するアニメ業でも、人手不足が叫ばれています。AI によってさらに人手が不足すれば、世界に発信していく力が削がれていくばかりです。

不適切な AI 利用は創作者の意欲を減退させ、不足しているクリエイターに更なる不足を招くでしょう。

市場の信頼低下はすでに引き起こされている現象です。巷にはすでに AI 生成物が溢れ、多くの人によって価値のないものとみなされています。創作物投稿サイトでは AI 生成タグの使用が義務づけられ、イラストコンテストでは AI 生成は審査対象外となっています。最近では人間が創造したものか疑いを持ってみなければならなくなる、という不信の種を植え付けているのも AI です。創作物に限らず、絶景を写したビデオなどでも、AI 使用記載のないものが溢れており、その場所が実在する場所なのかもわからないのです。AI 生成物に価値があるかは甚だ疑問です。また、2024 年 1 月のアメリカワコム社の炎上事件においても、AI 生成物の利用によって多くのクレームと不信が寄せられています。AI は価値のあるものを生み出すのではなく、市場を混乱させ、不信を生むものです。

上述したように、AI の濫用は創作者の減少、意欲減退を招き、創作市場の信頼低下、価値減少をも招くものです。今よりこれが悪化すれば、日本が誇るアニメ・マンガ・ゲーム業などは何の意味も持たなくなるでしょう。

これを避けるためには、根本的に AI 利用を規制するほかないと考えます。具体的には、著作者・創作者を絶対的で優越的な保護対象とすることです。創作者が対 AI 保護措置をせずとも、無断に AI 学習・利用・改変されないことを保証するのです。いかなる場合でも、AI は著作権が存続する作品を取り込んではいけません。AI およびその利用者がやっている

ことは、過去の創作物とその価値へのフリーライドです。最初から価値などないのです。はっきり言って、現状の AI 生成物が大量にインターネット上に溢れている状況は異常です。このまま野放しにしてはいけません。もしこの状況を傍観するのならば、AI によって削減できるコストなどの目先の利益の代わりに、それよりも遥かに大切なものを失う覚悟をしてください。

1 人の創作者として、自分や全ての創作者とその創作物が保護され、安心して文化的活動ができる世界なることを祈っています。せめて、日本の中だけでも創作者と創造物のアイデンティティが失われないように。

●受付番号　185001345000009058

AI の無断学習に反対します。有り得ません。

●受付番号　185001345000009059

好きな作家さんやイラストレーターさんの作風によく似たAI作品を見かけることが多々あります。作品で生計を立てているのに、AIにより無料で似た作品を作れるようになったら、生活が成り立たなくなり、作家さんの新しい作品を見ることができなくなります。AIは許可なく作品の学習をやめるべきです。

●受付番号　185001345000009060

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009061

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009062

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009063

AI の無断学習には断固として反対です。

●受付番号　185001345000009064

少なくとも現状被害を被ってる著作権者がいるのに生成 AI を野放しにするのはダメでしょう。
全ての著作物、著作者の権利が完璧に保護されてから、生成 AI について初めて語れるものだと思います。
そもそも今の生成 AI は著作物の無断学習によって成り立っており、元の著作物や著作者に対してなんら許諾を得てません。なぜ許されるのでしょうか？
他人のものを無断で使っておきながら、生成 AI が出すものには著作権が発生するのは道理が通らないと思います。
冒頭でも書いた、すでに被害を受けてる著作権者がいる話ですが、過学習により元の著作者の特徴とすべき部分を抜き取って似た作品をその著作者の名を使って(あるいは暗喩して)頒布、販売していますが、著作権者が泣き寝入りするしかない状況になってます。
これはブランド品の盗作となにが違うのでしょうか？似たものを売っていても名前が違えば良いという解釈になりますが、それで良いのでしょうか？
また、生成 AI におけるマネーロンダリング等も問題になってます。生成 AI は使う人間に依存しないため、問題を起こした人間が販売アカウントを変えるだけで新しい販売ができるのです。
「生成 AI が生成したもの」と「人間が生み出したもの」の見分けがつきにくいことも問題です。コンテスト等で芸術のさらなる発展をさせようとした際に規約に「AI 生成による作品は禁止」と書いたところで見分けがつかなければ不正し放題です。この不正のしやすさという点で生成 AI は群を抜いてます。
オリンピックではドーピング検査をしてると思いますが、ドーピング検査に引っかからない薬があるとして、それを使った選手が出てきてもわからない、そんな状態でやるオリンピックはスポーツによる祭典としての意義を失っていくことは想像に難くないと思います。
要は棲み分けすらできてない今現在の生成 AI のまま野放しにするのは社会にイタズラに混乱を与えるだけなのです。
今一度生成 AI の規制について考えてください。

●受付番号　185001345000009065

AI 自体にどうこう言うつもりはないが、AI が生成した成果物に著作権を与えるのは賛同できない。
危惧しているのは、「ちょっと違うから」が許されれば人間によるコラージュが合法になってしまうとか、「同じ構図でも全体が描き直されているから」が許されれば AI で再生成するだけで OK になるとか、そういうこと。名画に水をぶっかけてふやかしたら元の絵と違うから今までにない著作物だよねって言ってるようなもの。
ただ、「だからアウト」ではリスペクトしたアートのような人が描いた作品でもアウトになってしまう。なら、法で管理する上で一番良いのは、パクリ元と思われる制作者が嫌だと言えば罪に問える仕組み。第三者ではだめ、気に入らないクリエイターを潰すという行為が横行するから。元の著作者がいいねと思えば合法、嫌だと思えば違法、そんなのが良い。
話は変わるが、過去には AI を利用して「他人の制作途中の著作物を AI にかけて作品を先に公開し、後から世に出されたオリジナルの制作物をパクリだと言う」だとか「人間のクリエイターに作品制作を依頼し、下書き段階を見せてもらった段階でキャンセル、殆どお金を払わずに手に入れた下書きを AI にかけて実質格安でイラストを買い叩いた」といった話があったので、AI を法で扱うことに関してはクリエイターを尊重するような姿勢を大事にしてほしい。

●受付番号　185001345000009066

5.各論点について
(1)-エ-(イ)についての意見
素案から読み取れる認識に、クリエイターたちが実際に抱いている危機感の程度や懸念の方向性との乖離があり、これではクリエイターの権利を守れないと考える。AI 生成物によって特定のクリエイター又は著作物に対する需要が代替されてしまう事態を、例外のように認識するのではなく、より重大な問題として捉えるべきである。
(1)-カ-(イ)についての意見
「AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物と はいえない場合が多いと考えられ」について。
なぜそのように考えられるのか、根拠に基づく論理的な説明が不足していると思われる。
先述の(1)-エ-(イ)についての意見にも関わることだが、学習済みモデルの存続が、特定のクリエイター又は著作物に対する需要を脅かし続ける可能性を例外のように扱ったり軽視したりするべきではない。

●受付番号　185001345000009067

AI による無断学習及びそれによる著作権の侵害に反対します

●受付番号　185001345000009068

人間の創作活動を甚だしく侵害する可能性があるため、AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009069

プロ・アマチュア関係なく創作物を許可なく AI に学習され、類似品や同等品を作製し著作権を主張されることはあってはならないことです。
自由な創作の場を狭め芸術や文化が育たない国は豊かさが消えてしまいます。
AI 学習は世の中を豊かにするために使用されるべきですが、個人の表現の場を奪うツールとなることは許されることではありません。

●受付番号　185001345000009070

AI の無断学習に反対します。生成 AI を扱うことは所詮人間の利益のためであるため、無断に学習させる権限を与えることはあってはならないと思います。

●受付番号　185001345000009071

学習元の権利がしっかりと守られていない時点で論外な言説であると考えます。
そもそも生成 AI という土壌自体が、学習元によって成り立っており、このままの素案で施策を押し進めたとしても、学習元による供給が失われてしまえば施策自体が成り立ちません。
そのため現時点での生成 AI の推進は、愚作中の愚策であるとしか思えません。創作分野に携わる者として、断固として反対させていただきます。
また、そもそも生成 AI と呼ばれるものの研究自体、一般に広めてしまえば害しか生まないものであるように思えます。
ディープフェイクなどの実害が騒がれている中でそれらを押し進めていくことは、国家そのものの存亡にもつながりかねません。ただちに生成 AI 開発者との癒着を辞めるよう、国民として進言させていただきます。

●受付番号　185001345000009072

生成 AI の無断学習には反対です。学習元から明確に許可を得ていない著作物の利用は禁止して欲しいです。

●受付番号　185001345000009073

きしゅいぞんもじのエラーがでてすすまなかったのですべてひらがなとかたかなです。いちクリエイターとしていけんをのべさせていただきます。ちょさくけんしんがいなどのきほんてきなことはほかのクリエイターさまとどういけんです。これをごらんになっているみなさまはエーアイおちということばをごぞんじでしょうか。かんたんにもうしますといままでみずからのてでかいていたイラストレーターがエーアイせいせいのイラストにのりかえてしまうことです。みずからてがけていたイラストをエーアイにがくしゅうせいせいさせたものをじぶんのさくひんとしてはっぴょうしたりしています。じぶんのいしでじぶんのイラストをがくしゅうさせているのだからもんだいないのではないかとおもわれたかたもいるかとおもいます。しかしそれはちょさくけんもんだいについてだけです。なぜおちとひょうげんされるのかとかんけいしてきますがもともとえかきはじぶんでそうさくするじぶんでひょうげんするじぶんでかくことがすき。というりゆうからかいているひとがおおいです。しかしエーアイせいせいはどうでしょう。じぶんでそうさくしていますか。なによりじぶんでひょうげんしていますか。じぶんでかいていますか。そうです。エーアイせいせいにのりかえてしまったということはそのえかきはもうじぶんのあたまでそうさくすることじぶんのてでかくことのたのしさをわすれてしまっているのです。あるいみこれはふでをおっているのとかわりません。えかきとしてのこころがおれてしまったのです。このじたいはせいふがとおそうとしているあんがせいりつしたらおさまらないとおもいます。エーアイをすいしんすればするほどクリエイターはじんかくがおれへっていきエーアイがこのぎょうかいをぎゅうじることになりはってんさせたいとおっしゃっているエンタメはかこのがくしゅうげんからしかせいせいできずつまらないものになっていく。それでいいんでしょうかね。エーアイエーアイといっていなかったすてきなさくひんをみてこころうごかされじしんもたのしくそうさくかつどうをしていたあのころにもどりたいです。さくひんをみるときにこれはエーアイなんじゃないかとぎしんあんきになるのはもういやです。つかれました。クリエイターからじんせいを、いきがいをうばわないでください。このことばがとどきクリエイターがたのしくそうさくかつどうとおしごとができるよのなかになることをねがっています。

●受付番号　185001345000009074

著作者人格権、同一性保持権、財産権が生成 AI によって侵害されているにもかかわらず一切の検証がなされていない。
むしろ意図的に避けてすらいるように感じ取れる。

●受付番号　185001345000009075

創作文化を失わないようにAIの著作権をもっと厳しくすることを望みます。なぜ努力して1から作り出しているものたちが、なんの努力もしていなかった人たちに食い潰されていかなければならないのか。
創作文化は日本にとって唯一と言っても過言ではない文化です。そんな文化が今失われようとしています。
学習させたAIなどを使用した商用的利用を禁止してください。
イラストや小説を無断でAIに学習させるのを禁止してください。
ご検討お願いします。

●受付番号　185001345000009076

現段階の AI 著作権法の見直しと、AI の無断学習の規制を求めます。
他人の作品を学習に使うなら、許可を取るのが礼儀ではないでしょうか。
礼儀知らずを合法化するような法整備は支持できません。
日本のクリエイティブカルチャーは世界的にも高く評価されているものであり、守るべき財産であると考えます。
そもそも AI だってクリエイターがいなければ学習できないのですから、クリエイターをきちんと守ってください。

●受付番号　185001345000009077

まず生成 AI 推進を望む者だけで議論を進めるのではなく、強く反対する者も同じ人数で議論の場に参加させてください。
偏った意見の持ち主だけで、この議題を進めることを反対します。
生成 AI 自体の正当性のなさ､使われることによるデメリットを無視して押し進めすぎです。
希望的観測な理由付けで上記を問題ないと決めつけないでください。
確実に生成 AI の成り立ちは著作物の「窃盗」であり、生成 AI はデータを学習するのではなく「取り込み」「複製」しかしません。
既存のデータを混ぜて再生成、という技術自体は進歩しているのかもしれませんが、それは数多くの著作物を勝手に使用していいことにはなりません。
実在児童のポルノデータを取り込んでいることも容認できません。
そしてこの問題を解決せず「問題が広まる前に使って儲けてやろう！」という魂胆が透けて見えます。
無理やり理由付けをして、いま存在する生成ＡＩを使用する方向に持っていくのをやめてください。
やるならば、いちからすべて作り直し、取り込むデータ元に許諾を取って始めてください。
今生成 AI で行われているのは、学習して新しい物を生み出しているのではなく、ただの著作権ロンダリング行為です。
次に、生成ＡＩを押し進める問題点を挙げます。
例えばサミットなど国賓を招待しているときに、生成 AI を使って要人やその家族のポルノ偽造、もしくは品位を落とすものを作られたらどうするのですか？
または、その国独自の著作物を生成 AI で改悪されたものを SNS でばらまかれたら？
我が国では裁く法律はないからしょうがないよねとでも伝えるのでしょうか。
要人を招待してるときじゃなくても起こりうることですが、そういうときを狙って悪事を働く人は出るでしょう。
既に有名人の生成 AI などで、悪質な被害を受けた人は既に公になっています。
性善説で生成 AI の使用に制限をつけても意味がありません。
また、この被害を受けるのは著名人に留まりません。
この意見書を読んでいるそこのあなた。あなた自身や家族、もしくは大切な人が悪質なポルノ画像や品位を落とすものを精巧に作られ、今の生活を捨てることになるかもしれません。
浮気の偽造、犯罪の偽造、ストーカー行為の助長、隣人トラブルでそういったものを周囲にばらまくことだってできるでしょう。
それは同僚、クラスの同級生、隣人、ただ道ですれ違った人、だれもがその行為をできます。
とても簡単に。

理由だってそんなに複雑じゃないかもしれません。別にあなたたちを憎んでないかもしれません。だって簡単にできてしまうから。
私は生成ＡＩによってそんなことが簡単にできる国を望みません。厳格な処罰を法律で定めるべきです。
今も SNS 上では著作物を模倣・改悪した生成物をわざと作ることで、著作者に精神的に侮辱している行為が散見されます。
災害時も生成ＡＩの画像や映像で、正しい情報を得ることが難しくなりました。
これらの問題を見て見ぬふりで推進しないでください。生成ＡＩの生成物に著作権を与えるなんて、デメリットが大きすぎます。
生成ＡＩの生成物に著作権を与えることは断固反対します。

●受付番号　185001345000009078

AI の無断学習に反対します。著作権の侵害かつ様々なカルチャーの担い手に大きな負担を強いるものだと考えます。

●受付番号　185001345000009079

AI の無断学習、濫用について、断固として反対します。
また、それらの厳罰化や一律の使用禁止も含めた厳しい姿勢をお願いしたいです。

●受付番号　185001345000009080

イラストレーターをしております。
AI 生成によるイラストや写真様の画像を日常的に多く見かけるようになりました。
私は、AI 学習/生成/配布（販売）のいずれの面でも、権利侵害をしないために必要なストッパーが機能するようにならなければならないと思います。
クリエイター側からすると、この学習/生成/配布の流れがワンセットで「権利侵害」をしてきます。権利侵害とは、我々が途方もない人生の時間と労力をかけて作品に落とし込めるようにしてきた「技術」や「作風」そのものを、他人に、無許可で（ほとんどの場合知らされることすらなく）、比べ物にならないほど少ない工数で写し取られることです。そして、それに対価を払う人にはほとんど同じように見えてしまうことです。
人による盗作と本質的に異なるのは、圧倒的なスピードと量、そしてコストの低さでしょう。
今回の資料を読ませていただき、AI 利用の発展的なケースや、利用者の心情なども伺い知れ、大変興味深かったです。
「同業からの冷評」とありましたが、私は AI を利用して、権利侵害のない素晴らしいアートを生み出すことは可能であり、それは保護されるべき表現ですし、作者への敬意も払いたいと思いますが、
一方で、ワンクリックで当たりを引くような行為で出力された作品の出力者に対して、「同業」などとは微塵も思えません。
予算の限られた場面で、クリエイターにお金を払うのではなく、AI でそれらしいものを出力してポスターなどにしてしまえば、ほぼノーコストで広告が作れますが、
専業クリエイターは生き残ることができず、文化は搾取構造が前提のより貧しいものとなるでしょう。
また、インターネット全般がすでにそうであるように、AI 利用のために、人間側に勉強がほぼ要らないという点も気になっています。
他人の著作や、肖像を使っておきながら、権利の勉強をしないで良いという現状でいいはずがありません。もしも権利の勉強なく利用できるようにするのであれば、サービス側が侵害がないよう一定のラインを保証し、それ以上は自己責任ということを明確にしなければならないと思います。
学習/生成/配布までを一人の利用者が行っているならばまだしも、
学習をサービスが行っているケースがおそらく多いと思われる現状、
自分の生成した AI が「誰の権利を踏みにじっているのかわからない」状況は、誰にとっても利がありません。AI 利用者もサービス提供者も、せめてそれを共通認識にしてほしいと思います。
「いらすとや」がデザイナーに重宝されているのは、こういった理由ですし、
それでも同業者は「いらすとや」を搾取したくない気持ちもあり、

LINE などで有料の商品を購入したりしているのです。
現状数多く起こっている、努力したクリエイターの心が AI によって折られるような事案がひとつでも減るよう、こういったことに対応する法律が整備されることを願います。

●受付番号　185001345000009081

AI による無断創作物学習は著作権侵害です。AI が他者の創作を学習することによって得た情報を使ってなんらかの利益を生めば、創作をしたり他人の創作をみたりして楽しむことができなくなると思います。私も創作する身ですが誰かの AI の栄養になるために絵を描いているのではありません。AI の規制をもっと厳しくしてください。せめて AI 学習によって利益を得た場合は犯罪行為としてください。利益を生まなくても許可なしに学習させた場合犯罪行為となればもっと良いです。最近コミックマーケットなどの創作物イベントがとっても盛んになってます。今創作をされる方が減ったらとても悲しいです。もっと厳しく取り締まって、創作物を作り出す努力をされた方を踏みにじられるようなことがないようにしてください。どうか AI 側じゃなく創作者側の味方になってください。

●受付番号　185001345000009082

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009083

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009084

生成 AI による創作者への著作権侵害が脅かされる恐れがあるので規制の検討をお願いします。

●受付番号　185001345000009085

すでに誰かの手で書かれた（描かれた）ものを同意なく読み込んで学習させ、勝手に似たような作品を作るのは著作権侵害に当たると思います。また、それは撮影された映像や個人が撮った写真の画像でも同じだと考えます。
創作活動をろくにした事がない人だけが中心に集まって考えられたのでは？と感じてしまいます。
人が 0 から創り出した作品、人が撮った映像・写真のシチュエーションの著作権の事は何も考えていないのに、それを横取りしてほぼ盗作した作品に著作権を与えるというのは本当に意味がわかりません。
楽をして良い場合と、楽でも絶対にしてはいけない場合があると思います。これは後者です。

●受付番号　185001345000009086

現在過渡期である ai 技術について、chatGP ではない分野での保護は危険と考える。
まずは法整備並びに運用上での危険性の周知、創作者たちの保護を念頭に何らかの作品の背景のみであれば非商業の写真からの学習のみ可能(背景ではなく景観としての場合は違法)などのように現状それを生業として生計を立てている人々の驚異にならないという限定条件で飲み使用可能、学習可能にすべきではないかと考える。
既存の技術との共存、発展を視野に入れる場合、権利を保証されなければ人間は拒否感、忌避感を抱く。それは当たり前のことで、技術の発展や共存には障壁となってしまう。
まずはその部分をきちんと保護した上で持ち込むべきである。

●受付番号　185001345000009087

私はフリーランスで、制作依頼をいただき、イラストを描きながら生活をしています。
現在インターネットでは私と同じように、何年も時間をかけて習得した技術によってイラストを描いている人の絵柄やキャラクターを AI 学習させ、その学習元にさせられたイラストレーターの本位ではない形でチープなコピー品を流布させられ、学習元となったイラストレーター自信の価値を下げられる事態になっています。
便利な世界になること自体に価値はあると思いますが、AI による学習は「盗作」とイコールだと考えています。
印刷技術や写真の発展によって、過去の画家達を守るために作られた著作権は死後 50 年まで守られると認識しています。
AI においても、同じように死後 50 年たった人間の制作物のデータと、学習元になることを許諾した（対価を支払い依頼された）人間のみを学習元とすべきだと私は思っています。
現在の AI による無法地帯によって、何年も毎日努力し会得した技術を踏みにじられ、筆を折ったイラストレーターをすでに何百人と見ております。
こうして実力のあるイラストレーターを廃業させ続け、AI を無法地帯にすることによる発展は向こう 3 年もせず劣化コピーを繰り返した粗雑なものになることになると思います。
人間の力で成長できなくなった文化は廃れます。
どうか私たちの文化を守ることに助力いただきたく思います。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009088

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です

●受付番号　185001345000009089

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009090

AI の無断学習に反対します。
著作権者には、相応の金額で商契約を結ぶ権利があってしかるべきと思います。

●受付番号　185001345000009091

４．　　関係者からの様々な懸念の声について
私も以下の点を懸念しております　2024 年 2 月 6 日追記
●ディープフェイク詐欺・広告、ディープフェイクポルノに対する懸念
　生成 AI によるディープフェイクが後を絶ちません。このまま WEB の情報汚染が進んでしまうことも、詐欺や恐喝、不正送金、強盗などの犯罪に使用されやすい状況も無視できないものです。この 1 年における生成数は 150 億を超えるとのこと。偽情報は真実の情報に比べ 6 倍の速度で広がるという研究もあるそうです。圧倒的な生成数と速度を前に、人力によるファストチェックは果たして満足に機能するのでしょうか？ 警察も対応しきれるのでしょうか？
　ディープフェイクポルノに関しては、海外ではすでに被害にあった少女が自殺をするという、痛ましい結果を迎えてしまいました。
　政治家やアナウンサーを模した偽情報や、災害時の偽情報という由々しき問題も発生しています。生成 AI によるディープフェイクの問題への対処は、早急な法規制が必要かと存じます。
●なりすまし、嫌がらせに対する懸念
　すでに X（旧 Twitter）では、生成 AI を使用して特定のイラストレーターの絵柄を集中的に学習し、その出力物を用いて、なりすましのアカウントを作成した不届きものが現れてしまいました。そのうえ、著作者であるイラストレーターに対し著作権侵害の申し立てをする、という深刻な嫌がらせも行っていました。そのほか、殺害予告などの様々な嫌がらせにより、そのイラストレーターの方は無期限休止を発表されました。
　被害者全員が訴訟を起こせるわけではありません。上記のディープフェイク同様、生成 AI を悪用することで、なりすましや嫌がらせが容易に行えるという点も大変懸念しております。
●労働搾取やクリエイティブ活動への不信感に対する懸念
　最近、あきらかに生成 AI で出力したと思われるポスターや広告を度々目にします。企業や広告主としては、コストカットの観点から生成 AI を使用したい希望はあるのかもしれませんが、現在の生成 AI は 50 億以上の窃盗データで成り立っているもの故、生成 AI 製の広告を見ても、権利侵害を平気でする企業なのだな、という印象を覚えます。つい最近の話では、ファッションブランドの「セルキー」がデザインに生成 AI を使用してファンを失望させたとのことです。
　現状の生成 AI はクリエイターの補助ではなく、クリエイターから仕事を奪っていると言えます。また権利意識の低さが露呈することで、利用したクリエイターや事業者の信頼は地に落ちます。

生成 AI の出力制度が向上したことで、一見すると手書きのイラストや本物の写真のように見える生成物が増えました。これは本当に手書きなのか？写真家が直に撮影したものなのか？と、いちいち疑ってかかることが常態化しています。信用できない生成物があふれてしまうようになると、クリエイティブ活動全体の信頼や価値が損なわれてしまうように感じます。

●学術資料の信頼に対する懸念

古典絵画や実在する生物に似た生成物を大量に出力、発表してしまうと、真偽不明な画像がネットにあふれ、情報汚染が広がります。これは真に学術的価値のある資料への信頼を損ない、研究にも支障をきたす由々しき事態かと存じます。

●環境リスクへの懸念

2 月 4 日の読売新聞朝刊に生成 AI による環境リスクが報じられていました。生成 AI は大量の電力を消費するとの事。くわえて、電力だけでなく水も大量に必要とするとのこと。気候変動等のリスクが高まる中、大量の電力を必要とする生成 AI は持続可能な事業なのでしょうか？

また、生成 AI は人間の著作物だけでなく、生成 AI による生成物さえも学習するために、データの多様性が失われてモデル崩壊する、とも書かれていました。偽情報の広がりもデジタル環境のリスクを高めています。

上記のリスクを無視して生成 AI の開発利用を促進していくことは、極めて危険かと存じます。

●著作人格権の議論に乏しい

素案は生成 AI の利用ありきで話が進んでおり、著作人格権の議論を全くしていないように読み取れます。ディープフェイクやなりすましの被害が出ているなか、生成 AI の開発利用は著作人格権の侵害になっていないか、きちんと議論して頂きたいです。

●受付番号　185001345000009092

AI の利用により、唯一性が失われ、画一化されたものになるのは、ガラパゴス化が一つの魅力になっている日本文化には痛手だと思う
また、AI の法整備がなされていないことで、自分の絵柄を学習され、創作意欲が減退した創作者を何人も見た
いち消費者として、好きな創作者が作品を出さなくなる事はとても悲しい
今後 AI が推進されるとして、創作者の手間を省くものならば良いが、他人のイラストを学習したようなグレーなものを購入もしたくはない

●受付番号　185001345000009093

関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI の推進に反対です。規制が必要だと思います。
類似性がどうという話よりも前に、大事な著作物を勝手に使わないでほしい。拒否権がない現状は人権が侵害されていると感じます。
私はイラストレーターです。生成 AI とそのユーザーのせいで作品の公開が怖くなり、控えています。
私以外にも同じような方が沢山います。
X（旧 Twitter）でも多くの意見があり、一時期は国内最大イラスト投稿サイト pixiv のユーザーが大量のイラストを一斉に非公開にするなどの動きもありました。
画像生成 AI の存在が、大きな機会損失の原因になっていると考えています。
単純に、目に留まらなければ仕事をいただく機会が生まれないというだけではありません。
世の中に新しい作品が多くあることにより分野が盛り上がり、イラスト文化は発展してきました。
その部分が、明らかに阻害されています。
私にも多くの作品との出会いがあったからこそ研鑽を積むことができ、仕事につながったという経験があります。
AI でクオリティの高い絵が作れるのは、多くの人間の研鑽の結果です。
それなのに、生み出した側に何一つ還元がないばかりか、阻害されています。
新しい作品は、一応は画像生成 AI で作ることもできるかもしれません。
しかし、それらは一見すごい作品に見えていても、プロの目には足りない部分が本当にたくさんあります。意味が全くありません。
もし有益であるならば、今よりも目立って使用されて大々的に流行しているでしょう。
しかし現時点では何か素晴らしいものが生み出されるどころか、生成 AI による被害のほうが多く見られます。
悪意を持った人間が容易に人を傷つけ、またそのうえでフリーライドすることができます。
それに対し、法的に動いた方がいても、悪意のある人間に対する抑止力がまったくないのが現状です。
嫌がらせを簡単に何倍ものスピードで繰り返すことが可能なのに、都度個人個人が訴えていくことに意味はあるのでしょうか？
心身の負担も計り知れず、これではほぼ泣き寝入りするしかありません。
被害によって人間が減っていくと、結果的に AI も更新されなくなり、文化は枯れて衰退してしまうのではないかと思います。
発表したそばからすぐに奪われたり、踏みにじられながら創作を続けられる人がどれだけいるでしょうか。

文化を守るために、文化を繋ぐ人間を守るべきだと思います。

●受付番号　185001345000009094

AI の無断学習に反対します
大事に作られた作品へ敬意もなく搾取する行為になりかねません
人が作るものも、それを作った人間の尊厳も、守られるべきものです
撤廃を願います

●受付番号　185001345000009095

「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」と記載されているが AI を中心とした活動は創作と言うことにそもそも疑問があります。
権利制限の根拠である著作権者の対価回収機会を損なわないことの認定が明らかにザルになっている。議題にあげるならもっと親身になって考えるべきです。
なにより、生成物に著作権を付与することは著作権法の趣旨を没却し、自ら文化の担い手を失うと思います。
もっと慎重に判断をしていただきたいです。

●受付番号　185001345000009096

AI 推進法に反対します

●受付番号　185001345000009097

AI によるイラストの無断学習に反対します。
目先の利益にとらわれて日本のイラストレーターを使い捨てないでください。AI の無断学習・商用利用を許可すれば日本のクリエイター業は間違いなく衰退します。

●受付番号　185001345000009098

AI による無断学習が増えれば創作に携わる人間は確実に減ります。
そうなれば元となるデータが生み出されずに AI 生成物を AI が取り込むようになり発展性は失われます。
写実的な分野では写真などでいくらでも新たにデータが取り込めますが、イラストにおいては人の努力の上にしか生み出されません。
その努力を横から掠め取られる悔しさは、たやすく筆を折ってしまいます。
創作に携わる人を守るため、文化を守るため、AI による無断学習には断固として反対いたします。

●受付番号　185001345000009099

非 AI 生成と AI 生成を完全に分断できないのであれば AI は地球に不要、
学習データは圧縮されようが元データの著作者がいることを蔑ろにしてはいけない

●受付番号　185001345000009100

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009101

AI の無断学習に反対します。
AI の無断学習は創作をする人達の権利と自由を奪うものです。
創作をする人たちを守ってくださいますようお願いいたします。

●受付番号　185001345000009102

AI による無断学習は、原作者等を守ることができません。
断固反対します。

●受付番号　185001345000009103

AI の無断学習に反対です。
AI 技術は使いようによっては有用ですが使用者が悪意をもって使えば容易に犯罪に転用出来ます。
生成 AI 技術による被害はすでに出ています。
法整備が遅すぎるくらいだと思います。

●受付番号　185001345000009104

AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000009105

私はサブカルチャーのクリエイターです。
生成 AI による被害は、実際に自分で絵を「描いている」クリエイターに及んでいます。
未だ、生成 AI はオリジナルの絵をつくることもできず、人体を正確に把握することすら自分できません。
なのに、誰かのアイディアと制作物を盗み、改ざんし、改悪し、量産し、安価で低レベルな生成物を適当に扱う知識のない犯罪者へとコピーを流しています。
クリエイトとは生きてる人間の生活知識環境感情のなかから生まれてきており、単なる情報として収集し平均値を叩き出すだけの AI は、コピー機よりも劣る機能です。
みたまますら出力できず、かつそれを悪用する、すべての著作権、人権を侵害する犯罪者の最も喜ぶツールとなっています。
人間にはまだまだ生成 AI は早すぎて、その前にすべての人類への「基本的人権のインストール」が先と思われます。
私たまっとうなクリエイターたちは生成 AI は違法と知っています。

●受付番号　185001345000009106

AI の機械学習に反対です
クリエイター職です　AI による機械学習は創作文化の破壊につながると考えています　強い反対します

●受付番号　185001345000009107

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜AI 利用者の懸念＞
３）について、50 億以上の窃盗データで成り立つ現在の生成 AI を利用する人は、権利侵害についての意識が低いと感じざるを得ず、クリエイターの同業とはとても思えません。
５．各論点について
【「非享受目的」に該当する場合について】
　認識、識別、人の判断支援を行うためならば大量のデータ収集が必要でしょう。ですが、生成 AI の学習には、必ず画像や音声などの出力が伴います。（出力せずにデータを蓄積していくのですか？）生成 AI を使用するのは「人」です。なぜ使用するのかというと、出力したいからです。出力したものを、他者に見せたい/聞いてもらいたい/読んでもらいたいからです。それは享受目的に当たるのではないでしょうか？
　出力したい意思のある人間が使うものなのに、機械を通せば合法になるという考え方には賛同できません。
　今後も生成 AI の技術を進展させたいなら、著作権侵害の心配がない生成 AI を開発するべきです。今の生成 AI は学習データを提供したくない人の意思が尊重されていません。開発案としては、学習データ提供拒否の意思を示した人の著作物は一切使用しないこと。学習データは生成 AI 使用希望者の著作物のみ（生成 AI 製の生成物は含めない。生成 AI 製には著作権がないため）を使用すること。同時に、学習データ提供者のみに使用ライセンスを与えること。このように、ひとまずは使用したい人のみの著作物から開発を始めてみるのはいかがでしょう？
　先日、EU で AI 規制法が制定されました。EU 域内にサービスを提供する日本含む世界各国の事業者も対象とのこと。生成物に生成物であることの義務付け、データセットの開示を一時的に義務付けるなど、日本の事業者も対応が迫られます。世界は規制の動きを見せています。このまま生成 AI ありきで進んでしまうと、世界からますます白眼視されてしまうのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009108

AI の無断学習に反対します。
人の絵をコピー、使用する前に作者に確認・許可を取るのは当然のことです。無断で使用していい訳がありません。

●受付番号　185001345000009109

AI に著作権を許してしまうと様々な人がそれに該当する職業を辞めていくと考えられる。
該当する職業の人々はその違和感に気づくが、世間から見れば該当する作品に何も違和感を感じない。盗作とも似た現象にもなる。
なので私は AI は著作権の侵害対象と考える。
例えば文章の場合、これまで人間が貯めてきた素晴らしい作品を集めてそれを統計し、求める物語が作成できるようになってしまったら、新しい物語、人が描いた物語を不必要と感じる人が増えると考えられる。だが、そうなると、二度と新しい作品が生まれない世界となり。同じような話に溢れてしまったり、ある作家と似たような表現の作品が盗作されてしまう。頭の中にある作品を盗んでる訳では無いからという理由も聞かない。最終的に描いた作品もそれを参照として AI に食われてしまうので、盗作のそれとほぼ同義である。
AI の発展はとてもいいと考えているが、AI が著作権を侵害しないというルールになってしまえば、今までの犯罪を許すと言っているようなものだ。
今までは人間 1 人で盗作しようとなるとその人の作品を沢山見て、その芸風を盗み、それを描ける技術を身につけなければ著作権の侵害にならなかったのが、片手で盗作まがいなことが出来てしまうのはよくないと思う。
小説だけではなく、イラスト動画音楽全てにおいて著作権の侵害に該当する。
AI で生成された作品に著作権云々が含まれてしまえば数秒で作成された作品を売ることが出来る。そうすれば無法地帯とかしてしまう。
文化という存在が消えてしまうと考える。
AI は検索機能で使用されたり、違和感などの指摘には最適ではあると思うが完成品として AI を使用するのは反対です。

●受付番号　185001345000009110

創作者の権利を第一に考えてくれ
それが守られないとどんどん衰退していく

●受付番号　185001345000009111

著作権のあるものを取り込みAIで生成されたものは「海賊版」と言っても差支えがないものであり、これに著作権を与え、さらに取り込まれた元の著作物の権利を全く保護保障しないことは「文化」そのものを破壊及び衰退させかねない悪であると考えます。
AI生成物そのものに著作権を与えることについて到底賛成できるものではありません。

●受付番号　185001345000009112

AI の無断学習を合法化すべきではありません。
機械そのものに著作権を侵害する意思が無かったとしても、AI に絵を学習させる人間、学習させた結果明らかに特定の作者の作品を模した作品が出たのにそれを知りながら商売、拡散をする人間には意思があるはずです。それら人間の悪意を機械というフィルターに通して無かったことにするのは横暴だと感じます。

●受付番号　185001345000009113

生成 AI は新しい技術であり、現行の古い法案で語ることは出来ないと思います。
生成 AI の学習元となる作品は、多くのクリエイターたちの結晶であり、それが踏みにじられてしまえば、クリエイターの生活も立ち行かなくなってしまいます。
生成 AI で作られた作品よりも、人の手で作られた作品ははるかに厳重に保護されるべきです。

●受付番号　185001345000009114

日本の創作文化を完全に破壊する案です、断固反対します。

●受付番号　185001345000009115

AI の無断学習に断固反対します。ありえません。イラストなどを使用する職場についていますが、職業が成り立たなくなります。

●受付番号　185001345000009116

【項目名】2．検討の前提として/（1）従来の著作権法の考え方との整合性について/ウ 権利制限規定の考え方
◯「AI と著作権」の論点の根幹となっている著作権法「第五款　30 条の 4」について、「第 50 条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない」とあります。現在の生成 AI による出力を目的とした著作物の学習行為に対して、著作物を学習のための複製・解析用データへ変換する行為を同一性保持権の侵害として拒否・学習データの廃棄要求ができるかの議論や、著作者人格権との関係を各資料に提示することが必要ではないでしょうか。
【項目名】3．生成 AI の技術的な背景について /（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
◯有名人のフェイクポルノ生成に大手企業の生成 AI ツールが使われました。（参考記事：[redacted]）
参考記事には「生成ツール側で性的な画像を生成できなくするための仕様を組み込んでいたにも関わらず、有名人の名前をわざと間違えたり、性的な用語を一切使用していなかったりしても、著名人のフェイクポルノが生成されるようにプロンプトを工夫することが可能だった」とあり、このプロンプトによって対策を回避できる問題は、著作権に考慮した対策でも起こりえます。学習段階でデータに紐づかれたプロンプトを厳密に管理し、サービス内で使用できるプロンプト自体を限定しなければ、常に対処が後手になり、防止措置にならないと考えます。
【項目名】5．各論点について
◯素案の従来の AI と生成 AI の記載のされ方に違和感があります。「学習したデータをもって識別・認識補助を行う AI」と「学習したデータがアウトプットに影響する AI」には著作権に留まらずプライバシー・パブリシティ権などの複合的な権利侵害が発生するリスクの差が明確にあり、同項目内「（イ）議論の背景」でも「生成 AI 特有の事情」と記載があるにも関わらず、AI 学習という包括した名称で進める中に生成 AI についての補足が並列して書かれていることで煩雑化しているように感じます。開発される AI の利用用途に応じて項目を分け、議論すべきです。
【項目名】5．各論点について/（1）学習・開発段階/【「非享受目的」に該当する場合について】
◯生成 AI の開発は、「大量かつ多様なデータを情報解析し、データから読み取れる多数のパターンやルール、傾向等を学習させ、指示に対して、的確な出力を予測できるように調整を行うことで進められる」とされ、「学習に用いるデータの質及び量が、その性能の決定に大きな影響を与える」とあります（素案 P10　3．生成 AI の技術的な背景について/（1）生成 AI について/イ 生成 AI の開発の概略から引用）。著作権法において著作物とは「思想

又は感情を創作的に表現したもの」とされていることから、著作物を収集し、生成 AI に学習・出力させる行為は「思想又は感情を創作的に表現したものを大量にサンプリングし、さらにサンプリングした創作的表現物の中から有用な要素をラベリングし、目的に合わせて出力するように調整を行っている」行為とも捉えられ、結果として表現の享受目的に収束している、と主観ながら捉えています。よって、他者の著作物を AI によって学習・解析し、その学習をもって新たにコンテンツを生成するサービスを開発（及び利用）する行為はすべて享受目的に該当すると考えます。

◯上記の通り AI の学習をもってコンテンツを生成するサービスを開発する行為は享受目的に該当すると考えているため、生成 AI 及びそれに関する学習・開発は権利制限規定の適用はできないと考えます。よって、そのような目的をもった AI の学習に対しては学習元コンテンツに関する権利を全て許諾を得て使用、所謂オプトイン制を望みます。現在の生成 AI と呼称されるサービスの中で学習元が明確に開示されていない、学習元のデータが web 上からクローリングされた無許諾のものである生成 AI は全面的な廃棄を望んでいます。

【項目名】5．各論点について/（1）学習・開発段階/【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】/エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について/（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

◯項目内 5 行目「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり～」について、機械学習は人間のように「表現物を見て自己の中で触発されたり再解釈する」ものではないので、機械学習の作風のコピーを人間の模倣と同一のように扱うことは疑問に思います。

●受付番号　185001345000009117

５．各論点について　　（２）生成・利用段階

AI 学習を許可していない個人の作品を勝手に AI 学習して、出力したものをインターネットに上げる人も増えている。

勝手に学習させた学習元に対しての配慮が欠けており、心無い言葉を浴びせているケースも見られた。

AI について詳しくないのか、意図的に論点をずらそうとしているのかわからないが、誤った発言をする者も多い。

自分は趣味で絵を描いているが、この状況なのでインターネットに絵を上げることは消極的になった。

既にアップしているものを全削除することも考えている。

●受付番号　185001345000009118

素案に対する疑問点について、以下に記させていただきます。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【 「非享受目的」に該当する場合について】
AI に生成させることを目的に著作物を学習させる行為は享受目的に当てはまるのではないか。
例えば、人物のイラストを生成することを目的に不特定の著作権者の人物のイラストを学習させた場合は、いわゆる「過学習」を意図的に行ったとみなし、享受目的の存在を推認できるとして、法第 30 条の 4 は適用されないと考えます。その場合、AI 学習を行うことは著作権侵害となるのではないのでしょうか。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
エ -（イ）にて”著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうる”とあるが、想定しうるのであれば対策は講じないのか、実際に事態が生じた際はどのように対処するつもりなのか、具体的に教えていただきたい。
エ -（エ）にて”当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合には、この措置を回避して、クローラにより当該ウェブサイト内に掲載されている多数のデータを収集することにより、AI 学習のために当該データベースの著作物の複製等をする行為は、当該データベースの著作物の将来における潜在的販路を阻害する行為として、本ただし書に該当し、法第 30 条の 4 による権利制限の対象とはならないことが考えられる。”とあるが、著作物が将来販売される予定が推認されない場合であっても、著作物への需要を AI が代替する等して、著作権者の潜在的販路を阻害する行為なる可能性がある。そのため、著作物が将来販売される予定が推認されない場合であっても、法第 30 条の 4 による権利制限の対象とはならないとすべきではないのでしょうか。
エ -（エ）にて”AI 学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置としては、現時点において既に広く行われているものが見受けられる。(中略)このような技術的な措置が、著作権法に規定する「技術的保護手段」又は「技術的利用制限手段」に該当するか否かは、現時点において行われている技術的な措置が、従来、「技術的保護手段」又は「技術的利用制限手段」に該当すると考えられてきたものとは異なることから、今後の技術の動向も踏まえ検討すべきものと考えられる。”とあるが、現時点で既に多くの権利侵害が起こっていると考えられる。侵害行為の防止または抑止のため「技術的保護手段」又は「技術的利用制限手段」に該当すると早急に認めるべきではないのでしょうか。

【侵害に対する措置について】
カ -（イ）にて”AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる。(中略) AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。”とあるが、著作物を元として作成されたにも係わらず「侵害の行為によつて作成された物」と認められないのは不当ではないか。AI 学習に際して著作権侵害が生じた時点で、学習済モデルの廃棄請求を認めるべきだと考えます。
（２）生成・利用段階
【侵害に対する措置について】
カ 差止請求として取り得る措置について にて”生成 AI の開発事業者に対しては、著作権侵害の予防に必要な措置として、侵害物を生成した生成 AI の開発に用いられたデータセットが、その後も AI 開発
に用いられる蓋然性が高い場合には、当該データセットから、当該侵害の行為に係る著作物等の廃棄を請求することは可能と考えられる。”とあるが、”その後も AI 開発に用いられる蓋然性が高い場合には”と廃棄請求を可能とする範囲を狭める理由はなぜなのでしょうか。蓋然性の工程に係わらず、廃棄を請求することは可能とするべきだと考えます。
（３）生成物の著作物性について
２ 生成の試行回数 にて”他方で、１と組み合わせた試行、すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる。”とあるが、著作物を学習し作成された生成物に対し、生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合であっても、著作物性を認めるべきではないと考えます。
クリエイターが保護され、安心して活動できるような判断が下されることを願います。

●受付番号　185001345000009119

AI 推進法に断固反対します。
誰も責任を取らなくていいデータ盗み放題システム。データ盗用は無罪、だって機械はデータ見て楽しんだりしないから。
その機械からミッキーやピカチュウが出ても開発者は無罪、だって無差別に取り込んだデータが偶然出てきちゃっただけだから。人気絵師 A さん風の絵を合成しまくっても無罪、こんな事が許されるのはおかしいです。
現在でも AI で他人のイラストを勝手に学習させて特定の人物の書き方に非常に似せた絵として、元の絵を描いた本人にもうお前は吸いカスのゴミと言い放ったり嫌がらせの道具として使われています。
絵を描くクリエイター側からしても時間をかけて描いた絵よりもコストなく一瞬で絵を出す機会は脅威でしかないです。
モラルも何もない人々が AI を利用すればそこら辺を歩いている児童を盗撮したりするなどして裸の写真などをくみあわせた児童ポルノの助長（取り込んだ画像を復元すれば被害児童がわかり、更なる被害の拡大）やいじめなどの助長になりえます。
ルールがなければそれを利用して悪用する人間は必ず出ます。今も AI を規制する法がないため無法地帯となっていますが、推進法が制定されると長い目で見るとクリエイターの衰退につながりクールジャパンなどというのとほど遠くなります。
クールジャパンとするのであれば医療分野での AI 活用を進めていくほうが他国との技術の差別化に繋がり有用と思います。
具体的には CT 画像やレントゲン、MRI の画像と画像からの実際の診断を学習させて医者の補助ツール（あくまでも目視やデータとの判別が必要なので診断は必ず医師で）としての利用です。
現場はクリエイター（写真家やイラストレーター、作曲家など）の個人の独創性が大事とされる現場で AI は仕事を奪う脅威のツールとなりうるため反対です。

●受付番号　185001345000009120

AI 生成物に著作権を与えることに反対する。
AI 生成物は学習の過程で多数の作品の著作権を侵害し、AI 生成ツールは犯罪行為を助長するツールに成り果てている。学習→再現のミックス→生成の「学習」の時点で著作権侵害している以上、AI 学習のシステムは著作権侵害と切っては切り離せないものであるためこれ以上の発展性は著作権侵害し、文化の衰退なしにはのぞめない。AI の発展性はめざましいものだが、著作権を必要とするような芸術の分野における生成物に対しては毒でしかない。AI 生成ツールの進化を推進することは AI が学習した芸術の衰退をまねく。推進した AI も学習先がなくなり、日本の文化は全て衰退する。
むしろこれ以上生成物を氾濫させないような法案の考案や、AI 生成ツールや AI 生成物の流通の規制、過去現在未来 AI でないものの手で生み出された被造物の著作権の保護に力を入れて欲しい。
画像・音声などの低品質な無料 AI 生成ツールが公開された当初は「おもちゃ」扱いだった。一般の活用はそこまでが倫理と犯罪行為のボーダーの限界であると考える。
著作権侵害や人権侵害が問題視されている現状での AI 生成ツールの使用や推進の主張は使用者が著作権を軽視している表明でしかなく、今までの文化を破壊しようと唾を吐いている印象を与える。

●受付番号　185001345000009121

AI 推進法に反対です。
全てのクリエイターの衰退につながります。モラルなく悪用している人が現状多いため推進ではなく規制し使用者に厳格なルールを定める必要があります。

●受付番号　185001345000009122

生成 AI に著作権に対する処理が何らされてないように思えるのですがどのような処理がされているか素人にもわかるようにされるんでしょうか?海外の生成機能を使用した場合その国での著作権が適用されるのであれば各国ともっと足並みを揃えるべきでは?今でも既にネット CM でも AI を使用した人間そっくりな物がありますが何処かの誰かの写真とそっくりな場合それは肖像権の侵害になりますか?他の何かか混じっているという理由で大丈夫なら誰かの写真を何十枚も重ねてフォトショなどで作った場合も AI と同じ扱いになりますか?すでにイラストレーターへの嫌がらせでその人の作品を読み込み AI で何十枚も作って販売するみたいな事例を見てしまいました。その場合はどんな罪になりますか?キチンと元のイラストレーターが守られるような法案になりますか?どうか創作する人が守られる法案にして下さい。

●受付番号　185001345000009123

AI によるイラスト、写真等の無断学習に反対します。
著作者と AI 利用者の双方に合意があり、学習元を公表した上での使用が望ましいと考えます。

●受付番号　185001345000009124

生成 AI に反対します。AI を使用する創作は自分の大切な創作者様の作風を騙り、踏みにじる醜悪極まりないものです。生成 AI でミッキーやマリオなど会社が所有する著作物も生成出来ると言う情報があります。ミッキーが人を殺す、マリオが家を燃やすなど倫理的に違反した絵も罪には問われないということですよね？それらを領布等に使用しないとしても生成された時点でおかしいことは明らかです。

●受付番号　185001345000009125

AI による無断学習により、一部のイラストレーターはその絵柄で勝手にイラストを出力され、あまつさえそれに対して反対の声をあげようとしたとたん、AI 推進派の人間たちに SNS で殺害予告をされるなどの嫌がらせ行為を受け、SNS でのイラストの発表ができなくなってしまった方がおります。
AI の学習技術はすごいものですが、規制も罰則もなく無断学習行為を野放しにすることは、その大元となるクリエイターをつぶすこと、ひいてはクールジャパンを推進する国の方針から大きく外れたものになりかねません。
AI の無断学習に反対し、クリエイターの権利を守っていただきたいと考えます。

●受付番号　185001345000009126

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

連日 SNS 等でイラストを職業とされている方の AI を使用したイラストの出力での不安な声を拝見しております。イラストを描かれる方はたゆまぬ努力と膨大な時間をかけてその絵を確立し、それで仕事を得ている方々です。

そのような方々の大切な絵・絵柄に関する著作権がきちんと保証されて AI による不安がなくなるような仕組みづくりをお願いしたいです。

●受付番号　185001345000009127

AI の無断学習に反対します。
人がゼロから作ったものの表現や個性を奪わないでください。
全ての表現者は学習元になるために居るんじゃありません。

●受付番号　185001345000009128

クリエイターの創作物を第三者が無許可で機械学習に用いることに反対します。
理由として、X(旧 Twitter)等の SNS において、創作物を無断で使用した AI 利用者がそれを用いて、学習元となった作品のクリエイターに損害を与えているためです。(利用規約に反した二次創作作品の生成や、第三者であるクリエイターを騙った作品販売など)

●受付番号　185001345000009129

AI の利用に関する拙速かつ杜撰な法律策定は、現在世界有数の発信力を持つ日本のコンテンツの障害となり、優れたオリジナルコンテンツ、作品、芸術の発展を阻害すると考えます。「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」著作権法の目的に反する、今回の素案のような著作者等の権利の保護をないがしろにする法改正には反対します。

●受付番号　185001345000009130

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009131

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009132

AI の無断学習について反対します。

●受付番号　185001345000009133

AI の無断学習に反対します。
日本の創作文化が衰退すると思います。

●受付番号　185001345000009134

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009135

AI の無断学習に反対です。

●受付番号　185001345000009136

表題について意見を提出致します。
画像生成 AI について、特定の絵、クリエイターに特化して学習したモデルの配布を見かける事がある。
AI 技術は AI に学習させる事が前提の技術であるが、状況からすると知的財産の不正流用とも取れる状況にあると思われる。
また、実写系のモデルについても特定の人物を特化した学習モデルも存在を確認している。
上記より、漫画やイラスト文化の破壊、ディープフェイクやなりすまし等の悪用や犯罪への転用も想定されることから法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009137

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009138

創作者本人がAI学習させていないパターンも多い。
この法によって創作者の創作意欲、及び利益が奪われることになる可能性が高いため反対します。

●受付番号　185001345000009139

私は AI の無断学習に反対します。
いかなる場合でも創作者が生み出した著作物が侵害されることはあってはなりません。
こんな案が出ること自体が本当におかしいと思います。

●受付番号　185001345000009140

AI の無断学習に強く反対します。

●受付番号　185001345000009141

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009142

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009143

AI の無断学習に反対します！

●受付番号　185001345000009144

クリエイターを守る気が一切ない内容で、驚くばかりです。著作権で本来守るべきものを捨て、利権のみを求めるやり方は決して賛同できるものではありません。今だ生成 AI 等は問題点が多く、議論がまとまりきっていない中で、まずは本来守るべきクリエイターを守る前提で働きかけてほしいです。

●受付番号　185001345000009145

AI が作ったものに著作権はないです。人が作るからこそ人の思いや努力が詰まったものを AI にさせて著作権をつけるのはあり得ません。自分たちが何をやってしまっているか考えた方が良いです。だからこそ日本は廃れていくのだと思います。

●受付番号　185001345000009146

AI を用いた無断学習に反対します。
「学習済モデルは、通常、学習に用いられた著作物の複製物とはいえず、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる」「学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる」これはありえないことです。AI を用いる人間に悪意があればそれだけで今まで人間が作成してきた著作物を無断で取り込み、まるで人間が書いたように出力できてしまうからです。
例えばこれが、イラストを作りたい A 社が自社でもともと描いたイラストをデータとして学習し、A 社の中だけでイラストの案を出すことに利用されるのであれば問題はないと言えるでしょう。ですが、実際には AI 生成において「ミッキーマウス」を描いてくれと頼むと「ミッキーマウス」が出力される現象が起こっています。これでどう著作物を守れるというのでしょうか。
また、AI は人間とは比べ物にならない時間の速さで複数の生成物を出力することが可能です。これにより、いままで個人でイラストを描いていた人物のなりすましが出現したケースも実際にあります。また、このケースは悪質で AI でない証明としてタイムラプス映像も投稿しましたが、こちらも AI による生成物だと判明しました。こうなると消費者にとってそのイラストや文章が人間の作成したものか、勝手に他人の創作物のデータを盗み取り悪意を持って売り出そうとしているのかの判別はつきません。
このような状態を放置した場合、のちに残るのは AI でデータを盗んだ人間のみになり、創作を行う人間は減少し、創作という文化がすたれることになるでしょう。
また、現在すでにいわゆる「半グレ」と呼ばれる人間から AI はカネになると目をつけられており、反社会勢力に金を与える行為になりかねません。
よって、私は AI を用いた無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009147

AI の無断学習に反対します！

●受付番号　185001345000009148

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009149

反対します。人間の行う創作活動を萎縮させる素案だと感じました。

●受付番号　185001345000009150

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009151

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
上記項目に関する追加の懸念ですが、特定の創作者への嫌がらせのために、その創作者の制作物を AI による生成で模倣・複製し社会的イメージを著しく損なうような改変などをして大量に発表するユーザーがおり、それらを法的に訴えようとしても「AI が関わった場合の具体的な法律がない」という点で被害者に出来る手立てが無くなっています。
災害や事件事故のディープフェイクの蔓延に見て取れるように、創作者個人に関する偽情報も大変な問題です。渦中の創作者は児童向けの作風をしており、主に請け負う仕事もそういった一般向けのものです。その方の作風に似せたアダルトな生成物を、関係のない第三者がバラまくことで名誉・名声を傷つけています。
生成 AI は絵心や筆心のない方でも使えるという点では素晴らしい技術だと思いますが、「自らも創作をしたい」「他人に頼らずにイメージを具現化したい」といった前向きな欲求とは別に「他人をおびやかしたい」という負の面も後押ししやすくなっています。
これまでは性能の良いパソコンやイラストレーション制作用アプリなどを複数用意しなければ画像の改変・加工が出来ないというハードルがあり、そういった「導入の面倒くささ」が嫌がらせの歯止めとなる一面もありましたが、生成 AI の出現によってその歯止めが急激に失われ、これまで嫌がらせを思いとどまっていた人々が一切思いとどまらなくなりました。
生成 AI を利用しての個人への誹謗中傷・侮辱に立ち向かうためには、まず悪用を阻止する法律を作って貰わなければとてもやっていけません。
利益を横取りされる以前の問題で、創作意欲どころか生きていく意欲を失ってしまいます。

●受付番号　185001345000009152

昨今で流行っている AI 技術は素晴らしいものだと思うし、それらを利用して作成されたものを使った芸術活動の展開には希望を感じるが、そのために必要な素材を大元の作成者に還元されない形で無断収集され､利用されるのが現状の AI 生成の風潮として存在しており、その流れをそのまま国でも進めていくのには反対。
AI による収集であろうが、元の作成者の著作権(もっというなら利益)を損失しないよう配慮される形である事を望みます

●受付番号　185001345000009153

悪用が怖いので法的規制を求めます

●受付番号　185001345000009154

創作を嗜む者として、著作物を権利者以外が無許可でAI学習に利用することを合法とする法律には反対いたします。

●受付番号　185001345000009155

他者に著作権のあるイラストを使用している前提の作品に 1 から製作された作品と同じ著作権を与えるのは反対です。
理由としては
生成 AI とは 0 から物を生み出すことが不可能なシステムだからです。
現在、生成 AI に”他者の画像を取り込む行為”に対し学習という言葉を使用されていますが、言葉は違えど結果的には他者が 0 から製作したイラストや写真等が”使用”されているということと同義です。
その上で私は基本的に著作権とは 1 次創作の物のみに帰属すると考えるためです。
その一次創作物を無断で使用する（学習させる）時点で著作権違反となっており、ましてや違反の上で制作した画像に、一次創作物と同じ著作権を与えることは反対です。
生成 AI にて作られる作品に対し反対しているわけではありませんが、人の褌で相撲をとっているのにも関わらず、ベースにある作品の作者への権利をないがしろにする行為はあまりにも厚顔無恥な行いであるとも考えます。
仮に生成された作品で相撲を取りたいのであれば、一次創作と同じ土俵ではなく生成 AI 同士で行ってください。
確かに描けない側の人にとっては便利でしかないでしょう。
またこの生成 AI を運営する企業や人にとっても利益は生まれるでしょう。
しかし、そのベースには無断使用され著作権を侵害された 1 次創作作品を描いた”人”が居ることを忘れないでください。
人の 0 から学んで極めた技術の価値を重要視してください。
一人の子供を産めるのは親は一人でしかありえず、親権もまた同じです。
他の子供と一緒になったからって、それぞれの子供にはそれぞれ親が居るんです。
5 人の子供には 5 人の親がおり、親権もまた同じく 5 つです。
その親の権利がなくなるなんてことは絶対にあってはならないと私は考えます。

●受付番号　185001345000009156

AI の無断学習に断固として反対いたします

●受付番号　185001345000009157

この案はたくさんの絵描きの筆を折る理由に充分ですし、日本の良い創作文化が潰されていくことに繋がります。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009158

２．検討の前提として
私は AI の無断学習に反対します。
AI は絵描きが人生をかけて培ってきた努力を一瞬で無下し第三者がその絵描きの絵を学習させて金銭を発生、学習元の絵描きには金銭が一切入らないシステムはおかしいです。
自分の姿が一緒の人間がその辺を歩いて好き勝手言ってるのと変わりません。
これが認められるとクリエイター業が崩れ困る人間がいることを理解してほしいです。
昨年岸田総理の AI による悪質動画が出回ったことを思い出していただきたいです。
絵を長年描いてきましたが AI の登場により絵描きへの価値がどんどん下がっているのは大変遺憾です。

●受付番号　185001345000009159

（３）生成物の著作物性について
生成物の著作権付与に反対する。私は軽度視覚障害を持ち、厳密に人の顔や絵画を識別できない。自動音声読み上げソフトやデイジー図書経由だと、生成物と原作の識別も困難になっている。現在は著作権情報を元に判別を行っている。もし生成物に著作権をもたせると、情報源の真偽がわからなくなる。また、AI 生成者が著作権を主張して、音声図書発行が中止するケースも発生しうる。

●受付番号　185001345000009160

AI は大量の「人間の考え出した」絵などを学習しそれをコラージュし作品を生成しているだけで、無数の著作者の著作権物を無断使用していると言える状態であり、それに若干の手を加えたものに新たに著作権を付与するなどありえないことです。
AI を使った虚偽画像やアイコラ(無関係の人物の顔と裸の写真を合成する)などにも著作権を与えるのでしょうか？基準を設けたとしても AI はものすごいスピードで画像を作れるためいちいち精査するのはほぼ無理です。
AI を利用する人にはモラルの低い人を多く見かけるので、これらの人が増長し他人を攻撃したりそれで利益を得たりすることはあってはならないと思います。
世界的にも AI 生成物を使用することはクリエイター軽視であるという見方ですし、たくさんのプロ＆アマチュアのクリエイターを抱え、クールジャパンを掲げる日本からこのような案が出てくることが情けないです。

●受付番号　185001345000009161

生成 AI の創作物の無断学習に反対します。
どうすればこれで大丈夫という考えになるのか理解できません。
日本は創作に対する理解が足りていません。もっと創作に携わる人たちの声を聞いてください。

●受付番号　185001345000009162

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009163

AI による生成物において学習元となるデータが使用者本人が著作権を持つもののみので学習させたものは公開および商用利用可、
インターネットや書籍などからのスクレイピングによる自身以外の個人、または企業が著作権を持つデータを学習させた AI による生成物は個人的鑑賞などの個人利用のみ、公開や商用利用は禁止というのが著作権というものの観点からの落とし所かと思います。
　公開も禁止というのは元の著作権者の活動（有償、無償問わず）の阻害になるほか、絵柄の模倣が可能な AI を使った意図的な嫌がらせなどが行われている現状なども踏まえての意見です（これは個人、企業の活動の阻害という意味でも同様）
　また、これに合わせて AI による生成物ということを隠しての商用利用などの特に悪質なものに関しては詐欺罪などの適用も視野に入れるべきと思います。
これは相手（購入者）に対して虚偽（必要な情報を意図的に伏せている）を用いて金銭を得ているという考え方ができるからです。
　そもそも AI 生成物であるという情報が販売において必ず伝える必要がある情報か？という疑問もありますが、購入者側の視点で見れば必要と考える人は少なくなく、実際に Twitter（現 X）においても公開されたイラストが実は AI 生成物でしたと後から判明した際に炎上することも散見されます。
　他にもダウンロード販売サイト等でもそれまでイラスト集が売れていた販売者がイラストが AI 生成物だったと判明してからはほとんど売れなくなっている等、AI 製かそうでないかは実際に金銭を支払う消費者はかなり意識していると思われます。
　以上の観点から AI 生成物であるということを意図的に隠して（AI による作品かどうかが表示される販売サイトで AI 製ということを表示しないなど）の販売は詐欺にあたる可能性が高いと考えられます。
　このあたりも現状は裁判での前例がないため解釈次第となってしまいますが、著作権者、及び消費者の意見を聞いたうえで検討していただけると幸いです。
私個人としては AI 生成そのものに関しては悪いものだとは思いませんが、著作権の概念は海外を含めた過去の様々な人たちから出来上がったものであり、そこには法律に加えていろんな暗黙の了解があります。
そしてその暗黙の了解が出来上がった経緯はそれまでに無数のトラブルがあったからです（著作権侵害が親告罪となっているのも一番に著作権者がこれは駄目、これはいいと言えるためと私は考えています）
　現状一番トラブルの多い絵に関しては練習や勉強をしたり同じく絵を描く人たちと関わっていく中で普通はこれをされたら嫌だろうなという感覚が養われていきますが、AI 生成を使う人の多くはこういった積み重ねによる意識がなく、ここからは駄目とされているラ

インを超える人が多いためそれが現在イラスト界隈における AI 生成に対する嫌悪感へと繋がってると考えられます。
また、事実として特定の人物の絵柄を学習させてその人物になりすましたり等の事案も SNS 上で散見されます。
　現実として今は AI を悪用したり嫌悪感を抱かれるような行動をする人が非常に目立つためそうした人たちと純粋に個人として楽しみたい人、今まで、そしてこれから創作活動をしていく人たちそれぞれが共存していくには現状上記のようなゾーニングと、合わせてそれを守らない人たちへの罰則が必要と考えます。

●受付番号　185001345000009164

生成 AI により創作物の独自性が損なわれることを懸念しております。
生成 AI に対する法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009165

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009166

創作をしています。
AI を利用しようするのであれば学習元にきちんと同意を取り、
しかるべき契約を締結させ、相応の対価を払うべきだと思います。
現状の無許可、学習元がわからない AI 精製技術では創作活動の場を根本から破壊しかねないかと思います。
優秀なクリエイターがたくさん居る日本ですが、現状たくさんの方が中国等海外へ流出していっています。
今のまま突き進んでいると、AI のせいでたくさんのクリエイターが活動を終わらせることになります。
アニメ、漫画等のコンテンツが盛んな日本でこんな勿体ないことが起きて欲しくありません。
どうか、慎重なご判断をお願いします。

●受付番号　185001345000009167

AI と著作権に関する考え方について(素案)について、提示された資料を一通り読ませていただきました。
読ませていただきましたが、あまりにも酷すぎる内容だと思いませんか？AI 学習の為なら絵や文章、諸々に関する著作権を無視して良いと文化庁が考えていると言う事になってしまいませんか？
特に日本はアニメ、漫画の国として世界に広く知られているはずです。世界中の人が日本を愛するきっかけになったであろうアニメ、漫画、小説、それに伴うイラストを作成した人々の人権を無視しようとしてはいませんか。誰が見てもそう見える文章だったはずです。
こんなに酷い素案が、誰でも見れるものとして世間に放り出させた事が許せません。これを素案として作った人間も許せません。実際に AI 学習に使われ、自分とよく似た絵柄の絵が大量生産され、それで金儲けされてしまい、挙句の果てに AI で絵を作る人間から誹謗中傷を受けている人々が実際に存在しています。
AI で作ったのではとあらぬ疑いをかけられ、苦労している人だっています。ネットにあの素案を投じたと言う事はそういう犠牲になった人々を無視しているのと同じです。全く理解できませんししたくもありません。
AI 学習とは即ち、人々の努力を踏みにじり、自力で画力や文章力を手に入れた人々を食い物にし、使い捨てにする事と同じです。許されてはいけないものです。特に国が許すなんてあってはいけません。あってはならないはずです。
AI 自体が悪いのではありません、制度と使う人々が悪いのです。そしてどうして著作権や人権を無視し、横暴の限りを尽くす人々を優先するのですか。どうしてですか。どうしてそんなに非情なのですか。
私は AI 学習に反対です。あんな法案が通されてはいけません。以前似たような素案を出した時もパブコメが沢山集まりましたよね、あの時のように無視するなんてことはありませんよね？そこまで非情ではないと信じています。
どうか人権と著作権を重んじてください。その素案が通された時何が起こるか、よく考えてください。

●受付番号　185001345000009168

4.関係者からの様々な懸念の声に関して
絵を描く一個人として、関係者と扱って良いのかわかりませんが、たくさんの懸念があります。
一例として、自分の絵が生成 AI の学習元として使用されて、ポルノ画像等を作成され、作者を偽られインターネットで拡散された場合、どのように反論すればよいのでしょうか？作者に身を守る手段はありますでしょうか？
漫画家やイラストレーターのイラストを学習元に使用して、成人向けイラストを作成し、嫌がらせなどに使用されている例は現在でもあります。
これは、生成 AI が悪いのではなく、使用する人間側の問題です。
生成 AI を使用しインターネット上に公開するなら、作成者個人(企業)がわかるようにするなど対策が必要です。
私は、絵を描くのが好きです。自分の思うような絵が描けなくて苦しくても絵を描き続けています。プロの漫画家やイラストレーターだけでなく、自分の手で絵を描く人の、時間と労力の結晶の上澄みだけ掠め取って、利益の搾取や嫌がらせの手段に利用できるような環境を作ってはならないと思います。
生成 AI の学習元に利用されたくない人達は、現状、自分の作品を守るべき手段がありません。
インターネットにイラストを公表した時点でどうしようもないというのであれば、どうすればよいのでしょうか？自分の作品を学習元に利用されて、著作権の発生する生成物を作成され続けるのを我慢し続けることになるのでしょうか？
まだまだ、考慮すべき点が多々あると思います。AI は進化し続けていくものなので、その進化に合わせて改訂し続けていくべきものなのだと思います。
それでも、創作や漫画、イラストを作品として作る人達の権利や気持ちを守っていくことを一番に考えてもらえれば、悪いようにはならないと信じています。

●受付番号　185001345000009169

5.各論点について　(３)生成物の著作性について　ア　整理することの意義・実益について

AI 生成物の商業利用の際は、生成 AI を利用し作成されたものであることを示すウォーターマークだけでなく、生成中に行われた処理のブラックボックスを明らかにするべきであり、その生成過程に使われた学習データをレポートや論文の参考文献と同じように出展元としての記載を義務付けるべきだと考えております。

AI 生成物によって起こる可能性のある著作権侵害において個人的に最もあってはならないと考えているのが、「複数の学習データを元に生成した」と称して、その実態が「一個人の著作物のみを学習データとして生成されていた」場合です。

3. 生成 AI の技術的な背景について（１）生成 AI について イ 生成 AI の開発の概略

にて記載されております通り、生成 AI とは大量かつ多量なデータを元に多数のパターンとルールを学習する、いわば「集合知」が本質となっております。

しかし、生成過程が詳細でない状態では AI 生成物が著作権者の著作物とどの程度の関わりがあるのかを立証できません。

その結果、AI 生成物が「一個人の著作物のみを学習データとして生成されていた」場合、「ウォーターマーク」だけではそれが明らかにならず、オリジナルである著作物がかえって「ウォーターマークの無い AI 生成物」として認識される恐れがあります。

以上の事から、AI 生成物の商業利用の際はその生成過程に使われた学習データを出展元としての記載を義務付けるべきだと考えております。

●受付番号　185001345000009170

既存の絵や写真をオリジナルの製作者に無断で使用して「これは自分の作品である」と称して発表した絵は著作権に抵触するものである、という事案は数多く発生している。
AI で絵を生み出す行為はまず既存の絵のデータを取り込み、それらのデータを利用する必要があるのだが、そのデータはほぼすべてがオリジナルのデータの製作者に無断で取り込まれたものである、というのは AI イラストがインターネット上に出回り始めたころから叫ばれてきた問題である。
インターネット上で発表された絵をはパソコンなどで見て楽しむなどといった形でダウンロードするのは自由ではあるが、そのデータを利用して類似性の高いイラストを作り、第三者が利益を生み出すものとして販売したりするのは著作権に違反するのではないだろうか。
音楽は JASRAC などで著作権を管理しているが、絵に関してはその概念が薄いことも起因しているのではと考える。
また、データとして作家の製作した作品が取り込まれた結果、AI ソフトによってオリジナルの作品を作成した作家の望まない形(例としては成人向け、猥褻な内容）の絵が発表されるという危険性をはらんでいるということを忘れてはならない。
それは作家の創造性、創作性を否定するものであり、日本が海外で評価されているもののひとつでもあるたくさんの創作物のこれからの発展を妨げるものに他ならないのではないだろうか。最近漫画原作者がテレビドラマ化された時に自分の作品と脚本家の作品の解釈の乖離に悩み、命を絶った痛ましい事例もあり、それはあってはならないことだと思っている。
デジタルアートはコピーが容易であり、また無断でのデータの商用利用に関しての罰則がないことから AI による絵の出力に対して著作権に抵触しているという自覚が薄い利用者が非常に多いように見受けられる。
以上から、文化庁には素晴らしいデジタルアートを生み出す作家を守る法令や著作権についての見直しを早急に行っていただくよう願っている。

●受付番号　185001345000009171

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009172

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009173

AI によるイラストの無断学習に反対します。
絵描きの方々が時間をかけて確立させた絵柄や表現が無断で使用されることはあってはなりません。
現に今も、いわゆる「AI っぽい」とされる塗りや絵柄がありますが、それらも元は何人もの方々が築き上げてきたもののひとつでした。
このように画風を盗用され安易にばらまかれ、価値を落とされることは大変腹立たしいです。
創作者の方々に誠実な対応をよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009174

生成 AI に使われる絵や写真の著作権について
シンプルに著作権保持者の許諾なしに AI に学習させるのは著作権法的にも人道的にもしてはいけない事、何のための著作権なのかと
絵柄についての著作権は微妙と言われているが、その絵柄で描けば「〇〇さんの絵だ」と認知出来る時点でその絵柄には独創性が有る大事な作品
似た様な絵柄も確かに有るが、色んな人の絵を参考にしてミックスだとしてもそれを描いた人の作品に変わりは無い
それを AI の発展の為にと無断で使われ、その独創性を安易に使用出来る事はその価値を下げる行為
イラストレーターなどの職を奪う行為
学習に許諾した者の作品のみを利用する以外の審議は必要が無いと思われる
安易に高クオリティの作品を作る為に安易に人を殺す様な判断がされない事を文化庁著作権課及び国を治める政治家に願う

●受付番号　185001345000009175

AI 無断学習に反対します。もっと厳しく規制するべきだと思います。

●受付番号　185001345000009176

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009177

AI の機械学習についての意見です。
ロボットが学習する素材は全て「著作権切れ」または「作者が提供の意思を示した」作品に限られるべきだと考えます。
写真を学習する場合は、その写真の撮影者と被写体両方の合意を得て頂きたいのです。
私が利用している SNS（X、旧 Twitter）では生成 AI が出力した、写真と見間違うほど精巧な女性の CG が犯罪等への誘導ツールとして用いられているのがしばしば観測されます。
作者・撮影者・被写体の許可を得ていない作品または写真を無造作に取り込んでしまうと、自分の知らない所で自分の作品や写真、顔などが犯罪、ディープフェイク、猥褻目的で使用されてしまう可能性があります。それを防いで頂きたいのです。
良い事をする為に何かを開発する時、それを悪用する人達がいる事を忘れないで下さい。
最後に、AI で生成された写真風の人物 CG を見て「（芸能人や政治家の）A さんに似ている」と感じる人がいるように、生成されたイラストを見て「B さんの作品に似ている」と感じる人がいます。
クールジャパンのキャッチコピーで活躍している日本は、国内外や作家の有名無名問わずクリエイターのイラスト・CG・漫画・アニメーションに注目が集まっています。
日本の政治家や文化庁が、AI 機械学習や AI 生成物をどう扱いクリエイターとその作品の権利を守るかどうか注目され、時に議論されています。
パブリックコメントを受けてより洗練された日本になって欲しいと心から望みます。

●受付番号　185001345000009178

画像生成 AI に関しては、現段階で使用している AI 技術の根本において無断転載著作物や個人の肖像、流出した医療写真等違法な画像が多く含まれていますが、それだけではなくスタンフォード大学の研究で実在児童の性的虐待被害画像が多数含まれている事が確認されています。
つまりそれらの物をミックスして出来上がる生成物と言う時点で議論の余地なく違法であるべきです。
使用者はそれらの画像を所持している犯罪者と同じ扱いとなるべきです。

●受付番号　185001345000009179

イラスト生成 AI について現在非常に問題になっている事柄に、有名イラストレーターのSNS などで公開されているイラスト制作物を大量に学習させ、〇〇画風学習用データセットがネットで公開され、それらを用いて作品の画風を真似て大量にネット上で公開し、元イラストレーターの制作物の価値を故意に下げたり、本来そのイラストレーターが制作するつもりのないイラストでも、まるでその人が描いたように見せる嫌がらせ等の行為が横行している事があります。
またこれらの行為を、生成 AI とそのデータセットを利用することで、誰でも簡単に行えてしまう事で著作権者であるイラストレーターがとても対応できないような悪意のある行為が起きています。
これによって被害を受けたイラストレーターがストレスによって絵を描けなくなってしまったり、風評被害に晒されてそれらの名誉の回復に非常に時間がかかり、本来創作に使える時間を取られたり、非常に不利益を被っています。またネットに公開された生成物を消すことは非常に難しく、完全な解決というものは困難とも言えます。
これらの行為は依拠性は認められると思いますが、類似性については認められにくく、著作権侵害に当てはめにくいかと思います。ですのでそのようなデータセットを利用した生成物への決まりの追加、あるいはデータセットへの学習は著作者への許可を得る必要があるようにしてほしいです。
生成 AI の急速な発展に利用者の知識認識、モラルが追いついておらず、本来保護するべき著作者の保護をし切れていない現状があるかと思います。
創作をする人が安心して創作を出来るような法整備、アナウンスをどうかよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009180

AI による絵等の作品の無断学習及び著作者の権利侵害になるような法律には反対です。

●受付番号　185001345000009181

生成 AI によるイラストの問題について
私も趣味としてイラストを描いていますが正直 AI 絵は見ていて不快です。何を学習元に使っているかは分かりませんが、今 SNS で普及しているレベルのイラストを描けるようになるのは多くの努力と年月をかけて到達出来るものと言えるでしょう。それをいとも簡単に時間をかけずに完成させるなんて反吐が出ます。今既に学習元になっているイラストがちゃんと許可を取っているものなら問題はないでしょうが、SNS を何年も利用してる私からすれば無許可でイラストを学習元に使ってる害ある人が目立ちます。プロでイラストを描いている人なんかはみんなたくさん色んなことを考えて何度も試行錯誤して今のレベルまで到達してお金を貰っています。もしこのまま生成 AI が合法のまま普及していけば、血肉を注いで描いてきた方々の時間や労力はどうなりますか？このまま無視していい問題ではありません。絵を描いてる人は趣味で描いてる人も仕事で描いてる人も好きで描いています。生成 AI によるイラストはその人たちの気持ちを踏みにじるようなものだと感じます。使い方によっては AI は私たちの役に立ってくれます。もう既に AI は私たちにとって引き離すことの出来ない存在と言えるでしょう。ですが、人間の本質である創造を担う存在になってはいけないと思います。創造は人間としての喜びを大きく感じることが出来る事柄と言えるでしょう。そこに AI が介入すれば私たち人間ってもういらなくないですか？AI は人間のお仕事の補助的役割を果たすべきで人間のお仕事を奪ってはいけません。私たちは人間がやることと AI にやってもらうことの区別を付けなくては行けないと思います。よって私はイラストにおける生成 AI については断固反対です。
その他の生成 AI について
ニュース番組や YouTube や TikTok 等の動画視聴コンテンツで度々生成 AI の話題を目にします。例えばかの有名なアイドルグループ[redacted]の声を AI に読み込ませ[redacted]が歌ったことの無い歌を歌わせたり、外国では亡くなった俳優さんを AI によって合成し映画に出演させたりなどです。ファンとしては嬉しい気持ちもあるかもしれませんがその人たちも仕事出やってる訳ですからこんなことをされては商売上がったりです。また、映像によって死者を蘇らせるなど死者への冒涜にしか思えませんね。過去の人物が許可した訳でもないのになんの権限を得て勝手にレプリカを作っているのか？過去の人物は生きた証として過去の作品に留めておくべきだと考えます。また、政治の AI についてのニュースも見たことがあります。それは、ロシアのプーチン大統領が AI によって作られたプーチン大統領と会話しているものでした。わたしはそれを見た時なんとも恐ろしいことになってしまっていると感じました。AI によって生成されたそのプーチン大統領は本物と見分けがつかないのですから。これで AI プーチンさんが戦争に発展するようなことを言ってみたらどうですか？私は恐ろしくて考えたくもありません。そして、その中には現総理の岸田さんを AI 化したものもありました。それはプーチン大統領レベルにリアルな表現のできる AI

ではありませんでしたが、これが実際に進化してフェイク動画として出回ったらどうなりますか？近年ではインターネットは普及し簡単に情報が手に入る世の中になりました。そんな中全員がそれを瞬時にAIと見破れる力を持っていると思いますか？わたしは少しでも平和で自由な世の中を生きるために生成AIには充分な法を設け規制していくべきだと考えます。

●受付番号　185001345000009182

悪用が怖いので法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009183

AI 生成から生まれた全てのものが学習元を無視し著作権を侵害することはクリエイティブな面での衰退を助長すると思います。
新しいものを生み出しても AI に吸収され､権利を主張できず他者による改ざんや商用利用、権利が認められてしまえば新しいものを生み出さず、既存の物に頼ることをする方たちが増えるでしょう。
時代に合わせ創作が産まれ、進化してきた歴史に我々自身がピリオドを打つことになってしまいます。
今ある著作物を守りつつ、未来の著作者を守れるような法案を考え直して頂きたいです。

●受付番号　185001345000009184

「５．各論点について」の「（１）学習・開発段階」の「（イ）学習済みモデルの廃棄請求について」の「AI 学習により作成された学習済モデルは～」以降の部分であるが、すでに絵などで著作物に類似した AI 作成物が多数出回っており、著作権を侵害する状態になっている。そのような中にあって「AI 学習によって作成されたものは、著作物と類似しないものと言える」と結論付けてしまうのは大変危険であり、「AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる」としてしまうのは、著作者の人権をあまりにもないがしろにしていると言わざるを得ない。また注釈 31 の 1「AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に～」以降の部分も、AI 学習する側の権利ばかりが優先されており、著作者の権利が全く考慮されておらず、問題である。
これらの点の再考を強く促したい。

●受付番号　185001345000009185

AI の無断学習に反対です。人生をかけて積み重ねてきたものに対する冒涜だと思います。

●受付番号　185001345000009186

作品、制作者にあって当然の権利が侵害されるようなものは、あっては行けないと思います。
私自身も AI のせいで、仕事を失ったり、侵害されました。
不快どうこうというだけの話ではありません。
AI 以前に実際に活動している多くの人が仕事を失う事になるようなものは反対です。

●受付番号　185001345000009187

AI による悪用が蔓延る前に、法的整備を求めます。

●受付番号　185001345000009188

自分は、何かを創作するという行為について、創作した本人が会得した技術研鑽の賜物であると考えている。
本人が無から有を作り出すだけではなく、もう既にあるものの模倣から始まり、そして自分なりの解釈を加え、オリジナリティを担保していく、そういう行為が創作であると考える。
なので、他人の創作物がインターネットを介して鑑賞できる昨今の状態は、創作にとってとても有意義に働き、また文化の醸成も助けている。
しかしながら、生成系 AI の技術導入が始まってからは、自らのアイデンティティを模倣したような作品が多く生み出され、作家達は己の作品を世に発表することを控えていくことが予想される。それは、生成 AI に自らの技術を学習されないためである。
作家のオリジナリティとは身分証のようなものである。作品のアイデンティティはそのまま作家のアイデンティティである。なのでその特徴を顕著に生成されることを作家が良しとしないのは当然である。現在生成 AI の使用についてはガイドラインやルールがまだなく、規制されていないため、唯一の自衛手段として作家達は世に自分の創作物を出すことを控えるのである。
しかしながら、そうした出し控えは日本の文化的技術の継承機会を損なうものであるし、文化の発展を阻害するものとなってしまう。
基本的に技術とは継承されなければ潰えてしまう。なので、出し控えは日本の文化的レベルの衰退に直結する重大な問題である。クールジャパンを打ち出し、日本の文化的コンテンツを国外向けに打ち出す日本にとっても、現状の生成 AI の無法状態はなんとか是正しなければならない。
案としては、学習元の明記を義務付けること、また日本国独自の生成 AI の開発によって、学習データを担保することが挙げられるのではないかと考える。
また、生成 AI によって得た収益は、学習元の作家に還元されるシステムを構築しない限り、この問題は解決しないであろう。
現状の生成 AI は使う側のモラルのない言動が目立つことも多い。学習元の作家の SNS に生成したものを添付し、自分の方が良く生成できると言った言動を行い、作家の創作意欲を削ぐようなケースが目立つ。なので、SNS において、そうした言動をいくらか取り締まるような措置も検討しなければならないと考える。
政府には、早急な対処を求む。

●受付番号　185001345000009189

AI の無断学習に反対します。私達の創る作品は他者を稼がせたり遊ばせたりする為のものではありません。
AI に学習させ、それを自由にしていいというのは AI に入れられたデータ元の作品の著作権が侵害されているものだと考えます。

●受付番号　185001345000009190

概要についての意見となります。記述者のバックボーンは AI エンジニアで、AI を用いた ToC 向けサービスを開発しています。
p9
「データベースの著作物」についての定義が一般の方にはわかりにくいのでもっと具体的にわかりやすく記述していただきたいです。「データベースの中のある著作物」など、拡大解釈をされる方が多いためです。
p10
2 項目についてですが、AI 利用者がその表現内容を認識していないうえでも著作権侵害となりうるのは、サービス提供者としては大きなリスクとなります。著作権侵害となりうるリスクが高まるので、ユーザーの AI サービスへの危機感が高まり、国内の AI 産業が萎縮してしまいます。
特に大規模学習モデルを使用している場合は、高度な類似性を満たす画像が出力される可能性がそもそも低いのですが、このパブコメだと特定の著作物の出力に意図的に特化したいびつなモデル（実用上使用されることはほぼない）についての記述が中心となっているため、分けて記述していただきたいです。
その他
素案についてですが p11 の「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」は AI 開発者としては非常に心強い一文なので、もっと強調していただきたいです。
やはり、「大規模学習において著作物を学習することは 30 条の 4 の観点から合法である」ということをもっと強調して書いていただきたいです。
よろしくおねがいたします。

●受付番号　185001345000009191

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009192

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009193

イラストレーターとして活動している者です。
AI と著作権に関する考え方について(素案)についての意見を送らせていただきます。
2.検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
上記についてですが、現在の市井において法第 30 条の 4 の解釈や運用が歪められ、
生成 AI を通せばあらゆる著作物を自由かつ無制限に使えると勘違いされています。
さらにその勘違いを根拠として盗用や無断利用にあたる行為が横行しています。
また、法第 30 条の 4 は生成 AI 登場以前に作られたものですので、現在の状況に合っているとは到底思えません。
これらの状況を鑑み、法第 30 条の 4 を根拠とした生成 AI のための著作物の利用は止めていただきたいです。
現状のままでは著作者が著作物を守ることも管理することもできません。
著作権は人権です。当たり前の権利を当たり前に行使できるように行政機関には慎重になっていただきたく、意見を送らせていただきました。

●受付番号　185001345000009194

作家さん達がが努力して努力して努力して努力して積み上げてきたものを蔑ろにしてAIによって作家さんの大事な子どものような作品たちを模倣することを合法化するのはやめてください。憲法第十三条の個人として尊重されるべき国民に作家は含まれないのでしょうか。自分には作家に対しては泥棒を合法化すると言っているのと同じことのように思えます。
日本が世界に誇れるサブカルチャーを衰退させるような行為をこれ以上繰り返さないでください。

●受付番号　185001345000009195

項目：2、4、5
AI の無断学習に強く反対します。団体・個人・商業・趣味などあらゆる範囲の著作権が侵害される事態しか想定できません。

●受付番号　185001345000009196

AI の無断学習に反対します。
人が真似するときにかかる時間と AI による学習で真似するときにかかる時間では明らかに労力が天と地ほどの差があります。さらに、その AI から出力する際は基本的に人の作為が必ず含まれてきます。

●受付番号　185001345000009197

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009198

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009199

クリエイティブな活動をしているもの、それら享受を生活の生き甲斐としているものとして、今回の素案に関しては不安を抱かざるを得ません。何かを生み出すという事はそれだけで生み出した人の価値と権利を守られるべきものであり、AI による美味しいとこどり的な搾取の危険性を感じさせることは活動自体の萎縮を感じさせます。
好きなイラストレーターさんやデザイナーさんが AI による学習・搾取に悩まされている姿を既に見ており、歯がゆいばかりです。そこから守ってくれることを望んでおり、後押しするようなことは断じて反対です。
我が国におけるクリエイティブな活動は本来諸外国にも誇るべきことであると同時、その土壌は長い年月をかけ成熟しています。余計な介入は折角の誇るべきリソースを委縮させるだけです。国はクリエイターへの金銭的支援・税制上の優遇措置といった真に望まれていることをきちんと把握し、そちらに注力していただきたく思います。

●受付番号　185001345000009200

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009201

生成 AI がクリエイターにもたらす影響は想像以上に深刻です。
現役で活躍しているクリエイターだけでなく、それを志す者の未来を潰してしまいます。
無断で AI 学習に使われて創作活動をやめてしまった者が多くいらっしゃいます。
もし AI 著作権法が出来れば、創作物を勝手に学習に使う AI 生成者に有利な世界になってしまいます。その事によって日本で創作活動する者がいなくなり、新作の漫画やアニメ作品がなくなってしまう危険性があります。
どうか、日本の文化を支えている多くのクリエイターの意思を尊重してくださいますようお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000009202

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009203

AI の発達が凄いのも技術者によるものだと思いますが、日本の大事な文化ともなったアート等の文化が AI によって危険に晒されているのは看過できません。AI に学習させ短時間でアートを生み出す行為は一人一人の情熱、時間や労力を無に帰してしまう行為です。大切な作品を保護しなくてはいけません。

●受付番号　185001345000009204

AI の無断学習に反対します。AI の画像学習にはきちんとした規定を定めるべきです。

●受付番号　185001345000009205

悪用が怖いので、法的規制を求めます。AI に関しては発展途上であり、技術が時期尚早な状態で世の中に出てきてしまったという印象が強くあります。この状態で一般的に使用された結果、著作権侵害レベルにまで似通った画像が生成される状態となっていて、悪質かつ不誠実な利用者を止められない、十分な対策が取れない事態となっているように思えます。

●受付番号　185001345000009206

生成 AI の進化は著作物ありきで、そのために著作物の進化を妨げるのは本末転倒である。
生成 AI は便利である一方、「技術の横取り」にほかならない。クリエイターの権利を守る法整備が進まないまま技術だけが急速に進んでいくのは、文化の破壊を積極的に行なっているようなものだ。
これら努力の賜物を著作権への配慮なく読み込まれ、鍛錬の成果を材料としてＡＩ生成物を好き放題に作られている状態を今後も許してしまえば、自らの才能を開花させるために鍛錬する、あるいはまだ誰も見たことがないものを作ろうと努力する人たちが減ってしまう。
何度でもいうがそれは文化を壊すことと同義だ。
日本の文化を守るため、生成 AI に勝手に使用されている著作物を守るため、徹底的に法律で生成 AI を取り締まるべきである。

●受付番号　185001345000009207

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009208

ＡＩを活用することと、個人の著作権を守ることが両立できないままでは盗作でしかないものに太刀打ちできなくなります。盗作されまくることをよしとして新たな作品を作る人もいないし、そうしたら日本にはもう過去の誰かの盗作によるものしか生まれなくなってしまいます。簡単なことではないけれど、一度許してしまえば元に戻れないのだから、厳しすぎるくらいの規制て運用してみて、緩和できるところがないかじっくりと検討していただきたいです。本当にお願いします。

●受付番号　185001345000009209

AI による無断学習は断固反対です。創作活動を生業としている方々や趣味として楽しんでいる人達のアイデンティティを奪うようなことだと思います。

●受付番号　185001345000009210

生成物の著作物性について
現状、自身の作品を AI 学習に利用されたくないクリエイターの著作権をしっかり保護できる仕組みができていないと思います。
集中的に特定のクリエイターの作品を学習させた AI 作品を出力する、といったことが既に起きています。
そのクリエイターが望まぬようなものでありながら、作風が似ているせいでそのクリエイターの作品だと誤認され、そのことに傷付き創作を辞めた方もいます。
つい最近も、某テレビ局が原作者との契約を無視したドラマを制作し、そのせいで原作者の方が自死を選ぶというショッキングな出来事がありました。
創作をする人にとって、自分の作品というのはそれほど大事なものです。
AI の規制が為されなければ、今後そういった悲劇はもっと増えるのではないでしょうか。
AI に学習させる段階でその作品の著作者が学習を許可しているかどうか確認できる仕組みを作るか、もし望まぬ学習や生成に利用された場合はその生成者をきちんと罰することができる仕組みなど、著作者を保護することを第一に法整備を行ってください。
漫画やアニメは海外からの評価も高く、資源の乏しい日本においては重要な資源であるはずです。
それを生み出すクリエイターを大事にしてください。
クールジャパンが、クリエイターに冷たいものになってはいけません。

●受付番号　185001345000009211

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009212

AI の生成物に著作権をつけることに反対です。
AI 生成物の著作権以前に生成 AI の学習元が本人の許可を得ていないものがほとんどなのにそれから作成したものになぜ著作権がつくのか？
AI 生成物に著作権をつけるならまず生成 AI のほうをどうにかしてほしい。
学習に使うことを許可されているものだけを使用しているのならば問題にはならないと思う。
AI の生成物に著作権をつけることに反対です。

●受付番号　185001345000009213

誰かが一生懸命制作した著作物や創作物がAIによって盗まれています。
著作物、創作物はフリー素材なんかじゃないです。
ひとりひとりのクリエイターが時間と愛を込めて仕事した成果物です。
岸田総理大臣の画像を使った違法AI動画が世に生まれたことを政界は忘れてしまったのでしょうか……。
こんな法律が出来たら犯罪者たちの思うままです！
きちんとＡＩまわりの法律を決めて貰わないと、クリエイターはどんどん意欲や存在意義を失って、クールジャパンなんて言えなくなる寂しい世の中が来てしまいますよ。
日本のクリエイターや創作物を大切にしてください。

●受付番号　185001345000009214

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009215

■生成 AI は今までの技術と違い、既存の工程を踏まえた発展形ではなく工程が全く別で、材料も完成品を元にしている（イラストを使ってイラストを生成する等）
■本来の技術と文化の発展・継承に基づいた経済活動の意義を失わせ阻害する為、その技術・文化の空洞化を招きかねない
結局完成品を基にしているので描く人がいなければそのまま衰退、後退し AI があるからといって新規で絵を描くという選択をするという人間が少なくなり日本におけるアニメなどの文化が著しく衰退していくという未来は容易に想像がつく
■本来の技術発展と違い、既存の複製的な作業を行っているに過ぎない為、それ自体に過程を踏まえた展開性が見込めない
■既に出来ることの後追いとそれの複製的な成果の生産が主である
■既存技術の成果を用いた過程を伴わない複製的生産と、寄生による搾取と代替が目的になっている
■生成 AI はその出力の材料になる学習データを拒否権もない他者から無断で収集して作られている
■生成 AI は出力結果の品質で評価されている
■データの量と質、アノテーションの仕方で出力結果が全く異なってくる＝学習データこそが成果の要である
■しかしその成果は生成 AI を作成・使用した企業や個人による成果にすり替えられ、当人らはそれにより投資や利益を獲得しており搾取的な構造になっている
■生成 AI の入出力の制限や規制が行われていない為、犯罪・悪質行為への幇助性が極めて高く、現に数多くの被害を生んでいる
■生成 AI の出力であると明記する義務や規制がない為、それらと既存の画像・文章データ等を区別する手段がなく、偽装・僭称・詐称行為に対して消費者や各市場運営者が判断コストの負担を強いられ、それら被害に遭うリスクも増大している

●受付番号　185001345000009216

私は AI 学習の際の著作物の無断使用に反対します

●受付番号　185001345000009217

私は将来絵に携わる仕事をしようと、美大受験を検討しているものです。もしこの法案が通ったら私は一体何のために絵を描いていたのでしょうか。人間がいくら頑張って絵を描いたところで全て AI に奪われるくらいなら私は筆を折りたいと思います。それくらいの虚しさを感じました。この法案は他人の努力を奪うものになりかねません。私は反対します。

●受付番号　185001345000009218

このような考えではクリエイターは居なくなると思われます。
我が国の文化の衰退を助長するのが目的ですか？

●受付番号　185001345000009219

この素案は全ての作家への冒涜です。
確かに AI は現在急成長を遂げるツールで利便性に富んだものだと思いますが、SNS で無断学習による問題が散見されています。
この素案は「AI の無断学習」の問題解決ではなく、それを助長するものだと思います。
また、著作権法という作家を守るための法を無に帰してしまう可能性が大きく、世界に誇 Cool Japan(日本の創作)が衰退する原因となることが考えられ、もし、この素案をそのまま通すのであれば国民全員ではなく、昨今労働体制が問題となっているアニメ制作会社など企業向けのものに変える必要があります。
AI の無断学習は作家にとって、人生を否定する悪意を持ったものであると理解してください。どうかお願いします。

●受付番号　185001345000009220

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009221

AI の無断学習に反対します。
素材集めの時間は人間が制作する場合も必要であることを考えると、AI も人間も必要な時間は同等、そこから人間は手を動かす時間が必要なのに対し AI は圧倒的に短時間で大量に生成することが可能。しかも学習対象は『既存作品』であるなら、その既存作品の作風を短時間で大量に消費することに繋がり、結果としてその作品の寿命を縮める。人間が制作するモノの明らかな障害になる。
AI の無断学習は反対であるし、著作権を与えるべきでない。

●受付番号　185001345000009222

悪用が怖いので法的規制を求めます」

●受付番号　185001345000009223

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009224

AI の無断学習に断固反対します。
はじめに、稚拙な文での提出をお許し下さい。
私自身は創作活動でお金を稼いでいるわけではなく、昨今の生成 AI について文化庁の方へお伝えできる機会に伝えておきたいと考えている者です。
私は最近の生成 AI にはどうやっても好意的な感情を持つことができません。
SNS やニュースで見る限り生成 AI による悪影響が多すぎると感じています。
人の作り上げた絵柄や作風を無断で AI に学習させ、それを用いた悪質な嫌がらせや営業妨害をここ数ヶ月だけで何件も何件も見かけました。新しい技術ですからきっちりと法整備もされていないことでしょう。もしきっちりとされていてこの状態であるのならば、少しはどこかおかしいと考えられないものでしょうか。
法に詳しいわけではないのですが、例えるなら畑を荒らされている気持ちです。
畑を荒らされて、それも新しい農具のためだと言われ罵倒や半ば殺害予告をされながら頼った法律はまだ何も言ってはくれません。それどころか聞いたところでは畑荒らしを推奨しようとしているとかそうでないとか。失礼ですがそのように聞こえます。
丹精込めて育てた野菜を無断で引っこ抜き、「生成するための数文」分土に植え直してから収穫して売られているような気分です。
誰も畑で自分の物を作らなくなったらどうなるかはわからないことではないでしょう。だって汗水たらして作るなんて馬鹿だと言われているような状態ですから。
そんな状態でいればきっと誰だって嫌になります。日本を支えてきたアニメ文化や漫画文化が芽吹くこともなく刈り取られて食い物にされて、縮小していくだろうとは考えられないでしょうか？
文化が技術に食い潰されることが、それで多くの創作活動をする個人やメディア媒体を支えてきた方々、イラストレーターや漫画家、小説家達が筆を折らされてしまうのではないかとただただ不安です。法律や技術者、自称推進派(嫌がらせのために作者に許可なく生成 AI にデータを読み込ませ、酷似した絵柄や作風で迷惑行為を続ける人々も含み)が技術の発展を盾にした結果、泣き寝入りせざるを得ない人が出てはいけないと強く考えます。
AI は便利です。使い方を誤らなければきっと良いものになり得ます。
しかし人の善性だけを信用しすぎてはいけないと思うのです。現に進歩のためだと言われ続けて絵柄を無許可で模倣されては罵倒され挙げ句にはなりすまされ、酷く心を病んでしまう人もいるのです。それぐらい創作に心を注いでいる人がいるのです。
どうか私達から奪わないでください。間接的に筆を折らせようとしないでください。
生成 AI や悪意を持った AI 利用者たちだけが有利になり、人の芸術や創作やそれを大切にしたいと願う気持ちや心を込めて作ってきた作品達がいたずらに踏みにじられてはいけないと強く考えます。

AI の無断学習に強く、強く反対します。

●受付番号　185001345000009225

AI によって、著作権者に無許可で学習、出力されたもので、AI 利用者が金銭などの利益を得ることを禁止するべき。

AI は人の手で生み出される芸術の価値を、その手軽さと数、意図的に似せることができる技術力で貶めるから。

これによってクリエイターのモチベーションや人口、本来得られるはずの利益は減り、著作権で守られるべきものが守られない可能性が高い。

それは、創作文化の先細りに繋がるだろう。

●受付番号　185001345000009226

ＡＩの無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009227

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009228

AI の無断学習について反対します。
文化の破壊がしたいということであれば、そういう一文をちゃんと付け加えてください。

●受付番号　185001345000009229

この考えは今後の新たな著作物の誕生を大きく阻害すると考え、強く反対します。

●受付番号　185001345000009230

AI の無断学習に反対致します。
例えば、現在進行形で生きてる研究者が居て、命をかけて捻出した結果が記された記録を無断で盗んで、集合体にして似た答えを出しただけである為、その研究は貴方の物では無いし、それは問題にはならない。と言っていいのでしょうか。
沢山の参考書で勉強をして、テストで 100 点を取っている人間は、参考書を買う時にお金を出さなかったのでしょうか？
生み出した人間には相応の対価を支払い、敬意を払うべきだと考えます。
現在、アニメーションや漫画などのコンテンツが盛り上がっていて、それが日本の文化の 1 つでもあると思います。
そして、これからの日本を背負って生きていく平成、令和、未来の世代の人間は自然とそこに存在する様々な作品に触れて育っていくのに、AI 学習により創作する人間の尊厳が踏み躙られ、ポイ捨てされ、消えて行くしかなくなる様な社会の仕組みになって良いのでしょうか。
生身の人間が生み出す素晴らしい作品を文化を守らなくて良いのでしょうか。
私は、AI の無断学習に反対致します。

●受付番号　185001345000009231

AI の無断学習に反対です。

●受付番号　185001345000009232

ai は誰かが描いたものを学習させないとイラストを生成出来ないので、それを盗作、または著作権に該当しないとするのであれば、今後絵を描くという仕事をする人が何も得られるものが無くなり技術者の職を奪う法律になると思うので、AI で生成されたイラストでの収益化は禁止して欲しい。

●受付番号　185001345000009233

エンジニアとして、クリエイターとして、双方の視点から見て、
今回の素案は生成 AI の利用と発展を考慮した上で、妥当な内容だと思いました。
私は本案の内容を以下のように捉えました。
・学習開発段階で学習対象の著作者の許可は不要で利用できる
・ただし、特定の作者や作品などに絞って学習させたモデルを使用した生成物は著作権侵害に当たる
・生成利用段階においては、特定の著作者や作品を指定しての生成は著作権侵害に当たる
・AI 生成物をベースにした著作物にも著作権は付与される
　これらは学習において、人間も無許可で参照するため学習において許可等は不要だと考えます。
　過学習や特定の個人・作品に寄せたものを生成するために学習・生成する行為も禁止されるべきと考えます。
　本件とは別件と思われますが、無作為無許可で学習させられることは、すなわち個人情報等の秘匿情報を勝手に学習させられるということでもあるため、学習について個人情報等の秘匿情報の保護が保護される仕組みを組み込むことを義務化する必要があると思います。
　AI 生成物をベースにした著作物への著作権の付与も必要だと思います。
　現在は他人の作風をコピーして安価で多量に、類似した著作物を粗製濫造し、その著作物の界隈を混乱させている悪い利用が多く見られます。
　しかし、健全な生成 AI の利用として、こういった素案、イラストで言えばラフや構図決定などの設計・デザインに利用し、それをベースとして著作物を創作するといった利用法が考えられます。
　このような利用の時に、AI 生成物ベースの著作物への著作権付与がなされないと問題となると思います。
　ただし、AI 生成物そのものや AI 生成物への依拠度が高いものについては著作権の付与は不要だと考えます。
　ここで、本案では「複数の生成物からの選択と生成の試行回数について、著作物性が認められることも考えられる」とありますが、ここに関しては著作物性は存在しないと考えます。
　これらはいわば、案を出したのではなく、案を脳内で考えてるに過ぎないと思います。すなわち、ただ生成しただけ、生成したものから選択しただけでは、著作物と言えず、AI 生成物をベースとして更に創作的表現が付与されて初めて著作物性が発生すると考えます。
AI 生成物そのものの著作権については、元となる作品群の著作者が権利者となると考えます。

「プロンプトの分量・内容」について、プロンプトそのものが著作物となる可能性があると思います。すなわち小説のような独自性を持ったプロンプトは著作物そのものになりうるが、一般名詞の羅列では著作物性が低いということになると思います。

ですが、現状のプロンプトでは「元となる著作物の影響を脱せない」と考えるため、「プロンプトそのもの」に著作権が付与されても、「そのプロンプトから生成された AI 生成物」の著作権は元となる作品群の著作者が有しており、著作権を付与することは難しいのではないかと思います。

すなわち、イラストで例えた場合、

「AI 生成物をそのまま使い一部を加筆修正した場合」は著作物性が低いと考えます。そのため、AI 生成物によっては著作権侵害に当たる可能性もあると考えます。

「AI 生成物を組み合わせて新しい作品を作る場合」は著作物性は高いですが、使用される素材が著作権侵害に当たる可能性があると思います。

「AI 生成物をラフデザインや構図決定に用いて作品を創作した場合」は著作物となる。また、しばしば元の作品をなぞるトレース行為が倫理的観点で問題とされることがありますが、AI 生成物を構成するものは多数の著作物の複合的な二次著作物ですがそもそも存在しないものなため、これをトレースして創作することは問題なく、この場合も創作者の著作物となると考えます。

また、これらの検証を行うために、学習データの開示もそうですが、利用したプロンプトも後から確認できるような仕組みを作る必要があると思います。

悪意のある生成 AI の利用が取り締まられ、健全な生成 AI の利用は促進発展するような法制度となることを願います。

（1）従来の著作権法の考え方との整合性について

この件については、「我が国内のユーザに向けて公衆送信」としてありますが、現在問題となっている行為を行っている生成 AI ユーザが、国外向けかつ国外で活動していることも多いのですが、それを国内のみならず全世界で享受することが可能であるため、「国外向けで国外で活動」している場合でも、我が国の創作者の権利が著しく侵害される場合があります。

ですので、諸外国との連携等を含めた摘発方法の検討などが必要になってくると思います。

●受付番号　185001345000009234

AI の無断学習に反対します。
本人が著作権フリーと明示してある物以外は、著作権者に確認を取る道理があると考えます。
伺いを立てず、確認も取らず、勝手に使用する様な行為は問題があると考えられます。

●受付番号　185001345000009235

AI の無断学習に反対します
断固反対です。あり得ません。既に X(旧 Twitter)でも深刻な被害が出ているのが確認できます。
AI 学習によるデータ取り込みはデータの窃盗であり、それは創作者と創作文化全てを殺すことになります。
「AI が偶々、創作者 A さんの作風の作品を生成しただけ…AI が偶々、キャラクターB そっくりな作品を生成しただけ…」みたいな言い分がある様ですが。
いいえ。創作者 A さんやキャラクターB の作品を取り込み、混ぜこぜにした後、もう一回出してるんですからそっくりなのは当たり前です。そしてそんな行為自体が、創作者、原作者、作品への冒涜以外の何物でもないでしょう。
文化庁とは、文化に対しその程度の重要視しか持たないのですか。犯罪や、創作者と創作文化への冒涜から創作者と創作文化を先頭で守るのが、「文化」丁の在り方ではありませんか。
今は創作者達が創作を愛する故 AI 使用者からの攻撃や冒涜侮辱に耐え、活動を続けているだけで、法律が野放しにする事を決定し、自分たちの作品や活動が侵害され続ければ、それも長くは持たず次期に創作を続ける者は誰も居なくなるでしょう。
現に、筆を折った創作者や半永久的に活動中止を宣言する創作者は既にプライベートも含めて何人も会っています。
今までの作品で暫くは影響ない様にかんぜられるやもしれませんが新たに創作する者が減った創作界隈は、格段にクオリティも賑わいも下がるでしょう。
日本が誇るアニメ文化だって、既に力を増している中国やアニメ、創作文化が活発な各国に一瞬で追い越されるでしょうね。
AI の無断学習は絶対に法で規制してください。あり得ません。

●受付番号　185001345000009236

人の創造した作品を無断で使用し組み合わせた物が認められることは、著作権の在り方に反していると感じる。

●受付番号　185001345000009237

大前提として、生成 AI は人々の想像を超える速さで発展し普及していっているため、人々を混乱させないためにも、早急に目に見える形で対処すべきである。
３．生成 AI の技術的な背景について
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
こちらに書かれている通り、既に世界中に広がった生成 AI を完全にクリーンなものにするのは難しい。
そのため、一部のクリエイターは「生成 AI による学習の拒否」を主張している。
しかし、主張をしても法的な効力は無いため、無断で生成 AI 取り込まれたり、悪用されるケースもある。
著作権とクリエイターの精神を守るためにも、国としてクリエイターの主張を尊重することや、データセットへの言及を検討してほしい。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
＜AI 利用者の懸念＞
現在、いわゆる AI 規制派と AI 推進派では、SNS 等でお互いに攻撃的な意見などを送りあっているのが頻繁に見かけられる。
これらの大きな原因の一つは、「人の手で直接創作された作品と生成 AI 作品の区別がつかない」ことであると考えられる。
その問題が解消されない状態が長く続いたせいで、生成 AI の悪用が横行し、クリエイターの不信感は高まってしまった。それによって節度ある AI 利用者まで活動しづらくなっている状況である。
今ではクリエイター・AI 利用者・一般人問わず、誹謗中傷にまで発展しているケースが後を絶たない。
作品を楽しむ側としても、今まで通り作家の独自性を直に受け取りたい人は生成 AI による作品は受け入れがたく、逆に生成 AI であっても斬新な作品を見たい人は AI を規制すると新たなコンテンツを失ってしまうため、双方が混在し区別が付かない現状は、どちらにとっても良くない状況である。
この「人の手で直接創作された作品と生成 AI 作品の区別がつかない」という状態は、大きく問題視すべきである。
例えば、作品に生成 AI を使用した場合には「生成 AI を使用したという表記」を義務付けるか、もしくは推奨すべきだと考える。
ただし、生成 AI が人間の手助けになるのも事実なため「作品の半分以上を生成 AI に頼った場合は表記が必要※」など、基準も合わせて考えてほしい。（※あくまで個人的な例です）

表記があれば個人でもゾーニングが可能になり、クリエイター側も生成 AI 利用者側も「炎上リスク」に怯えず、自由に創作活動ができるのではないだろうか。
【その他の論点】
（３）生成物の著作物性について
イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
1 指示・入力（プロンプト等）の分量・内容
2 生成の試行回数
3 複数の生成物からの選択
これらの観点から AI 生成物の創作的寄与や著作物性を認めるのは不可能だと強く主張したい。
プロンプト、試行回数、複数からの選択も、全て決められたボタンを押すだけの作業であり、プロンプトも既存の単語が大半で独自性は無い。
生成 AI での創作は、絵画のように繊細かつ大胆に筆を動かすこともなく、小説のように念密にプロットやシナリオを組むこともない。
また、AI 生成技術は、あくまで誰かの著作物を集めたデータセットの上で成り立っているため、0 から 1 を生み出しているわけではない。
他人の著作物を集めたデータと技術を借り、その上で入力と回数を繰り返すだけでは、人間としての独自性や創造性があるとは考えられない。
さらに、今後「複雑な指示や回数を重ねなくとも、一度で完璧な作品を出してくれる生成 AI」が誕生する可能性は十分にあり得る。
生成 AI の急速な進化を考えれば、自動で流行を検知し自動で作品を定期的に出力する未来も遠くないと思われる。
そうなった時、人の手が加わっていない作品に創作的寄与や著作物性があるとは考えにくい。
「生成 AI に人の手で労力をかければ創作的寄与があるとされる」ではなく「現在の生成 AI は、人の手が無ければ出力できない」と考えてみると、現段階で AI 生成物の著作物性を認めることは、将来的には危険が伴うのではないか。
もちろん、データセットが完全にクリーンな生成 AI が開発されたり、生成 AI の使用は一部で殆どクリエイター本人の手で作られている作品などは、十分な創作的寄与や著作物性があると思われる。
生成 AI は便利で誰でも使えるが、今一度、AI は今後どこまで発展するのか考え、クリエイターや権利者の作品と著作権を尊重し、共存できる道を考えてほしい。

●受付番号　185001345000009238

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009239

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009240

5 のエの(イ)について、
作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似 性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との 関係で著作権侵害とはならない。
とありますが、作風や画風、アイディアが類似した際も著作権侵害になることにしてください。反対です。
AI の無断学習に反対です。
AI が無断で学習し、成果物を無断に使用することが合法化することに反対です。
大量のデータが必要になるため、仕方がないこと。で現行の著作権を持つ個人や団体を侵害しないでください。侵害を合法化しないでください。
現在侵害されている方のために、違法行為の線引きをして、明文化し、どの世代にも行き渡る言葉で意見を募って欲しいです。

●受付番号　185001345000009241

多くのイラストレーターがAIイラストの被害にあっています。悪用を防ぐために法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009242

現状、ある著作者の作品群を学習リソースに使用し、その著作者を騙って生成物を販売しているケースがあります。
生成物によって、著作物または著作者の両方に不利益や侵害がおきることは全く望んでいません。
生成物と著作物との境界があいまいになっていることが利用されています。
まず、著作物と生成物の区別ができるように、生成 AI によって出力された生成物には、技術的な手段を用いて、そうと分かるようにすべきだと考えます。
（例: 生成 AI ソフトウェア名などの文字列を生成物にクレジットとして記載する。または、生成物全体に生成 AI で出力したものだと分かるように文字をかける、など。）
* 著作権侵害の有無の考え方について（28 頁～31 頁）
> ただし、当該生成 AI について、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような技術的な措置が講じられている等の事情から、当該生成 AI において、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI 利用者がこの事情を主張・立証することで、依拠性がないと判断される場合はあり得る。
創作物が技術的な措置によって対策されている、いないにもかかわらず、学習に用いられている時点で依拠性がある、と判断されるようにして下さい。
* 生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）
> また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。
あくまで加筆を加えた部分だけ著作物性がある、と理解しました。
ただし、これも生成物と著作物との境界があいまいになることにつながります。
その部分だけ著作物性があるとするのは理解しますが、生成物全体には著作物性がないままにしてください。

●受付番号　185001345000009243

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009244

画像生成 AI に反対です。
私は絵のお仕事をしている人間ではなく、アーティストのいちファンでしかない者です。
実際に被害を受けている人間でもありません。しかしこれは倫理的に絶対に許されてはいけない技術であると思います。
「切り貼りではない」と書いていますが、全くズレもなく学習元データとほぼ同じものがそのまま生成されることなんてザラですし、肖像権も侵害されまくっていますし、それで自殺者も出ています。学習元の傾向だけ取り込み新しい創作をするならこのようなこと起きません。
現法の解釈次第でこれがまかり通ってしまうなら新しい法を作るべきだと思います。自分の創作物が守りたいなら創作物を公開しない方が良い世の中なんておかしいです。自分のポルノが作られることを恐れて写真も投稿できない世の中なんておかしいです。
それに生成 AI の問題は著作権や肖像権に留まりません。ネットで生き物の画像を検索すれば AI による架空の生き物が大量に出てくる。知識もない一般人はどれが本物の生き物なのか見分けがつきません。これはネットで軽く知識を得たいときなどにかなり悪影響であると思います。
元々インターネットは情報リテラシーが必要なものではありますが、何を検索しても当たり前のように本物と見分けのつかないフェイク画像が出回る世の中になるのを看過してはいけないと思います。

●受付番号　185001345000009245

インターネット上から入手できる画像を無差別に学習に使用することには賛同できません。
インターネット上の画像はしばしば第三者の著作権や肖像権を侵害している場合があり、また、残虐行為を映したものや、無修正のポルノなど、社会的に有害とされているものも多くあります。これらの画像の分類や規制、著作者との意思疎通などが十分にできるとは言えない現状においては、無差別な学習はメリットよりもむしろリスクが大きく、健全な技術開発とは言えません。
インターネット上に生成 AI に学習させるための画像をアップロードするプラットフォームを設け、個別の画像にタグ付けをし、そのプラットフォーム内からのみ学習を行うという形式にすれば、現状の問題のいくつかは解決できると考えます。
生成 AI に学習されて不利益を被るのは、何もイラストレーターやアニメーターのみでなく、インターネット上に画像が存在する可能性のある私人全てであると考えます。将来的に起きうる著作権、肖像権などにまつわるトラブルを回避するためにも、無差別な学習は避けるべきです。

●受付番号　185001345000009246

[５．各論点について [その他の論点について](２)(ア)]において
「従前の人間が AI を使わずに行う創作活動の際の著作権侵害の要件と同様
に考える必要がある。」
「 既存の判例では、ある作品に、既存の著作物との類似性と依拠性の両者が認められる際に、著作権侵害となるとされている。」
とありますが、既存の著作物(海賊版のデータなどを含む)を学習元とするデータセットが偶然にも既存の著作物に著しく類似する生成物をプロンプトの指定なしに出力される事例も確認されています。
偶然出力されたそれらが、依拠性の欠如という理由で著作者人格権を無視した利用をされてもそれらの行為を規制できない可能性があり。
そのようなツールが規制無しに利用できる前提で創作への活用を前提とした素案には疑問を感じざるを得ません。
また生成 AI 多数の人間が活用できる性質上、人間と比較してもそれらの偶然の類似性を起こす可能性が高く、「人間が AI を使わずに行う創作活動の際の著作権侵害の要件と同様に考える必要がある。」という部分には賛同できません。
「５．各論点について (３)生成物の著作物性について (ア)と(イ)」に関して、生成 AI を活用する方向に舵を切るのならば、生成物に著作権法による保護を与えるべきではないと考えています。
１・指示・入力(プロンプト等)の分量・内容
２・生成の試行回数
３・複数の生成物からの選択
に記載されている著作物性の判断基準は非常に緩く感じますし、上記の工程は創作行為と言うよりは、学習データセットから目的の生成物を引き出す為に辞書を索引する行為に近くそれらの生成・出力段階にあたる部分を創作行為と判断するのは反対です。
仮にですが、生成 AI 等の類が創作性に寄与するのであれば、それは個々人の創作行為の前段階における部分である、アイデアの創出・補助における利用であり、生成物や、それらを利用・加工して作られたものに著作権法の保護を適用すべきではありませんし、ビジネスや商用的な利用を許可すべきではありません。
そもそも上記に示したように、意図せず既存の著作物に類似したアイデアが出力される以上、学習データセットから無許諾の著作物や個人情報に関わる物を廃棄する事は前提で、ビジネス的に活用する法案などの施工は生成ＡＩにより実際に発生しているトラブルや起こりうる事が予測できる事態が現実的な手段で解決できる見込みがついてからにするべきです。
現状の段階から生成ＡＩが活用される方向性で取り組む事には賛成できかねます。

●受付番号　185001345000009247

AI で盗作し金を儲けることを是とするような内容だと感じます。自らの手で作品を生み出すクリエイターたちの、作品になるまでの過程や研鑽の過去も、生み出された作品が世に与える影響をおもう未来も、なにもかもを馬鹿にしている AI 絵師を名乗るものたちに権利を主張させてのさばらせるための考え方です。素案は全くもって有り得ません。海外で法的な罰があるように、国内でも同じくらい AI イラストなどが著作権を犯しており、なおかつそれらを放置している事実に目を向けるべきです。絵を描く一人として、素案のような主張がまかり通る国で作品を作りたいと思いません。国内の一次産業を下に見て輸出入に頼るばかりの日本が、男女で人権の重みが違うだけでなく著作権にも甘くなるようであるならば、近隣国の中国や韓国のほうがよっぽどクリエイターに親身だと思います。

●受付番号　185001345000009248

素案を読みましたが、AI による著作物の無断利用を(学術、研究目的に限らず)認めるものと捉えられました。AI 自体が娯楽目的で著作物を利用するわけでなくとも、AI によって生成されたものが人に利用・消費されるものである以上、素案に記載の理由は AI による利用は著作権侵害とならないという説明には不十分と思われます。また、AI は短時間で大量の作品生成が可能であることを考えると、現在人の手で行われている創作活動への多大な悪影響、作者への権利侵害が懸念されます。
よって、AI による著作物の無断利用に反対します。

●受付番号　185001345000009249

ゼロからイチを生み出す人たちの権利が蔑ろにされるのは、良いことではないと思います。AI の学習素材にされる側の著作権を大切に守って欲しいです。時代の変化に対して、正しく対応して頂きたいと思いました。

●受付番号　185001345000009250

世間で価値あるとされているイラスト・漫画・小説などは、他者が思いつかないような創作者独自のアイディアに基づき、練習・勉強を重ねてきた創作者の技術によって作り出されているものです。それらを AI が学習し作り出したものが自由に利用されること、またそれらが AI に生成させた人の作品であるかのように振る舞うことは、学習元の創作者に対する著作人格権侵害であると考えます。AI に学習され、安価で大量に作品を生成された場合、学習元の創作者の創作物の価値が毀損されることも大いに考えられます。創作者の権利の保護のために、生成 AI による創作物の学習・生成・利用に反対します。

●受付番号　185001345000009251

インターネット上の情報のAI学習により出力された画像や音声を自由に利用して良いものとすることに反対します。
本来の権利者の収入や権利や尊厳が毀損されることがないように綿密な法規制を敷いてください。

●受付番号　185001345000009252

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009253

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009254

生成 AI による創作物の無断学習・利用に反対します。
技術それ自体は悪いことではないですが、それにより不利益を被るクリエイターの方が大勢いらっしゃいます。
創作物は、完成度の高いものを量産すれば良いという話ではありません。
自分が表現したいものを表現するためにたくさん努力を重ねて、その結果としてその努力が創作物という形で表出されているだけです。
それはクリエイターの財産に他なりません。
自分の作品を守るために、個人で出来ることは限られています。
どうか、法律の制定という形で国で守っていただきたいです。
ここまでクリエイター業が盛んなのは、間違いなく日本の強みだと思います。
それを潰さないためにも、どうかお願いします。

●受付番号　185001345000009255

AI でイラストを生成することに反対します
私や私の家族、友達等のイラストが無断で使用されることが嫌です。本当に嫌です。
AI に自分の描いたイラストを学習され、絵柄が盗まれ、被害に遭っている人を何人も何十人も見ました。何度でも言います、嫌です。AI に規制をお願いします。

●受付番号　185001345000009256

現在の著作権の目的には著作者あるいは著作物が守られることが含まれている認識だが、「AI と著作権に関する考え方について（素案）」内にはそもそも著作者が守られることよりAI 技術発展を優先しているような印象を受けました。
20（イ）〇の 3 点目：”AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該
生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しない”について学習元著作物の「創作的表現と共通しない場合」はどのように判断するのでしょうか。そもそもクリエイター個人が AI 生成物に代替されりような状況は AI 使用者が「この絵柄で稼ぎたい」など代替の目的で使用している場合も予想され、その状況そのものが不当に利益を害していると考えますが「該当しない」と言い切れる理由がわかりません。
27（31）:「著作権侵害が生じた」と記載しているにも関わらず、AI 学習に用いられた特定の著作物による学習済モデルへの影響を取り除く措置は「技術的に可能であったとしても時間、費用の負担から」認められないと記載がありますが、侵害した側に時間・費用の負担を考慮するのは公正ではないと感じました。
そもそも AI を使用していないクリエイターは時間や労力をかけ制作物を生み出しています。画力あ表現力の研鑽を含むと数十年単位のものもあるはず。その点は考慮していないで AI 著作物に対してのみ時間や費用の考慮をしているのは不当。著作権を害しているかどうかの話でなぜ一方にのみ時間や費用の話が急に出てくるのかがわかりません。技術的にできるのであれば即座に対応すべきで、義務付けるべきだと思います。
上記は特に疑問を感じた 2 点になり、その他全体を通して「侵害していると考えられる」と記載されているものの、証明するにはクリエイター個人が費用や労力を払う必要があり、かつ侵害していると認められる範囲が狭く公平でないと感じる点が多いです。
AI という膨大なデータを即座に処理できるものに対して AI 知識のないクリエイター個人が立ち向かうのはそもそも不利で、企業個人関係なく原作を持つクリエイターの負担の方を考慮すべきだと思います。
現在「生成 AI っぽい絵柄」というものが何種類か存在しますが、その特徴を何年もかけ自分で表現できるようにした元のクリエイターが存在しています。ですが今やその努力、綿密な描きこみの特徴はもはや「汎用」のような扱いです。
大量生成される速度が速いということは出回る速度も速く、同時に陳腐化し飽きられるのも早くなります。生成 AI で様々なクリエイターの絵柄が、様々な生成者により大量に生成され汎用化し、目指す人がいなくなったり目指すハードルが高くなりすぎ衰退していくことを恐れています。

現在 AI の学習や生成におけるフローについては解説されていますが、同じく AI を使用しないクリエイターのその技術を身に着けるまでの人生のフローについても目を向けたうえでクリエイターと AI 画像生成者との関係を悪化させない、且つ著作者であるクリエイターも蔑ろにされないような法整備を検討していただきたいです。

●受付番号　185001345000009257

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009258

この案には反対です。
既存の創作活動とは違い、AI の創作は委託であり、既存の著作物のコピーではないでしょうか。
人間による創作物も周囲の環境が影響します。見方によってはコピーと捉えられるかもしれませんが、その出力はその人の身体能力によって変わります。同じ道具を使っても、同じように線を引けるとは限らないのです。
そんな、AI 以上に不規則な出力をする人間でさえも著作権侵害で罰せられるのに、より精巧に類似したものを出力できる AI は罰せられないのは何故でしょうか。
仮に、AI が既存の著作物に限りなく類似したものが出力された場合、故意か否かは関係なく、AI に委託した利用者はもちろんのこと、AI（AI ソフトの開発元）も人間と同じように責任を負わなければならないのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009259

AI の無断学習に反対します!

●受付番号　185001345000009260

この素案が通ることによって、私たちクリエイターが様々な思いを込めて、苦労をして生み出したものを赤の他人、それも私たちが生み出したものの価値を分からず軽んじるような人達が得をするようなことになるのなら、私はいちクリエイターとして反対します。

●受付番号　185001345000009261

AI の無断学習・商用利用は窃盗と同様です。断固反対します。
人気の高い作品や絵柄に極めて似通った作品を大量生産し、
権利の侵害で訴えられても偶然だと主張すれば罪には問われないなど、あらゆる創作者に対する冒涜です。
AI の学習元となるデータは、自然に湧き出るものではありません。
雑な大量消費で創作者の活動に水を差せば、日本は大きな市場を失う事になるでしょう。

●受付番号　185001345000009262

私はこの法案に反対です。
日本には「著作権法」があるからクリエイターが守られているのに、この法律が成立されて仕舞えばクリエイターの大事な技術や培って来た力が全て AI に吸われてしまい、クリエイターが育たなくなってしまいます。日本の商業、文化に少なくとも大きな影響、そして素晴らしい利益をもたらして来たクリエイターが泣き寝入りすることには断固として反対です。

●受付番号　185001345000009263

AI の無断使用に反対します。

●受付番号　185001345000009264

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009265

生成 AI は膨大なビッグデータがソースとなっており、データの切り貼りではない、と言う趣旨の記述がありましたが、現状そのまま任天堂、SEGA 等有名版権キャラクターの画像がほぼそのまま出力される事案、または著名イラストレーターの絵柄、サイン等々が転用されている事案が頻発しているのが現状です。それでも著作権法に触しないと言い切れるのでしょうか。
一部生成 ai では、商用利用が可能とされ、金銭つまり恩恵を享受する事が可能となっています。生成 ai を利用する中でも一部の心ない人間により、イラストレーター等創作を行う方々への権利侵害、誹謗中傷も日常茶飯事のように起こっています。
その結果、金銭面の問題を抱える若しくは尊ばれるべき創作意欲を失い、次々に筆を折る絵描きが増え、日本の魅力とも言えるアニメイラスト界隈をはじめとする、人間が自らの手で制作する創作文化の衰退の加速にも繋がっています。このまま仕事を失う者が増加していけば、経済は悪化を辿り、法を犯した者が儲ける無法地帯と化すのではないでしょうか。
また、生成される画像、動画コンテンツ中には児童ポルノやわいせつ行為、暴力、戦争や災害といった情報の混乱を招くもしくは法に触しかねない内容も含まれており、経済面を一辺倒に見て黙認を続けていれば、いづれ大きな混乱や事件を招く危険性があります。
元日の能登半島地震でも、ai 学習生成と自動投稿により X 上で救助を待つようなツイートや生成(捏造)された被害状況の報告画像が大量発生、拡散され大きな混乱を招きました。南海トラフ地震の危険が増す今、決して無視出来ない事案であるはずです。
私はまだ未成年の身です。ですが、生成 ai が野放しにされている現状に大きな危機感を感じ、不安を覚えています。将来、このまま業界が食い荒らされれば、私たちｚ世代と称される世代は勿論、これから創作物に興味を持つ、文化に触れる、生まれてくる世代はどうなるのでしょうか。純粋に文化を楽しんで行く事が出来るのでしょうか。
生成 ai の糾弾を求めたい訳ではありません。扱い方によっては、経済や生活が豊かになるのは事実です。しかし、上記の様に権利や法を侵害する者には適切な罰則を課す事ができるような仕組みを、私個人も、一人の創作を楽しむ者として、強く要求します。
今の経済面だけでなく、これからの世代、業界についても今一度考え直して頂ければ幸いです。

●受付番号　185001345000009266

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009267

AI の無料学習に反対します。
人の手で描いたら著作権違反となるものを、AI が描いたら著作権違反とならないというのはおかしいです。
AI が描いたものを悪用し、不当に利益を得ている人やアーティストの営業妨害をしている人が今現在たくさんいます。
詐欺や営業妨害を助長し、一生懸命に働いているアーティストを蔑ろにする法案を国が推し進めないでください。
AI や AI を悪用する悪人よりも、誠実に働き日本の文化を創り出す国民の方が大切なはずです。
きちんと AI を取り巻く現実を理解し、大切な文化や国民を守ってください。

●受付番号　185001345000009268

AI の無断学習に反対します。創作の自由が現在既に奪われている状況です。それらを取り締まり、創作者が安心して創作ができる法を作ってください。お願いします。

●受付番号　185001345000009269

AI の無断学習には全面的に反対します。
「イラスト・アート」というのは描き手それぞれの個性、「心」をもって「無から有」を創り出し、表現する事に価値があると考えています。
どれだけ要素が細分化されていようが混ぜ合わせようが、取り込む・学習する対象が「この世に既に存在している何か」である限り AI には「有から有」しか作り出せません。そんなものはこの界隈において必要な存在ではありません。
人の努力を、尊厳を踏みにじらないでいただきたい。

●受付番号　185001345000009270

SNS 上では、生成 AI に対してヒステリックに嫌悪感を示す人々が多くいます
彼らはエコーチャンバーにより極端な思想を信じ切っており、かつ活動的です。
彼らはクリエイターや企業が生成 AI によるイラストを使用した/使用した疑惑が出るとそれらを徹底的に否定し、炎上させます。例として、イラストレーターの"[redacted]"氏の絵は生成 AI を用いていないにもかかわらず、生成 AI を使用していると勝手に想像し誹謗中傷をするような行為を起こしています。また、『生成 AI は必ず大量のデータを無断で学習している』というような発言も SNS 上では多く見られ、そもそも生成 AI 自体の知識も乏しいです。(実際には少数のデータで学習する AI や、無断には学習しない AI も多く存在します)
このパブコメも、そうした極端な思想の人々の間で拡散されており、(感情および偏った一面だけを切り取った屁理屈をつけた)否定的なコメントが多く来ているかと想像しますが、どうかそうした意見とは適切に距離をとり、真に日本の将来にとって良い改正をしていただきますようお願いします。
私としては、適切な市場競争が行われば『きわめて高度な AI 人材』および『AI を適切に使いこなしたクリエイター』が勝ち残るものと想像しますが、SNS 上の過激な人達により、後者は誹謗中傷を受けています。
クリエイターにとっても、より AI を活用しやすいような形にしていただくのが理想です。

●受付番号　185001345000009271

現在の生成 AI の高いクオリティは無断で取り込まれた作品データであり、現在の生成 AI の仕組みはれっきとした切り貼りであることから、まず最初に既存のアーティストの作品や利益を保護するために取り締まりを行える法案を作って頂きたいと強く強く望みます。

●受付番号　185001345000009272

はじめにの部分について
そもそも生成 AI を創作と呼称しているクリエイターを増やしてはいけない。前提として同意できない。
生成 AI について
他人の創作を利用して、自分の創作と主張する行為自体が許されない。著作権に触れてしまうかという疑問が出る時点で問題です。
学習済みモデルの廃棄請求について
合意のない学習データに関しては全て廃棄を許可すべき。
どのように学習データとなり、どのように発展していくか説明をし、許諾を得られた時点で学習データとすべき。
1 から 100 を作る生成 AI に寄り添うのではなく、0 から 1 を産む創作者の味方をしてください。
生成 AI に著作権を与えるのではなく、最初に取り締まる方法を作ってください。

●受付番号　185001345000009273

個人
AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009274

AI 学習データの収集は、それを是とする著作者本人が直接投稿しているウェブサイト上からのみ行うべきであると考える。
また、検索拡張生成（RAG）等により上記の AI 学習データの収集を拒否している著作者の著作物に、意図的に類似させる行為（指示、入力）が出来ないよう制限が必要であると考える。

●受付番号　185001345000009275

絵の価値を暴落させ、クリエイターの創作意欲を喪失させる無断 AI 学習に反対します。

●受付番号　185001345000009276

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009277

AI の無断使用反対します。

●受付番号　185001345000009278

個人
まず無断複製改変商用利用ぜんぶ合法と見受けられますが、これが異常
他人の物を無断で拝借してやりたい放題できる。これでいくら金を儲けようが拝借先には一切の利益が無い
それどころか、商用利用禁止のものですら無断で盗っても罰則すらない
貴方達は料理するのに食材がいるのに盗んでやるんですか？盗んでも罰則はないんですか？それすらわからない大バカ者が政治を行ってるんですか?大概にしてください
AI にもそれ単体では機能せず元となるものがいるんですよ。料理で言う食材のように
それを作るのに人間の時間も技術も道具も必要なんですよ。それを盗んだうえにお咎めなし、やりたい放題。馬鹿じゃないんですか？
貴方達がやろうとしてることは、著作権を完全に破壊し創作活動を潰すだけです。
AI 自体はいいものですが、他人の絵を無断で利用し、それに対価を払わないなど言語道断。
価値のあるものに相応の対価を払うことは当然のこと。
これが許されるなら一部政治家の存在価値すらない無能どもには給料を払わなくてもいいですね
以上のことから「AI の無断学習に反対します」

●受付番号　185001345000009279

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009280

せめて AI での生成物は営利目的で使用できないよう法律を設けるべきだと思います
AI での複製物、あるいは AI を利用した品物を営利目的で使用された場合、その AI に利用された元の製作者に何かしらの不利な出来事が起こってしまう恐れがあるからです

●受付番号　185001345000009281

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009282

Ai の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009283

5.各論点について（1)イ
生成 AI の無断学習に反対です。
生成 AI により、クリエイターが脅かされるような事があってはいけない。
法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009284

個人の絵柄や作風に対して著作権を必要以上に認めるとAIの持つ可能性を狭め、公共が得られたはずの利益を棄損すると思う。SNS をはじめとして現代においてこれだけ個人の作品を広く公開でき、個人でもサブスクリプションで収入をえる手段が用意されている現代であれば、特定層・特定業界に対して配慮しすぎる必要性はない。AI 技術は国内ではなく海外諸国との競争であるため、既存権益層の大きな声で可能性が狭められることは国益の損失につながるものと考える。

●受付番号　185001345000009285

生成 AI を個人的に使用するのは構わないけどお金を稼いだり自分で制作したと発言するのは違うと思います。
製作者の著作権を踏みにじる行為だと思います。
すべての制作物一つ一つに著作権があるのならそれを無差別に勝手に学習して生成する行為は盗作と変わらないと思います

●受付番号　185001345000009286

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009287

AI 画像生成による嫌がらせ・なりすましの被害をクリエイターは実際に受けているので、この技術には制限が必要だと思います。
無許可で学習素材とされたイラストレーターは精神的なダメージをうけるも「法で制限されていないから」と泣き寝入りする方を多く見受けます。
また AI の学習元の透明化と報酬・対価は必ずあるべきだと思います。
教育分野への使用は不信感があるので向かないと思います。
AI での画像生成は「元のイラストの著作権」を守る事が最優先であると考えます。
「学習可能」と許可のない作品以外を取り込んではいけないという制限を 1 番にしてほしいです。
クリエイターは唯一無二の作品を紳士に向き合って制作しています。それを許可なく利用されては心も病みます。
クリエイターの作品や人格を守ることは創造性を求められる文化で必要不可欠だと思います。
新しい技術は興味深いものですが、道徳心の無い者達に悪用されるのはあるべき姿ではありません。
クリエイターとその作品を守って欲しい。ただこれだけをまず優先していただきたいです。

●受付番号　185001345000009288

ＡＩの無断学習に反対です

●受付番号　185001345000009289

絵の価値を暴落させ、クリエイターの創作意欲を喪失させる無断 AI 学習に反対します

●受付番号　185001345000009290

AI への著作物の無断学習、無断使用に反対します。

●受付番号　185001345000009291

AI の無断学習に断固反対します

●受付番号　185001345000009292

著作権法を無視するような法を作るのはやめてください。
日本からクリエイターがいなくなります。
この法案は何がしたいのか分かりません。著作権侵害して人の作品を盗んでいく生成 AI に関してはもっと厳しく取り締まってもいいくらいだと思ってます。

●受付番号　185001345000009293

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009294

AI の無断学習に反対します。技術の推進ではなく著作者の権利をもっとしっかり守ってほしいです。

●受付番号　185001345000009295

AI の無断学習に反対です。クリエイターを殺す法案は辞めてください。

●受付番号　185001345000009296

４．関係者からの様々な懸念の声について　＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
3
「類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること」
とあるが、あくまで AI が生成するものは AI が生成したものにすぎないことは、
大半の人が見れば瞬時にそれが AI かどうか判別ができるほど周知であり、
本人に仕事の依頼をした方が圧倒的に真っ当なものが出来上がることは自明であるので、
これを理由に AI を規制しようとする動きには断固反対する。
(１)学習・開発段階の イ（イ）
「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似
性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」と
「、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、
「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。」
は矛盾しているのではないか。作風・画風などのアイデアは保護されないので後者は削除すべきである
(１)学習・開発段階の イ（エ）
「他方で、AI 学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置としては、現時点において既に広く行われているものが見受けられる。こうした措置をとることについては、著作権法上、特段の制限は設けられておらず、権利者やウェブサイトの管理者の判断によって自由に行うことが可能である。」
このような記述があるが、現状問題となっているのは機械が可読できない方法で
画像にトラップを仕掛けて機械学習の阻害、学習を行う AI モデルを破壊する行為や方法が存在していることに触れていないのはなぜか。これは不正指令電磁的記録に相当するのではないか。
(２)生成・利用段階の イ（イ）1
「既存の著作物の題号などの特定の固有名詞を入力する場合」とあるが、
その前述にある「Image to Image（画像を生成 AI に指示として入力し、生成物として画像を得る行為)」とは異なり、
題号だけでは「具体的な著作物の特定の何か明確な同一の根源とした画像」を出すことはできないので

これを含めるのは不適であるためこの記述は削除すべきである。
例えるなら「Image to Image で誰かが撮影した『富士山』の特定の写真を投入して AI に再出力させる行為」と
「AI にプロンプトで『富士山』の画像を出力させる行為」の違いである。
後者は AI が「富士山」と認識しているものを人間が行うように概念として出力させているに過ぎず、
仮に学習元に問題となる特定の富士山の写真が含まれていたとして、
その学習元を再現しているというには無理がある画像が生成されるのが普通である
再現できるとすればそれは Image to Image の手法でしかない。
人物でも同様である。ある人物の写真(イラスト)を対象に
プロンプトとポーズを全く同じ形にしても AI が生成するのは、
それが「Image to Image」 でない限りは「それっぽい要素があるだけの別物」でしかない。
したがって、この「題号」という広い範囲を規制対象とするべきではない

●受付番号　185001345000009297

・生成 AI を使用した作品を公開する場合、使用した学習データの中身を公開することを義務付ける必要があります。
・著作権の侵害が疑われる場合、生成 AI 利用者は、使用した学習データの中に、著作権の被侵害が疑われるデータが無かったことを証明しなければなりません。(上記によって証明が保証されます)
・生成 AI 利用者は免許制にし、生成物の公開において免許番号を併記、あるいは明らかな場所に公開しなければなりません。
・著作権者が自ら公開した作品について、生成 AI 用の学習データに利用されない権利は保障される必要があります。
生成 AI が心無い個人に利用されることは防がれなければなりません。しかし、心無い個人が判別できない以上、生成 AI による生成物の不特定多数に対する公開は、上記二点を守れる、監視できるよう許可制にしなければいけません。
生成 AI を使えるのは先人の制作者あってこそであって、制作者を保護しなければ生成 AI もいずれ衰退するということを強く主張します。

●受付番号　185001345000009298

いくつかの意見を以下に記載します。
２．イにおいて、
すでに生成 AI の普及によって多数のクリエーターが市場での著作物の対価回収の機会の損失という影響を受けています。理由として、「著作権の問題を回避するための抜け道として、ある著作物を直接使わず代わりに生成 AI に無断でその著作物を利用し（学習させ)、表現は一致しないがアイデアや作風が類似するレベルの生成物を出力させて使う」という目的で生成 AI を利用することが可能（著作権法 30 条の 4 の解釈による）であり、そのための手法が生成 AI の普及を促している現状があるからです。つまり普及している生成 AI は、著作物から著作権の保護の対象範囲ではないアイデアや作風などを含む要素を抽出して市場で競合できる生成物を生成することで、容易に著作者の著作物による利益を骨抜きにできる技術といえます。また生成 AI は開発段階で情報解析を目的に著作物を利用させたものであっても、利用段階で人々が知的・精神的な欲求を満たすような「享受」するための生成物を出力できる能力を持つため、仕組みとして 30 条の 4 での他の適用対象と大きく異なる特性があるのではないでしょうか。
５．（１）エ （エ）において、
前に示したように、生成 AI は 30 条の 4 の立法趣旨と異なり著作物の観覧者や視聴者からの対価回収の機会を損なわせることができるという考えから、有償のデータベース（情報解析用）に限らず著作物全般においても、著作権者が販路を確保する目的で生成 AI への利用を阻止させる技術的な措置（素案での例のほかにノイズをかけて作品を保護する Glaze などがあります）を回避して生成 AI に利用する（学習させる）行為については、作品の将来における潜在的販路を阻害する行為として「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」というただし書きに該当すると考えます。
６．に関連して、
国の立場として現在の生成 AI と著作権の関係について多くの人々にきちんと周知していただきたいと考えています。クリエーターの間で生成 AI に対して深刻な懸念が生じた経緯には、30 条の 4 の存在で「日本では無断で作品を生成 AI への学習・出力を公開しても制限はなく違法にならない」といった解釈が生成 AI のモデル作成者や利用者に相当広まっていることが大きな要因です。この結果インターネット上ではこの解釈に疑問を呈したクリエイターを標的にして、生成 AI を使ってそのクリエイターの作品を追加学習をさせてクリエイターの作品を想起させることのできる要素を抽出し、学習済モデルやその生成物の公開を通してクリエーターに対して活動の妨害だけでなく名誉毀損や人格権の侵害を行うようなケースが多発しています。またこのような事態は 30 条の 4 のあいまいさに起因するものと考えています。そのため、現行法での判例や裁判例を待たずに 30 条の 4 を再改正すること

も視野に、著作者人格権を含めたさらなる権利侵害を防ぐための議論を続けるべきと考えています。

●受付番号　185001345000009299

AI の無断学習の合法化はどう考えたっておかしいだろ。ちょっと頭使えばわかるだろ。

●受付番号　185001345000009300

AI 学習による無断転載を拒否します。

●受付番号　185001345000009301

作成 AI での出力物については、現行では各クリエイターの同意が無いものを学習データとして利用している事が散見されており、その用途も商用や特定のクリエイターに対し悪意を持って使用されている事実も確認されており、表現のための使用とは程遠い現状だと思われる。
そもそも AI による創作物は学習データを基にした模倣品という認識であり、例えば美術館の展示物等を許可なく模造できないのと同様、クリエイターへの許可なく学習データとして創作物を取り込み出力させた物も法によって規定を定めるべきである。

●受付番号　185001345000009302

５．各論点について
（１）学習・開発段階
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
意見
「AI の学習と人間の学習の大きな違いはその精度とスピードです。
ここでは私はイラスト・絵の AI 利用に限定して書くことにします。
人が誰かの絵を模倣しようとすると何か月も何年も時間が必要です。しかも真似をした絵は必ずしも元の絵に似てはいません。しかし AI は一瞬で正確に大量に模倣することが可能です。
絵について「画風・作風」は著作権法上保護されないアイデアであるのは分かります。
いまでも人間の手によって流行の絵描きの人と似た画風・作風の絵が沢山描かれています。
だから、人間が真似するのも AI がその作風・画風を真似するのと同じではないか　という意見がありますが違います。
人間が努力して誰かの絵を見本に似せて書くことは今まで絵を描く誰もがやってきた事と同じことです。
そこには作家を含めた社会全体がそういう模倣を許してきた歴史があります。
どんな作家も誰かの絵の模倣から初めていったからです。そして絵の人間による模倣は緩やかで曖昧なもので完全な模倣品というものは少ないものです。
そのためオリジナルに与える影響は大きくありません。
しかし AI による出力は人間の技術とは大きく生産スピードも正確性も違います。
その性能は今まで存在しなかったものです。
特に AI の生産スピードは大きな問題で、同じ人間同士であれば同程度の同じ期間に同程度の枚数しか描けませんが AI 生成イラストは大量に似た作風の絵を生産してオリジナルを圧倒してしまうでしょう。
作家が長年の努力の結果人を魅了させる画風作風を確立しても、AI がそれを一瞬のうちに模倣して大量生産してしまうと、一気に陳腐化してしまい、作家の努力が一瞬で無駄になります。
そのようなことが当たり前になれば、絵を研鑽しようとする作家は居なくなり、AI の模倣だけが大量に残るだけの廃墟のような世界になってしまうでしょう。
」
５．各論点について
（１）学習・開発段階

【侵害に対する措置について】
意見
「AI 生成イラストによる罰則は必要ですが、これは事後的な処理であり、AI の生成のスピードを考えると後手になるあまり意味のない事だと思います。
AI 生成という技術は危険性のほうが注目されています。まず規制や制限をしっかりしないといけないでしょう。
例えるなら自動車は数百 km/h で走ることがでる性能がありますが、自由に野放しにしておくと危険なので信号や標識や道路交通法でその性能を制限することと同じです」

●受付番号　185001345000009303

全てのクリエイター職の仕事の存続が危ぶまれます。商売あがったりです。AI が学習する事が合法になったとしても AI を使うのは人間です。AI を使った人間によって原作者の利益が損なわれます。

●受付番号　185001345000009304

私は「著作物」のうち一般的に「イラスト」と呼ばれるものについての意見を記していこうと思う
まずイラストと生成 AI の関係性について
昨今、状況や人物を文字で指定したり、元となる画像を学習させるとイラストを出力する AI が増えてきている。私はこのうち「元となる画像を学習させるとイラストを出力」する生成 AI について問題意識を持っている
私の考える生成 AI の問題は次の 2 点である
1.各イラストレーター(以降"絵師"と呼称)が不断の努力によって形成したイラストの個性や魅力、画風(以降"絵柄"と呼称)がいとも容易く真似られてしまい、悪用されるリスクさえ出てきてしまうこと
2.真似られることによって絵師の利益や尊厳が侵害されること
まず 1.についてだ。生成 AI で特定の絵師の絵柄によく似たイラストを出力することは「依拠」に当たり、元のイラストを描いた絵師の著作財産権、特に複製権を侵害すると考える。
依拠しているかどうかの判断点は主にふたつ、
ア.元となる既存の著作物にアクセスしていたか。
イ.偶然を超えて似ているか。
である。これらに関しては、生成 AI を使用するにあたって"使用者が特定の画像(例えばある一人の絵師が描いたイラスト)だけを学習させて"、"意図的にその絵師の絵柄に似たものを出力させる"ことができるためどちらにも該当している。
つまり依拠に該当する可能性が高いと考えられるのだ。
無論、無作為にネット等から抽出した事案においても、著作権において保護されているものをもとに学習している可能性は非常に高いといえるのである。
よって生成 AI が学習した画像をもとにイラストを出力する場合、著作権法における著作財産権の侵害に当たる可能性が非常に高いといえる
ここで問題になるのが「機械が勝手に学習し、意図せずたまたま似た」という論である。これに関しては「AI の学習サンプルの選定に人間の意思を介入させられる点」「機械は道具にすぎず結局のところ使っているのは人間である」という二点をもってして反論しようと思う。
そしてこれらを使用し自作発言や勝手なグッズ化(グッズ化に関しては 2.で述べる利益の侵害にも通ずる話である)などを通して悪用することは間違いなく著作権侵害であろう。
続いて 2.について。利益や尊厳が侵害されるとはどういうことなのか述べていく。
まず利益について。絵師の中には、顧客との金銭の授受を伴うイラストのやりとりを以て利益をあげている方もいる。顧客が依頼を行う絵師を選定するとき、画力はもちろんだが、その絵師のイラストの絵柄というのも大事な要素になってくるのだ。

こういった場面にはこういった絵柄が似つかわしい、だからこの絵師に依頼する。そういったことはよくあることだ。
ここで AI の話に移る。先程生成 AI は絵師の絵柄をまねることができると述べたが、絵柄を真似たものが簡単に製造できてしまうとその絵柄のイラストの価値が下がってしまう。何故ならば"似たような絵柄のイラストが大量に生産され、結果その絵柄が飽きられる"ことが発生しかねないからである。こうなると絵師の利益が生成 AI とそれを使うユーザーによって削減された、つまり侵害されたという状況になる。
更に 1.でも述べたが絵柄が似ているイラストを用いてグッズなどを作ったり、自分の絵と宣って金銭を得たりすることも利益の侵害となってしまう。
次に尊厳についてだ。ここからは一般論に加え私の個人的意見も挟まるが許してほしい。
絵柄というのはつまり絵師のブランドである。そのブランドをどこの誰とも知らない輩が AI を用いて真似し、果ては悪用までしていた場合絵師の尊厳は大きく傷つけられるというのは想像に難くない話である。私も(絵師を名乗るのはあまりにもおこがましいほどの画力しかないが)絵描きの端くれであるので主観から少し話そうと思う。
もしも、私のイラストを誰かが勝手に AI に学習させ何かに利用していた場合、間違いなく私は大いに傷つくし憤慨するだろう。私のイラストは私のものだ。それが内包する個性や絵柄は私が長い時間をかけて、試行錯誤をし、コツコツと積み重ねてきたものだ。それを容易く真似されるなど許しがたいことだと、そう思うだろう。
そしてこれは大多数の絵描き・絵師に共通する意識で在ろう。彼らはみな途方もない時間をかけ自身の画力と個性を磨いているのだ。
そして最後に、私がこれを読む皆様にお願いしたいことがある。
イラストという抽象的なものの、更に抽象的な絵柄というものについては大変線引きが難しい事案であることは想像に易いが、世界に誇ることもできる日本の創作文化を保護し、その火を絶やさないようにするために、いち絵描きとして、何卒生成 AI とその学習元についてのしっかりとした規制や法整備を進めていただきたいと思っている。

●受付番号　185001345000009305

質のいい画像生成 AI サービスを提供している企業は殆ど外国の企業であり
生成され利用されている画像にはアニメやゲームといった日本のサブカルチャーに影響されたようなものが多い
これらは重要な産業であり文化です
それを無断で学習させサービスを提供することで得をするのは外国の企業だけでしょう

●受付番号　185001345000009306

５．各論点について　の　（３）生成物の著作物性について

　生成 AI で使用されているデータセットには、国内外問わず多数の著作物が用いられています。海外ではデータセットに含まれる著作物について集団訴訟が起こっており、生成 AI を使用すること自体に多大なリスクが生じる現状となっています。

・生成物には AI によって生成されたことの明記の義務化（透かし、マークなど）

・使用したデータセット、プロンプト、シード値の明記の義務化

・生成 AI による生成物の商用利用の禁止、もしくは既成の著作物と類似性が見られないかどうかの厳格な審査

上記のような対策を取らなければ著作権侵害による訴訟リスクは解消できないと考えられます。

●受付番号　185001345000009307

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009308

AI の著作物の無断学習・合成作品の無断使用に反対します。
法規制としてあまりに杜撰すぎます。ほぼ無罪になるシステムで、日本のイラスト創作界隈が崩壊します。ぜひ再考・AI 利用者に厳しい法規制の制定を検討して下さい

●受付番号　185001345000009309

今出されている案では、感情の享受さえなければ何をしても良い、他者の作品を盗む言い訳に使われかねないと危惧され、創作者が自分の意図しない使われ方をされることを防ぐことができないと考えます。自由で、かつ権利を保護された表現活動を妨害することは、今後安心して創作活動をすることは誰もできなくなることと同義であり、日本が誇るアニメやゲームと言った文化、音楽、絵画、文筆などあらゆる創作活動を妨げることに他ならないと思慮します。
AI の進化よりもっと大切なもの、守るべきものがあるのではないでしょうか？

●受付番号　185001345000009310

すでに絵を描いてるクリエイターの方がAI絵ですか？などと言われている問題がある。
有料の絵もネット上にはあり何度か有料イラストなのに無料であると勘違いされ使われている事例があり、その上で AI イラストは勝手にネット上のものを拾って抽出されている。
それでは本来著作権を持っている人のイラストが勝手に使用されるのは問題である。
AI イラストに著作権を持たせるのであれば抽出されたイラストを全開示しそれの著作者が抗議をすれば無効などの処置を取るべき。
人が描いたイラストとAIイラストを区別するためにAIイラストには必ずAIであると記載することを義務化しそれを怠った場合は刑事罰などを課すべきである。

●受付番号　185001345000009311

生成 AI を現状のまま運用するのは反対します。
自分の作品や写真を元に生成 AI で絵を勝手に作成されたりしたとき、今のままではそのトラブルの責任が誰にあるのかわからないからです。
利便性より不安が勝ります。

●受付番号　185001345000009312

生成 AI によるなりすましや意図的に冤罪を作れてしまう状況をどのように防ぐつもりか聞きたい

●受付番号　185001345000009313

●生成 AI で出力された生成物による著作権侵害を著作権法で争う場合、類似性、依拠性を従来の（AI 生成物でない物）と同基準とすると、ほとんどの AI 生成物のそれを証明できないのではないか
例えば、100 人のイラストレーターから学習させた AI 生成物があった場合、1 人の著作者が侵害を訴えたところで限定されたな類似性、依拠性だけでは著作権を主張できないのではないか
海外の生成 AI サービスの利用、クローズド環境による生成も大いにえられる為、著作権法 30 条の 4 に代表される「AI 学習時の規制」だけでは不十分。AI 出力された著作物には新たな基準が必要だと思われる
●学習元である生成 AI が表示されず、生成 AI と思われる出力物のみがあった際、何を以て『これは AI 学習物である』『これは AI 生成物である』とするのか
例えば AI 生成物の制作者が『AI を使用してない』と主張した場合、制作者以外が『これは AI 生成物である』と証明できるのか
生成 AI を使用し出力されたものには学習元の生成 AI 表記を義務付けた方が良いのではないか

●受付番号　185001345000009314

AI の無断学習に反対します。
悪用する人だけが得をするシステムです。
著作権が完全に無視されています。
元になった物の価値を一瞬で下げる行為です。

●受付番号　185001345000009315

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009316

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009317

生成 AI の無断学習、及び、生成物の商用利用等に反対します。
生成 AI を認めてしまえば、クリエイターの首を絞め、文化の衰退に繋がります。
早急にクリエイターや著作物を守る法整備が必要です。生成 AI 断固反対！！

●受付番号　185001345000009318

生成 AI は著作者の許可無く学習・生成が可能であり、出力される結果を現行法で盗用・著作権侵害とできないことは、著作者の技術や経験に対する敬意を著しく欠くものであると考える。AI 生成の利用は個人の創作活動の補助及び私的利用に限り、学習元の明記を義務とし、営利目的の利用については厳しく規制されるべきである。

●受付番号　185001345000009319

著作物を AI の学習に無断で利用することに反対です。

●受付番号　185001345000009320

(2)2 ウについて、現行法では著作物を情報解析の用に供する場合は権利制限の対象とする、とあるが、これは(2)2 イの項目 3 にある具体例を見るとあくまで技術開発そのものを目的とする時に限るものであると読み取れる。
しかし現状では開発された技術を用いて二次著作物を無断で作成する行為にまで 30 条の 4 が適用され取締まりが不可能となっているように感じられる。
この行為によって著作権者の財産権や著作者の人格権が侵害される事例は既に発生しており、これを権利制限の対象としてしまうことは、文化の発展に寄与することを目的とする著作権法とも相反する判断であると私は考える。

●受付番号　185001345000009321

素案を読みましたところ、ある程度はクリエイターにも配慮が見られる慎重さを感じました。
しかしどうしても法的に後手である点は気になります。
>実用品等の文芸、学術、美術又は 音楽の範囲に属さないもの（要件 4 を欠くもの）は、著作物に該当せず、著作 権法の保護対象に含まれない。
上記文面についても、かつて民芸が美術とは認められなかった頃に逆行したような時代錯誤であるように感じます。
また生成 AI へのプロンプト入力は創作というより、いわばクライアントからの依頼文のようなものだと思います。クライアントは事前に取り決めた範囲内で商用利用を行うことはできても、クライアントにも著作権があるとは認められません。
仮に生成 AI によるものに著作権が生まれるとしてそれはプロンプト入力をした人間ではなく AI になりますが、AI は人格を持ちません。よって生成 AI を利用したものにはとうてい著作権が認められないと思います。
もしこれを認めるならこの先クライアントにも著作権が与えられ得ますし、さらに飛躍すれば労働者の手柄はすべて雇用者に奪われる身分制の時代にまで逆行し得るあまりにも危険な判断です。
どうか目先のビジネスに目の眩んだ倫理にもとる判断ではなく、賢明かつ勇気ある決断を望みます。歴史を思い起こしてください。
愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶと言います。しかしこれは国民を巻き込むものです。絶対に失敗してはいけません。

●受付番号　185001345000009322

AI による無断学習には断固反対である。
まず、生成 AI による画像等の生成物が著作物であること自体がおかしい。
現在 AI には人格がない以上、それが精神的所作の産物であるはずがない。
ではプロンプトを入力する人間の著作物か？ということも異を唱えたい。プロンプトは単純な単語の集積であり、これを著作物とするということは、プログラムコードが著作物と言っているようなものだ。
つまり、現状の生成 AI による生成物は、あくまで工業製品としかいえないと考えている。
次に、学習対象の閲覧についてだが、人間の閲覧と AI の閲覧を同列に考えてはならない。
AI による閲覧は、ほとんど複製と変わらない。要素として細分化されようが、再現性をもってその画像を生成できる以上、既存の閲覧という単語を AI に当てはめることはできない。
無断閲覧に対するその対抗策を、公表しているサイト側に求めるのもおかしい。扉に鍵をかけろくらいの思いなのかもしれないが、このデジタルにおいてそれは通用しない。いくらでも回避できてしまうものは鍵とはいわない。
学習するのであれば、学習させる AI 事業者側が責任を持つべきである。どこのデータセットを引用しようが、最終的に学習元の画像すべてにたどり着くことができるよう、トレーサビリティを確保することを義務化し、違反したなら罰すべきである。現状ではそこがうやむやにされてしまっており、クリエイター側は声を上げることが困難である。
クリエイターは「(R-18 等を) 描かないこと」も自身のブランド構築の一つである。生成 AI が野放しであれば、クリエイターがあえて描かないコンテンツを AI に代行させる事が予想される。これにより、クリエイターのブランドイメージはおおいに傷つき、利益回収の機会を損失してしまう。
クリエイターの氏名等を AI に拒否させる対抗策ということもかかれていたが、不十分である。インターネットの歴史においては、「隠語」がおおいに使われてきた。悪意を持って AI を使用するならば、その程度の抜け道は当然確保してくると考えなければならない。
つまり、現状の生成 AI を認めるということは、精神的所作もなく、クリエイターの技術を奪い、また傷つけるものを認めるということである。断じて反対だ。これにより何人のクリエイターの作家生命を断つか恐ろしい。

●受付番号　185001345000009323

生成物に著作権を付与することは著作権法の趣旨を没却し、自ら文化の担い手の首を絞める最悪の愚策である、と思われます。
今まで、創作者が、各自の学習と鍛錬によって獲得していた技術を、AI によって、ただお金儲けのためだけに、なんら努力をせずに手に入れて、さらに、創作者の得るべき利益すら奪うことになると思われます。
現時点で、AI の学習元となっているものは、無断転載された画像などであり、なんら対価を払わずに、利益だけを得ようとする者に、あからさまに有利です。
また、ディープフェイク画像などのように、偽情報が拡散する危険性もあります。それに対する対抗策もなく、ただ、目先の利益のためだけに AI を利用しようとするのは、人間に対してあまりにも不誠実だと思います。

●受付番号　185001345000009324

現状、AI によって非 AI によるイラスト作成者の著作権が著しく侵害されており、また金銭面でも AI 使用者が学習元のイラスト作成者を一方的に搾取する状態になっている。
これに対して生成 AI は規制、もしくは使用者に対して免許制を導入するなどの対策を行って欲しい。

●受付番号　185001345000009325

AI の無断学習に反対します。
現在でも第三者による悪意のある AI 画像出力によって、学習元の画像の制作者に還元されることがなく、著しい損害を与えている状況です。
学習元の画像制作者の創作意欲や経済的な損失を与える可能性のある、文化を衰退させる側面もあると感じております。

●受付番号　185001345000009326

現時点で特定の人物が描いた絵を AI に学習させ、出力した画像を販売し、そのことを本人に報告する嫌がらせのような事例を複数目の当たりにしている。モラルの低い人間に好き勝手されるのは腹が立つ。

●受付番号　185001345000009327

AI の無断学習に反対します。
文化庁は「文化」という名を冠していながら、人が生み出し育てた創作文化を破壊するつもりなのでしょうか。私は断固として反対いたします。

●受付番号　185001345000009328

AI の無断学習に反対します。創作した方の尊厳を守れない法案は認められません。

●受付番号　185001345000009329

生成 AI の学習機能によって自分の作品や好きな作品が模倣されるのは大変遺憾です。それによって筆を折る可能性もあります。

●受付番号　185001345000009330

現段階において、AI によって出力された画像は広く利用されていますが、その中には誤った学習、不十分な学習によって人々に誤った情報をもたらしたり、誤解を招いたりしているケースが見られます。それらの誤りは、ともすれば敬意のなさとも受け取られかねないものです。人々のアイデンティティへの誇りを傷つける出力を行いかねない AI の学習に、著作物を利用されることは一個人として容認できません。
アジア圏の民族衣装の出力例などが顕著かと思われます。『着物』を出力しようとして、漢服、韓服、袍、着物の要素が区別されることなく混在した『どれでもないもの』が出力されたケースが以前にありました。民族的アイデンティティに深く関わる民族衣装においてこのような水準の出力を行う AI の公開は、社会通念上ふさわしい態度ではありません。このケースでは、AI 学習に携わった集団が特定の民族集団に対しての侮辱・差別・アイデンティティの毀損を行った、またはその意図があると判断されるのはやむを得ないことと思われます。
また、このような AI 学習に無断で著作物が用いられたために、著作者までもがふさわしくない態度の責任を負わされるおそれがあります。AI 学習から特定の著作者の特徴を出力することは容易であるため、著作を無断で学習されているにもかかわらず、著作者の関与が疑われる状況になることが予想されるからです。これらは健全な著作物の運用ではありません。
以上のことから、AI 学習リソースへの信頼、AI 出力への信頼を両立するためには、
・無断ではなく許可を得た、出典元を明らかにできる学習
・肖像権侵害や児童ポルノ等違法な情報リソースを廃した学習
・誤った学習により誤った情報を拡散しないための AI 機能の精査
などが必要ではないかと考えます。
現状の AI 学習・AI 出力においてこれらの実現は非常に難しいものと思われます。すでに AI 学習は著作者からの信頼を損なっており、学習への同意が得づらい状況となっています。
思うに、AI 学習は民間企業が手掛けて利益を享受し、著作物の権利を侵害しないで運用するには手に余る規模の事業なのではないでしょうか。まだ研究室から出してもよい段階には至っていない未完の研究を広めるのは倫理上の問題があります。よって、AI の無断学習に反対いたします。

●受付番号　185001345000009331

自分で描いた作品が、他人のお金稼ぎに使われることを許可して欲しくない。

●受付番号　185001345000009332

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009333

4.関係者からの様々な懸念の声について
AI 生成は、学習元となる著作物のみならず、著作者への悪いイメージの植え付けにも働く恐れがあると考えます。
最近では、岸田首相の AI 生成による不適切なフェイク映像がニュース等で話題になりましたが、それは岸田首相への印象を十分に変えうる内容のものでした。
この問題を一例として、他にも特定の著作者の創作物を学習し、特徴を倣った創作物を生成をしていくことで、AI 利用者が元の著作者の世間のイメージを変える事が十分にできると考えます。
（例えば、著作者の声やイラストを AI 学習して特徴を捉え、その特徴を持った猥褻な AI 生成物を作成し、インターネット上に投稿する、等）
また、イラスト業界において、AI 利用者 A（AI 利用者 A と SNS 等で関わりのある他の AI 利用者多数）が、ある著作者 B のイラストを限定的に学習し、その著作者 B のイラストの特徴を捉えたイラストを大量に生成、SNS に投稿、その後、その著作者 B の SNS アカウントに集団的にハラスメントや脅迫をかけ、著作者 B に対して迷惑行為を行っていた、ということがありました。
その結果、最終的に著作者 B は鬱病等の精神疾患を抱えてしまったため療養をするとともに、アカウントを閉鎖、活動を停止する旨を公表しました。
このことに関して、著作者 B はイラストの界隈内では有名であり、多数の著作者 B のファンが悲しむ結果となりました。
その後、AI 利用者 A は著作者 B の SNS アカウント名義をそのまま流用し、まるで著作者 B になりすますかのような振る舞いをしており、その AI 利用者 A と関わりのある他の AI 利用者達は「してやった」という様子で SNS 内で会話をしていました。
上述の事例は、ただの創作物の著作権の侵害だけの問題に留めず、もっと大きな規模の問題として考えられるべきだと考えます。
今回あげた著作者 B 氏の他にも似たケースにより精神疾患を抱えてしまうようになった事例は過去にも起こっており、その度に、多くのファンが悲しむこととなっています。
これらの問題は著作者のみが辛い思いをする訳ではなく、そのファンも同時に巻き込んでいることを意味しており、損害を受けている人の数は利益を得ている人の数を遥かに超えます。
もちろん AI 利用者の全てがそういったことを起こすような人でないことはわかっていますが、利用の制限を厳しくしない限り、モラルのない人が今後同じような事態を引き起こすことは容易に想像できます。
完全な禁止を求める訳ではありませんが、利用制限の見直しは必要であり、日本の創作活動を衰退させない為の取り締まりをしていくべきだと私は考えます。

●受付番号　185001345000009334

AI が進歩することは長期的に見てもいいことだと思いますが、人の作った作品をその材料とすること、その著作権をも雑に侵害することは到底認められません。
自分の作った作品とほぼ寸分違わぬものが AI で生み出された上、独自の作品と認められるなどおかしいと誰が考えても分かると思います。
個人の作品とその著作権の保護の方が急務ではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009335

現在導入されようとしているAI著作権法は今ある創作文化の形態を破壊し、今後の発展を著しく妨げ、様々な事業にも打撃を与える可能性があります。
検討されている条件ではあまりにもクリエイターが搾取されてしまうからです。
今の条件だとAIに学習させる段階で既存の創作物を使用する際に、創作物の著作者に同意が不要なようですが、例えば農家が畑で野菜を育てる時に使う肥料やジョウロ、水に農家はお金を払います。なぜならそれらを作った人にも権利があるし、農家が使うということはそれだけお金を払う価値があるからです。
話を戻しますが、クリエイターがより良い作品を作ろうと丹精込めた創作物を勝手にAIに吸収され、出力した作品を世に出して知らない誰かがお金儲けをしていたら、盗まれると分かっていてわざわざより良い作品を作ろうとするクリエイターはいなくなるでしょう。
新しいクリエイターがいなくなれば、新しい発想の創作が生み出されにくくなり、同じようなものが量産され陳腐化していきます。そうなれば文化の衰退が急速に進むことは容易に想像出来るでしょう。
これは現在海外にも進出して利益を出しているエンタメ業界（アニメ制作、漫画文化など）に大きく影響すると思います。
AIは確かに素晴らしい可能性があると思います。しかし、学習元に他人の創作物を使う場合は著作者に使用しても良いか相談したり、使用料を設けたりする必要があると思います。
以上のことから無断でAIに著作者のいる創作物を学習させることは誠実さに欠けていますし、長期的に見て損失の多いことだと思います。
今一度法案を改めて考え直して頂けることをお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000009336

生成 AI による無断学習に反対です。

●受付番号　185001345000009337

AI の悪用によって人間による創作文化が退化する可能性について考慮されているように見えません。
AI の使用は免許制にすると気軽な気持ちで悪用しようとするユーザーをフライにかけることができて、多少なりともマシになるのではと思いますがいかがでしょうか？

●受付番号　185001345000009338

AI の無断学習に反対します
オリジナルのデータ盗用が合法になっては、
新しい物を作ろうと言うクリエイターも居なくなります
即ち停滞です。
クリエイターを保護している国々からは新しい表現も出てくるでしょう
停滞した日本のくりえいてさは相対的に遅れを取り衰退することになります
クールジャパンといい
なぜ日本はコンテンツを潰す方向に舵を切りたがるのでしょうか？

●受付番号　185001345000009339

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009340

[redacted]

この意見を見て非常に不安な気持ちになっています。
事実であれば容認できません。

●受付番号　185001345000009341

クールジャパンと言いつつ内容をよく調べもしないでAI、AIと騒ぐのは愚の骨頂。
創作とは人が重ねてきた歴史の積み上げなのに台無しにしようとしているようにしか見えない

●受付番号　185001345000009342

AI と著作権に関する考え方について（素案）5. （3）の項目についての意見（特に「イ」に関連）
現状のイラスト AI 生成は、人間がプロンプト（指示）を入力して AI が絵を生成するというプロセスからなると考えられるが、絵自体を生成しているのは人間ではなくあくまで AI であり、生成されたイラストには著作権の要件である（人間の）「思想または感情を創作的に表現したもの」（著作権法第２条第１項第１号より）であることという要件は認められないと考える。
仮に指示文章だけで絵に対する創作的寄与が認められうるとすると、例えば「大喜利」のように、お題を出してそれにそった絵を描くという行為によって、お題を出した側に著作権が認められうるということになってしまう。そうでなくても、クライアントが規定した詳細な要件に基づいてイラストレーターが絵を描いたとき、その要件自体に著作物性が認められてクライアント側に「イラストレーターが描いた絵」の著作権が生じることになりかねないのは当然の帰結である。しかし、現状そのような事案は私の知る限りでは発生していない。
したがって、生成 AI に限って「指示を出しただけで絵を描いていない人物」に著作権が認められる可能性があるというのは少なくとも現状と照らし合わせても妥当な措置とは言えないと考えられる。この考えは、2.(1) の序盤で述べられているように、「AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないようにしないように留意する必要がある」（AI と著作権に関する考え方について（素案）2.(1)より引用）ことにも裏付けられている。したがって、このパブリックコメントでは、「AI 生成物を著作物とすることはいかなる場合も認めるべきではない」と結論するものである。
お忙しい中恐縮ではございますが、よりよい素案が生まれることを願って締めくくりとさせていただきます。意見募集を実施いただき、ありがとうございました。

●受付番号　185001345000009343

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009344

AI 学習は許可必須、使用には免許必須透かし必須、などの対策や AI を禁止する法律を制定してください。
AI 画像や AI 音声、音楽には全て AI 使用記載やウォーターマークを義務付ける法律をお願いします。
AI で生み出した絵に加筆した場合も AI 絵、AI 音声として最初からカテゴライズしてください。
1 から生み出したものと AI で生み出したものを一緒にするのはやめてください。
私がもし今の子供だったら、何もかも AI で他人が作った音楽を継ぎ接ぎして音楽を生み出し、自分でピアノを触ったり作曲する道は閉ざされてしまったと思います。
アメリカで、中学生の少女がクラスメイトに AI で裸の写真を作られて自殺した事件を見ました。AI 技術は人間の悪意的な感情でどこまでも歪んだ用途で使用され、世界や創作がこのまま滅茶苦茶になってしまうと考えます。現状、AI ヌード写真集や音楽サブスクで AI で『他人の作品を無断学習し、何も音楽や絵を生み出してないのに月収 100 万円を手にした人』の存在が見受けられます。このままでは音楽、絵を生み出す人はどこまでも『AI の素材扱い』され、エンターテイメントが何も楽しめなくなってしまいます。

●受付番号　185001345000009345

AI の無断学習に反対する。
この案を出したひとたちも絵や文章を書いてみたらいい。
考えて考えて書き出して、形にしたものを、全く知らない誰かに真似されたらいい。
その真似をした人は、「何処かで見たものを学習して書きました」「真似ではありません」「法で守られていますので」と整然と言ってくる。
それをされてみればいい。
創作する者にとって、それがどれほどの屈辱でどれほどの侮辱か。身をもって知って欲しい。
それを知れば、こんな案を出すことすら考えないでしょう。
どうしても「AI を活用して、簡単に世界のオタクが喜ぶ絵や、世界のオタクが喜ぶ文章を学ばせて、国益に繋げたいんだよぉ」というのであれば、
提供してもいいと言ってくれる方を募集し、相応の金額で商契約を結ぶことが不可欠。
そんな事もしようとしないで、考えもしないで、他人の尻に乗っかろうなんて馬鹿にするにも程がある。
AI の無断学習に反対する。

●受付番号　185001345000009346

現行の著作権法でもパクリ等に対する証拠として様々な条件が必要になると思います。
・作者の絵柄に非常に似たAI作品であっても起訴できない
・作者の絵柄に似たイラストを大量に複製されるかもしれない
・作者の絵柄に似たイラストが、知らないところで問題が起こすかもしれない
・AI作品は誰でも大量に作成できるため、それを把握できない可能性がある
・AI作品は誰でも大量に作成できるため、パクリの全てに対応しきれないかもしれない
など様々な問題が考えられるため、非常に不安です。

●受付番号　185001345000009347

ai でイラストを作成する必要性を感じない
イラストも文章も人が時間をかけてつくったものを一瞬でパクれてしまうのは怖い

●受付番号　185001345000009348

AI 生成について、規制するか免許制にすべきです。
新たな技術を使えば飛躍できますが、既に著作権を犯している様子が日常を過ごしているだけでも目に入ります。
それだけ多いということです。
ですから規制か免許制として欲しいです。でないと無法地帯となってしまいます。

●受付番号　185001345000009349

AI の無断学習に反対します。学習元となるクリエイターが学習を拒否出来るようになる事を希望します。

●受付番号　185001345000009350

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009351

他人のデータを勝手に集めて利用する AI がありますが、無断複製改変商用利用ぜんぶ合法など到底文化圏の人間が行なって良いものと思えません。
断固反対します。
AI が存在しても著作権そのものは守られるべきです。
なんの法律なのかわかりません。

●受付番号　185001345000009352

現状の生成分野 AI は学習元の創作物の著作権を無視し、ある個人のアーティストの絵を学習しそっくりな物を出力している人が多くいます。なりすましや「AI があるからイラストレーターはいらない」というような誹謗中傷も起きています。（イラストレーター『[redacted]』さんが生成 AI を使った嫌がらせをされた案件など）
生成 AI の発展、進化という点でいえばしっかり学習元の創作物の著作権を認めた上でも様々な分野で活用されると考えます。現状は自分の手作業で創作物を作るアーティストを減らしているだけなのではないでしょうか。
以上のことから、AI 著作権法に反対致します。

●受付番号　185001345000009353

AI 生成物によって特定の人物を意図的に生成することで、偽の事実や映像が作られる事例が相次いでおり、使用するデータセットに児童ポルノが含まれているという調査結果が出ているニュースも確認されています。
また、データセットセットの基にされたものと思われる作品のサインや意匠がそのまま出ていると思われる AI 生成物がトラブルになる事例もあり、これらによって創作者が公に作品を公開することのリスクが高まり創作者が作品の公開に萎縮してしまうことも考えられます。これはクールジャパン戦略による文化の輸出が減退する大きな要因となる可能性が高いと思われます。
故に”データセットの作成、使用”と”AI 生成物の利用”それぞれに何らかの法規制が必要と考えます。

●受付番号　185001345000009354

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009355

5.各論点について

（３）生成物の著作物性について

著作権が認められたAI生成物のうち、特定の著作者の著作物を集中的に学習させて生成したものについては、その著作者固有の特徴が創作的寄与の大部分を担っているのだから、学習元の著作者とAI利用者の共同著作物として扱うか二次的著作物として扱うべき。

鑑賞などの著作権侵害に当たらない行為ではなく複製などの本来著作権侵害に当たる行為を経た創作行為であり、さらに元の著作者固有の表現に強く依存した創作行為であるから、元の著作者にもインセンティブを与えるべき。

これは、生成段階で集中的に学習させた場合のみならず、学習開発段階で著作者名とその著作者の著作物が紐付けされている場合も含む。

●受付番号　185001345000009356

現在創作活動を行っている学生です。拙い意見ですが失礼します。(意見募集要項 pdf に記載されていた項目に従い記入させていただきます(1 部省略))

1.はじめに

生成 AI とは「プロンプトに応答してテキスト、画像、または他のメディアを生成することができる人工知能システムの一種である。生成 AI モデルは、入力された訓練データの規則性や構造を学習し、同様の特性を持つ新しいデータを生成する。ジェネレーティブ AI、ジェネラティブ AI ともよばれる(Wikipedia より引用)」と定義されています。よって生成 AI によって生み出された作品には必ず「元となった作品」が存在します。

2.検討の前提として

(1).従来の著作権法の考え方との整合性について

「「著作権法」は、著作物などに関する著作者等の権利を保護するための法律(総務省国民のためのサイバーセキュリティサイトより引用)」これが著作権法の国としての解釈であるはずです。

生成 AI は様々な著作物を学習した結果のものを生成し出力します。現在、例えばイラスト生成 AI ですとイラストレーターが自らの手で作り出したものを第三者が無断で学習させた AI 等が出回っています。その際生成されるのは特定のイラストレーターの絵柄や構図、色使い等の個性を学習した学習元のイラストレーターそっくりそのままのイラストです。言わば複製に近いものだと私は解釈しております。この時、複製されたものには著作権が発生しないはずです。これらに著作権を与えるとなれば整合性が取れません。

3.生成 AI の技術的な背景について

(1).生成 AI について

1 部生成 AI が学習の段階で児童ポルノにあたる画像等を学んでおり出力が可能である、という問題が発生しています。また学習元への著作権侵害も著しく法による規制が作られない限りは使用者のモラルに任せるだけの問題だらけのものであると考えております。

4.関係者からの様々な懸念の声について

特定のイラストレーターのイラストを学習した AI により、そのイラストレーターそっくりのイラストを作り出せる、状況である現在、そのイラスト生成 AI 使用者がそれを使用し本来の著作者の描くものとは著しくコンセプトが離れたイラストを生成したとします(例:アダルトなもの。ホラーなもの。)何も知らない人がそれを見た場合、その AI 生成イラストがイラストレーター本人のイメージへと直結してしまいます。そこで本来描いていないアダルトなイラストを描く人だと思われた時、そのようなイメージがある相手には子供向け等の仕事の依頼はなくなり、下手をすれば進行中のものも打ち切りとなる可能性もあります。また、人が時間をかけて描くよりも一瞬で生成できるのであればイラストレーターという仕事は必要なくなります。時間に Twitter にて 1 人のイラストレーター様がイラスト

生成 AI の被害にあい、更新をやめるという判断をしました。1 人のイラストレーターとしての人生が生成 AI により断たれてしまったのです。またこの時生成 AI を使っていた人物はアカウント名等を学習元イラストレーターのものに変えなりすましのような状態です。

6.最後に

学習元そっくりのイラストを生成することができ、その AI 生成イラストに著作権を与えた場合、その絵柄等のアイデンティティを侵害されるのは果たしてどちらなのでしょうか。絵柄、構図等に著作権は発生しません。イラスト生成 AI 使用者はその穴を突き、イラストレーターのアイデンティティ、仕事、活躍の場を奪いつつあるのです。イラストで生活をしている人にとっては生命線ですらあります。生成 AI に著作権が与えられてしまうと、最悪の場合にはなりますが生成 AI 使用者が学習元を自身の権利の侵害だとして訴えることも可能になってしまうのです。生成 AI には必ず学習元があります。それは自らの手で作品を生み出しているイラストレーター、作曲家、小説家、様々な人の権利や仕事の侵害となってしまいます。生成 AI 使用者の権利は守られて我々創作活動を行っている人間の権利は守られないのでしょうか。

提案とはなりますが、国として生成 AI を進めていきたいというのであれば、国主導で(学習されても良いというアーティストに依頼するなどして)AI に学習をさせていくという事も不可能では無いはずです。AI 技術とは人の役に立つ素晴らしい技術です。どうかその技術と我々創作活動を行う人間の権利を両立してください。私たちのイラスト、音楽、小説等は生成 AI に無断学習され権利を侵害されるために作っているのではありません。感情論となってしまい申し訳ありません。

●受付番号　185001345000009357

AI の無断学習に反対します。主体が機械であろうと製作者から学習を得るのに、無断で対価も支払わないという構図はおかしい。製作者に対してあまりにも敬意がなく、尊厳を傷つけ、生活を奪う行為だと認識します。

●受付番号　185001345000009358

AI の無断学習に反対です。原作者やその創作物が正当に守られる仕組みが必要です。

●受付番号　185001345000009359

個人
匿名でお願いします
項目 4 に関して、他者の創作物の安易な模倣を是とする法には賛成致しかねます。
著作権とは、作者と作品を守るものでなければならないと考えます。AI による機械的な学習を許可してしまえば、人間の手による作品が守られないと考え、活動をやめる可能性も大いにありますし、現に模倣された作者が幾人も創作活動を諦めています。
表現を守るはずの法が、表現を殺してしまってもよいのでしょうか？
素人の感想にすぎませんが、反対意見を投じさせていただきます。

●受付番号　185001345000009360

AI の無断学習に反対します。
AI は機械であるからといって、無断で他人のものを学習し己が生み出したものだと世に出すことは、機械であろうと許されないと考えています。
その機械を動かし、運用しているのは人間です。人間が運転する車が事故を起こしたが、ぶつかったのは車であるので人間に罪はないと言っているのと変わりません。そんなことが許される筈がありません。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009361

AI を使ってできたイラストとゼロから描いてできたイラストが同じ評価、時には AI の方が評価されてしまう事例を見ると、イラストレーターたちが不憫でなりません。現在の著作権ではイラストを学習された方、AI イラストのせいで創作意欲が消え失せた方と、彼らの著作物全て AI 使い手によって侵害されてしまいます。著作とは何か、著作を守るにはどうすればいいか、なぜ守るべきなのか、守らない場合日本のクリエイティブ業界がどうなるのか、それらを踏まえた上で現在の著作権を見直してほしい所存です。

●受付番号　185001345000009362

生成 AI について僕は悪用されないためにも法的規制を設けるのがいいと思います。
生成 AI を誰でも使えるようにしてしまうと、例えばイラストレーターさんが描いたイラストを AI でそっくり真似され、何も知らない人から見れば本家の方がパクっていると誤解され、何も悪くない人が攻撃されるといった残念なことが起きると僕は思います。本人からすれば日々いつも通りイラストを描いていたのに、それを踏みにじられるような誹謗中傷されるなんてことは、あってはならないことだと思います。著作権の観点からもこれは僕個人の意見ですがイラストレーターっていうのは人の数だけ個性も特徴も様々です。似ている部分はあれど皆自分だけの画風を努力して生み出していると僕は思います。その中でそれを簡単に真似されて我が物顔でネットに出されるのは、その人たちの血と涙と汗を踏みにじる行為だと思うので僕は法的規制をした方がいいと思います。

●受付番号　185001345000009363

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009364

個人
AI の無断学習を促進することに反対します。

●受付番号　185001345000009365

AI の無断学習に反対します。著作権を根本から覆すような悪法は再考願います。

●受付番号　185001345000009366

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009367

私は創作活動における AI の利用について規制を進めるべきだと考えます。特にイラスト業界に関しては、現在 AI 学習が進んでしまい AI 生成イラストと絵師の描いたイラストの判別が困難になってきています。
創作活動における AI 利用が蔓延ることはエンタメの衰退をもたらします。似たような作品ばかりが生まれ、新しいジャンルの作品が生まれる機会が減るためです。そのため迅速な規制が必要と考えます。
具体的には、人間が描いたイラストとの差別化を図るため、AI で生成したイラストは AI を利用したことが容易に判別できるような印が付くシステムを開発し義務化していただきたいです。
また AI に学習させたイラストの履歴が残るようにして、過去に学習に使われたイラストの追跡ができるようにしていただきたいです。
これらによって創作という分野の衰退を抑えることができるうえに、真っ当なクリエイターが真っ当な評価を受けることが多くなると考えます。
さらに AI の学習に使うことを作者が禁止しているイラストを使った場合に、その人を法律でしっかり裁くことができます。
今後のクリエイター達が純粋に創作を楽しめるような環境づくりをお願いいたします。

●受付番号　185001345000009368

AI の無断学習に反対します。ものづくりの土壌を壊さないでください。

●受付番号　185001345000009369

AI の無断学習は反対です。
著作権を軽視しているとしか思えません。

●受付番号　185001345000009370

AI の無断学習に反対します。
学習元の方のオリジナルがなければ、作れない作品はオリジナルと言えるのでしょうか。
学習とは知識や技能を身につけるため、繰り返し学ぶことです。
データとして取り込んだものの、傾向などを解析し真似ることは、ただオリジナルをバラして自分の作りたいようにパズルをしているだけに感じます。
学習と言えば聞こえはいいですが、現段階の AI 作品は人のものを勝手に借用している範囲をでないと考えます。
また対策してなければ、学習元としても良いとも取れる考え方は危険に感じます。
有名、無名に関わらず他人の描いたものと理解した上で、データを勝手に使うこと自体、権利の侵害だと考えます。
そして、それを知らないで使った人も同様です。
映画館の映画を勝手に録画しアップロードする人、知らずにそれをダウンロードして見た人が罪に問われるのと同じことだと思います。たとえ、この映画のシーンがバラして順番を入れ替えられたとしても、録画した人の著作物とは言えないはずです。
あくまでも、著作権は描いた人のもので、それを第三者が断りもなく、2 次的に活用することに反対します。

●受付番号　185001345000009371

AI による著作物の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009372

AI の学習元データは、学習に明確な同意があったもののみ許可することにしてください。
芸術やエンターテイメント作品等が、質の悪い模倣品によって価値を下げられたり、クリエイターが活躍の場を奪われたりしない法整備をお願いいたします。
現在でも、フリマサイトには、人気キャラクターとポルノ画像を組み合わせたイラストが売られていますし、
X(旧 Twitter)には、インプレッションゾンビと言われる収益目的のアカウントが多数存在します。
これらの何割かは AI による自動生成で、多くが海外からのものです。日本の知的財産をこの様な形で毀損すべきではないと思います。
どうか学習元データと、それらを造り上げたクリエイターが守られる法律を作ってください。よろしくお願いいたします

●受付番号　185001345000009373

データの取り扱いには慎重になってほしい。
他の分野では学習データは慎重に扱われており、用途に応じてデータの買収や契約によって尊重し保護されてきた。
創作分野は日本の大切な資源であり、それらを誰でも量産可能な工業製品にすることは大きな損失でもある。
誰がどんな思いで描いたのか、どんな画風でどこに届けたいのかというものはそれらを 0 から生み出したものに許される当然の選択肢であり、
それらを AI 学習によって奪われ､生み出した人の意図しない形で届けられる可能性もある。
インターネットでは画風と人を結び付けられる部分もあり、思わぬ風評被害により仕事を失う人も出てきている。
学習方法の技術が確立した以上、学習に使われる物を保護することに尽力してほしい。
また、その上で AI 作品（ここでは学習もとに金銭を払い、仕事を奪わない形で発展したものを指す）に著作権を問う場合　生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）は可能だと考える

●受付番号　185001345000009374

現状、AI 生成物によってデータ提供元であるイラストレーターや作曲者の作品と似通ったものが粗製濫造され、権利者側の利益が著しく損なわれている事例が多数報告されています。
なので、AI による学習を拒否できるシステムの構築、もしくは AI 生成物による利益をデータ提供元の権利者へ分配する取り組みを行うべきだと思います。

●受付番号　185001345000009375

認められるわけがない。

●受付番号　185001345000009376

既存の創作物を用いて画像や文章を生成するだけの機構に著作権を付与することについて一切反対です。既存クリエイターの活動を阻害するだけでなく、AI によって生成された画像や文章に似たものをクリエイターが偶然に創作した場合、AI を用いた側からクリエイターに対する訴訟も起きかねないためです。また、反社会的勢力による資金調達の手段としても使われる可能性があるためです。

●受付番号　185001345000009377

権利制限規定(特に法第 30 条の 4 について)

著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用等権利者の許諾を得る必要がない項目がいくつかあるが、生成 AI 等を通して最終的に思想または感情の享受を目的とする利用がなされる恐れがあるならば、それは思想または感情の享受を目的とした利用とみなすべきで、生成 AI 利用者はその生成物が法第 30 条の 4 などの権利制限規定のいずれかに該当し、それ以外の用途は完全に無いことを証明する義務を負うべきである。

短絡的に言うと、ある著作物を参照した AI によって生成された物は、公開もしくは販売された時点で、結果として思想または感情の享受を目的として参照される可能性があるので、それが秘匿されていない限りは著作権侵害である。

享受目的の併存について

生成 AI とは学習したデータに類似したものを出力する機構であるため、享受目的で作成されたものを学習して出力された物は、原則として享受目的を持つものであると考えられる。個人利用であること(即ち、不特定多数に向けて送信もしくは販売していないこと)、学術的な利用目的であることであり、なおかつその他の利用がないことを生成 AI 利用者が証明しない限り、享受目的を持つものとみなすべきではないかと感じる。

併存の具体例について

特定クリエイターの少量作品のみを学習し作風を模倣することが可能である点について、先日岸田首相が変なことを言う生成 AI 映像が話題になったが、これはクリエイターにとって作風を模倣した AI 生成物と同等の意味を持つ。クリエイターにとって作風とは公人の顔面や声紋に相当する要素であり、これを模倣した上で不適切なコンテンツを作成した場合、学習元となったクリエイターの著作権を侵害するのみならず、名誉毀損や営業妨害に該当するおそれもある。クリエイターの利益との競合性も高く、ここは断固として強く規制すべきであると考える。

依拠性について

既存の著作物との高度な類似性やアクセス可能性によって、AI 利用者が技術的な措置を通じて著作物の創作的表現を利用していないと法的に立証出来ない限り、著作権侵害の認定を得ることができるとあるが、AI 利用者に対して著作権者は脆弱な個人であることが多く、AI 利用者側がガバナンス的に生成 AI を利用する際に元となったデータベース及びシステムが著作権を侵害し得ないものであることを予め確認しておく義務があるべきではないかと感じる。

また、著作権者本人のみが AI によって氾濫するコンテンツ群をくまなく調べて著作権侵害の有無を確認することは事実上不可能であると考えられるため、生成 AI に関しては米国 DMCA 法のように「第三者からの通報を受けて著作物を精査し、問題があったとしても取

り下げれば掲載者の法的責任は免れる」ような通報プラットフォームの作成を各種 SNS 等に用意するインセンティブを与えたほうがよいのではないか。

侵害行為の責任主体について

真っ当なことが書かれているが、現実としてサービス提供事業者が海外にいる場合や学習データ作成者が特定不能な場合もある。いわば殺人事件において使用された殺傷力の高い銃を作った会社に責任を問うようなものであり、前提として「生成し公開もしくは販売した者」がその行為の主体として全責任を負い、AI 利用者の無過失が認められる場合のみサービス提供事業者に責任を問えるものとすべきではないか。

最後に、生成 AI については最近起こったシンギュラリティであり、議論はまだ始まったばかりで、今後も技術のさらなる進歩や想定外の利用法、重大な事件などを通して何度も法改正が必要となる進んでいくものであると考えられる。その中で、著作権者の保護という著作権法の理念の原点が重要となる。

今後の著作権法については、「著作権者の意思表示」を有効なファクターとすることを検討してほしい。結局のところ著作物とは著作権者の作品であり、そこに表現された思想や感情と同じ様に、著作権者の作品の利用に対する意思も重要であるはずだ。「自分の作品を生成 AI の構築に利用してほしくない」という一著作者の意思を「これは享受を目的としない理由なので OK」と一蹴する法律に何の意味があるのか。

殺意の有無が殺人罪と過失致死罪を分けるように、著作権者の意思が事象に対する法律の適用を変えてもよいではないか。そもそも生成 AI に対する議論が紛糾しているのは、現行の著作権法の運用が国民感情や利用の実態、二次創作等の文化に即していないという火種があり、そこに油が注がれただけではないのか。

文科省の方々には著作権法の抜本的見直しを含め、著作権者を第一とし、国民の感情を含めた利益を最大化する法律の運用を期待したい。

●受付番号　185001345000009378

作曲家です。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009379

人の絵を AI に学習させてもそれに著作権を与える事など断固反対です。
現状でも AI 学習によって不利益被っている人はいます。
クールジャパンと言っておきながらこんな文化を衰退させるようなことをしないでいただきたい。
こんなおぞましいことを考えていることにより失望しました。

●受付番号　185001345000009380

AI による機械学習は著作権の軽視につながる。
どんなに講習を開催しても全ての人を啓蒙するのは難しく、私利私欲のために AI を悪用する人は必ず発生する。
創作文化の発展を著しく妨げるような著作権法は修正、再考が必要である。

●受付番号　185001345000009381

現行の生成 AI は著作権の存在意義を揺るがす公害装置です。現在出回っている Stablediffusion や Midjourney これらから派生して誕生したあらゆる生成 AI は断固拒否、直ちに使用を禁止するべきです。現行の生成 AI は他人の著作物に対し無差別・無許諾かつ膨大な学習、プロアマ問わず作家の著作物である文章やイラストや楽曲などに依存し続けなければ成り立たず品質も上がらない欠陥品です。こんな搾取構造を持った生成 AI が蔓延るならば、これから各業界を支えていく無名の若手作家は実力をつければつけるほど搾取され続け、疲弊していくでしょう。どんなに実力をつけたところで対価もなく勝手に利用されるのですから。作ることに大した興味もなく、努力もしたくなければ対価を払いたくもない誰かや企業が、自分の成果物を利用して利益を上げ自己顕示欲を満たす道具にするのですから。

そうなればいずれ著作権を語る機会すら失われるのではないでしょうか。著作物を作り出す人間自体が減少していくでしょうから。低品質の粗悪品ばかりが大量生産され、生成 AI のクオリティも上がらなくなるでしょう。

また雑に大量学習させ大量生産し陳腐化を促進させるだけに留まらず、日本を含む世界中ありとあらゆる人間のプライバシーを侵害することが可能です。誰でも簡単に赤の他人を悪質で醜悪なデマで陥れることも出来ますし、おぞましいディープフェイクで辱しめ海外では自殺に追い込まれた事件も発生しています。災害時にはパッと見ただけではわからない虚偽の被災地画像を作ることもできます、迷惑でしかありません。私利私欲のために他人の知財を掠め取り、他人を陥れ、被災を小遣い稼ぎのネタ扱いする最低な人々がこぞって利用しているのが現在世に出回っている現行の生成 AI です。

現行の生成 AI はもはや公害です。現時点で正しい使用法を探るなど言語道断であり、あまりにも馬鹿げています。現状は生成 AI の正しく適切な使用法を検討できるような状況ではありません。現行の生成 AI で使用されているデータセットを廃棄し、最初から許可されたデータのみ使用した生成 AI が完成してから、初めて正しく適切な使用法が検討できる段階に到達できます。

現行法は現在行われている迷惑な機械学習を想定して作られたものではありません。法の抜け目を突っつき作家の著作権を誤魔化すためならば、全世界の人々のプライバシーや緊急時のデマ情報や画像による混乱など取るに足らずどうでもよいのでしょうか。日本の著作物を世界に実質無料で大量流出することが日本の著作権にとって良いことなのでしょうか。

●受付番号　185001345000009382

1、はじめに

全体を通してですが、「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行う」人を「クリエイター」と呼称することに強く反対します。彼らの行なっていることは盗作となんら変わらない行為であり、本質は著作者人格権や財産権に関わる問題です。その実態について再度正しく認識した上で呼称の取り消しのご検討をいただくようお願い致します。

3、生成 AI の技術的な背景について

（1）生成 AI について

生成 AI によって出力されたものが「学習データの切り貼りではない」とありますが、何を以てそう断言されるのでしょうか。

既に一般公開されてしまっている生成 AI ツールの仕様を確認していますが、あれらはいくつかの工程を重ねていく発展形である従来の技術に対し、既に完成された画像・写真などのデータを元としています。その多くを無断で取り込んだ後に元のデータと類似性の高いものを出力させる即席形の技術です。そこから生み出されるものが「学習データの切り貼りではない」とは矛盾しているのでは無いでしょうか。

これらの工程を含む生成 AI に創作性はなく、非常に悪質な著作権侵害を容認する行為だと考えます。

5、各論点において

（1）学習・開発段階

【著作権者の権利を不当に害することとなる場合において】

本項目での該当性を検討するにあたり、「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するか」を観点として挙げていますが、これらでは足りません。

「生成 AI によるものではない」という保証のない、いわば透明性のない著作物が市場に出回ることによるその市場やクリエイターへの信頼の低下、およびそれに伴う損害も含めて考慮すべきと考えます。

（3）生成物の著作物性について

（イ）学習済みモデルの廃棄請求について

この請求が認められないというのは、著作権法 1 条「著作者がもつ権利を保護」することが遵守されているとは到底思えません。そもそもにおいて、著作者の許可なくその著作物を利用すること自体が罷り通ってはならないことが前提の上で、侵害されていると著作者本人から申告を受けたのなら無断で利用した側はそれを認め取り下げるのが常識的な判断であり、それに応じない場合は司法対応を求めることもあります。著作物は著作者にとってのアイデンティティであり、財産でもあるからです。

著作権は「世界人権宣言」や「国際人権規約」にも期待されている「人権」であり、日本国憲法においても第29条「財産権」において規定されているはずです。(岡本　薫『教育関係者のためのインターネット時代の著作権ーもう一つの「人権」』12頁　全日本社会教育連合会　2002年)

「財産権は、これを侵してはならない」と規定されており、今回この考案の中でそれらを前提としているはずの著作権が蔑ろにされているのは非常に残念に思います。

●受付番号　185001345000009383

「学習に用いるデータの質及び量が、その性能の決定に大きな影響を与える（(p10)」とあるように、いわゆる「作風」「画風」という、個人の「人格」に紐づく著作物の側面と、「機械学習」という、紐づく「人格」が多岐にわたるツールとしての側面を、現状の問題点と共に幅広く比較検討している素案と読み取りました。

ただし上述したように、著作権、著作物は、人間個人との結びつきが重いものであり、ビッグデータとして利用する行為そのものについては密に言及されるべきではないかと考えます。論点の整理と意見表明が目的とあるため、今後の検討を期待しております。

また人力での侵害行為、つまりは「著作権を侵害してアップロードされた複製物(p24 等)」について、言及自体はあるものの、「実効的かつ強力に～取り組むことが期待」「十分配慮した上で」といった警告に留まる現状で、広範囲かつ事例の少ない AI 学習の活用を勧める方針には疑問が残ります。インターネットの普及以降、それを利用した犯罪行為は多岐にわたり、著作物に関する犯罪行為も少なくありません。そちらの地固めが道半ばの状態である以上、より高度なツールの提案は、利便性にとらわれず慎重になるべきではないでしょうか。

「長大な指示であったとしても、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示(p35)」とありますが、一定の長さや重みをもつ文章は、小説という創作物があるように、そのものに創作性があると愚考します。この一文は、どのような指示を想定したものか、わかりかねます。

●受付番号　185001345000009384

AI 生成で著作権のあるイラストを無断で取り込み、イラストを生成しているのですよね。とても迷惑です。迷惑というか犯罪だと思われます。すでにたくさん実害が出ています。AI生成は本当に必要ですか？私はあって良いことは一度もありませんでした。悪いことならたくさんありました。どうかもう辞めて下さい。私から絵を奪わないで下さい

●受付番号　185001345000009385

作品の制作者には著作権があり、商用利用される場合には相応の報酬があって当然です。AI学習によって、著作権者に無断で商用利用、複製されてしまいかねない法律には断固反対です。
今一度、AI 学習と著作権者の権利について考え直してください。

●受付番号　185001345000009386

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009387

全体について
・提出内容の大筋に同意している。生成 AI 全体に反対する意見などに折れることなく大筋に関してはこのまま進めてほしい。
・生成 AI の取り扱いが決定した後は、特に経営者・クリエイター等生成 AI の技術的な詳細を知らない国民への周知を行うための資料を作成してほしい。
５．（２）生成・利用段階について
生成 AI によってディープフェイクや海賊版等の意図的な侵害作品が多数出現することが予想される。悪質なケースに対しての厳罰化が必要である。

●受付番号　185001345000009388

生成 AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009389

デザイナーです。
AI の無断学習に反対します。
元の素材にされ、データ化、複製されることを合法とするとは
クリエイターを殺す行為です。

●受付番号　185001345000009390

AI の無断学習に反対します。著作物はもっとしっかり守られるべきです。

●受付番号　185001345000009391

AI を使ったツールを使って絵を描くということは、学習元となった絵を切り貼りして絵を描くということだと考えられる。なぜなら学習元のロゴが生成物に出力されていたり、かなり似ているものが出力されたりするからである。
人の作品を勝手に使ったり、切り貼りして作品を作るのはするのは創作性もなく、他人の著作権を侵害している。もし学習に使いたいのであれば許可を取るべきだしお金を払うべきだと思う。
このままルールが作られなかったら、創作性の無いコラージュでできた作品ばかりが世に出回ることになる。そうすると、漫画家やイラストレーター、他にも声優、歌手などのクリエイターの著作権を侵害し、仕事を奪うことになると考えられる。

●受付番号　185001345000009392

そもそもの話なんですが、AI 製作者が他者の創作を、許可なく学習して出力する行為そのものがおかしいと思います。創作物は個人の財産であり、努力と学習の成果です。それを横から攫っていくのはよろしくないとまず思います。お互いが同意の上でやるべきことで、AI に広く学習させたいのならば、相互に同意の上で扱うべき案件で、募集して尚且つ学ばせていただくのだから AI 制作者側がお金も払うべきだと思います。ネットに上がっているものは著作権なんてありませんなんて形を取るのであれば、日本のコンテンツは全て外国に奪われることでしょう。
著作権があるから安心して創作ができ、それが界隈の盛り上がりに繋がり経済が動きます。安易に無料でネットを無断スクロールして出来上がるものは、AI が描いた、ただ綺麗なだけでどこかおかしいイラストばかりになるでしょう。AI には自己がありません。新しい画風は出てきません。衰退するだけです。
まず AI の学習そのものを規制して下さい。契約の上で同意同士にさせて下さい。私の、同志の多くの絵を勝手に学ばせないでください。AI の具体的な活用はそこをクリアしてからだと思います。よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000009393

既にモラルの無いユーザーが、学習元となる作品を作者に無断で AI に学習させ、再度イラストを生み出すという事態が蔓延しています。
使用料などは支払われることはほとんど無い上に、無断学習で生成されたイラストを有償で販売する使用者もいます。
このように、創作者のアイデアや工夫を搾取する構図ができてしまうことが懸念されます。
どうか、創作者のアイデアや工夫が尊重される、モラルの高いものとなる法整備をお願いします。

●受付番号　185001345000009394

無断 AI 学習に反対します。

●受付番号　185001345000009395

ネット上でのクリエイター達の「発表する権利」と「表現の自由」が生成ＡＩデータセットの無許可データ収集機械学習により脅かされています。クリエイター達の仕事や心を守るためにもこの是正をお願いします。

●受付番号　185001345000009396

著作権を侵害するものではないとあるが、著作者・権利者の許可なく権利物を「学習」に使用することは充分に著作権侵害に値すると考える。
AI 出力された「作品」とその「作品」の元絵らしき作品が並べられ比較されていることは少なくないが、なぜこのようなことができるのかと言えば、元絵の痕跡が色濃く残っているからである。
また特定の作家の絵柄のみを AI に覚えさせ、その作家の絵柄で新規絵を出力させるという行為が問題になったこともある。
人間がそのときの流行りや好きな絵柄を自身の絵に取り込むということはあるが、人間の場合、その人の持つ技量やクセなどにより、描いた人の作品に落ち着く。
例外として絵柄を模倣するパロディが挙げられるが、この場合、元絵になった側の訴えにより著作権侵害が認められ、元絵の作家が守られる。
しかしながら AI を通し絵柄を模倣した場合、その作家の絵柄と雰囲気のまま出力されるばかりか、類似性を訴えても著作権侵害とみなされず、元絵の作家が守られない。
前述の通り、すでに問題視され話題になったことなのにその事案を踏まえず、むしろ問題視されていたからこそ問題ないとする法律を作り、合法的に著作権を侵害できるようにしたいとしか思えない内容に、不快感を通り越した恐怖を感じる。
絵画部門について述べてきたが、絵画に限らず文章なども、学習させられる作品の著作者、権利者がよいとしたものだけを学習させるといった大前提が必要であり、許可なく学習させた場合は、その時点で著作権侵害を認めるとしなくては駄目だろう。
AI で出力したものの取り扱いについて論議するのは、その次の段階の話である。
AI の開発段階では「開発」といった部分に重きが置かれ、無造作に学習させていたかもしれないが、「実用」となるとそうはいかない。
まずは、許可なく「学習」させた場合は、その時点で著作権侵害の対象になるということを法案に取りまとめるよう動いてほしい。

●受付番号　185001345000009397

例えばX(旧 Twitter)で1万いいねされるようなイラスト（人物1、背景は真っ白)というものにも、様々な創意工夫があり、“技術”、“技法”です。
それらを得るためには感性を磨くこと、沢山の良いものを見ること、そして練習することがありますが、それらにかけられた“時間＝労力”は“無償”で提供されるべき代物ではありません。
労働にはそれに見合った対価を与えるべきです。
著作物にはしっかりと著作権という権利があり、その権利を“商用的に”利用したいと考える場合、許可をとり、対価(つまりは現金など)を払う義務があると考えます。
AI技術の発展は勿論科学的にも意味があり価値があるのでしょう。
AIがイラストを学べば今は亡き偉大な作家方の作品を現代に甦らせる夢のような代物になるのかもしれません。
しかしそれは今を生き、努力して、絵を描くことを生業にしたり、拠り所にしている人の心を壊すものであってはいけない。
よって私は、AIに学習させる素材としたイラストや文章など、様々な“人の手によって”生み出された作品たちの作者には、相応の説明と、相当な金銭などによる対価を支払うべきだと考え、そのような法案をあげるべきだと考える。

●受付番号　185001345000009398

AI の無断学習、生成に反対します。また、それによる AI 使用者が収益を得ることも規制されるべきだと考えます。
著作権とは創作者の費やしてきた時間や労力を、それに伴う利益を守る為にあるものだと思います。
AI の無断学習はそれらを著しく損なっており、明確なラインを決めるべきだと思います。

●受付番号　185001345000009399

AI の無断学習に反対いたします。著作権はそれを作った方を守るためであるのにも関わらず、これでは AI を使った作品を量産することができ、もとを作った人の作品が一切尊重されることがなく、もはや著作権という言葉自体が機能しなくなります。

●受付番号　185001345000009400

写真・イラスト・小説・楽曲・音声など、あらゆる著作物において生成 AI による著作物の著作権者に許可なく学習させることに反対します。
現状においても、悪意を持って特定のクリエイターの著作物を無断で集中的に生成 AI による学習に利用し、そのクリエイターと酷似した生成物を大量に作ることでクリエイター及びその著作物の価値を毀損するような事件が起こっています。
これは著作権法 30 条の 4 においても「著作権者の利益を不当に害する場合」に該当する、重大な著作権の侵害であると考えられます。
悪意を持った人間が生成 AI による無断学習を利用して、他者、あるいはその財産（著作物のことです）に前述のような直接的な攻撃をすることが可能である以上、無制限に生成 AI による無断学習が可能な状態は、著作権法上、不健全であると言わざるを得ません。

●受付番号　185001345000009401

AI による著作物の無断学習に反対します
許可を得たものだけに限定すべきです

●受付番号　185001345000009402

AI の無断学習に反対します。
あらゆる問題・危険性について正しく把握をしてください。

●受付番号　185001345000009403

AI の無断学習に反対。クリエイターの仕事と技術と尊厳を奪う行為です。

●受付番号　185001345000009404

ai による創作物の汚染が広がっている。
海外ではきつく規制されているが日本では弱い。
具体的するならば第三者の顔を学習させたポルノが今の日本であると作成できてしまう。

●受付番号　185001345000009405

AI によるクリエイターへの被害はすでに散見されております。
国はクリエイターを守ってください。日本の文化をこれ以上搾取されないように法整備をしてください。

●受付番号　185001345000009406

全面的に反対です。
自身もイラストを描きますが
どこの誰とも知らない人間に AI 生成の糧にされると思うと吐き気がします。
著作権はイラストを作成した本人にあるものです。
AI イラストに使われる為に描いてなどいません

●受付番号　185001345000009407

この素案に反対である。日本が他国と比べ衰退していく理由の一つとして、若者の意欲減退が挙げられると考えられる。それは税率の上昇、物価上昇などによる貧困。長時間の労働を行ってなお最低限でしか生活を送れない現代の中で、さらに何かを生み出し、社会を良い方に動かす力は目減りする一方だ。その中で物を生み出す力を持ったクリエイターの力を奪い削ぐ案を何故出すのだろうか？　その存在を軽視した先には、この国の暗い未来と、より住みやすい他国に流れる日本の技術者たちでは無いだろうか。力を持つ若い世代を蔑ろにするから、この国の行く末が不安に包まれているのだろう。

●受付番号　185001345000009408

私は生成 AI そのものに対して強く反対します。
昨今生成 AI を用い、学習元クリエイターへの嫌がらせや営業妨害などが問題になっています。
AI が様々なプログラムに使われる為に学習が必要である事は理解できますが、生成 AI は学習元の作品を読み込ませ数秒で大量に模倣品が作成できてしまい、元のクリエイターの仕事を奪ってしまいます。
昨年も、生成 AI を用いてあるクリエイターに画風を寄せた広告が、作者本人から弁護士を通じて会社に広告撤去を申し出る問題がありました。
また商業作品に対しても、生成 AI で学習させ、本来禁止されているポルノ画像を生成し、海外へ販売する問題もネット上で物議を醸しています。
海外の人気歌手が生成 AI によりポルノ画像を作成され、ネット上で拡散される問題も今年起きました。
このように著名人・子供のポルノ画像も用意にでき、名誉棄損や印象操作までもできてしまうのが現実です。生成 AI はクリエイターだけにとどまらず実在する人物にとっても脅威となりかねます。
生成 AI の作成物を守ることは、元に使用した作品、人物の意思や著作権を無視した行為になります。
海外ではすでに反対声明や規制法案が出てきています。
日本も是非、海外に遅れをとらない対応をお願い致します。

●受付番号　185001345000009409

AI の無断学習に強く反対します

●受付番号　185001345000009410

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009411

現状の生成 AI を取り巻く状況は最悪だと思っています。
データセットの成り立ち、使用者の加害性など目に余るものが多いと感じています。
著作権、著作人格権、肖像権など人権の侵害のみならず、人格の否定、果ては殺害予告まで引き起こしているのは使用者です。
先ず、データセットの破棄を求めます。その上で使用者への権利侵害への処罰も必要だと感じています。これは迅速にお願いしたい。
世界的に問題視されており、子供までフェイクポルノにより自死に追い込まれているげものを子供の教育促進に利用するのは倫理にもとると感じています。
尊い犠牲だったと声高に言うのは、いつだって加害側ということをお忘れなきよう。
あらゆる権利の侵害、情報の錯綜、弱い立場のものへの加害性をクリアしてから推進してください。
AI に求めるものはあくまでも補助であり、作業そのものを代替するものではないはずです。
素案はそもそも瓦解しており、データセットが他者の創作物（著作物）の塊である以上、生成 AI で作られたものには著作権は付与されなくて当然です。
寧ろ、元の権利者へ報酬が支払われるべきだと思います。
使用する企業の商品を購入することで、責任を消費者へ負わせないでください。
犯罪の片棒を担がせないでください。
意図せずあらゆる権利を侵害させないでください。
日頃、業務上、著作権物への権利侵害に対して神経をすり減らしていたとして当たり前のことだと思って従事しています。
そうであるにも関わらず、生成 AI 利用者は楽しんでいる現状が不愉快でなりません。

●受付番号　185001345000009412

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009413

Al の無駄学習に反対します。
創作者の作品と権利を守ってください。

●受付番号　185001345000009414

AI の画像や音楽等の無断使用に反対です。圧縮しても著作物は著作権を失っていいものではないと思います。二次利用…無断転載や無断使用で著作権侵害として訴えられているケースが度々あります。それが AI を通すとなんでも OK になるのはおかしいと思います。

●受付番号　185001345000009415

AI の無断学習に反対します。
AI 使用に関して、国で推進するのではなく諸外国同様にきちんと規制・統制する方策をとっていただきたいです。

●受付番号　185001345000009416

生成 AI への無断学習には断固反対いたします。
生成 AI は大量の絵を短時間で生成でき、また特定の絵柄を模倣することが可能です。
イラストレーターにとって、自分の絵柄の絵が生成 AI によって大量に生成されることは多大なストレスであり、モチベーションの低下に繋がります。
その結果、国内のイラストレーターの多くが筆を折ることになりかねません。
短期的に見れば生成 AI 技術の向上に期待ができるかと思いますが、長期的に見ると日本の絵描きの文化、イラスト文化の衰退を招き、生成元の絵自体がなくなっては本末転倒かと考えます。

●受付番号　185001345000009417

私は AI 学習の無断学習、利用に反対します。

●受付番号　185001345000009418

絵方面ですがその人が長年努力して培ってきたものを簡単に学習されて
平気で奪い取ってしまう生成 AI はある程度規制が必要だと思います
誰でも簡単にポン出しできる＝悪意を持った人が利用してしまう可能性もあるので
今現在でもそういった問題がネットを見てると散見されます
芸術系（絵や音楽等）に生成 AI を利用することに関しては
慎重になるべきです

●受付番号　185001345000009419

AI の無断学習に反対します
長く時間を掛けて 0 から 1 を生み出した方々の権利を
著しく脅かすようなものを野放しに近い状態で扱われることに疑問を感じます。

●受付番号　185001345000009420

私は AI による無断学習に反対します。それは人の作品を泥棒しているのに何ら変わりありません。

●受付番号　185001345000009421

現在生成 AI による、さまざまな著作物(映画、イラスト、漫画等)がデータ学習に無断で利用されており、学習元データとなんら変わりのないものが生成されたり、そもそも法規制が十分でないためにオリジナリティを奪うことやアーティストの特徴を覚えさせた AI モデルが販売されるなど、正当な仕事を行なっている人ほど不利になったり、各種 SNS で投稿し、交流することすらリスクになっていることが問題としてあると思われます。直近でも生成 AI 利用者と学習元の作品を創作した人物とのトラブルが横行しており、法規制がないからと我が物顔で無茶苦茶なことがまかり通っている悲惨な状況です。このような自体を無視し、生成 AI の利用をむやみやたらに奨励することは現在活動している著作者だけではなく、これから新たに生まれてくるかもしれないアーティストたちの個性を奪われることを意味しています。すなわち、新たなアイデアを生み出し、世間に発表することに大きな抵抗が生まれるということだと思います。現時点でも AI の学習を妨害するためのサービスが発表されており、創作物を見せるにあたってそのようなサービスが必要とされています。作品の発表がし難くなればデザインの多様性も薄れてしまいます。現実にあまりにも則していないデータを生成した AI によっておかしなものばかり出来上がることは、エンターテイメントとしての価値がありません。
以上のことから、できるだけ早くの法規制を行い、多様な作品が生まれることを保護していただきたいと思います。

●受付番号　185001345000009422

AI の無断学習に反対します。
個人の文化、著作に対してのリスペクトもなく、無断での学習は盗作盗用と同じことではないでしょうか。膨大な数の学習によって、人間の想像力や文化を破壊してしまうと思います。

●受付番号　185001345000009423

画風や表現を真似る行為は、以前から、パロディ、パクり、オマージュなど、
なんども議論がなされてきました。
以前なら、この真似る行為にも作者のセンスや技術、
それらを得るまでの努力が必要なものだったのですが、
生成 AI を用いればたやすく作成できてしまいます。
機械によるデータの収集、学習は、学習元になる画像などがネット上に公開される性質上、
止めようがないと思います。
また、実在の作者の画風に似せた作品が作られることも止められないでしょう。
似せられてしまった作者の権利を守るため、作者本人のみならず、閲覧者からの申し立てを
迅速に審議、調査、判断する仕組みが必要だと思います。

●受付番号　185001345000009424

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009425

絵の仕事をしております。
AI による絵の価値の低下及び収入に繋がるトラブルが特に不安です。
また、今でもトレス問題があるのに、
AI を許してしまうのは如何なものかな…といった印象です。
もちろん技術の発展に AI は必要不可欠かと思います。
ですが著作権などについて厳しく考えて欲しいです。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009426

クリエイターやクリエイターの作品を守るために、AI の適切な利用が必要です。AI の無断学習に反対します。児童ポルノなど違法コンテンツの作成についても反対します。正しく権利が守られ、未来ある文化の発展のための法の改善を望みます。

●受付番号　185001345000009427

著作物を勝手に引用しているのにそれが確認できない現状はおかしいと思います。
一般的な論文などと同じように AI が参考にした資料を全てを、作成した文章や画像などのデータの中にいつでも確認できるような形で入れておくべきだと思います。
また、権利を保有する人が拒否しているのならば絶対に引用出来ないよう AI に条件付けするべきだとも思います。

●受付番号　185001345000009428

AI による無断学習に反対します。
この反対が通らなかった場合、苦労してオリジナルの作品を作った方々が非常に大きな損害を受けると同時に、なんの苦労もしていない人間がそれらのクリエイターの作品を悪意を持って無断利用し、悪用することが合法的に可能となってしまいます。
そのような状況ではクリエイターの方々のモチベーションも削がれるでしょうし、日本における創作界隈が大きく衰退するかと思われます。
現在、あるイラストレーターの方の作品を AI を用いて盗作したうえでオリジナルのイラストレーターの方に殺害予告を何度も送り、その方のアカウントが凍結してしまった際は名前を偽り、成り代わろうとした危険人物も実際に確認されています。
AI を活用する人間全員がこのような人物ではないにせよ、作品を作り上げる苦労や努力を知らないからなのかオリジナルの作者を侮辱し、嫌がらせをするような輩が非常に多く見受けられるのが現状です。
法で許されていない今でもこの惨状ですので、どうか AI が絡む著作権については厳しいルールを制定していただきたいです。

●受付番号　185001345000009429

文章、画像の機械による学習を制限するようお願いします。
また、著作物を学習したAIが生成した文章、画像により利益が発生した場合は、その都度学習元へ利益を分配するような仕組みを制定して下さい。

●受付番号　185001345000009430

AI の無断学習に反対します。
人間が自分の頭と手を使って作り出すクリエイティブなものを侵害しないで欲しいです。

●受付番号　185001345000009431

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009432

意見募集の機会を設けていただき、ありがとうございます。
AI と著作権に関する考え方についての素案を読ませていただきましたが、おそらく当素案では、現状ある著作物を守り切ることができるのかに不安が残ります。
AI の技術の発展については、おそらく個人で行えてしまうことに問題があり、指定または任定を受けた研究機関においての、「研究目的」での使用を許可することにより、行えると考えます。
規制と発展の両立の鍵となってくるのは、素案でも強調されていた部分はありますが、AI の利用目的にあるかと思います。
AI を個人または団体による、商用のみならず、現実空間での展示や SNS というパブリックな場での公開は、特定の害がなく、また文化的発展からしても、差し障りないものと思われるかもしれません。
しかし文化空間が AI 創作物によって形成されていったとき、一つ重大な問題があります。
文化とは、人の意匠無くして、意義あるものにはなれないのではないでしょうか？
中でも創作の歴史から見れば、何故この作品が造られたのか？　という観点を絶えず保持して来た筈であり、それが文化的な史観である筈なのです。
AI の創作で、文化は作れるのか。その視点が、必要となってくるのではないでしょうか。
“AI がそもそも「文化の形成」という領域にいることが果たして正しいのか。科学技術の発展の観察という範疇を越えてしまうのはどうなのだろうか”
というのが、私個人としての最終的な意見となります。
何卒、「文化」にとって必要なものと、「科学技術の発展」との観点の混同の腑分けの程を、よろしくお願いします。
お目通しいただき、ありがとうございました。

●受付番号　185001345000009433

AI の無断学習に反対です。
私は趣味で絵を描きます。子供の頃から外で遊ぶよりもゲームをするよりもお絵描きをすることが何よりも大好きでした。
中学でも美術部に入って絵を描いたり、高校ではデザイン科に入学したほどです。
絵を描いてるからこそ分かります。自分が時間をかけて体力を酷使して描いた絵なのに、それをどこの誰かも知らない人に勝手に使われるなんて許せません。
絵を描くことは誰かの趣味であり仕事であり、生きていくために必要なことです。
それを AI に使われるなんて怖くて創作活動ができなくなります。
便利な世の中になっては欲しい気持ちはありますが、人が生み出すからこそ素晴らしいものもこの世にはまだまだ沢山あります。
それを正当に評価してほしいです。
なのでお願いします、AI の無断学習に反対です！！

●受付番号　185001345000009434

AI で創作を行うことは創作の地位を下げることに他ならないと思います。
AI 創作ばかりが増えると、その数の圧倒せいで人間の創作物の露出が減ります。
AI の学習元データに似せた絵を作ることが横行しており、学習元になった人間を貶める行動さえ希ではありません。
AI 創作を堂々と行いたいのであれば学習元データをまず公開すること。
学習元データの権利者の同意をとられていること、それに対して報酬が支払われること。
それが叶わなければこの技術は盗人猛々しいと言わざるをえないと思います。

●受付番号　185001345000009435

好きな絵描き様が絵を描かなくなってしまうのは大変不愉快。
そもそも AI 絵は元データありきの存在である。無許可の絵が大量に学習され、学習元になってしまった絵柄の方々が AI 絵ではないかと疑われるのも遺憾である。
私自身創作をするものとして、AI 絵に著作権が認められるのは考えられない。やめてほしい。

●受付番号　185001345000009436

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて作家活動をやめてしまったら嫌なので生成 AI を規制もしくは免許制にして欲しい。

●受付番号　185001345000009437

AI のイラスト学習に反対します。
全ての創作者に対する侮辱行為です。

●受付番号　185001345000009438

簡易な文章やイメージ画像を入力するだけで出力されるAI生成物に著作権を与えることには、極めて慎重な検討が必要であると考えています。
著作権法２条１項１号によれば、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であり、生成ＡＩが自律的に生成したＡＩ生成物は「思想又は感情を創作的に表現した」ものではありません。
人間が生成ＡＩを用いて作成したＡＩ生成物については、「創作的意図」及び「創作的寄与」が認められる場合にはＡＩ生成物にも著作物性が認められ、ＡＩ利用者が著作者になるとの指摘がありますが（知的財産戦略本部　検証・評価・企画委員会　新たな情報材検討委員会「新たな情報材検討委員会報告書」（平成２９年３月））、いかなる場合に「創作的寄与」が認められるのか明らかではなく、予測可能性がありません。
また、「創作的寄与」が認められない程度の指示しか与えていない場合（すなわち、ＡＩ利用者が著作者と評価できない場合）に、ＡＩ利用者が自らの作品であると偽って公表することについては、何ら規制がありません。
そのため、人間が生み出した作品であるにもかかわらず、生成ＡＩにより生成したものであると周囲から論難され、いわゆる炎上を引き起こすケースも増加しており、個人の精神活動に基づく古典的な創作を行うクリエイターの活動が脅かされる事態も生じています。
このような問題に対処するべく、仮に一定の場合にAI生成物にも著作物性を認めるのであれば、速やかに行政によるガイドラインなどによって、「創作的寄与」の具体例を多数示すなど、著作物性が認められる場合の明確化が必要と考えます。
また、著作権法１２１条を改正するなどによる、ＡＩ生成物を自らの創作物として示した場合の罰則規定の創設やＡＩ生成物であるの明示を義務付けるなど、ＡＩ生成物と個人の精神活動に基づく古典的な創作に基づき生み出された作品を明確に峻別できる施策を行い、クリエイターの権利・利益が十分に保護されるような仕組みが必要であると考えます。

●受付番号　185001345000009439

私は、AI の無断学習ならびにそれを助長させる法案に反対いたします。
著作物を引用学習して生成される AI イラストや音楽などは、元の著作者に対しての権利侵害になり得ると考えます。
フェイクポルノ等の問題リスクを鑑みても、AI 生成を合法化すべきではありません。
今一度 AI 生成に対する規制、明確なガイドラインを定める必要があると考えます。
クリエイターの人格と権利を十分に保護する法案を何卒宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000009440

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009441

生成 AI に模倣されてると、仕事を脅かされます。絶対に反対です。
生成 AI は、向上心を奪い、芸術という個性をつぶしにかかっています。
何の努力や芸術的知識もない者に、ただただ模倣され材料にされることは
耐えがたい苦痛です。
現状でも問題が起こっている問題。
規制して、生成 AI で勝手に模倣しないよう、法律でも罰則を設けるべきです。

●受付番号　185001345000009442

ＡＩの無断学習に反対します
許可をとった上で協力してくださるアーティストに対して対価を支払い、やり直すことを提唱いたします
現在の無断学習ＡＩ作画による被害は計り知れなく、たくさんの、日本にとって大切な才能を失わせる結果となると思います
すでに絵柄を盗まれ名誉毀損の憂き目にあっている作家さんを何人も見ています
何卒慎重に考えていただけますようお願い申し上げます

●受付番号　185001345000009443

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009444

AI の無断学習に反対します。
人が何年もかけて培ってきた技術を一瞬で盗み、悪用することが無実な訳がありません。

●受付番号　185001345000009445

AI の著作権に関して、今一度ご一考お願いいたします。
近年、AI による著作権に対して世界的にも一次創作者の批判が多いことは重々承知の上での判断だと思っていますが、あまり被害者側の感覚がご理解いただけないようなので、ご連絡させていただきました。
一次創作をされたことはございますでしょうか。
人生かけて現在の絵を描く為の、写真を撮るための技術を身に着けたことはございますでしょうか。
その技術を「AI 学習」と読み取られ、自分の技術に似たような偽物を「新しいもの」だと言われたことはありますでしょうか。
経験がない方にもわかりやすく言うと、自分の描いた絵を一部切り取って、コラージュのように合わせたものを「私の作品です」って無断で、勝手に、言われたようなものです。
縮小しているから、凝縮されているから。ひどく言い訳にしか聞こえません。
新しく生み出したものを「AI で作ったの？」と言われます。
今まで生きた人生かけて積み上げた技術を、たったワンクリックで描いたものだと言われます。
確かに油絵や水彩画等アナログの絵であれば、自分のものだと胸を張ることもあるでしょう。
ですが、デジタルイラストでよく描かれる、漫画やアニメ、イラストレーション等そういったものは AI のせいで亡くなっていくでしょうね。
今では日本が誇る文化だと思っております。
数多くの巨匠が技術をノウハウを受け継いだものだと思っています。
一部では批判的な言葉もありますが、インターネットが世間に広がったことによってその差別意識も日々減っていると感じています。
世界にも国を超えてファンはたくさんいる、誇れるものだと思っています。
AI のすべてを否定しているわけではありません。
例えば、漫画家やイラストレーター、アニメーター等。身体に負担がかかる仕事ではあります。ブラックだと世間でもよく騒がれていると思います。
自分のイラストを、自分の写真を、権利あるものを AI 学習として読み込んで、自分だけが使用する。許可（販売）した人だけが利用できる。作品を作るためのサポートとして、AI を利用する。
とてもいいと思います。
新しい技術を、新しい向き合い方を、もう一度考えてください。
無差別に、拒絶し、嘆き、絶望している文化を生み出している人たちを傷付けるような決定にしないでください。

超えてはいけない一線を、もう少し、文化を生む人の目線で、見てもらえないでしょうか。
共に文化を生み、守る者として、もう一度精査していただけないでしょうか。
改めて AI の著作権に関して、今一度ご一考、何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009446

AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000009447

創作物を AI が無断で学習することに反対します。
・創作物には著作権があり、本人の許可なしに使用することが生身の人間は不可で AI では可という状態はおかしい。AI の使用元も辿れば人間なのだから。
・他人の技術を盗む、盗用に当たる。
・仮にイラストを依頼する場合、絵を描く本人に依頼をするわけだが、その絵をインターネット等から無断で拾い無断で AI に学習させ、その AI に描かせて使用することは著作権違反に該当し、またイラストレーターの収入の損害、経ては仕事の搾取となる。
・本人が描いたイラストだから買いたい、AI で描いたものに金銭を支払いたくないという買い手もいる。AI の使用はそういった市場の混乱をきたし、またイラストレーターのモチベーションや収入を下げる一端になる。
以上

●受付番号　185001345000009448

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009449

学習済みの AI からは、人が AI を使わずに行う創作活動においてかかる時間、労力、コストなどをかけず、一瞬で大量の生成物を発生させてしまうことから、人が AI を使わずに行う創作活動と AI を使用した活動について、差をつける必要がある。
また、学習に使用するデータについて、AI の研究以外の用途で他者の著作物を許諾を得ずに学習に使用し、商業・私用問わず使用することには反対だ。
従来のペイントソフトなど、学習を行わず、特定のアルゴリズムなどの補助によって作成される創作物は著作物とするべきだが、学習を用いて生成などを行った生成物に対しては著作権を認めるべきではない。
成物には生成物であることを生成物内に表示することを義務化するべきと考える。
また、学習に使用したデータを容易に開示させることができるルールも必要だ。
著作者が学習に使用されたくないという意思が尊重されることが重要であり、万が一意に添わず学習に使用された場合、学習されたパラメータの全削除、生成されたデータの全削除、生成されたデータ数による賠償、生成された事実の公表がなされるべきだ。学習された側はその証明が難しく、立場が弱すぎる。万が一認めるのであれば、1 学習ごとにライセンスを確実に払わせるべきだ。
すでに特定のイラストレーターの創作物を学習させ、生成させた画像によるなりすましや嫌がらせなどが発生している。また、デジタル画像においては、トレスしたもの、複数の画像から部分的にトレスして合成したもの、といったいわゆるトレパクに関するトラブルが頻出している。
最近もパルワールドというゲームがポケットモンスターのキャラクターを学習させて参考にし、作成したものではないかと炎上したばかりだ。これについては、部分的な合成トレパクにもみえるが、現状の類似性、依拠性では、争ったとしても学習・トレスされた側が勝てない可能性があり、万が一敗訴すると同様の内容で類似したものを作成されても合法というメッセージを与えてしまうため、動くことができない問題もある。
作風や画風がアイデアとしても、学習されて大量に生成されてしまえば、学習された著作者が次に創作を行った場合に、勝手に学習された著作者側が生成されたものと類似したものを作成したと非難される可能性がある。一度このようなトラブルが発生すれば、リスク回避のため商用活動として採用されなくなる。また、訴訟などによって争い、著作者側が勝ったとしても、その事実を知らない、もしくは無視して非難し続けるものが多く存在すること、たとえ勝訴してもトラブルの履歴のあるものを採用しない風潮があることを重ねて述べておく。SNS などが発達した今、風評被害からの回復は困難が伴う。
AI による発展のために AI を人間の創作と同等に認めれば、1 から創作する人間の創作を阻害し、結果としては国力を削ぐことになると思われる。海外からも、日本の著作物は勝手に使用してよいというメッセージになるのではないか。

次世代のクリエーターの可能性や創作力を貶めるような法を作り、文化を破壊させようとするのはやめていただきたい。真面目な人間が馬鹿を見る、やったもの勝ちになるようなことにしないでほしい。
人間の文化的、芸術的、創造的な活動に生成 AI は必要なく、著作として保護する必要はない。
そのようなものを保護するよりも、自動運転など人命や生活に必要な技術、AI の発展に注力してほしい。

●受付番号　185001345000009450

私は反対です

●受付番号　185001345000009451

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009452

私は、AI 生成物に対する著作権は、基本認めない考えである。(以降、AI によって作られた創作物のことを AI 生成物と呼称する。)

かねてより、AI による生成物に関して危機感を抱いており、最近散見した例をあげると、一次創作者の創作物を AI に学習させ、生成したものをあたかも自身が書き上げたかのように主張する者や、生成した AI の文章または画像を何らかの形で販売する者、写真のように精巧に描かれた絵のモデルが存在する人間であるにも関わらずネットにあげる際に許可・報告を取らない等がある。

これらのほとんどは、X(旧 twitter)や Instagram、YouTube、pixiv 等に挙げられており、不特定多数の第三者がいつでも見られる状態にあり、AI 生成物を生成する者の主張が、どこかの一次創作者に被害を与える可能性が非常に高いといえる。

加えて、AI による創作に対する認識や知識(見分ける方法等)を有する者は、主に創作関係者に多く、見る専門にしている者の AI に対する認識がひどく浅い者もいることを認知しなければならないと考える。つまり、この第三者が AI 生成物をその生成者の者と認識してしまうことが危険であり、AI 生成物に著作権を持たせることで、既存の著作権とぶつかり合うことは考えうる可能性のひとつである。また、昨今ネット上での批判は過激な部分もあり、悪意のない創作であることが万一にあったとしても、相違に被害を被ることは想像を脱しえない。

ただし、AI 生成物の全てに著作権を与えないと考えているわけではなく、例えば一次創作者か自身の創作物を利用して生成した物や、著作権のない物を一次創作する分に関しては、常識の範囲内で制作者に著作権があると考える。しかし、一次創作者のなりすましや、著作権の有無の確認の甘さにより、いずれかの著作権を犯す可能性の方が、高いため、限られた例であることを認識した上での考えてあること、及び AI 以外のツールを用いて創作している方々の尊敬を根本に置くことを、念押ししたい所存である。

以上の点から、私は AI による創作に関する著作権は、基本認めない。

●受付番号　185001345000009453

絵柄とは個人の個性でありその部分で多くのイラストレーターが仕事をしています。
著作権を無視してありとあらゆる画像をまぜて人のものを奪う行為がAIイラストです。実際に特定の人の絵柄を抽出して嫌がらせが行われています。
どうか著作権を守ってください。

●受付番号　185001345000009454

生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。

●受付番号　185001345000009455

6.最後に
著作権の必修科目化と学び直しの機会を設けるべき。著作者人格権があまりにも蔑ろにされすぎている。文化の発展を望むのなら相手や自分の権利は何なのかしっかりと知るべき。

●受付番号　185001345000009456

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009457

AI の無断学習に反対します。
苦労して作ってきた作品を無断で学習し、量産されてしまうと参考元の作品自体の価値が下がってしまいます。どれだけ高品質なものでも量産されてしまえば人は慣れその作品に飽きてしまいます。全世界から称賛されている日本の文化と、その担い手である素晴らしいクリエイターたちを守るためにも無断で学習し、非商用・商用関わらず利用してはいけないです。

●受付番号　185001345000009458

>>5,各論点について>(1)学習・開発段階>【「非享受目的」に該当する場合について】>イ>(イ)

著作物中の「思想・感情が表現された範囲」は著作物によって様々であり、AI が教師データ内の著作物のうち思想・感情が創作的に表現された部分とそれに満たない部分を識別し出力結果を自らコントロールするような機能を有していない限り、見境なく大量の著作物を生成 AI の教師データに取り込むことで結果的に当該著作物群の思想感情を享受してしまう事態は十分に想定でき、著作物を生成 AI の学習に利用されたクリエイターの中には既にこのような事態に直面した者も散見される。つまり、著作物の学習に享受目的が認められるか否かに関わらず、クリエイターが生成 AI によって不利益を被ってしまうというリスクがある。このような状況はクリエイターにとって活動のモチベーションや利益機会を損ねる極めて不公平なものであり、クリエイターには自らの利益機会をあらかじめ守るための手段や生成 AI による学習を拒否する権利が与えられるべきである。既に大量の著作物を取り込んでいる既存の学習済モデルについては、クリエイターに不利益を与えるリスクを完全に回避できない以上廃棄を望まれることはやむを得ない。

●受付番号　185001345000009459

AI の無断学習に反対します
人の手で生み出す著作物や著者の権利が守られるべきです

●受付番号　185001345000009460

生成ＡＩの問題点としては、データベースとして使用されている画像に「製作者が使用許可していない制作物」「実在の人物の画像」「不法なわいせつ画像、また、児童ポルノ」が含まれていることがあります。
現時点で、実在の人物の顔だけを差し替えたわいせつ画像の生成、特定の画風を持った作家の作風の模倣、販売などが横行している側面もあり、ＡＩ生成画像自体がクリーンなものと言えない状況にあります。
また、大量に生成されたＡＩ画像がイラスト販売のマーケットを圧迫し、自分の技術で正当にイラストを制作している作家達がまともに活動できない状況も散見されています。
まさに他人のふんどしで相撲をとっている状態というのが、現時点での生成ＡＩ問題です。
これは、イラスト界隈だけでなく、日本のアーティスト達の活動を制限しかねない由々しき事態です。
安易な生成ＡＩの利用、一般流通は阻止すべきと考えます

●受付番号　185001345000009461

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009462

クールジャパン戦略における生成 AI の利活用の促進策は絶対に廃止すべきものと思われます。なぜなら、以下に述べる通り、生成 AI は必然的に市場規模を縮小させる結果を生むと考えられるためです。

生成 AIj は、「AI 時代の知的財産権検討会」の資料にもある通り、作物を含むデータを高速かつ大量に収集し、複製、改変を経て元となった著作物と類似する用途での利用に堪える程度の精度を持つ生成物を、人間と比べて遥かに短時間で大量に出力するソフトです。これは、著作権法 30 条の 4 による複製権制限を捨象して客観的に観察すれば、「創作市場における商品である著作物」を無許諾で、かつ対価を支払うことなく根こそぎ複製し、元となった著作物と創作市場において競合する商品を廉価で、かつ大量に供給するものであり、平たく言えば「著作物窃盗」と「ダンピング」の複合形態です。

人の手による創作文化において形成されて来た創作市場において、他人の著作物を利用するためには当然ライセンス料を支払う必要があります。これは不要なコストなどではなく、著作権者に認められる正当な費用回収の機会です。生成 AI の利活用を促進することは、この著作権者の正当な費用回収の機会を奪うことに外ならず、費用回収の機会を失った著作者は新たな創作のための資金と意欲を失うことになり、創作文化の衰退と創作市場の縮小に繋がります。また、創作市場における AI 生成物の氾濫は、創作物の市場価値を著しく低下させます。

評価の高い表現であっても、模造品や粗悪品が氾濫することで見飽きられてしまい、急速に評価が低下してしまうのみならず、後述する理由による生成 AI への嫌悪感が当該生成物に対しても向けられることで、用いられている特定のイラストレーターの作風に対しても悪印象を持つ人が増える事態も想定されます。

日本独自のアニメ技術、イラスト産業や文化財産などこれまでに培われた産業の数々が AI に著作権を与えることにより衰退し、失われます。

これからの日本の文化を世界に発信、その唯一の文化を守るためにも AI による著作権、著作者を無視した勝手な学習による生成物の産業利用に反対いたします。

●受付番号　185001345000009463

0 から 1 を創り出す創作者をもっと真剣に本気を出して守ってくれよ

●受付番号　185001345000009464

個人です
全然法律に詳しくない素人の意見ですが、30 条の 4 を制定した際に生成 AI のことなど考えられていないし、それの解釈を広げて無理に適応しようとするのは愚行では？
今までに技術は人の想像を遥かに越える進化をしてきているのです
それに見合った法を作っていくべきでは？
自分が解釈した限りではネットで趣味としてイラストを上げている方々への AI による盗作はしていいとなっているように思えました
下手でも、変でも、誰かが生み出した文章やイラストは文化ですし個人の物なので、難しいと思いますが AI から守って欲しいです

●受付番号　185001345000009465

AI による画像生成には、著作権に関する大きな問題点が懸念されます。
まず、インターネットから無作為に学習する場合、著作権侵害の可能性が極めて高い点です。
インターネットにアップロードされている画像には、商用、個人用問わず様々なものがあり、そのいずれも著作権があるにもかかわらず、AI はそれを判別する事なく使用します。
SNS などで個人がイラストをアップロードする際、無断転載が起こりにくいよう、サインを書き入れる事がありますが、AI 生成画像でも「人のサインと思しきもの」を取り入れた画像などを複数目撃しております。
これは元画像の無断転載や改変に当てはまる可能性があります。
次に、使用する人間側が作為的にデータを取り込ませる場合、特定の作者イラストを多用し、「本人と誤認させる画像を生成・悪用する」可能性があります。
自分が好む絵柄を参考にし学習し、結果的に画風が似る事はありますが、そういった技術の研鑽ではなく、上記の通り「本人と誤認させる事を目的に」した人間による詐欺などの発生が予想されます。
この場合は特定の作者の著作権侵害に他なりません。
AI の画像生成において、著作権侵害をしないためには、「AI 学習専用のデータ」を個別に用意する必要があると考えます。

●受付番号　185001345000009466

・いずれ手描きと AI イラストとの判別が不可能になった際に起こるトラブルがあった場合どうするのか
・「マスピ顔」のように流行し大量に AI に模倣されたがために絵柄の市場価値が下がっていることに対してはどう考えているのか
・現状 AI は新たな絵柄や作風を生み出すことが難しく、創作の幅を狭めるのではないか
以上の事から現時点での生成 AI には何らかの規制が必要だと考える。

●受付番号　185001345000009467

AI の無断学習に反対します。
クリエイターさんが搾取されて筆を折る未来しか見えない。
絶対にやめてほしい

●受付番号　185001345000009468

他人の著作物を無断でつかった作品が量産される恐れのある法案を通すな
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009469

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009470

私はAIの無断学習に反対します。これ以上私たちから創作を奪わないでください。もう悲しむクリエイターの姿を見たくないです。

●受付番号　185001345000009471

他者の著作物を無許可、無断で AI 開発に使用して、画像や音声、その他創作物を AI で生成した場合、それの著作権が一体どこにあるのか、今一度考え直して欲しい。それを AI の開発者、或いは AI の使用者にするのは、あまりにも軽薄ではないか。

●受付番号　185001345000009472

AI の無断学習に反対します
1.他人のデータを勝手に集めてギュッと凝縮する AI がありますが、無断複製改変商用利用ぜんぶ合法です。
2.その AI で何百億儲けてもデータ元の人にお金を払う必要がありません。圧縮してあるから著作権侵害じゃない。
3.どう見てもパクリじゃないか！って絵を出してもポーズなどが少しでも違えば著作権侵害じゃないです。…？　人間が真似してもいい範囲までは機械で合成しても無罪。著作権侵害の範囲は皆が思ってるよりはるかに狭くて厳しいので泥棒し放題です。
こんな法律が罷り通れば、現在製作してるデザイナーは死に絶える。
何を愚かなことを言ってるのか
クールジャパン潰す気か。
今すぐ廃案して欲しい

●受付番号　185001345000009473

5.(1)内のエ(イ)【アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて】
では、生成 AI の利用者が、1 人のイラストレーターのデザインに酷似した(そのイラストレーターを予期させる)画像を生成させた上でセンシティブな画像(グロテスク、性的なものを含む、該当イラストレーターの制作する作品イメージとは異なったもの)を制作し、自身のサイトに掲載しても、キ(イ)-2,3 を歪曲し、類似点はあれど「よく似ているだけ、偶然の産物」であると弁明すれば問題ないことになってしまいます。更に、掲載された画像を SNS 上で拡散するなどして多くの人間の目にとまるようになれば、AI 生成である記載の有無に関わらず、当人の意図せぬ部分でイラストレーターへの心象が下がり、仕事を請ける機会が失われる、少なくなる、今まで請けていた依頼を打ち切られることも有り得ます。
現に生成 AI への意見を述べた以降、AI 推進派の活動により活動を停止するまでに至ったイラストレーターさんも存在します。
([redacted])
また、仮にセンシティブな画像でなくとも、5.(3)内のア-3 ではイラストレーターの過去作品に酷似した画像が生成 AI によって作成され、キャラクターはそのままに背景だけを変える、構図はそのままに描かれている髪型や建物の高さなどほんの一部を変える、といった加筆だけで別の著作物として認めることになってしまいます。
これはキャラクターイラストだけではなく、ブランドロゴや絵画などの美術品、実在する人間でも同じように言えるでしょう。人の手でいちから作られた場合は海賊版で、AI 生成物に加筆した場合は著作物などといったふざけた理論がまかり通ってしまうのです。悪意を持った人間がこのような主張で法の穴をくぐり抜けようとするのは想像に難くありません。
私たちは、私たち自身の創作活動の未来を守りたいだけです。
AI 利用者の中にいる心ない者たちが、それを踏み荒らしていくのを見過ごしたくはありません。今はグレーだから、合法になったら、そういった思考で心ない者が増える可能性も十分にあります。国外の人間が、日本語の規約を無視し、或いはワザと読めなかったフリをして生成 AI で好き勝手する未来だって有り得ます。
無断で AI に学習されることを懸念して、作品の公開を控えた者も少なからずいらっしゃいます。これは AI による文化の発展どころか、衰退の一歩としか思えません。

●受付番号　185001345000009474

AI 画像を抽出するにあたって、他人の作品を無断使用している点においては著作権侵害にあたると思われる。それを金儲けに使用するなら尚更だ。著作者の著作物を利用して金を稼いでいるのに、利用された著作者に少しも利益も入らないことは、道徳に反している。故に他人の著作物を用いての AI 画像の抽出は規制されるべきだと思う。

●受付番号　185001345000009475

1.たくさんの人が描いた絵が模倣されているのに著作権侵害に抵触していない
2.著作権元にお金が還元されていない&許可を取っていない
3.フェイクポルノの被害にあう人が増えている

●受付番号　185001345000009476

AI の無断学習に反対します。
とても十分に議論されているとは思えず、日本のコンテンツ産業にとってマイナスでしかありません。
考え得る被害とその対策を洗い出す事もなく話を進めるのは乱暴すぎます。

●受付番号　185001345000009477

生成 AI に対する不安は大きいです。人が描いた絵柄を模倣して、自分の作品として挙げる方がいらっしゃいますがオリジナル作品ではなく模倣しているため、そういった事柄について揉め事が発生しているのを SNS で見かけます。
その影響によってイラストレーターの方が何人も筆を折っているのを見かけます。大変心苦しいです。生成 AI を扱うための規約やルール、罰則などしっかりと決めるべきではないでしょうか。漫画やアニメなど、一つの文化が失われかねないと危惧しています。AI は人ではありません。技術が発展していくのは良いと思いますが、それが人を食い潰しかねないものになるのは危険だと思います。

●受付番号　185001345000009478

この素案をとおさないでほしい

●受付番号　185001345000009479

私は製作者が許可していない作品を AI 学習に使用可とすることに反対です。
AI の進歩の為に大量のデータが必要なのは分かりますが、製作者の許可を取らずにデータを勝手に取り込むのは良くないと思います。
日本のオタク文化発展のために AI を取り込むつもりなのでしょうが、全ての作品を取り込み可としてしまうと、自分の作品を AI 学習に使用されたくないと思っている製作者は作品を全て非公開にしてしまう可能性が高く、逆にオタク文化が衰退する可能性が高いです。
私がよく見ている同人活動家の方も今回の AI と著作権についての法を危惧し、施行されたら活動を控えるといった発言をしておりました。
製作者が許可していないものを AI 学習に使用するのは著作権を侵害しているという扱いにしてください。
製作者側の勘違いだったり、AI 使用者が嘘をついたりして著作権侵害を逃れようとしても、過去 AI 学習に使用したデータのバックアップ等を取っておく仕様にすることでそういったことは防げると思います。
オタク文化の衰退防止の為、現在作品を生み出している方々が嫌な思いをしない内容になりますよう、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009480

絵を描くことは決して容易なことではありません。
多大な時間、金、労力などを削って、技術を高めてきた人がいます。
そのあらゆるコストをかけて作り上げられた作品を、無誠実に、無慈悲に他人に悪用されることはあってはなりません。
作品は、作りあげた者のみが権利を持つべきです。
作品を作る者に誠意のない人間に、甘い汁を吸わせることは納得できません。

●受付番号　185001345000009481

AI の無断学習に反対します。
私は決して AI に学習させるためにイラストを載せているわけではありません、許可なく収集されることには納得できません。

●受付番号　185001345000009482

AI の無断学習に反対します。商業として創作を行う方が減る元になり、創作文化の衰退へ繋がる由々しき事態です。作者が自分で作ったものを元に学習して作品を増やすのは分かりますが、他者が他人の創作物を盗んで複製したような AI 画像にまで著作権を与えるのはあまりにも、元の盗まれ学習された作者への実害が大きすぎます。自分で技術を培って生み出したものだからこそ価値があり、それが仕事になり、金銭が発生するのであって、ボタンひとつで生み出した AI 画像に著作権を与えることで、それらの苦しみ抜いて生み出された作品の価値が地に落ち、文化の衰退にまで繋がると予測されます。そうなるともう創作活動をするものはいなくなり、結果として新たに AI 学習する素材も無くなり共倒れです。技術の進歩も文化の進歩も期待できなくなります。このような危機的状況だということを踏まえて、AI の無断学習と著作権の付与には反対します。

●受付番号　185001345000009483

AI 生成物に著作権が発生する事に反対します。
AI の著作権云々の前に、学習基が人の生成物を勝手に吸収していることを防ぐことから始める法律をまずは作ってください。
デジタル盗難をまずは防いでください。

●受付番号　185001345000009484

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009485

画風の模倣は著作権侵害に当たらないとは言え、知名度の高い作家の作品であれば大多数の人間は画風によって作者を連想する。
万が一、著名なイラストレーターの画風に酷似した画像が出力される生成 AI を用いて、『ウマ娘』のような「R-18 に分類される二次創作を禁止している（場合によっては法的に厳正な措置を取る）」作品の R-18 イラストを生成する者がいた場合、まず風評被害を受けるのはその画風で知られている大元のイラストレーターである。人力で描かれたものに比べ短時間かつ大量に画像を生産できる生成 AI によってそのような作品が量産された場合、そういったトラブルが発生する頻度は高くなり、画風学習元のイラストレーターは疲弊しかねない。
こういった場合においてイラストレーターなどの作家各位に一切被害は被らせないという断言ができない以上、画像を無断で学習する生成 AI を認めることはできない。

●受付番号　185001345000009486

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009487

AI の無断学習に反対します！！！！！
著作権は大事な文化であり個人の財産です
それを蔑ろにしては今まで育ってきたたくさんの文化が死にます
現時点でも AI に絵柄を盗まれ、筆を折る作家が増えています
人の手で紡がれるものの大事さを、日本人ならわかるはずです
どうか文化を守ってください

●受付番号　185001345000009488

現状生成 AI は主に著作権の問題が目立っており、SNS 上でのトラブルが後を絶たない。
全く新しい技術、文化だという人もいるが、AI は取り込んだ人間の創作物を元に生成するしかできないため、全くもって違う。
それどころか AI を使った嫌がらせ等のために創作活動を辞める人も見受けられるので、本格的な規制を入れて欲しい。

●受付番号　185001345000009489

著作権の問題を解決してから案を出すべき、創作者、著作者たちの権利が侵害された上でAiによる画像生成を推し進めたら日本のアニメ、漫画ひいては音楽や芸能の分野でもオリジナリティが欠如しどこか見たことあるものの乱造になる。
利便性も大事だが、倫理観や道徳の問題である。罰則や規則のボーダーラインを明確に、かつ厳格に定めた上で執り行うべき。

●受付番号　185001345000009490

AI の無断学習に反対します.

●受付番号　185001345000009491

AI の無断学習に強く反対します。
人権侵害です。

●受付番号　185001345000009492

現在 AI の違法性が声高く叫ばれているが、その理由について述べていく。
AI の可能性について期待値が非常に高いことは世間一般に認識されている。しかし可能性に黒々しい汚点をつけられていることに留意すべきである。
まず AI 生成物は、一次創作ではない。一次創作とは 0 から 1 を生み出すこと、生身の人間が知識と経験をもとに、ひらめきをもって作り出すものである。この知識と経験というものは個々人の成長にそって身につけていくものであり、同じものに触れていても過去存在した人間がそれぞれ違うように別のものである。しかしながら AI はこの過程を無視している。模倣し、蹂躙しているといっても過言ではない。昨今テレビドラマ原作漫画家が自死された件では著作物を約束を無視し、ただの素材として扱われ根幹を改変されたことに機を発す。0 から 1 を作り出した創作物をただの素材、それが AI のうみだす生成物である。
たとえば DJ が流す音楽は様々な音楽を利用し、加工し、つぎはぎで作り出しているものもあるが、それに対して「自分が作曲した」とは決して口にしない。
コラージュ写真も元の作品なり作者がわかってのこと。内緒にしていても必ず出典がわかるものだ。しかし AI では学習元はブラックボックスである。作者の明確ならざるもののつぎはぎである。一部の作家を中心に作られたもので、傍目にも作家にもこれは◯◯の作品の改変であるとわかっていても、生成者は AI だからわたしの作品であると何ら悪びれることはない。これが創作者の尊厳を損ない、意欲を失わせるだけでなく、多くの創作者の利益・収入を著しく落ち込ませる。この現象が多々起こっていることを政府および文化省に認識していただきたい。
デジタル･CG ソフトは AI と同じとの認識を持っている者もいると聞くが全く別物である。CG ソフトは画材（カメラ含め）である。AI はつぎはぎをそれらしく見せるものである。チャット gpt にしてもつぎはぎの文章がたまたまそれっぽくなっているにすぎない。
そしてデジタル CG ソフトを利用しているものは素材を有料（無料のものもある）で購入している。つまり素材の出処がはっきりしているのだ。
AI をブラックボックスにせず、いつどこで誰が制作したものを取り込んだのかはっきりさせ、素材の制作者に相応の対価を支払っていることが明確であれば現在のトラブルの半数以上は解決するだろう。
また現在無法地帯と化している AI 界隈では実在の人物のディープフェイク画像・動画が作られている。シンガーソングライターの[redacted]氏が AI による猥褻画像を作られたのは記憶に新しい。また、皇室のフェイク画像を広告に利用するものも現れた。度が過ぎた AI 利用者を厳罰に処することによって今後の人権蹂躙を未然に防ぐことができるだろう。

出処をかくした素材で出力したものをオリジナル創作物と主張する輩を排除する・また人の尊厳を傷つける行動を慎ませることで歪みつつあるAI利用を本来の用途に戻せるのではないだろうか。それには一日も早く公的な手を打つことが必要である。

●受付番号　185001345000009493

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009494

AI の無断学習に反対します。
音楽を引用、歌詞を掲載すれば JASRAC に使用料を払うし、許可を取りますよね？
今回はイラストがメインのようですが、文章だってなんだって、長い時間をかけて個々が時間をかけて努力を積み上げてきた先に今の「絵柄」や「表現」、「文章」が作られています。
それを学習して、利用して、真似たものを発表しても罰されない、された側は泣き寝入りはおかしいです。
なので、私は反対します。
それって、夏休みの宿題、適当にネットで拾った画像を学習させて作品作って「自分のものです」って発表しても無罪っていうのと同類ですよ。

●受付番号　185001345000009495

AI の無断学習に反対します。
創作者の努力を無に返す AI 学習のせいで、文化の担い手がいなくなり、我々が継承し続けてきた創作文化が消滅の一途を辿ると考えています。

●受付番号　185001345000009496

クールジャパン等と言って他国へ文化を誇るのであれば、その自国文化を支えているクリエイター達を大事にするという意識を持ってください。
クリエイター達が長い時間をかけて習得したスキルを用いて生み出された作品が、その権利すら守られずに踏み躙られるような事態を阻止してください。既に AI に盗作されて泣き寝入りで筆を折ったクリエイターや、自殺を考えるほど追い込まれたクリエイターも居ます。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009497

AI 生成した画像を仕事として使いたい側として
現在の考え方ではイラストレーターの作品（著作権あり）及び写真（著作権あり）を学習元として画像を生成された場合、「パクリ」「学習元に使われた」と言われれば、その事実の有無に関わらず、生成画像を使用できなくなるのが明白である
学習元に、それらを明確に許可した作品のみを使い、生成されたものに一切の著作権侵害が認められない状態になってはじめて、AI で生成された画像を仕事で使うことができる
現状の考え方、取り扱いではリスクが高すぎて仕事には使えない

●受付番号　185001345000009498

AI の無断情報取得に反対！

●受付番号　185001345000009499

絵などの創作作品の価値を大きく落としてしまうことにより、クリエイターたちの創作意欲を喪失させてしまうことになりうる為、無断でのAI学習に反対します。

●受付番号　185001345000009500

AI の無許可データ収集による機械学習について反対します。そんな事がまかり通ると既存の漫画作品を無断で学習して絵柄だけ似た粗悪な作品で稼ごうとする輩が出てくることは必至です。きっと海外のコンテンツを AI に日本で学習させる人が多く出てきて、AI に慎重な海外からの反発を食らい、コンテンツを食い荒らす日本だ！といった批判が起こる事が予想されます。既存のコンテンツホルダーの権利を侵害しないような配慮を願います。

●受付番号　185001345000009501

私は Ph.D.(JPN Engineering)で，いわゆる AI にまつわる研究，技術開発を本業とし，所属機関の AI 倫理策定に関与する立場である．さらに余暇で創作的活動を行うため，複数の観点から興味深く本案を拝見した．

現状において，本案は概ね妥当であると考えた．項目(2)，(3)においては最新の技術状況を反映できていているとまでは言えないが，当面において現実的な技術背景を網羅的に取り扱いできていると感じた．

項目(4)については最も重要な観点だと感じたが，生成 AI との因果関係が乏しいと感じる意見も複数あり，採用している者の知識レベルに不安があるので，生成 AI という言葉部分をほかの言葉に置き換えたり，生成 AI が本当の原因なのかより熟考を求めたい．

項目(5)において著作権法だけでなく，他に関与する法律も踏まえて運用していくことが明確にわかるため実効性が高く感じられた．一方で未だ定性的で個人の裁量に依拠する部分も多く感じられ，開発者と利用者，双方により明確なガイドラインを策定するなどの明示性が求められると感じる．

項目(6)においては，私の仕事と趣味，双方における現状から，開発者，利用者さらに創作者から傍観者まで含むすべての人において現状のデジタル技術一般への知識，倫理観の欠如や乏しさを感じる．もちろん，国外等の動向を注視することは肝要だが国内の教育も重点的に行うべきである．広く国民への周知，啓蒙とある部分を今後は別項目として扱えるようなさらなる検討を期待したい．

●受付番号　185001345000009502

生成 AI に自分の絵を勝手に模倣されるのは嫌です。模倣されることも、どう使われるかも許可していないのに、その絵を見た人は、私の絵だと思うかもしれません。私が関わりを避けている分野で使われる可能性もあり、人格を保つことは困難です。容認できません。

●受付番号　185001345000009503

AI の無断学習に反対します。
これが通ってしまえば今後日本で創作する方(AI に頼らず、きちんと自らの手で作り上げている方)は激減するでしょうし、世界から見て価値の低いものとして認識されることになりかねない。
そうならない為にもどうか正しい判断をよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009504

現状でも供給過多と思えるエンターテインメントの分野において、生成 AI による粗製濫造が推進されることは、商業的にも文化的にも良い影響を与えることは無いように思えます。
たとえ個人的な使用であっても、その人が生成 AI によって出力されたものに満足し、商業作品の購入や創作者個人の作品を鑑賞する意欲が低下、ただでさえ不足している需要が減少し、日本のエンターテインメントという市場全体の価値が低下していくことでしょう。
それに伴い新たな創作者やその作品は減少していき、増加していくのは生成 AI によるコピー品ばかりとなり、文化としてのエンターテインメントも先細りする一方となってしまうのではないでしょうか。
また、生成 AI が悪意を持った使用者の武器として使われてしまう事態も既に散見されています。
ここで特に問題になるのは『誰でも』『安易に』使用できてしまうことだと思います。
このまま生成 AI が誰でも安易に使えてしまう状況が続いたり、まして推進されたりすることは、商業的にも文化的にも危険であると考えます。

●受付番号　185001345000009505

AI の無断学習に反対します。
創作者の権利をしっかり守ってください。

●受付番号　185001345000009506

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009507

既存の第一次産業から第三次産業まで、使用する機材や技術、方法に対して売買や特許使用料という形で何らかの契約が生産者と結ばれています。この社会規範には、特許という前例によって知的財産も契約の対象に含まれていると私は解釈しています。
そのうえで、AI 生成は上記の契約を一切介さず利用できてしまうことに何らかの制限を設けるべきではないでしょうか。
元来創作という行為は、使用した物や知識の証明が難しい分野ではありますが、データバンクという目に見える証拠を抱えている以上、社会規範から外れた例を作ってしまうことは様々な人権の穴になりうるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009508

AI 生成のための著作物の無断学習には反対です。
行動、言動の学習ならまだしも、著作物を学習し、実質的に複製できてしまうというのは文化の廃れに直結すると思います。

●受付番号　185001345000009509

AI の無断学習に反対します。
無断使用と同じ要素が含まれているためです。

●受付番号　185001345000009510

丁寧な言葉で書けなくてすみません、信じられないです。
私は将来絵を仕事にしたいと考えている高校生です。私が 8 年続けてきた唯一の趣味、生きがい、これまでの時間、私や私の絵の権利、全てが AI イラストのせいで害されています。匿名の SNS に絵をアップロードすることすら怖くて、AI イラストが流行る前とは心労が比べ物になりません。このままじゃ仕事をいただくようになるなんてできません、思うように練習ができません、よりよい作品を作るために必要だと考えている、人との交流ができません。 全面禁止は難しいと思いますが、せめて作者に断りのない無断学習や人を攻撃するツールとしての利用を禁止してください。芸術や人の生きがいや夢を壊しているツールを認めないでください。

●受付番号　185001345000009511

生成 AI は規制すべきだと考えている。
他者の著作物や、児童ポルノ画像などが学習元に含まれているものそのまま使用して良いはずがない。
ディープフェイクを使用した性的嫌がらせや、捏造なども多く発生している中でこのまま生成 AI になんの規制もせずいるなら、もっと酷い状況になるのは想像に難くない。
この国がクリエイターに敬意を払っていないのは薄々感じていたが、作り手がいなければ創作は滅びてゆくばかりだし、未来を考えるなら生成 AI は規制すべきだ。
もしくは法整備をして欲しい。
生成 AI を使った悪意ある嫌がらせにより自死する人までいるのだから、その点を軽んじるべきではないと考える。

●受付番号　185001345000009512

AI の生成物は過去に時間を惜しまず技術を磨き続けた先人達の産物です。絵柄、色の使い方、形の捉え方、デフォルメ、構図、作品を構成するすべての要素には歴史と個性、発明があります。それらに著作権が存在しないとするには作品と芸術に対する無知の表れしかありません。
全てにそれを横から掠め取るようになんのリスクも代償もなく好き勝手に使用して財を築くことが盗用以外なんと呼べるのですか。ネットに上がっている先人達の創作物を許可なく AI の学習に使うこと、それを著作者と全くの無関係の無契約の人間が己の創作物として発表し財をなすことに反対します。

●受付番号　185001345000009513

どのようなことにおいても、AI による絵の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009514

私は創作などを積極的にする立場ではなく，またどちらかといえば技術よりの立場の人間です．その上で述べさせていただくと，今回の案の内容は一般人から見て十分受け入れられる，「まあそうなるよね，当然か」と思えるような内容だったように思えます．一部，悪意を持って内容を切り取りこの草案を貶める人も見られましたが，私は全体として良い内容であったと思います．
気になる点があるとすれば，日本の法が適用できるかどうかの判断のための要因に，学習のためのデータ収集であったりサービスが稼働していたりするサーバの所在地を挙げていましたが，実際にこの情報を確認するのは困難ではないかと考えられます．こういったサービスを運営する側としてはデータセンタの箇所そのものが機密情報にあたり，さらにそのデータセンタのどこで何が動いているという情報は外部からは得にくい情報であり，また場合によってはそもそも提供者側も知らない可能性があるかと思いました．
ただこれも重箱の隅を楊枝でほじくるような意見で，全体としてはこのまま進めてもいいと感じました．

●受付番号　185001345000009515

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009516

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
自身の描いた絵も無許可で模倣されたらすごく悲しい
手描きと AI 絵の判別がつかず争いにならないか不安
上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった
他の分野の芸術や文化（音楽、映画、文章など)は守られる方向性なのに、絵などの作品が守られないのは明らかにおかしい　芸術は皆等しく守られるべき
よって、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000009517

考え方を改めてください

●受付番号　185001345000009518

生成 AI の使用を規制して欲しいです。
特にイラストについては、その元の作者が描いたイラストそっくりに生成し、成りすまして依頼者からお金を取るような行為が多発しています。
特に酷い例はその元作者に嫌がらせや中傷行為、殺人予告までしている AI 利用者までいます。
ちゃんと AI である事を表記していたり、正しい使い方をしている人もいますが、酷い使い方をしている人達が目立ちすぎています。思っているよりも本当に多いです。
クリエイターを守る為にも規制してほしいです。
AI イラストもそもそも元々はクリエイターが生み出したものから生成されているはずですから、そのクリエイターを守るべきです。

●受付番号　185001345000009519

AI の学習は人間では不可能な量の画像データのパターンを解析するということだと理解している。人間も何かを参考にして絵を描くが、人間と AI の間には大きく二つの違いがあるのではないだろうか。まず人間が目で見てトレースを行っても全く同じものにはならないという点。そして描く対象物と絵を描くということを理解しているかという点。後者にかんして、AI は画像とそれに紐付けられた単語から学習を行う。それはあくまで言葉と画像データという情報の紐付けを行っているだけで、例えばりんごの絵を描かせるのであればりんごとは何かを理解しているといえるのか。また AI は画像をデータの塊以外のなにかとしてみているのか。その二点がなければ AI の出力物は大元のデータがたくさんあるだけの機械的なコラージュではないだろうか。コラージュを行おうと思えばその素材は誰かに著作権が帰属するものであってはならないだろう。私は AI 技術自体を否定はしない。AI の開発者が自分達に権利の帰属するデータを使って画像を出力するならなんら問題はないと考える。私が問題視するのは、AI が行なっていることがコラージュと大差ないにもかかわらずそのコラージュのために素材を提供するかいなかを創作者が選べないという点だ。フリー素材でない限り素材にはお金を払うのが当然ではないのか。「享受目的でない」という文言において、AI の可能性を確かめるという限定的な目的のもと学習を許可するのはわかる。しかしそのデータセットをそのまま AI の機能として実装する時点でそれは享受目的に当たらないのか。研究目的で使うのか、それをそのままその AI の機能とするのかには大きな違いがあると考える。許可ない著作物の AI 学習利用は禁止されるべきだ。

●受付番号　185001345000009520

AI の無断学習に反対致します。
AI 絵は絵ではありません。実在する原作者の方を脅かすものでしかありません。

●受付番号　185001345000009521

AI の無断学習反対

●受付番号　185001345000009522

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略について。
「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。」
とあるが、AI 出力された画像が増えた結果、それを学習して出力した場合に破綻が増えるとの情報がある。基本的に「学習」とは、すればする程に洗練されていくものであるが、現状の画像生成 AI はその逆である。クオリティを担保するには人によって作られたものを直に取り込み、なるべく近い形で出力することが必要であると言える。よって、同項に記されている「学習データの切り貼りではないとされる。」という部分には信憑性が不足していると言える。
イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為について。
「プログラムの著作物のリバース・エンジニアリングや、美術品の複 製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為や 複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製するといった行為は、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為として、法第 30 条の 4 の適用対象と なると考えられる。」
とあるが、画像生成 AI 利用者の殆どは出力される画像目的で扱っており、そこに機材の開発等の目的はない。よって対象にはならないと言えるが、そこで起きた享受目的の使用について元になった著作者への一切の責任を誰も持てないのであれば個人による生成 AI の利用の禁止を呼びかけていただきたい。自動運転の課題が責任の所在であるように、生成 AI の課題は責任の所在であるといえる。
<AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念>について。
・どのような場合に AI 生成物の生成又は利用が著作権侵害となるのか。類似性、依拠性をどのように考えるのか。【再掲】について。
とあるが、文章や絵画を創作するにあたり、どんな人でも著作権侵害については考えて制作している。中学生でも複製やトレス、剽窃の危険性については考えるものである。しかし、モラルの低い人間がなにも考えずに大量に作れるようになったらどうだろうか。著作者の権利は縮小しないだろうか。著作権などあってないようなものになってしまう。このような懸念が解決されない限り、本来個人の手に渡るべきではない脱法ツールなのである。
改めて、現在の生成 AI は生成していないと言える。生成 AI といえば聞こえはいいが現状は人に依存し、著作者から搾取しないと成り立たない欠陥だらけの技術であるため、利用者側すら「責任を取らないには」という懸念が生まれるのである。罪の意識があるから出る言葉である。

ものづくりの市場に参入するにあたり、技術を磨いた人であればしっかりと著作権等の情報も集め、周囲や人の感情に配慮してものづくりを行なっている。でなければ活動の場も失い、技術を磨いた時間も無駄になりかねないからである。そうして絶妙なバランスで築き上げられた市場が、クリエイトの部分を AI に丸投げする自称クリエイターに破壊されることだけは阻止しなければならない。クリエイターのみならず、国の大きな損失になり得ると警告しておく。
生成 AI を利用し、ポルノ画像に子供の顔写真をはめ込むなどの犯罪も起きており、大変危険な技術である。
Google の検索エンジンと同様、生成 AI という存在を誰でも使える一つの場所に限定し、生成された画像にはウォーターマークを義務付けるなどの処置が必要で、しっかりと支配できないうちは一切禁止すべき技術である。
生半可な見切り発車が許されるものではない。

●受付番号　185001345000009523

創作物の作成者自身がご自分の作品のみを学習させたAIを利用するならともかく、インターネット上で検索しただけで見ることのできる文章や画像を無断で学習させたAIを使用した個人または企業に著作権が発生するのはおかしいと思います。
AIの技術の進歩とそれによりもたらされる利益は大きいと思いますが、所詮はツギハギされた不特定多数のアーティストの模範でしかありません。
どうかAIによる目先の利権などでなく、創作物をこの世に出すアーティストの方々のこれまでの努力と、これからの意欲を踏みにじらないよう、アーティストの方々の著作権に重きを置いた対応をよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009524

AI 生製の画像についての意見です。
当方自身も作品を執筆することで生計を立てている者です。
まず、学習する画像の著作権について。
写真、イラスト、絵画、小説やサイトの記事やブログに至るまで、全ての既存する作品には作者がいます。もちろん、その作品の著作権は作者にあります。
その特定の作者のイラスト作品のみを AI に学習させ、ほぼ同じイラストを作り勝手に販売し作者の権利を侵害、更には精神的損害を与えるという事例が見かけられるようになりました。健全なイラストを描かれている作者の作品を、AI 生製で歪めて R18 作品にしてしまう事など、あってはならないことです。
海外では、ニューヨーク・タイムズが AI 生製ソフトの開発をした会社を権利侵害で起訴している例があり、AI 生製ソフト会社側の敗訴が濃厚と言われております。長年積み重ねてきた記事を勝手に学習に使われたのであれば当然の事かと存じます。
AI 生製で作られたものは、データのプロンプトでしかなく、作品とは呼べないものです。
取り締まる対象である海賊版となんら変わりがありません。
個人的な感情論で申し上げてしまえば、AI 生製は盗っ人です。
AI でデータ生製をしたいのであれば、著作権の切れた作品か、著作権を譲渡、または放棄された作品をベースに使用するべきと存じます。
それが不可能であれば、そもそも AI 生製をするべきではありません。
便利な機能であるとは存じますが、それを使用する側に良識や常識が欠如している場合はその限りではないという事です。そして残念ながら、生製 AI は反社会的勢力にも簡単に利用されやすいのです。
AI 生製に関してはある程度の規制、免許制などの導入が現実的な落としどころではないかと存じます。

●受付番号　185001345000009525

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009526

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009527

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009528

５．各論点について

（１）学習・開発段階

学習・開発段階で使用したデータ（作品）およびそのクリエイターの情報を記録し、誰にでも確認できる状態で公開するべきであると考えます。

また、学習・開発段階およびその技術の利用段階で、データのクリエイターには利用料が支払われるべきであり、利用料や利用の可否はクリエイターに決定権があるべきであると考えます。

ただし、そのデータが二次創作物である場合はこの限りではでは無く、逆に一次創作物である場合はその権利が必ず守られるよう処置をするべきです。

●受付番号　185001345000009529

イラスト分野における生成ＡＩソフトで使用されているデータセット(ＡＩモデルをトレーニングするために使用される学習元となる画像)の多くは、一次生産元となるイラストレーターの承諾を得ることなく無断で収集され、盗作に限りなく近い形で学習使用されているというのが現状である。AI生成物の著作権について規定されている著作権法30条の4も、生成AIへの著作物の利用を可能としており、生成AIへの画像データの無断使用によるイラストレーターの権利侵害について、現行の法律では裁くことは難しく、また、30条の4但書の適用範囲も明確ではなく実務的に適用された判例はない。

大手出版社および新聞社により組織される日本雑誌協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会などの各団体は生成ＡＩに関する声明にて問題点を指摘している。また、日本アニメフィルム連盟(NAFCA)も、『AI時代における知的財産権』に関するパブリックコメントを提出するとともに、AIリスクへの対応についての意見として、"世界中で愛されている日本のアニメ産業が、現状の生成AI技術によって改善されるとの見通しは立てることができません。 逆に、人権を蔑ろにする企業などが日本のクリエイターが努力して身につけてきた技術を盗用することで、私たちのアニメ文化の蓄積を簒奪する可能性について深く憂慮しています。"との見解を示している。

同人即売イベントであるコミティアも、生成AIに対しての規定を発表しており、生成ＡＩの出力結果そのままを主体とした作品の頒布を不可とするなどの対応をしている。

日本国外においては、OpenAIなどの生成系AI開発会社を相手取ったクリエイターらによる集団訴訟があとを絶えず、日本国内と比較して抗議活動が活発である。

世界有数のフォトストックサービスであるゲッティ・イメージズも、同社の保有する1200万点以上の画像を許可なく複製し、ＡＩモデルの学習に使用したとして画像生成ＡＩの開発元であるStability AIを提訴している。

また、米紙NYタイムズも同社の記事をAIの学習に許可なく使用し著作権を侵害したとしてOpenAIを提訴しており、生成AIによる著作権侵害の問題は芸術以外のクリエイティブな分野にも及んでいる。

生成AIが社会にもたらしうる影響として、ＡＩを用いた大量生産による価値の暴落に伴う大規模な市場破壊、クリエイターの失業など芸術業界の衰退が懸念される。

こうした状況の中では、「人間中心のAI社会原則」および「公平性、説明責任及び透明性の原則」などの基本原則が十分に守られていないことからも、生成AI規制に関する法律の整備を進める必要があると考える。一次生産元であるクリエイターを保護するためにも、今後は生成ＡＩと著作権に関する倫理的なガイドライン策定および著作権に関する国際条約などによる国際的な基準を設ける必要性があるように思える。

●受付番号　185001345000009530

２．検討の前提として

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

上記に関して、AI 学習に使われた著作物の著作権が守られないと感じます。既にある著作物に AI による加工を施すことで、加工者が著作者として認められるのはあまりに暴力的であり、著作権が守られないとなれば、無から有を生み出している著作者は、今後の制作をやめる可能性が非常に高いと思われます。

生成 AI によって新たな著作物が生まれる以前に、生成 AI が「素材」とする著作物が減っていくこと、それにより文化の衰退が起こるであろうことは明白です。

「原作」ともいえるオリジナルの作品の著作権が堅固に守られない以上、生成 AI による生成物に著作権を認めるべきではありません。

そもそも、オリジナル性のあるものを収集し生成されたものは本当にオリジナルと言えるのか、オリジナルの作品と酷似するものが出来た場合、それを著作物として認めるのは、やはりあまりに暴力的です。

原作者がオリジナル性を以て創作したものを保護すべきであり、保護が出来ないのであれば生成 AI そのものを規制すべきです。或いは原作者が許可をしたデータのみを著作権を保持したうえで利用することは可能とするものの、作者の同意が得られないデータを AI が収集し生成されたものは、著作物として認めるべきではありません。これを同一視すれば、そもそも創作活動を行う意義がなくなります。クールジャパンと銘打っている文化を今後も大切にし、利用、活用することを考えるならば、創作活動文化を衰退させるＡＩ生成物に著作権を認めることはすべきではありません。

繰り返します。

生成ＡＩによる生成物は、それが絵画であれ映像であれ文章であれ、それに著作権を認めるべきではありません。

創作者のオリジナリティが担保されない、著作権が保護されない現状に於いて、生成ＡＩの活用は制限されるべきであると考えます。

●受付番号　185001345000009531

私はこちらの案に対して反対です。
AI は無から何かを作り出すことは不可能であり、必ず学習元が存在します。
そしてその多くは無断で学習されたものとなっており、あらゆるクリエイターの創作活動を衰退させる原因になると考えます。
そして AI 画像に関してはフェイクなどの危険も伴うため早急に規制されるべきだと考えています。

●受付番号　185001345000009532

AI の無断学習に反対します。
学習に使うなら権利者に許可を取り、適切な金額をクリエイターに支払うべきです。

●受付番号　185001345000009533

現段階の素案では、生成 AI の学習過程での著作権保護が有効な第三者の著作物の使用を許可して著作権保護法違反を促しているようにしか見えず、不十分な部分が多い。生成 AI を使っての違法行為（児童ポルノ所持、著作物の盗作、他者への攻撃・誹謗中傷など）は報告こそされていないが、発生しているのは事実なので取締や法による制限を設定すべき。被害を受けた著作者に対して自己責任性を求めるような文章があるが、加害者こと AI に学習を課した側に対しての罰則が緩い。現在の素案のような AI を使って既存のクリエイターを追い遣るようなやり方では技術・文化発展を促すどころか縮退する一方だ。

●受付番号　185001345000009534

AI の無断学習に反対します
私が時間をかけて描いた絵をごっそり持っていかれて
無断学習だから『著作権関係ない』とか言われるの
おかしいです。

●受付番号　185001345000009535

無差別的な学習による AI を利用した創作物の著作権が、AI を利用して作品を創造した者に帰属し、その作品による財産や利益となる部分が複雑。その場合、著作権が帰属するべきは AI そのものであり、あくまでも AI を利用して作品を生成した者ではないのだろうか。

AI イラストレーターなるものが蔓延り、学習先のイラストレーターを限定することで元の著作者が作り上げてきた技術や個性を盗み、挙句の果てには SNS 等で元の著作者になりすまし、サブスクライブによる利益を得ている事実があり、そういった「全く努力をしていない盗人」に、「これまで技術を積み重ねてきた努力家」が財産を奪われているような環境にあると思う。

それに、いち消費者的な目線で見た時に、AI 生成によるイラストは著作者のこだわりや、いわゆるフェチのような魂を感じられず、そこに著作権が発生するのがよくわからない。少なからず、著作者の魂がしっかり息づく作品が、せめて損をするような結果にならないことを願う。

●受付番号　185001345000009536

創作物は、その人がそれまでの人生を賭けて長い間作り上げてきた物です。
その他人の創作物のデータを抽出して、勝手に生成したものを創作物と呼んでいい訳がありませんし、それをクリエイターなどと呼ぶのは、あまりにもそれまでちゃんと努力で積み上げてきた人達を愚弄するものです。
勿論呼び方の問題だけではありません。手でトレースした物だって、盗作なんです。それがコンピューターで丸々データを吸い取って合成したものが盗作じゃない理由は何なんですか？
認めていいものではないのです。
創作、芸術、そういった今人々が何千年と紡いできた文化を、根絶やしにするつもりですか？
モノを作る人間の労力、努力、時間を何だと思ってるのか。

●受付番号　185001345000009537

現行の生成 AI はすべて、無断で収集された画像データを少なからず学習したものであり、元画像の著作権や肖像権を著しく害している。
学習データには画像の作者やモデルの許可などを得た、著作権の問題が発生しないデータのみを使うべきである。
直近で起きている問題として、Twitter 等の SNS において、生成 AI を用いた特定のイラストレーターへの嫌がらせが散見される。例として[redacted]氏([redacted])は犯行予告や脅迫行為まで受けており、活動休止に追い込まれる事態となっている。このような事案が放置されればクリエイティブ業界全体の縮小化は免れない。法によりクリエイターを守る仕組みが必要である。
既に海外では、生成 AI を使っているというだけで嫌悪される傾向にある。日本が舵取りに失敗し「クールジャパン」を未来永劫失うことのないよう、切に祈る。

●受付番号　185001345000009538

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009539

許可なく AI の学習に利用する事に反対する。
AI 生成物は使用者、生成者が責任を持たなければならない。

●受付番号　185001345000009540

AI によってクリエイターが被害を受けるのは辞めてほしい。現状でも筆を折る方が沢山います。やめてください。

●受付番号　185001345000009541

２．検討の前提として

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

経済産業省のファッションローガイドブック 2023 の p.64 に、「文化の盗用」について以下のような記述があります。

"当事者ではないブランドが本来の文化的文脈を踏まえず、元のコミュニティの理解も得ず、利益を還元・配分することなく、その文化的要素を流用することは、「元々の歴史的背景や文化的な意味を抹消・剥奪し、そのデザインインをコモディティ化する行為」、「元の文化・コミュニティが得るべき報酬や名誉を無視して文化的要素を搾取し、自分たちの利益だけを追及する行為」として倫理・道徳上の問題があるとの評価が国際的に広がっています。"

文化の発展のためにこのような行為は奨励するべきではなく、「文化の盗用を行うために著作物を利用する行為」は第 3 層(著作物の本来的利用に当たる行為類型)に該当させることが望ましいと思います。著作物の本来的利用とは著作物の本来的市場と競合する利用行為を指すので、問題ないかと思います。

しかし、現状の生成 AI に関する解釈だと、「(生成 AI を用いて)文化の盗用を行うために著作物を利用する行為」は第 1 層に該当してしまいます。

そうなってしまう原因として現状の解釈に次のような問題があることが考えられます。「第 3 層の利用行為が第 1 層の利用行為に誤って分類されてしまっている」か、「30 条の 4 が第 3 層の利用行為にまで適用されてしまっている」か、あるいは両方か。

その根本的な原因は学習開発段階と生成利用段階に分けて考えていることだと思います。二つの段階を一つの動作として捉えれば「(生成 AI を用いて)文化の盗用を行うために著作物を利用する行為」は本来的利用に当たり第 3 層に該当します。

条文の関係上どうしても学習開発段階と生成利用段階に分けて考える必要性があるならば、現在の条文では"3 つの層ごとにそれぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備する"ことは果たせないということになるので、法改正せざるを得ないと思います。

●受付番号　185001345000009542

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009543

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009544

2024 年 1 月 29 日、[redacted] さんがが AI 生成ポルノ画像の被害にあい、X（旧 Twitter）では検索不可能の措置がとられ、ホワイトハウスも事態を重く受け止め、カリーヌ・ジャンピエール大統領報道官は会見で「危機感を抱いている」、「法整備が必要なのは明らかだ」とコメントしました。
日本でも同様の被害が起きるのは時間の問題でしょう。
実在する人間のポルノ化被害だけではなく、アニメ・漫画・イラスト等のカルチャーが AI による模倣やポルノ化で権利が侵害されているのはすでに多く見られます。
早急な法整備と、AI 生成作品に対しては著作権を与えないこと・そもそも誰でも AI 生成ができる状況を見直すこと（免許制にする等）が必要だと考えています。
AI 生成が自由にできる状況はクリエイターのリストラに繋がることやデマ・フェイク画像が簡単に作れることで流布されやすくなります。
AI 生成をした人間が特定しやすくなれば少なくとも AI 生成を悪質なことに利用する人間は確実に減ります。

●受付番号　185001345000009545

５．各論点について

（１）学習・開発段階

学習、開発段階であってもそれは単に大量の著作者からデータを開発費なしで盗用しているだけであり、その時点で著作者の利益を不当に害していることになる。

（２）生成・利用段階

昨今のトレンドとして生成時にただ単に学習した元絵とほぼ同じデータを出力するタイプの AI もあり、そのようなものに許可を与えるならどれだけの著作者の利益が害されるか。
そもそも現状で AI を使用した広告（ワコムなど）がほぼすべて炎上し問題となっている状況でこれに許可を与えたとしてどの企業が使うのか。
単に日本のクリエイターの人口とやる気を削減させ、優秀なクリエイターの海外流出を招くだけと考えられる。

●受付番号　185001345000009546

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009547

ここに書いている内容が、創作物を生み出した人を踏み躙るような内容にしか思えないです。
長い時間をかけて生み出したものが、機械学習によって簡単に模倣されているところを見れば、長い時間をかけた人が虚しくなって日本の創作が衰退していく未来しかないと思います。
もっと創作を行う当事者の意見を聞いてほしい。

●受付番号　185001345000009548

昨今、SNS では魅力的な(所謂上手い、綺麗な)イラストを見つけてもそのイラストには「AI 生成ではないか？」など疑うコメントを見るようになり、自分自身もそういった作品を見つける度に、AI 生成かどうかを判断するようになっていき、不愉快な気持ちになる。(特に AI じゃなかった際は疑った罪悪感を特に感じる)
AI で生成された作品は人気なイラストレーターに似ていて一見魅力的に感じるが、イラストの細部(例えば人物なら手や指、背景なら環境の整合性など)が現実ではあり得ない状況が描かれていて違和感があり不愉快に感じる。
イラストレーター本人が描いた手書きの作品なのか？AI で生成されたのか？そういった判断ができずトラブルならないか不安がある。
イラストを作成する側としては作品自体だけではなく作品の制作時間も大切な財産だと思っています。AI はすごい技術ですが、思いがこもった作品の価値や権利を摂取されるのはとても不愉快であり創作者の権利を犯しています。

●受付番号　185001345000009549

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009550

絵の無断使用に反対です。創作者の権利は守られるべきです。

●受付番号　185001345000009551

クリエイターが何十時間も何百時間もかけて制作した作品を、ただの入力値にしてパラメータにしてただ出力しただけの、いわば他人の盗作の継ぎ接ぎのモノに、著作権を与えますと言うのであればクールジャパンなどと一切謳わないでいただきたい。AI に成長を与えるためにクリエイターの努力と心血注いだ作品を踏み台にしてもよいと思っているのであればクリエイターを見下すにも程がある。

●受付番号　185001345000009552

AI の無断学習に反対します。人の努力によって生み出された創作物を AI が無断学習し、価値を奪われることに反対します。

●受付番号　185001345000009553

AI 作品を許してはなりません。
人の作品を利用し、利益を得るなど絶対にあってはいけません。
ジャンプ盗撮の方が逮捕されましたが画像を保存し利用することすら野放しなのがおかしいです。
どうして他者のモノを勝手に利用し収益を得て自作発言をすることが違法ではないのか、もっと考えてください。
全ての権利は作者のものである、AI 学習すべてに規制を掛けてください。

●受付番号　185001345000009554

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です

●受付番号　185001345000009555

AI 著作権法は今目先の小銭を稼ぎたい人間に有利なだけであり文化の破壊にしかなりません。反対します。

●受付番号　185001345000009556

AI の無断学習、およびそれらを使用し生成されたイラストの利用に反対します。

●受付番号　185001345000009557

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009558

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

エ 我が国の著作権法が適用される範囲

（ウ）具体的な利用行為に関する準拠法決定

文中の適用範囲の検討では、既存の著作物を含んでいる AI 学習データを複数種組み込まれた AI サービスの生成物が著作権侵害を行っていた場合、侵害を受けた著作者や著作財産権を持つ権利者が保護や補償を訴える先が曖昧になって、悪用を留まらせる抑止力になっていないように見えました。

企業・団体が AI 学習データを研究目的で使用し、そのデータを生成物の生成・利用に利用された時点で著作権侵害に対する共同正犯が認定できるように厳格な違反罰を求めます。

研究目的を名目に著作物を AI 学習に使っておいて、その学習データが著作権侵害を引き起こした際には研究目的を逸脱していると考えます。

●受付番号　185001345000009559

AI の無断学習に反対します
著作権侵害にならないのはおかしいと私は思います
上手くは言えませんが
このままではイラスト、音楽等クリエイターの方々の活動が終わってしまいす

●受付番号　185001345000009560

AI の無断学習に反対します。他人に自分の作品を無断で使用する権利はありません。

●受付番号　185001345000009561

クリエイターの技術を盗むことはやめてください。生成 AI に反対です。

●受付番号　185001345000009562

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009563

１．はじめに
生成 AI の学習に、著作物が同意なく利用されることに反対です。
個人の保護を放棄するような条約を認めることはあり得ない。
２．検討の前提として
（1）従来の著作権法の考え方との整合性について
著作物を同意無く利用され得る法環境では、著作者による対処が追いつかない。漫画村のように。それは著作者が精神的苦痛を与えることになり、人権の一つである著作権に反する。
４．関係者からの様々な懸念の声について
多くの創作者達が SNS などで発しているように、著作者を保護する条約がないと、著作者が一方的に搾取される事態になる。想像するまでもない。
著作者が自分の著作物を不正に利用されるも打つ手が無く、泣き寝入りするしか無くなった場合、創作によって得られたはずの利益を奪われる形となる。その結果日本が誇る創作の業界が取り返しのつかないダメージを受けることになる。
５．各論点について
（1）学習・開発段階
学習に利用されるのを拒む権利を認めるべき。
著作物が無断で利用されないよう、著作者を保護する条約が必ず必要。
（3）生成物の著作物性について
AI の学習への利用を拒否している著作物が学習に利用されているものについては、著作物性を与えるべきではない。
（4）その他の論点について
話し合いに招かれる有識者に意見の偏りがあるべきではない。その偏りはそのまま結論につながってしまう。
有識者を選ぶ段階で公平性が保たれているかどうか、またその基準について、私達には知る権利がある。
６．最後に
成功と失敗を積み重ねて成長してきた、日本の誇れる創作の文化を、学習データへの浅慮な利用が破壊してしまうのは大きな国益の損失。
多くの創作者が生成 AI の問題点を指摘している。これを無視して著作物の保護を行わないまま推し進めた場合、既に被害が出始めている彼らが創作を行うのが難しくなり、業界は大きく衰退する。

●受付番号　185001345000009564

好きな方の絵が勝手に使われることは大変不快ですので、AI の無断学習に反対します。描いた絵はその方のものです。

●受付番号　185001345000009565

まず、現時点で生成 AI による著作権侵害のトラブルが後をたっておりません。
個々のトラブルが解決できないのに、この範囲を広げても問題がないと考えるのはおかしいのではないでしょうか。
無論、新しい技術を取り入れるのは大事だと思います。
しかし新しいものを取り入れたいあまりに、本来守るべき法が蔑ろにされるのは反対です。
そればかりか「日本の作品は著作権侵害の物ばかりだ」と海外からレッテルを貼られ、今まで先駆者達が築き上げて来た日本の物作りという文化、誇りを踏み躙られるのは国としても避けたいのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009566

AI による画像生成は、イラストレーターの仕事を減らしてしまいます。画像生成 AI によって生成された画像に著作権を付与するのには反対です。

●受付番号　185001345000009567

AI による無断学習に反対します。
著作者の明確な許可を得ないで AI に作品を学習させるのは全て違法にすべきです。

●受付番号　185001345000009568

AI 生成による著作権侵害、自作発言等が怖いので再検討・中止をお願いします

●受付番号　185001345000009569

(ア)侵害行為の責任主体について
4 番にあたる「AI 利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成 AI にプロンプト入力するなどの指示を行い、侵害物が生成されたとしても、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなる」という点について、AI 利用者が意図して侵害物を生成するならば、頻度などに関わらず事業者や利用者は侵害主体として罰せられるべきだと考えます。生成 AI による感情や意図のない無作為なデータからの抽出ではなく、人間の意思が介在するならば、権利の侵害であると捉えるべきです。
(イ)生成 AI に対する指示の具体性と生成物の著作物性の関係について
「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」という内容について、加筆修正を加えた(生成物に上書きした)部分が、もし全体に施されていながらもはっきりと元の生成物の内容がわかる、もしくは生成の際の元データの内容がわかる場合も、加筆修正を行った人間に著作物性が認められるという解釈をしました。この解釈が正しいのであれば、この著作物性に関する内容を改めるべきです。人間によるトレースの権利侵害と同等(もしくはそれ以下)の内容だと思います。生成の際の元データを描いた人間の作品が第三者によって容易に、著しく侵害されてしまうと思います。他人によって勝手に権利を主張される可能性が高いと思います。有り得ない、有り得るべきでない事象だと思います。

●受付番号　185001345000009570

AI の【無断】学習に反対です。

●受付番号　185001345000009571

AI が利用されることや、その性能が上がること自体は良いと思います。
ですが、AI を促進することと、著作権の範囲を広げて好き勝手に AI の餌というか
学習物としての利用を許可することは異なると思います。
日本の創作を萎縮させることになりかねないと思います。
ちゃんと創作した人の権限や著作権を守った上での AI 活用を考えて
いってほしいです。

●受付番号　185001345000009572

AI 生成による著作権侵害、自作発言等が怖いので法的規制をお願いします

●受付番号　185001345000009573

基本的に AI の生成物には著作権を与えるべきではないと思います。
米国でも文章生成 AI に対して作家が著作権侵害を理由に訴訟を起こしており、AI が学習した大本の作品を作った人たちは AI によって著作権が侵害されている、と感じています。
また、画像生成 AI「LoRA」では 1 人のイラストレーターや画家の作品を学習させることによりその作風に酷似した画像を生成することができます。これらに著作権が与えられた場合イラストレーターや画家の作品のオリジナル性や唯一性が侵害され、その方の職が成り立たなくなる可能性があります。
その他にモデルを使用した写真などでも顔を似せて AI 生成できるため、本人が意図しない形（ヌード等）で画像が生成されてしまう可能性もあり、それに対して著作権を与えてしまうのはモデルにされてしまった本人の権利を侵害してしまうのではないでしょうか？
悪意があるか、どのような意図をもって生成したのかを著作権を付与する判別材料とするようですがそれらはどのように判別されるのでしょうか？
AI 自体にまだまだ問題がある中（訴訟が起こっていたり、学習素材に規制に値するポルノが混ざっていたり等）で著作権を付与するというのは早計に感じました。
AI を使う人間が必ずしも善意と常識を持っているとは限らないということを理解して頂きたいです。そのような方々が安易に権利を主張できることで、学習元にされた作品を作った方々が苦しい思いをし、作品作りが衰退するようなことになればＡＩが学習する作品も少なくなり文化の発展にはつながらないかと思います。

●受付番号　185001345000009574

AI による無断学習に反対します。
創作物の権利者が本来得るべき利益を損ない、創作文化全般の衰退を招く危険性を看過できません。
AI による無断学習は盗作となんら変わりはありません。

●受付番号　185001345000009575

AI によるすべての無断学習と生成された物に対しての著作権不要に強く反対します。

●受付番号　185001345000009576

現行の生成 AI による文章や画像の生成は、学習元となる作品の著者の権利が守られず、日本および世界中で文化の衰退が発生する恐れがある。日本の誇るべき文化産業は、このままでは AI によって滅ぼされる。看過できるものではない。

●受付番号　185001345000009577

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009578

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009579

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009580

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009581

著作物で学習させたいのであれば、学習許可をした人だけにしてください。
望んでもいないのに勝手に学習元にされたくありません。
作品そのものではないのだから著作者に不利益にならないとお考えのようですが、十分妨害になりますし侵害されていると感じます。

●受付番号　185001345000009582

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009583

AI の無断学習に反対です。ゼロから生み出すクリエイターの技術を尊重せず、創作意欲を削ぎ、新たな作品の形が生み出されることを著しく阻害するからです。

●受付番号　185001345000009584

AI 著作権法に反対します。
AI 生成物に対して、権限を与えるのはやめてください。AI 生成物を商業利用禁止とするのは線引きが難しいことは分かりますが、今出されている法ではクリエイター達の著作物を守れません。むしろ、クリエイター達を脅かすものになってしまいます。
去年施行されたインボイス制度もあり、日本のクリエイター達の未来が危ぶまれています。
日本が世界で戦える数少ない産業と言えるアニメ、漫画、イラスト、音楽、動画といった文化を衰退させる法律は、日本の国力減少に直結します。やめてください。

●受付番号　185001345000009585

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009586

AI の利用に関して、データセットに使用する資料の著作権は強力に保護されていなければならないと考えています。
現状の AI 技術はデータセットに入力された資料と似たようなものを大量に粗製濫造する事はできるが、新規性のあるものを作れる段階に至っていない。
著作人格権を無視して現時点のものを広く推進しようとすれば、データセットの元になっている資料の一次生産者が筆を折る結果に繋がる。そうなれば AI にインプットするべき新規性のあるものが生産されなくなり、表現文化そのものが衰退していく事は明白だと考えます。

●受付番号　185001345000009587

私は絵が描くことができませんが、AI 出力によるイラストでの商用利用等、お金が発生する事への利用は反対です。もっと他に AI を利用できることがあるはずですし、様々な意見がインターネットで出てきていて、大きなトピックになっているのにも関わらず、事を急ぐことはないと思います。著作権という言葉を改めて調べたほうがいいと思います。

●受付番号　185001345000009588

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009589

好きなイラストレーターが被害に遭っています。AI を使わないでください。

●受付番号　185001345000009590

AI の無断学習に反対します。
著作権が守られなくなることと同義です。文化が衰退します。クールジャパンなんて言えなくなります。大切な日本の文化を破壊するのではなく、守っていただきたいです。

●受付番号　185001345000009591

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009592

・AI 生成物は使用者が責任を持たねばならない
・AI 生成物の悪意ある使用による被害は出る、絶対
・不利益を被った人が「被害者」であることを定義するため、AI 学習は許可されたのみ、名前入りが望ましい
・逆説的に、許可を出していない素材は学習してはならない

●受付番号　185001345000009593

とにかく作品を作る側、生み出す側の人間が損ばかりして、他人の作品を学習と言う名目で盗み出し使い放題になる事だけは避けて貰いたいです。
法やルールで規制したり、社会問題にしていかなければ創作の世界はあっという間に破壊されてしまいます。
例えるなら、人力車は人が引きながら街を眺めるのが良いとされるから非効率でも今の世でも存在するわけで、人力車の仕事を全てロボット化、AI 化し、高速で移動出来るようにしても人力車の代わりにはなりません。
AI 技術は素晴らしい物ですが、創作者の人間に取って代わる物になってはいけないと考えます。

●受付番号　185001345000009594

AI による作品の無断使用に反対します。
いわゆる「学習もと」は犯罪の温床であるポルノ作品も含まれている可能性があり、それを知らない一般使用者が犯罪に荷担させられる恐れは払拭できていません。
よりクリエイターに利益が多く得られる素案の再提出を求めます。

●受付番号　185001345000009595

AI が勝手に学習して出力しただけなら著作権侵害にならないというのはいいですが、それを他人から見えるところ(掲示物やインターネットにアップロード)に出した場合、人間がかいた絵や文章等と 50%以上類似するならその人からの使用料の請求に応じる必要があるとした方がいいと思う。今のままでは AI 側の著作権侵害を阻止するための要件が少なすぎるため、文化芸術に携わる者にとってあまりに不利益。AI を有効活用して類似率を割り出せるシステムを作り、それで判定させれば人の目に頼らない判断ができると思う。技術革新を止めず、文化振興の妨げにもならないようにして欲しい。

●受付番号　185001345000009596

今回の「AI と著作権に関する考え方について（素案)」の取り下げを願います。
他人が制作した著作物を AI が収集し、それにより作成された画像は改変商用利用可とすることは、著しく創作側の権利を損ね、本来得られるはずであった利益を搾取する行為です。
それをクールジャパンを押し出す国側である文化庁が提示していること自体、恥ずべきことだという認識はありますか？
まず創作者側の著作権が大前提として創作者の権利保護を優先すること、AI による生成物に著作物性を与えないこと、作品データ盗用により作成された生成物を商用販売する行為を刑罰対象とすること、AI 生成物による損害が著しく広範な場合、開発者が責任を負うことなどを盛り込んでください。
国家が海賊行為を斡旋してどうするんですか？
改めて取り下げを願います。

●受付番号　185001345000009597

私は趣味で絵を描く者です。資料を読みましたが、細かな意見や問題点の指摘は適任ではないと思うので他の方にお任せして、私はクリエイターの端くれとして常日頃生成 AI について感じていることを述べます。
現行の生成 AI は極めて搾取的な構造で成り立っていると見ており、また現在有益な使用例に対して、目を背けたくなるような卑劣な悪用が目立つように思います。そのためなんらかの規制が必要だと考えます。それが難しいなら、違法にして全面的に禁止にしなければならない、そのぐらい問題を抱えたプロダクトと見ています。
また生成 AI を用いた加害行為も散見され、これをこのまま野放しにしていたら、品性を欠いた人間によるクリエイターへの加害事案は今後もとどまることはないでしょう。経緯こそ違えど[redacted]の例のように死人が出ることも想像に難くありません。
そしてこれらの事案に現行法で対応しろというのも乱暴だと思います。加害の容易さに対して被害者の負担が大きすぎるので大半が泣き寝入りをすることが想像できます。
小難しい法解釈の結果、現行の生成 AI の仕組みや使途が著作権に反していないとされたとしても、現実に行われていることを素直に見れば、窃盗、搾取、収奪、詐称、不正行為にしか見えません。とても賢い人にはこれがフェアだと考えられるのかもしれませんが、私にはどれだけアクロバティックな物の見方をしたとしてもフェアな仕組みだとは思えません。
改めて私の意見ですが、搾取的な仕組みで成り立っている現行の生成 AI は破棄されるべきもので、これを用いた創造物は公開や商用利用を全て制限すべきだと考えます。その上で改めて権利者に対してフェアな仕組みの生成 AI を日本独自で開発すべきです。そうして堂々とイノベーションの対価を享受して日本が世界とお天道様に顔向けできるような、そんな未来を期待しています。

●受付番号　185001345000009598

デジタルで絵を描くのが趣味の一般人です。
現在では PC やアナログ画材などで絵を描いて、SNS に投稿し同じ趣味の人々と交流するのがインターネットを利用して当たり前になっている時代になります。
海外発祥の SNS を利用するにあたっては「この SNS では投稿した画像を勝手にＡＩで学習する可能性がある」という話題が出るたび、絵の投稿を止めようかと思案する人を多く見かけます。
人が時間や心をこめて作ったものをただのデータの資料の一部として模倣する可能性があります、といわれて納得する人はいるのでしょうか。
そして最近とくに酷く感じるのは、絵柄を模倣しＡＩ出力で似たような絵を描く「ＡＩ絵師」と名乗る人たちです。ごく一部ではありますが人気のある 1 人のイラストレーターに粘着して活動を続けられなくしたり、その上、それの攻撃方法の一つであるＡＩの絵柄などの模倣から身を守ったり反論するすべがないです。
ＡＩを利用したＡＩ絵師が承認欲求を満たすために好き勝手真面目に絵の勉強をしてきた人を絵柄を簡単に盗んだりで傷つけている場面も複数見かけました。
「ＡＩ出力された画像から「転載禁止」という文字が入った画像が出てきた」など、現在のところＡＩが学習した画像が 100%著作権に違反していない、という証明ができる画像出力ＡＩがないというところも不信感が強いです。自分が作ったものを守りたいと考える多くの絵描きさんたちはまだできる限り利用したくない、利用されたくないと思うのが多く見かける意見です。
クールジャパンというくらい、世界レベルで人気なマンガやアニメゲーム文化を支えてきたのがコミケなどをはじめ自分で本やマンガを作っている個人個人の絵が好きな人たちだと私は思っています。
ＡＩの学習先がグレーな状態で、個人の描いた作品までも含めて勝手な学習をされるかもしれない中で、作品作りをするのはとにかく生きづらいです。
個人的には大規模なイラストサイトの pixiv が大きな規模で複製され盗まれた状態になったり、「漫画村」の事件のように大きな被害が出てから動くというようなことにならないようにずっと願っております。世界的に考えれば、マンガ調の絵柄だったりしてもこんなに本を作ったり絵を愛している民族はそうそういないと思います。北斎や版画文化が民衆のなかにも栄えた文化がある国です。
多数の趣味としても SNS の時代においては大きな才能の 1 つで、それを国内国外問わず、プロ・アマチュア問わず作家の著作権がないがしろにされないようなしっかりした仕組み作り、法整備を強くお願いします。

●受付番号　185001345000009599

素案、拝見致しました。
現在起こっている生成 AI の問題なのですが、そもそも論として、本件にて使用されている対象がデジタルデータであるかどうかに関わらず、一時ソースは紛れもない著作物で、それが著作権法で保護されていることは揺るぎのない事実かと思います。
その著作物を著作者の意図に反し、無断で使用し、改変し、再配布することは著作権侵害、著作人格権侵害に該当する筈です。
これは商業的価値や文化レベルの話ではなく、著作者に対する深刻な人権侵害だと言う事を前提にして下さい。
素案を見るからに、まるで文化や創作とは無関係な第三者が利益を得るための論法を引き出す為の立法を目指しているようにしか見えず、あなた方は国民から授かるその権威を、人権侵害に使うべく行使しようとしているかのようです。
少数の加害者が、数えきれない被害者を産んでいるこの現実を直視してください。
文化の発展を願うのなら、何を守り、誰を育まなければならないのか、あなた方のふるまいは何に寄与しなければいけないのか、今一度振り返ってください。
あなた方文化庁の職員の方々は、この国の文化とともに、誇り高い権威であって欲しいと願っています。
どうか、民意を汲んだ正しき道を、文化庁の矜持をもって国民に指し示してください。

●受付番号　185001345000009600

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009601

一枚の絵に時間やお金。愛情を尽くして作家は描いています。それをAIが勝手に使い放題？著作権は無効？ふざけないで下さい。漫画やアニメしかり、素人が描いた絵でも日本が誇るべき文化です。
中国や西洋から伝わった文化を独自に進化や手を加え今に繋がる工芸品や絵画にした過去の人々の苦労と同じです。彼らも私達も時間をかけて一枚を完成させています。たった1つのボタンやクリックで勝手に出来上がるAI作品に人々の努力を勝手に使用して金儲けする事を良しとするとは倫理観が無いんですか？作品は私達創作者にとっては子供と一緒です。
実家が金持ちでいい大学に通えてコネ使って政治家になった皆さんには分からないでしょうね。分かろうともしないし想像も出来ないんでしょう。

●受付番号　185001345000009602

生成 AI は多くの著作物、肖像物の抽出物であり全ての著作権および肖像権に違反しているシステムです。

●受付番号　185001345000009603

創作者の端くれとして、オリジナリティの模倣と量産は創作者自身の創作意欲をへし折るものだと感じています。
AI 学習可か不可の意思表示とそれが適切に守られる環境（法律）づくりを先んじて優先するべきです。

●受付番号　185001345000009604

私は、AI によるイラストなどにおいて、AI 出力されたものに著作権はないものであると考えます。
AI 学習は、同意している人のみからデータ収集をすべきであり、また学習元のデータを全て公開するべきであると考えています。
また、現状では AI 学習を拒否しているにも関わらず、無断で個人が生み出したイラスト作品などを学習され、それを元に AI でイラストを出力されており、作品を生み出す側の著作権が軽んじられています。
AI によるイラストの作成は、学習元のイラストがないとできないものであり、イラストレーターがいちから作品を生み出すのとは異なります。
そのため、AI イラストに著作権はないと考えています。
むしろ、無断で集めたイラストデータを使用しているという点では、AI イラストそのものが著作権侵害をしていると言えます。
もし、AI 学習により AI で出力されたイラストが著作権を得るのならば、まずは学習元のデータを誰もが知る事ができることに加え、全ての学習データが AI 学習に同意しているものであることが最低条件になると考えています。
特定のイラストレーターの作品のみを学習し、〇〇イラストレーターAI などが登場し、イラストレーターに実害が出ていることや、趣味でイラストを描く人たちに対して AI ではないのか？と AI を使用していないという悪魔の証明をさせられ、ネットで誹謗中傷を受ける事などもあり AI が誰でも自由に使用できる点についても問題があると感じています。
前述のことから、AI 作品は、AI によるものであることが必ずわかるようにするべきであるとも考えています。
以上から、AI 作品に著作権は認められないこと・AI 学習においてデータの透明化及び同意した人のみからのデータ収集であること・AI 作品は必ず AI 作品ということが分かるようにすることを主張します。
誰でも気軽に使えることが AI の強みであることも理解していますが、AI 作品には必ず元のイラストデータなどが必要で、それを描く人や作る人がいなくなれば新しい AI 作品は生まれません。AI による著作権侵害が今後さらに広がってしまえば、創作しても AI に学習されてしまうという理由で創作活動をやめてしまう人が増えると予想しています。つまり、長期的に見るとこれからの創作活動者にとってはとても不利な状況である上に、AI にとっても不利な状況になるといえます。
そのため、創作活動をしている人たちの意見を真摯に受け止めて AI の規制をしていただきたいです。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009605

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009606

はじめに、私はAIによる創作物の発表は著作権の侵害だと考えています。
私は個人で絵を描いているものです。
私は時間と気持ちを精一杯込めて、描いた絵を
第三者に許可なくAIに取り込められ、好きに触られ最悪の場合ビジネスの用途に利用される可能性がある今の現状が耐えられません。
いくらAIに学習させて綺麗な画像を作るのが大変だか分からないだろうと、AI使用者に言われても
元々の学習元の絵は、人が頑張って描いた我が子のような大切な絵なんです。
それを「読み込み」、「出力した」から問題がない。そんなわけがありません。
0から1を作る大変さと付き合いながら生み出しているものを勝手に1から2に変えることは許されることなのでしょうか？
それは1を盗む事と同じことではないでしょうか？
絵の世界だけでなく芸術の世界で沢山の被害が出ています。
理想はAIを使用した作品を発表する事は著作権侵害になるとして欲しいですが、難しいのであれば
・AIの使用をするのであれば申告書を提出しなければならない
・AI使用によるビジネス、金銭の取引は禁止
・必ず学習元の方に許可をとった証拠を一緒に記載する
・AIによる学習元の表記を絶対とする
などの規則があって欲しいのです。
個性の世界でそれを一部だけなら奪った事にはならないから良いだろうと言い張り個性を奪う人達を野放しにしていたら個性の世界がどんどん死んでいってしまいます。
人と人との問題です。
私達の大切なモノを奪うのはやめて欲しい、そうお願いするのは全うです。
でも今はそれが無視されて法律で守られていないから泣き寝入りするしかない状況です。
どうか、どうかお願いですからAIから個性を守って下さい。
著作権は個性を守るための大切な規則、権利です。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009607

AI に取り込まれたものに関して著作権が無効であるというのは侵害だと思います
ネット上で拾えるものが全くの無料というのはあり得ません
誰かの権利に基づく著作・画像その他について個人の権利を侵害するものだと考えます

●受付番号　185001345000009608

AI 学習及び生成についての意見
現在当方は「文章」や「イラスト」を制作している為、当事者としての意見になります。
まず前提として創作物は知的財産権となり、いかなる場合においても保護されるべき個人の権利であると考えています。従来の著作権や知的財産権の侵害について、他人の創作物や著作物を不当に利用することは法律によって禁じられています。
具体的な例を挙げさせていただきます。
・漫画やアニメの絵やポスターを使って違法なグッズを制作し販売する
・他人の描いたイラストをトレース（写し描き）したものを自身の作品であると公開する
・他人の書いた文章をコピーペーストしサイトや X（旧 Twitter）などに投稿する
・アイデア等を模倣する（アニメ作品の鬼滅の刃での例えとして、鬼狩り、〇〇柱、主人公の名前が炭治郎、など）
AI で生成された画像や文章であっても権利の侵害に他なりません。権利を侵害する方法や手段が「人の手」であっても、「AI」であっても変わらないはずです。両者にどのような違いがあるのでしょうか？
そして次に実害についてです。悲しい事ですが、画像の生成により知的財産権の侵害、児童ポルノや性被害にあっている人が現状です。被害の具体例を挙げさせていただきます。
・作風を学習した AI を使用された（第三者が金銭のやり取りをしていた）イラストレーターの方が被害を訴えた所、嫌がらせや殺人を仄めかす脅迫をされた
・少女の顔と裸の写真を学習させた AI によって児童ポルノ画像を生成された
・
どうでしょうか？特にポルノ画像の生成における問題は人権侵害や名誉毀損という第二第三の被害が起こりうるものであると言えます。これを読んでいる貴方自身や、娘さん息子さん、奥様や旦那様、家族などがそのような辱めを受けても、この政策に対し賛成だと心から言えるのでしょうか？
法律は人を守るためのものであって、AI を守るものではないと思っております。
そして、本来 AI は人や暮らしをより良くするために活用されるべきであると考えます。悪いのは AI ではなく、それを違法に扱う「人」「知的財産権」や「著作権」の保護を大前提とし、より慎重に検討を重ねていかなければならないはずです。漫画やアニメ等が海外に誇れる文化だというのならば、その権利は保護されるべきだと思います。
政策の見直しを今一度よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009609

AI の無断学習に断固として反対します。
多くの人の尊厳を侵害することになります。

●受付番号　185001345000009610

個人
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞の 4
「AI の作品が溢れかえることにより、人間が創作をしなくなる」という意見を見たことがある。しかし、私は、写真を利用した画家がいるように、人間が AI に影響を受けて創作が広がる可能性があると考えている。
また、少し論旨から外れるが、昨今のクリエイター(特にアマチュア)を見ると、SNS 上でのアドバイスや賞賛によって技術の向上やモチベーションの獲得を行っているようである。そういったコミュニティを AI で作ることができれば、コミュニケーションが不得手な者が創作をするにあたって助けになるのではないだろうか。
＜AI 利用者の懸念＞の 3
レディメイドで有名なデュシャンや、Processing を用いたアートなど、世には一般的なアートのイメージからかけ離れたものがある。
それらは一見して手を動かしているように見えなくても、それぞれの人生経験からの検討といった見えない努力があると考える。また、努力せずに気軽にアートを発表することも尊重されるべきだと考える。
本パブリックコメントの趣旨からは外れるかもしれないが、様々な美術の形を紹介・議論するイベントがあると良いかもしれない。
義務教育の美術の授業など、様々なアートの形について学ぶ機会は元々多いことは理解しているが、まだ「これはアートではない」と一方的に言われている機会は多いと感じている。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ （イ）
クリエイターからすると、自分が描いたように見える作品が多く作られることは確かに不愉快かもしれないが、人気イラストレーターに影響を受けて新しいクリエイターが多く生まれた歴史を踏まえると、画風の模倣によって利益が不当に害されたとするのは難しいと思える。
また、AI を使って模倣した絵を使って「お前はもういらない」といったメッセージをクリエイターに送る行為が散見されたが、それは既存の誹謗中傷対策を適用するべきと考える。

●受付番号　185001345000009611

○ウ 権利制限規定の考え方
『権利制限規定の要件を満たす場合は、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用することができる』
○イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為を広く権利制限の対象としている。
とありますが、創作物や著作物は、必ずしも感情や思想を享受させる事を目的として作られているものではありません。
文章、イラスト、写真、音楽等、創作物すべてにおいて、創作者は作りたいから作っています。
その目的は人によって違います。利益を得たいから、共感を得たいから、承認欲求を満たしたいから、ただ作り出したいからと様々です。これ以外の理由ももちろんあるでしょう。
その見えない部分の創作者の目的を、ただ創作物から感じ取れないから、だから利用して構わないと判断するのは、あまりに一方的ではないでしょうか。
ＡＩ学習の対象となるのはインターネット上にある作品であるならば、そもそも、人に読ませたいからインターネットに載せるのであって、その時点で人に『享受』させる目的は達成できていると考えます。
作品に対する著作権は著作者のものです。受け取り手がどう考えるかで創作物がどういうものかを判断して許可なく利用します、となるのは著作権に違反しているのではないでしょうか。
○AI 利用者の懸念
こちらの部分に、ＡＩ生成物の生成・利用をした事での不安点が記載されていましたが、その懸念事項にはＡＩを利用して生成するにあたって「どこからデータを得たのか」という重要な部分が抜けています。
利用者の懸念に、その部分は出たのでしょうか？
前述で『享受』の部分を記載してあるから、出ていたとしても入っていないのでしょうか？
創作者がインターネット等の世に発表した作品は、ＡＩ生成に利用されるために作り出したのではありません。
ＡＩ利用者がこの点を理解しているか否かがまず重要だと考えます。

●受付番号　185001345000009612

個人の意見です。
AI の無断学習について反対です。
学習元に禁止と表明されていたら、禁止という法律にして欲しいです。

●受付番号　185001345000009613

悪用が怖いので法的規制を求めます

●受付番号　185001345000009614

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009615

文化取られまくっても何も行動起こさないのプライド無さすぎ

●受付番号　185001345000009616

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009617

結論から申し上げると、生成 AI について「反対」「規制が必要」と述べさせて頂きます。その理由として主に「生成 AI 利用者の利益と著作者が被る不利益との不平等性」、「生成 AI の利用によって生じる社会的混乱への懸念」の 2 点が挙げられます。
1 点目について、文化庁著作課作成「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方(著作権法第 30 条の 4 、第 47 条の 4 及び第 47 条の 5 関係)」(令和元年 10 月 24 日) 9 頁では「例えば、大量の情報を容易に情報解析に活用する形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為は、当該データベースの販売に関する市場と衝突するものとして『著作権者の利益を不当に害する事となる場合』に該当するものと考えられる」とありますが、これは解釈の仕方によっては著作者が様々な不利益を被る結果に繋がる事と思います。
この点に対しては、「著作者側が許諾したデータセットを用意したらどうか」という意見もあります。しかしながら、現在、芸術、音楽、演劇等の様々な分野のクリエイターが各々置かれている多様な状況を客観的に鑑みた場合、「クリエイター側が自身の技術や成果物を学習用データセットとして取りまとめ、販売する事は不可能」であり、当該意見は非現実的であると言わざるを得ません。
2 点目について、生成 AI を無秩序に利用した結果生じる「社会的混乱(ディープフェイク画像によるデマ、不特定多数への扇動)」や「人権の侵害(嫌がらせ、誹謗中傷)」が、現状 SNS やインターネット、ニュースを通じて認知されてきています。
生成 AI は、悪意ある利用者によって、実在の特定人物の尊厳を貶めたり、事実を捻じ曲げたりする様な、社会的・人権的に非常に問題のある画像や動画を容易に作成出来てしまいます。
更に、現状ではルールの制定や法整備が不十分な為に、上記の様な悪意ある利用者へペナルティを課す事が難しい例も多く、国際社会では既に生成 AI は大きな問題として取り上げられています。
以上の内容から、「生成 AI 学習を行おうとする者の利益と著作権者の被る不利益の不平等性を解決する事は不可能」であること、「生成 AI 利用に規制を設けないことは、社会的混乱の誘発や扇動行為、人権侵害につながる」ということから、冒頭部分の繰り返しにはなりますが、生成 AI については「反対」「規制が必要」であると考えます。
また今後、上記に述べた問題点を踏まえて生成 AI の利用について議論を重ねていくのであれば、「著作者の権利、利益」を保護するための具体的な仕組み作り(ウォーターマーク表示の徹底、悪用した場合に適用される罰則を含めた生成 AI 利用についての法整備等)について、慎重に検討していく必要があると考えます。

●受付番号　185001345000009618

AI を用いて偽の本人確認書類を生成する有償サービスが存在しているという情報を見ました。また、個人の写真を無断で使用し、ヌード写真として合成した後、特定の個人の脅迫に使用されることもあると目にしました。AI 技術そのものが危険であると感じます。人権侵害にも繋がるのではないでしょうか。
仮に生成 AI を認めるのであれば、大前提として学習元の創作者の許可を得る、相応の金銭を学習元の創作者支払う、生成 AI として使用した際には別途金銭を学習元の創作者に支払う、生成 AI であるという明記の義務付け、生成 AI に著作権は認めない、破った場合の罰則、が最低限必要であると思います。

●受付番号　185001345000009619

創作物は、日本の文化を築き上げてきたものであり、日本が世界に愛される理由のひとつであることは、我々国民にとっても周知の事実であります。しかし、これらが有名になり愛されるようになったのは、著作者が丹精込めて自分の手で作り上げてきたことも明らかです。
此度の法案につきましては、結論から述べますと「反対、及び撤回を求めます」。AI 生成による著作権の扱いによって懸念されることは、
・AI に著作者 A の作品を学習させ、出力させることにより、著作者 A の作風は独自のものではなくなる。これにより文化庁が定めているこれまでの著作権に対する法案の中の「作り上げた時点で創作物は著作権を持つ」ことに矛盾が発生し、「AI に学習させると著作権侵害を免れる」ということに繋がる。
→著作者 A の著作物に対する権利がなくなると、界隈には著作者 A の作風が蔓延し、更に著作者 B、著作者 C……と作品が AI に出力されると、様々な作品や作風を混合させたものが出来上がることによって、新規の著作物が埋もれてしまい、「日本の文化の衰退」を促進させるものになることも考えられる。
・AI を仲介して著作者 A の作品を依拠し、恰もそれを自作のものであると主張する者が現れることが考えられる。
・実在の人物の顔写真と全く無関係の裸体や卑猥な画像を AI に合成させることも可能になり、それらは権利侵害だけでなく名誉毀損や性被害など様々な問題に直結する。
これら上記を踏まえ、再三申し上げますが法案に反対します。

●受付番号　185001345000009620

はっきり言って創作を舐めているし、これまで一から創作をしてきた人たち、これから創作をしようとしている人たちの気持ちを踏みにじる内容であると感じた。
先日[redacted]が多大なる労力と時間をかけて作った作品だったが、テレビ局が自社の利益を考えることを優先した結果、原作者の思いを蔑ろにした上に自殺を招いてしまった。
今回のおかしな法案ができてしまえば、今度はAIによって人が死ぬという恐怖と不安が募るばかりである。
著作権は作者の権利を守らなければならないのに、なぜAIを擁護するような書き方なのか疑問に思うし、まずは人間の一次創作者の権利を守れるようになってから考えるべき法案なのでは。
AI学習の素材として使われるということは、相手は機械なわけで人間の丹精込めて作った作品の思いなど通じるわけがない。
学習して作られたAI作品は複製物であるはずなのに、そのもとになった人間の著作権については守られる姿勢が見えない内容で不信感を抱かずにはいられない。
まずは海賊版サイトの撲滅と週刊漫画の早バレを解決すべきであるし、それができた上で著作者と利用者間で相応の金額と了承を得た契約のもとでAI学習に利用することを前提に素案を作り直すべきだ。

●受付番号　185001345000009621

私は Ai による盗作を反対します。

●受付番号　185001345000009622

AI の無断学習に反対します。
守られにくい著作権を、政府自ら毀損し、侵害する案は、決して許容できるものではありません。

●受付番号　185001345000009623

AI の無断学習に反対です。
私はイラストを描く人間です。
このままでは勝手に学習され勝手にほぼ同じ絵を AI に出力され勝手にそれらの AI 出力絵を売られてしまっても、その絵の学習元となった絵描き(イラストレーター、絵師とも呼ばれる)には一銭も入らない。
クリエイターの収入に繋がらず結果クリエイティブな仕事をする人々が減り、文化が廃れていくことに繋がると考えます。

●受付番号　185001345000009624

AI 生成はもともとがインターネット上に存在する画像を無作為に収集してできたものであり、すべてのクリエイターは AI 生成に提供するためにインターネット上に公開しているということではない。
今までの AI 収集データを消去し、これから AI 収集可能かどうかを予めクリエイターに決定してもらい、ゼロから AI 生成技術を育てていくべきと考える。
現在のままでは著作権が守られず、これまで個々のクリエイターが保持していた権利が無くなることと同義である。
日本の法律が成り立っていないということ、クリエイターが持つ著作権などの権利が無意味であることの証明となる。
生成 AI はゼロから作品を生み出すものではなく、既存の作品を模倣して演算して作られたものである。したがって、生成 AI が収集したクリエイター作品には正当な対価が支払わなければならない。
この手順が確立されない限り、生成 AI を使用することは技術的・倫理的どちらの面からでも許可することはできない。

●受付番号　185001345000009625

盗撮されてAIに取り込んでアダルト画像を生成されたりするのも放置ですか？
ずっと培ってきたイラスト技術を盗まれてしまう漫画家やイラストレーターも放置ですか？
このままAIの使用を野放しにするという事は、包丁を持って街を歩いても合法、刺される方が悪いと言っているようなものです。
AIは悪くなくても使い方が悪い場合を規制するのが法律です。
ちゃんと考えてください、せめて AI であることの表記と製作者の表記を義務付けるなど、匿名で好き放題フェイク動画やアダルト画像の生成、人の著作物を勝手に取り込んだイラストを使ってしまえる状態にしないで下さい。

●受付番号　185001345000009626

AI の無断学習に断固反対いたします。

●受付番号　185001345000009627

他者の創作物を無制限に生成 AI に取り込ませ、自らの創作物として利用することを合法とすることには反対します。
一次創作者の権利と作品を保護する法律、制度こそが、生成 AI を上手く活用していく社会のためには必要なのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009628

※「185001345000009608」の意見の補足です
誤字や脱字がありまして、修正したものを再度お送りさせていただきます。拙い文章で申し訳ございません。
AI 学習及び生成についての意見
現在当方は「文章」や「イラスト」を制作している為、当事者としての意見になります。
まず前提として創作物は知的財産権となり、いかなる場合においても保護されるべき個人の権利であると考えています。従来の著作権や知的財産権の侵害について、他人の創作物や著作物を不当に利用することは法律によって禁じられています。
具体的な例を挙げさせていただきます。
・漫画やアニメの絵やポスターを使って違法なグッズを制作し販売する
・他人の描いたイラストをトレース（写し描き）したものを自身の作品であると公開する
・他人の書いた文章をコピーペーストしサイトや X（旧 Twitter）などに投稿する
・アイデア等を模倣する（アニメ作品の鬼滅の刃での例えとして、鬼狩り、〇〇柱、主人公の名前が炭治郎、など）
AI で生成された画像や文章であっても権利の侵害に他なりません。権利を侵害する方法や手段が「人の手」であっても、「AI」であっても変わらないはずです。両者にどのような違いがあるのでしょうか？
そして次に実害についてです。悲しい事ですが、画像の生成により知的財産権の侵害、児童ポルノや性被害にあっている人がいるという現状です。被害の具体例を挙げさせていただきます。
・作風を学習した AI を使用された（第三者が金銭のやり取りをしていた）イラストレーターの方が被害を訴えた所、嫌がらせや殺人を仄めかす脅迫をされた
・企業から依頼を受けて有償で制作したイラストやアイデアを許可なく学習された
・少女の顔と裸の写真を学習させた AI によって児童ポルノ画像を生成された
どうでしょうか？特にポルノ画像の生成における問題は人権侵害や名誉毀損という第二第三の被害が起こりうるものであると言えます。これを読んでいる貴方自身や、娘さん息子さん、奥様や旦那様、家族などがそのような辱めを受けても、この政策に対し賛成だと心から言えるのでしょうか？
法律は人を守るためのものであって、AI を守るものではないと思っております。
そして、本来 AI は人や暮らしをより良くするために活用されるべきであると考えます。悪いのは AI ではなく、それを違法に扱う人なのです。
まず第一に「知的財産権」や「著作権」の保護を大前提とし、より慎重に検討を重ねていかなければならないはずです。漫画やアニメ等が海外に誇れる文化だというのならば、その権利は保護されるべきだと思います。

政策の見直しを今一度よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009629

AI による無断学習に反対します。
全ての創作物は人の手によって沢山の想い、時間がかかっています。それらを創作者の許可なく勝手に使用することは著作権侵害、盗用(犯罪)だと考えます。
また、それらを使用し生まれた物が創作物とは呼べないと考えます。
これから生まれるはずの素晴らしい創作物たちが、AI により殺されるのを許せません。

●受付番号　185001345000009630

AI の無断学習に反対します。
創作する方や文化を踏み潰さないでください。

●受付番号　185001345000009631

AI の無断学習に反対します。
人の創作物を無断で使用するなどありえません。

●受付番号　185001345000009632

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009633

AI の無断学習に反対します。著作者の同意無く無断で他人の著作物を AI に学習させることは盗作も同然の行為だと考えます。国はクールジャパンを謳うならもっとクリエイターと作品を法律で保護して下さい。無断トレースがアウトで無断 AI 学習が OK な意味がわかりません。

●受付番号　185001345000009634

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009635

あまり法律に明るくない私ですが、いち創作者として意見をさせていただきます。ここで書かれている通りのことが施行されれば、AI の読み込み元の著作権を無視して ai 生成物に著作権が発生してしまい、学習元の著作物には著作権料が支払われないことになってしまいます。このようなことは我が国の文化である漫画、アニメ産業に大きな悪影響を与えるだけでなく、その衰退にも繋がります。そのようなことはあってはならないことです。どうか再検討をよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009636

元データ、画像を使う以上
誰かしらの著作物に似通った物が生成されるのは当たり前であり
それを無数に生成出来てしまうのは権利侵害かと思います
収集データのブラックボックスも、違法性を高めており
著作権だけではなく、肖像権も侵害してしまうと考えています

●受付番号　185001345000009637

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009638

日本における作家業についている人々を滅ぼしたいのですか？と思わせる素案でした。日本の文学、カルチャー、芸術が崩壊します。この様な案を立案した方は本を読まないのですか？映画を観ないのですか？漫画を読んだことはないのですか？
日本の文化を守る気があるのならば通すべきではないと考えます。

●受付番号　185001345000009639

4.関係者からの様々な懸念の声について
当方イラストを描いており常日頃からAIイラストについての問題を良く耳にします。まず前提としてAIイラストは元になるイラストを学習し、それを元に作成されます。その元になった絵を描かれた絵師達の著作権などはどうなるのでしょうか？絵にはその絵師の特徴が様々あり日々積み上げて創り上げられたものです。それを勝手に学習させてイラストを作れるようにし剰えそれを販売や商業に使えてしまえているのは駄目だと思います。ただでさえ盗作など様々な問題があるにも関わらずこれ以上ややこしくなるような事にはしないで欲しいです。AI イラストを作成して個人で楽しむ分には良いと思います。ただそれを商業に使わないで欲しいです。その場合、AI 学習された絵師達の職がなくなってしまいます。AIイラストの商業化をやめて欲しいです。

●受付番号　185001345000009640

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009641

イラスト生成 AI について意見をいたします。
現在広く利用されているイラスト生成 AI は、既存の制作物を読み込ませているものと認識しております。
まず、既存の制作物の製作者は AI への利用を承諾していないことがほとんどです。
該当するイラスト生成 AI 自体には法的にも問題が含まれていると考えますし、今後法整備も必要ではないかと思っています。
創造性とはゼロないし、今まで製作者が蓄積した経験や学習記憶などを元に作られるものでなければならないと考えます。
また、「絵」とはアナログ/デジタル関わらず、自身の手を動かし「絵画」するものと個人的には思っています。
人間には能力に個人格差や個性があり、それらが創造物のオリジナリティに繋がっています。
すでに作成されている作品を合成してこねくり回し、効率的に生成出力された機械的機能を創造性とは認められませんし、生身の人間が積み重ねてきた経験値を元に制作する作業と、既存の作品を AI に読み込ませ学習させる事は全くの別物であると主張いたします。
また、AI 出力された作品に著作権を与えるなどの情報も耳に入ってきておりますが、人格のない AI が生成したものに著作権や著作人格権が発生するとは認められません。
私自身もイラスト生成 AI の学習元になったイラストレーター7000 人に含まれており、可能ならば現在生成 AI を利用してイラストを出力しているすべての利用者に著作使用料を請求したいくらいに思っています。現実的ではありませんが。
自分の目で見て吸収し、学習し、自身の手で出力し研鑽を重ねてきた集大成を安易に「素材」として扱われることには失望と憤りしか感じません。
これらの意見はあくまで「既存の制作物を素材として読み込ませた著作権問題を引き起こすイラスト生成 AI」についてのものであり、著作権的に問題のない AI について苦言を呈するものではなく、また AI 自体の推進に異論を唱えるものではありません。

●受付番号　185001345000009642

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009643

私はAIによる著作物の学習に全面的に反対します。なぜなら、クリエイターの権利が守られないからです。法を自分勝手に都合のいいように解釈してしまう人も少なからずいるので、全面的に禁止するのがクリエイター及び日本の文化のためにも最善だと思います。

クリエイターは無から有を生み出しているのですから、それには膨大な時間と労力がかかっているはずです。それに比べてAIはどうでしょうか。すでにあるものから別のものを生み出すという行為をしかも機械が行っているので、クリエイターに比べてはるかに少ない労力・時間でAI学習および創作物の出力を行うことができます。そのようなAIの創作物を法で保護してしまってはクリエイターの方々が報われません。

また、クリエイター側は自身の作品をAI学習に使われることを断る手立てを持っていないことも現状です。そのため、知らないうちに自身の絵がAI学習に勝手に使われてしまうといったことも考えられます。

実際に生成AIをめぐってニューヨークタイムズ社がOpenAI社とMicrosoft社を提訴したという事例も起こっています。日本経済新聞の記事のリンクを乗せておきます。
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN27CXP0X21C23A2000000/

上の例ではニューヨークタイムズ社という大企業だからこそ被害を訴えることができましたが、個人事業のクリエイターの場合では、費用面などの観点から泣き寝入りする羽目になるといったことも考えられます。

以上のことより、著作物のAI学習は全面的に禁止するべきです。しかしながら、AIの今後の発展に影響があることも考えられます。そのため、「著作物のAI学習は全面的に禁止するが、もし研究等の都合で著作物のAI学習が必要な場合は、AI学習の目的やその後の使用・利用先を明確にしたうえで、AIを運営する人々とクリエイター間での合意及び契約が必要」といった形にするのが最善かと思います。海外にも誇れる日本の文化だからこそ、クリエイターの方々及びその作品は手厚く保護されるべきです。検討の方よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009644

AI の無断学習に反対します。合法化しないでください

●受付番号　185001345000009645

AI の無断学習に反対します。
このままではクリエーターがいなくなります。
新しい物が生まれなくなり、クリエーター業界が衰退してしまいます。
努力して生み出したものを掠めとるような真似はやめてください。

●受付番号　185001345000009646

AI の無断学習に反対します。著作物は然るべき方法で守られるべきです。

●受付番号　185001345000009647

AI には強い規制が必要だと考えます。
イラストレーターが公開作品を勝手に AI のベースにされ
盗用されたあげく、似た絵柄のコラージュを高値で販売されています。
また、コラージュ元の望まないイメージを付加され、仕事をしていると勘違いされる例もありました。
海外では実際、教室にいる気に入らない生徒の顔画像を AI でポルノ作品と合成して配布するなど、人権を害する使われ方がされています。
著作物にたいし強い保護を求めます。

●受付番号　185001345000009648

AI の無断学習に反対します。
著作権の概念を壊し、著作物を生み出すクリエイターの権利をないがしろにする愚案です。

●受付番号　185001345000009649

5 の(1)の「エ」について
AI による作品の生成自体は近年の良き文化として受け止めるべきであると考えるが、その技術の悪用による模倣及び完全な複製に限りなく近いものを自身の作品とするクリエイターが SNS を中心に目立っている。
元のデザインを考えた人達は、そのような模倣が起きた際、その都度対応しているようでは個人の業務による支障が出てしまう。そのため、通常の著作権法の侵害のガイドラインと同様、AI での作品の生成は個人の利用の範疇に収めるべきである。
AI のデザイン生成の技術によって助けられる人がいれば、逆に業務の妨害となってしまう人もいる。それぞれの利益を考えた結果、私は AI の利用は個人の範疇として扱うべきだと考える。

●受付番号　185001345000009650

ＡＩの無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009651

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009652

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009653

AI への情報提供の条項を見ると、使用者による悪用の危険性があると考えられます。そのため、この素案には再考の必要があると考えます。

●受付番号　185001345000009654

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009655

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009656

すべてを AI に描かせたら、これからの日本に、鉄腕アトムもドラえもんもアンパンマンも生まれなくなります。
ドラゴンボール、ONE PIECE、鬼滅の刃のような、羨望の的となる『MANGA』は、人の手により生み出され、そこにある『人間らしさ』に多くの人は魅了されたのではないでしょうか。
生成 AI は、性質として過去の作品を学習しコピーしていくものがほとんどになると思われます。
そこに本当に私たちの胸を熱くさせた『人間らしさ』は生まれるのでしょうか？
人間としての機微が、果たして生成 AI が描けるのでしょうか。
生成 AI が生み出すものは、これまで先人たちが作り上げてきた道を大きく破壊しかねないものです。
すなわち、世界に誇れるクールジャパンが消滅するということです。
生成 AI の推進は、創作文化発展の妨げになると、そう思わざるを得ません。
そうならないという確証が、何一つとしてないからです。
今一度、生成 AI の推進を見直しを願います。

●受付番号　185001345000009657

AI 著作権法、および AI の無断学習に反対します。
AI が学習した元の著作物は製作者がいる『作品』です。
作品を生み出す側、つまり AI が取り込んで学習する側の作家を保護しなければ、AI の発展は行き止まりなのではないかと考えます。
元の作者には著作権がありますが、それを無視して作者の許可もとらずに学習させている AI の制作物を使うことのリスクも大きいと感じます。
まずは作品を生み出す側を保護することが最優先であり、AI 技術を整えるのはその次のステップだと考えます。
よって、AI 著作権法には断固反対の意を示します。

●受付番号　185001345000009658

AI の無断学習に反対します。創作者の著作権を守ってください。

●受付番号　185001345000009659

AI の無断学習に大反対します。
日本が誇る二次創作文化を壊すようなことは絶対に許されません。
作者の著作権を守るべきです。

●受付番号　185001345000009660

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009661

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009662

手描きの絵師さん達による努力を無視し、その結果だけを吸収するだけして我が物顔で絵を上げるようなAI製の絵が既に散見されます。これから絵を描かれる方たちの筆を折るようになるような事にならない筈がありません。AIの絵の規制をお願いしたいです。

●受付番号　185001345000009663

AI による画像の生成は既存の何億ものデータを学習したものであり、オリジナル性があるとは言えない。無断で作品を学習しており、あらゆる創作者の著作権を侵害している。すぐにソフトを取り締まるべきである。

●受付番号　185001345000009664

5（3）について
生成物の著作権について
生成物に著作権が発生するという理屈が理解出来ません。ＡＩに著作権を与えるということでしょうか。著作権は人間のための権利であると思っていましたが違うのでしょうか。あるいはＡＩを使って画像なり文章なりを生成した人ということでしょうか。著作もしくは創作と生成は同義、同等の行為であると文化庁は認識しておられるのでしょうか。そんなはずはないと思うのですが。
何らかの権利が発生するとしても、それは生成権か何か別のものであって、著作権とは違うものなのではないでしょうか。
法律文書は素人には理解しづらく、私は何か根本的な誤解をしているのかもしれません。意見募集をなさるなら、もう少し判りやすく説明したものを用意していただけますとありがたいです。

●受付番号　185001345000009665

AI の無断学習に反対します。
作者本人の権利を守ってください。

●受付番号　185001345000009666

画像生成 AI は今のところ、例えると人の畑の作物を無断で盗んで使用しているようなものです。ましてや生成した画像を商業や金銭目的で使用することは盗んだ野菜でつくったもので飲食店を営んでいることと同じです。
こうして、食べ物で例えるとそれが犯罪であることは明確なのに絵や画像になった途端に合法になることが納得いきません。
イラストだけでなく、写真のフェイクまで簡単につくることができる上に海外ではフェイクポルノが原因で自殺してしまった方まで出てきています。
日本でもクリエイターに殺害予告までだして、生成 AI でその人に寄せた絵をつくり成り代わろうとしている人もいます。
時間を掛けて得た技術を軽視する人もいます。
クリエイターとして、責任をもって仕事をしている人たちが時間と得てきた知識や技術を掛けて生み出したものを無断で使用することは健全だとは思いません。
それに生成した画像が溢れかえることによって、ネットにある情報の信憑性が危ういものになってきています。
本来なら、疑う必要のないものまで疑わなくてはいけなくなっている現状を考えてください。
人の命や尊厳まで奪っていることをもっと問題視してください。

●受付番号　185001345000009667

AI も人から作られた物です。AI だから、機械がやった事だからで権利を侵害し放題なのは誰も得をしないです

●受付番号　185001345000009668

生成 AI によるコピー作品や、類似品が出回ると、著作権をもつ創作者に被害が及ぶまでで
なく、未来の創作を奪うこととなるため、生成 AI を規制し創作物を守るべきである。

●受付番号　185001345000009669

AI による無断取り込みに反対します。創作物というものは絵であれ文であれ、作った人の今まで生きてきた経験によって培われたものであり、軽々しく扱われて良いものではありません。AI がそれを行うことは創作者の今までの努力を軽んじる行為に他なりません。昨今クールジャパンなどと銘打って世界に日本のサブカルチャーを押し出していたのに、この案を通すことはサブカルチャー文化の根本を大きく揺るがすことと相違ありません。素晴らしいものとして世界から認められていた日本のサブカルチャーを産み出してきたのは、たゆまぬ努力と経験を存分に使用していた創作者です。その創作者の作品を勝手に学習し、その創作者と似たようなものが AI で安価に、よりスピーディーに作れるようになってしまえばその価値は一気に下がり、元となったはずの創作者は自らが努力しなくても似たようなものが出来上がってしまうことになり、創作への意欲が落ちてしまいます。そうなると、新たに世界を驚かすような創作が可能ではなくなってしまいます。新たに創作しようとする人も出てこなくなります。自分が創作したものが AI に学習され、自分が作るより先に一定のクオリティを保って世に出されるとわかれば自分の創作は無意味だと思ってしまうからです。そして AI は学習であり創造とは言えないため、創造においての権利を脅かすのであればその法はきちんと整備されるべきだと考えます。学習は元があるから出来るのです。新たに 1 から作り出すことが出来ないのであればそれは創作ではないので、創作者が権利を主張した場合はそれを認めなくてはならないと考えます。

●受付番号　185001345000009670

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009671

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009672

私自身は、個人活動ながらイラストや文章での創作活動を行っているため、その観点で意見を提出いたします。前提として私は学習データの著作物が、著作者に許可されているもの、もしくは著作権が失われたもののみで学習されているのであれば生成 AI の開発や利用は問題ないと考えています。

（1）学習・開発段階

「ア」「非享受目的」に該当する場合について

生成 AI の開発・学習段階において、著作者の許可なく学習に利用する行為は、享受目的の有無に関わらず規制の対象となるべき事柄であると考えます。

理由といたしましては、生成 AI に特定の人物の画風を模倣する目的で利用されているケースも見られ、権利者の利益を不当に害するのみならず、精神的苦痛を覚える権利者も少なくありません。

学習段階という一視点で考えるのではなく、学習後の利用範囲の規制や、著作権同様、学習に利用された著作者の親告があれば著作者側の有利に働くような規制が望ましいです。でなければ、著作者の権利が守られているとは言い難い状況です。

生成 AI は確かに便利ですが、利用するのはあくまで学習への使用が許可された創作物。あるいはすでに著作権の無い著作物の学習など、利用者と学習元の双方が合意している創作物のみにするなどの規制があれば、利用者も著作権問題を考慮する必要性が薄まり、著作者と生成 AI の区別ができると思います。

イ.著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

著作権法、第二条、一項と二項において、以下の記載があります。

『一　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』

『二　著作者　著作物を創作する者をいう。』

上記において、創作物が「思想又は感情を創作的に表現したもの」場合において、すでに著作権を有しているものである場合、『AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、これらがデータベースの著作物の一部として将来販売される予定があることが推認される』の条件に限らず、著作物の学習は規制の対象とされるべきだと考えます。

ウ.著作権侵害の有無の考え方について

開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作

的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような技術的な措置が講じられている場合においても、許可されていない著作物が学習に利用されていることにおいて、著作者の権利の優位性が保たれるような規制にしてください。また、生成 AI の学習データは、権利者の許可の有無を含めて公表または開示請求が行える状態であるほうが、今

後生成 AI を利用したコンテンツを創造するうえでも利用者が著作権の問題をクリアしやすく扱いやすい AI になるものと考えます。

●受付番号　185001345000009673

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009674

AI による無断学習に反対します。
そもそもクリエイターは自らの手で創作を行うものであり、AI が学習したものを出力するだけの者はクリエイターではないです。
AI の学習に利用された元の音声や画像等のデータの元の保持者の意向、利益を無視して第三者が極めて類似したデータを出力する方ができる状態を整えようとするとは何事ですか？
文化作品群の中に海賊版を溢れさせることが目的ですか？

●受付番号　185001345000009675

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009676

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009677

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌だし、自分が時間をかけて練習し上手くなった絵を AI でなんの苦労も無く掠め取っていき自分の絵だと公言されるなんて窃盗と変わらない。
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安。パクリや模写でも問題になって見ず知らずの人からバッシングされるのに、さらに争いの元となる AI での絵にはもっとしっかりとした規制をして欲しい。

●受付番号　185001345000009678

現在、生成 AI については元となる画像、絵の製作者の同意を取らずに作られたと思われるソフトウェアが、誰でも使用可能な状態で出回っております。
これらのツールを個人の PC にインストールし、追加学習用のデータをネットから収集して生成することも難しくはありません。これらを使用した生成物を、自ら描いたと称して公開する者も多く見受けられます。
法人であればまだしも、個人で AI を利用する事例に対して、著作権保持者が侵害であると個別に訴えることには非現実的であると考えられます。本来著作権者と無関係である AI 利用者が、著作権者に負担をかけるようであってはならず、純粋な学習のみであっても、著作権者の許可のないものは禁止することも視野に入れたほうが良いと考えます。
また AI に学習され自分の絵柄が陳腐化してしまったことにより、精神的に病んでしまった絵描きの方も実際に存在され、制作活動に支障をきたしている例もあります。
作家が生涯を賭けて生み出した絵柄・作風を何の許可もなく利用することは、それが金銭的な問題に直接絡まずとも、作家の人格を侵害する行為になりかねないと危惧しております。
またイラスト制作については世界を見ても日本が先端を走っている分野ですが、AI の扱い方によっては今後作家の数が減り、文化的な衰退を起こす危険もあると思っています。
AI 技術で遅れを取らないことも大切ですが、まずは作家の権利がしっかりと守られるような制度が必要だと考えております。

●受付番号　185001345000009679

いかなる創作物においても生成 AI の使用は反対です。すでに無断転載や画像生成 AI などで画像サイトの検索欄は汚染されていて創作での参考画像を探す際にも困ることがあります。つい最近では Twitter(現 X)でオリジナルのイラストレーターが画像生成 AI の使用者により嫌がらせを受け筆を折る事例がありました。加害者は罰せられずオリジナル側の著作権が侵害されているままの現状なのに生成 AI など正しく機能するはずがありません。

●受付番号　185001345000009680

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009681

AI による無断学習に反対します。著作権者の価値と利益が保護されることを望みます。

●受付番号　185001345000009682

5.各論点について
(1)学習、開発段階
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
1.作風や画風などの「アイデア」と著作物の要件となる「表現」の境界を明確に分けることは困難
2.「アイデア」が類似している生成物によりクリエイターの市場が圧迫される事態が想定されている
にもかかわらずこれを「著作権者の利益を不当に害することとなる場合に該当しない」とするのは不当と感じます。一人のクリエイターの人生を破壊しかねない重要な論点ですのでより一層の検討をお願いいたします。

●受付番号　185001345000009683

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009684

好きなイラストレーターがAIイラストのせいで傷ついてほしくない

●受付番号　185001345000009685

人が苦労して描いた絵をAIが勝手にパクって著作権をないものにしてしまうのは非常におかしいと思います。だから私はAIの無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009686

一個人一個人の経験や思想、感情の表れる創作物は、「AI の無断学習」に侵されるべきではないものであると考えます。
まるで土足で人の家や部屋に立ち入りそこにあるものを盗み出した挙げ句、「これらは自分が持っていたものだ」と公然と言い放ち、全てを複製して元の持ち主のあずかり知らぬ所で好き勝手晒しては勝手に作り替えていくような不気味さと心の無さ、場合によっては人権侵害すらも感じさせるような暴力行為にすら匹敵するものもあるのではと見受けられるような事案も実際多々見受けられています。
ものを作りだしていく事の出来る一個人一個人のそれまでの経験やその後の人生までも踏み躙る事をいとわない、そんな素案を通すのは今後の日本の文化を壊していきたいのかと正気を疑うばかりです。
AI の無断学習に断固として反対を致します。
本来なら著作物を生み出すような立場の人間の助けになるべきものであったろう AI が、無断学習の横行によりそういった立場の人間を害し続けているとしか思えません。
しっかりとした規約規定、また禁止事項などを設けて頂けたらと思います。

●受付番号　185001345000009687

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009688

５．各論点について

（１）学習・開発段階

【侵害に対する措置について】

カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

（イ）学習済みモデルの廃棄請求について

「学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」とあるが、現段階においても AI 生成物と人による創作物を見分けることは既に困難な段階であり、近年の AI 技術の発達速度から見ても、学習データと類似しないものを生成することができるとみなすことは難しいのではないだろうか。

先日、日本国首相の声を生成 AI によって再現し問題となった事例から、学習データと類似しないものを AI に生成させることを期待することは生成 AI の使用者の倫理にゆだねている状態であり、今後の AI 技術の発達によって、より学習データに近しいものを生成可能となった場合の責任の所在と対策について慎重な検討を期待したい。

●受付番号　185001345000009689

AI による無断学習に反対です。

●受付番号　185001345000009690

AI 学習に対して無償提供を明示していない限り全て有償であるとみなし、学習元が請求した場合は支払い義務や差止め義務が発生すると規定すべきである。
また EU 圏と同じく全学習元を明示し、あらゆる権利者からの照会と請求を容易にするべきである。
学習元に一部著作権が発生するものとし、ロイヤリティの発生も全て受け入れるべきである。

●受付番号　185001345000009691

AI による著作権侵害は折角の文化を衰退させると危惧しています。今は学習するデータが多いから困らないかもしれません。けれど誰かが生み出したものを無断で取り込み、好き勝手に生成し、データを取り込んだ人が著作権を主張したり、学習元の心象が悪くなるような事柄に手を染めた場合、批判は学習元にも向くと考えます。そうなると AI を用いずに創作していた人の心身が削れ、創作を断念する事態になれば新しいものは生まれなくなるのではないでしょうか。AI を用いて新たなアイディアが生まれるなら歓迎すべきものと思います。ですが新たなアイディアで創作の一助とするのではなく生成することが主目的となった場合、創作のために使う時間ではなく、AI 学習のためにデータを取り込む時間が多くなるのではないでしょうか。そうしてやがて創作する人がいなくなり残るものを考えた時、AI が AI を学習する、という未来になるように思えて仕方ありません。そうして世界に誇れる文化は残していけるのでしょうか。文化は AI が作り、人の手が生み出すことはなくなるのなら私はこれを憂うべきと考えます。
それを防ぐためには AI 生成した作品には著作権を認めないこともひとつの方法と考えます。必ず学習元のデータがあり、AI が生成するのであれば著作権は学習元のデータにあるのではないでしょうか。もちろん自らの手で生み出したもののみを学習元とするなら著作権は主張できて然るべきと考えます。そのためには学習元のデータを開示できるよう、AI 利用者が学習元のデータを残しておくことを求めるのが良いのではないでしょうか。AI 利用者もパクりだ著作権侵害だと言われるのは心外でしょう。それであれば、学習元のデータを手元に残したもののみ利用可にすればお互いにとって益しかないように思います。論文を書く時にも引用文献、参考文献は別添で提出します。AI 生成作品も著作権を主張するのなら、AI にも同じことを求めて良いのではないでしょうか。
AI 利用を全面否定するつもりはありません。学習の仕方、情報の取り込み方、学習元への配慮が欠けている様子が現状見られることを嘆いています。ルールが明確化され、学習を許可しない人の作品が守られ、文化のより良い発展が促されることを願っています。

●受付番号　185001345000009692

AI による著作物の無断学習に反対します。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009693

AI イラストは要らない

●受付番号　185001345000009694

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009695

AI による創作物の無断学習に反対します。クリエイターの著作権、人権の侵害にあたる。

●受付番号　185001345000009696

他人の著作物を、AI 通せば盗み放題は無茶苦茶です。

●受付番号　185001345000009697

AI 生成物のための無断学習に反対します
学習元データはすべて著作者の許諾を得たものを使用すべきです

●受付番号　185001345000009698

描く人がいなければ AI は学習できないのに、その描く人の心を守れない法律はダメです。
まずおおもとにいる描く人が描けることが大前提です。
自分の絵と似たような絵が心の無い AI に模倣されて嬉しい人を、私はまだ見たことがありません。

●受付番号　185001345000009699

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009700

個人が生み出したものはその個人のものであると考えられ、その特定の誰かが生み出したものなのかがわからないまま野放しにされ、トラブルや犯罪に繋がるであろうケースも既に多く見られているため、最早個人のモラルに任せるだけではどうしようもなく今の誰にでも使えるような状況を変え、せめて簡単に使えないような処置が求められると思います。個人の財産を赤の知らない他人に使われ、生み出したものには見返りや報酬等もない状態というのを許すのであれば今後文化の発展はないと考えられます。

●受付番号　185001345000009701

趣味でイラストを描いている者です。
いくら趣味とはいえ自由に AI の学習元にされるのは嫌ですし、描いた絵が勝手に AI から剽窃されるようになれば描いた絵を発表することも少なくなり、結果的に学習元を失った AI も共倒れになり文化の衰退に繋がると考えます。
再考をお願いします。

●受付番号　185001345000009702

生成 AI は全面禁止、もしくはデータ使用の許諾を得たものだけができる仕様にすべきだと思います。
5-1 学習.開発　現在の法律では学習だけならば問題は発生しませんが、生成 AI の問題点は
5-2 生成.利用が誰でも手軽にできてしまい、さらに元となった著作物に大して生成使用の許諾を得ていないことだと思います。
そのため、特定の方のものを学習させ、本人が作られたものと誤認させるような悪質なものまででてきています。
またそうしたものができることにより、イラストレーター、声優などその人自身が望まず、意図せず、関係ないにもかかわらず、作成したと思われることによって不利益が生じる場合があります。
現在の生成 AI は問題点があるものばかりで、イラストレーター声優などの権利を侵害していると思います。そのため全面禁止またはデータ使用の許諾を得たものだけで AI を作成すべきだと思います。
またデータ使用の場合作成者に対しての報酬が支払われるべきです。

●受付番号　185001345000009703

頑張って絵を描いても絵柄をAIに真似されるようなことがあると筆を折ってしまいたくなる人はたくさんいると思うし、そうすると新しく絵を描きたいと思う人がいなくなってまだこの世になくAIには描けないような独創的な絵が生まれるチャンスがなくなってしまいます。
また、ただでさえ人間が描いた絵でも絵柄のパクリはトラブルになりやすいのに責任の取れないAIが偶然だとしても他人の絵柄にそっくりな絵を商業利用などしたら問題になることが目に見えてると思います。
これからのイラストの世界と絵師の未来を潰さないでください。

●受付番号　185001345000009704

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009705

素案には反対です。AI の生成ポートフォリオには児童ポルノなど非合法な画像も混ざっているため使用は法に触れる可能性があります。また著作物を許可なく学習された場合、元々の作家オリジナルの表現の価値が既存されます。複製品が氾濫し、オリジナルの価値が暴落することは今後の文化の発展のためにも積極的に阻止するべきです。AI は事前に許可を取り、承認をもらった作品のみを学習するくらいの強い制限が必要と考えます。

●受付番号　185001345000009706

AI の無断学習に反対します
創作物には個人の生き様や価値観が反映されるものですし、それを他人が原作者の許可なく自由に取り扱う権利は誰も与えてはならないと思います

●受付番号　185001345000009707

参考にする著作物を AI に取り込んでも良い、と表明した創作物に関してのみ収集すべき。そこに付加価値をつけてもいい。取り込んでほしくないその人の著作物は守られるべき。搾取していいものではない。

●受付番号　185001345000009708

生成 AI の学習元データは、作者が存命の場合は許可が取れたもののみを利用していただきたいです。それでは生成 AI の利用に支障が出るというのであれば、代替手段が取れるようになるまでは利用を制限するべきであると思います。「生成 AI の学習データとして利用してもよい作品」を募集するサイト等を事業者等が設置し、同意した人のみがそこにデータを提供する、という形での利用はどうでしょうか。

●受付番号　185001345000009709

AI の無断学習に反対します
ただでさえ SNS で無断転載やグッズの転売など絵の無断転載の被害合われている方がいるというのに ai による無断複製改変商用利用ぜんぶ合法するようにする法案は断固として反対します。
「ai 絵をつくれば絵師なんかいらない」などと中にはそういった中傷被害にあわれている方もいます。
海賊版などとサイトの転載など被害が合われていて中には有名絵師の方の生成 AI のまとめとかも存在する程酷くなっているほどです。
犯罪を増長させるのではなく阻止できるように努めるべきです。
著作権者には、相応の金額で商契約を結ぶ権利があって当然です。権利を奪う法律には反対します。

●受付番号　185001345000009710

AI が画像を無断学習することに対して反対します。著作物は製作者が丹精込めて作り出したものです。機械が取り込めるようになり量産が可能になれば芸術そのものの価値が薄れていくと思われます。

●受付番号　185001345000009711

・著作権者(声優やイラストレーター等)の創作物を最優先に保護して欲しいので生成 AI への無断学習を違法にして欲しい。
・AI が生成した物で著作権を行使できないようにするべきです。
嫌がらせや金銭目的の為にクリエイターの著作物を学習させ生成した場合は重い罰則が必要だと思います。
・現在の生成 AI は技術革新ではなくクリエイターからの搾取と淘汰です。努力したクリエイターから盗み搾取するだけで何もしていない生成 AI 利用者だけが特をする法律などあってはなりません。
・出回っている生成 AI のデータセットには被害者のいる実在の児童ポルノや非道徳的な画像が含まれており、それを元にした画像も生成されています。
・文化を守るための文化庁が文化を破壊する生成 AI を法的に認めてしまうのは由々しき事態です。

●受付番号　185001345000009712

４．関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI はディープエフェクトのような犯罪行為に利用しようとそれに関するデータを集中的に学習させた例があり、悪用が怖いため、法的規制を求めます。
国内外関係なく生成 AI の学習に用いられるデータについて、現在では著作権を持つ人に対する尊重や無断学習に対する保護がされているとは言えません。クローラによるウェブサイト内へのアクセスを拒否する機械可読な技術的な制限措置を尊重する措置がありますが、それが実装される以前に投稿された多くのデータに適用させることができないと考えます。実際に X(旧 Twitter)などで投稿されているデータを無断で取り込む場合、AI が制作した絵による剽窃乗っ取りも起こっており、創作者から問題視されています。また、それに対する対策についても利用者が納得できるものはなく、絵描きソフトが生成 AI を取り入れるサービスに関しても利用者から猛反発、企画内容に生成 AI の使用禁止ルールを加えている場合もありました。このような事例から、まだ生成 AI は十分な整備がされておらず、共存できるような環境ではないと感じました。
1 種類のデータではなく複数のデータを学習させることによって AI ならではの作品が完成すると考えられますが、それによって誕生した作品は著作権を持つ作品として納得はできません。学習に使われるという時点で、使用される度合い関係なく自分が持つ著作権が侵害されたと感じました。むしろ、著作権法違反を発見されずに著作権を取得し、誰かの快楽や利益取得、犯罪行為に使用されるのではないかという不信感に満たされました。私自身、創作活動を行おうと思っても生成 AI に自分の意思関係なく学習され、自分が望まない形で活かされるのではないかという考えから SNS 等大衆の目に入るような場所で創作物を投稿する行為を止めました。そして、生成 AI によって活動を停止する創作者や AI 使用者ではないかという疑いをかけられて誹謗中傷を受ける創作者もいます。つまり、このような懸念を持つ人が多くなるほど創作文化が減退するのではないかという危機感を抱いています。
学習に用いられるデータの著作権を持つ人に対する尊重、著作権が切れていないデータについての保護が十分に整備・施行されていない現在の環境があると考えます。生成 AI の無断学習の横行・無断グッズ創作と販売など裁ききれない数多の犯罪が起こってしまうという不安を抱きました。
知名度関係なく企業や個人で創作を行う人、大小関係なく著作権を持つ側の意見、生成 AI の関係性・現在起こっている問題や事件について再度情報収集を行い、再度国民から意見募集することでこの問題について長い時間をかけて日本国内の創作文化が守られるよう納得できるまで議論し合っていくことを望みます。

●受付番号　185001345000009713

AI 生成物に著作権は行使されないと考えます。
（生成 AI での生成物をオンラインオフライン問わず公共の場に発表する行為）
著作人格権の侵害に以下の行為が当たると考えます。
（「他人に見せる目的で」生成 AI を用いて他人の創作物を剽窃し、プロンプトを用いて合成する行為）
ここで言う他人の創作物は、画像、イラスト、写真にとどまりません。
音声、映像、文章、全ての創作物がそれに当たると考えます。
人間が、創作物からインスピレーション、影響、薫陶を受け、それを自分の手で自分の創作物に生かす、真似することと、生成 AI が無作為にデータを取り込んで、プロンプトを用いて出力する事とは、成果物の生成量がけた違いに違います。
人間の力を凌駕する生成 AI による創作もどきに断固反対します

●受付番号　185001345000009714

生成 AI の利用推進に反対します。
様々な小説や絵画は、クリエイターの方が一つ一つ考案されたりするからこそ、価値が生まれると考えています。
生成 AI にクリエイターの創作物を教え、自動生成することは、クリエイターから仕事や活躍の場を奪うだけでなく、クールジャパンなどに代表される日本独自の風土や文化で育まれた芸術や芸能の消失にも繋がります。
これらの消失は、保護しようと思った時点で金銭を使って守ろうとしても手遅れになる可能性が大きく、また文化の消滅にも繋がりかねません。
現在のインターネットでは、クリエイターに無断で絵を AI に学習させ、不正な金銭のやり取りをしている方が後を断ちません。
その為、生成 AI の利用には、極めて厳しい取り締まりをしてほしいです。

●受付番号　185001345000009715

生成物の著作物性についての考え方の項目においての創作的寄与の内容が明確に示されていなかったのでもっとわかりやすく定義していただきたいです。

●受付番号　185001345000009716

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009717

原作者の著作権だけは守るべき。誰かが描いた作品を AI の学習に使っている時点でそれは盗作と同じです。盗作したものに著作権を与えるべきではない。
AI が生成したものとは言っても、その AI を動かしているのは人間なのでやはり盗作でしかない。AI 生成物に著作権は必要なく、寧ろ AI 生成の学習に使った全ての作品とクリエイターを保護し彼らにお金を支払うべき。
0 から創り出しているクリエイターが盗作者から訴えられるのはおかしい。
普通に考えれば分かることだが・・

●受付番号　185001345000009718

ヘタクソな絵でも私が描いた絵は私の物です。
どなたさまにも、AI でどうされようと、私の絵は私の物であってほしいです。
私の絵は私の物でなければなりません。

●受付番号　185001345000009719

著作権侵害も甚だしいと思います。絶対に可決しないでください。

●受付番号　185001345000009720

AI の無断学習に反対します。創作側の意見が反映されているとは全く思えません。議論も偏った立場の方からしかされておらず、著作権そのものはもちろん、創作活動すべてへの侵害に繋がると感じます。

●受付番号　185001345000009721

AI 生成を規制すべきと考えます。
AI 画像を作る時、必ず著作権を持つ画像を使用します。
それを切り貼りしてごちゃ混ぜにしてしまえば著作権が無くなるのはおかしいと思います。
実際に被害にあっている絵描きの方が既に多数 SNS で見かけます。
その方達の人権を無視していませんか？
それとネットニュースでとある芸能人の写真画像を AI 生成して出鱈目なニュース記事にしているものを見ました。
これはイラスト業界だけの問題ではなく社会問題に発展していくと思われますがいかがでしょうか？
被害が実在する人物にまで既に及んでいます。
これが政治家や著名人にまで至った場合、責任を取れる方がおられるのでしょうか？
AI 生成は絶対に規制すべきだと思います。

●受付番号　185001345000009722

AI による盗作が増えることが明らか。反対。

●受付番号　185001345000009723

AI の無断学習に反対です

●受付番号　185001345000009724

AI の無断学習による、知的財産の価値毀損に反対します。

●受付番号　185001345000009725

生成 AI の利活用の促進策は絶対に廃止するべきである。
生成 AI は、元となる著作物を盗んで、それを複製・改変・合成して出力しており、著作者の成果物を盗んで、被害者と競合する市場で叩き売りを掛ける。これにより、日本のサブカルチャーにおいて、AI 生成物に著作権を与えることは、今後の日本の文化発展を著しく阻害し、破壊する。クリエイターたちに損害を出し、現在世界に誇る日本の文化として挙げられる、歴史的創作物やアニメや漫画、イラストなどの文化的価値が低下し、文化の継承が不可能となる。
以上より、クールジャパン戦略における生成 AI の利活用の促進策は絶対に廃止すべきものと思われる。生成 AI とは著作物を含むデータを高速かつ大量に収集し、複製、改変を経て元となった著作物と類似する用途での利用に堪える程度の精度を持つ生成物を、人間と比べて遥かに短時間で大量に出力するソフトだ。「創作市場における商品である著作物」を無許諾で、かつ対価を支払うことなく根こそぎ複製し、元となった著作物と創作市場において競合する商品を廉価で、かつ大量に供給させてしまう。
また、クリエイティブ業界への政府の積極的な介入は悪手と思われる。既に創作文化は多くのコンテンツやアイデア、技術やノウハウといった文化的資源を蓄積しており、最も不足しているのはクリエイターと、それを支える周辺業種の人員であると考えられる。政府に期待するのは、特にクリエイターへの金銭的支援であり、最も好ましいのはクリエイティブ産業とその従事者に対する税制上の優遇措置であると考えられる。特にインボイス制度の存在は、クリエイターに対して制度実施以前と比べて 10%もの税負担を課すとともに、過剰な事務負担を課すことで業務効率をも著しく低下させ、クリエイティブ産業の体力を大きく削ぐものと言える。クリエイターに対するインボイス制度の適用除外等の措置の速やかな実施を期待する。

●受付番号　185001345000009726

AI の自動学習はともかくとして、それを商用利用 OK、配布 OK などということにすれば自分で絵を描く人はいなくなり、AI の学習元はなくなり、いずれ廃れます。AI の無断学習に反対します。AI はあくまで個人で楽しむものであり、AI の勉強素材や AI 生成作品全てを公的なものとしてしまうのは時期尚早かと存じます。文化の市場に AI を道具として入れ込んだら今後芸術市場はどうなるのでしょうか。AI 著作物で芸術が賄えるのであれば、法案の全てを AI に学習させて立法も何も AI に任せたら良いのでしょうか？皆様違うとお答えになることでしょう。今一度、慎重にご検討ください。

●受付番号　185001345000009727

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009728

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009729

AI 生成物の悪意ある使用による被害は出ます。絶対に
不利益を被った人が「被害者」であることを定義するため、AI 学習は許可されたのみ、名前入りが望ましい。
逆説的に、許可を出していない素材は学習してはならない。
フェイクポルノの被害にあう人が増えている。

●受付番号　185001345000009730

私は絵を描く者ではありませんが、近年発達したAIによる無断学習の影響を受け、好きな作者さんが次々に筆を折り、創作活動をやめてしまうのを目の当たりにし、非常に胸の痛む想いです。
AIに関する著察権に関する考え方として、作品を創る作者の絵柄や独自性が守られるべきであると考えています。
AIという新しい技術の使用に関し、適切なガイドラインや法制度は未成熟であり、様々な問題が生じていると強く感じ、創作物の保護、AI学習の規制等を強く進めて頂ければと思います。

●受付番号　185001345000009731

AI の無断学習に反対します
「AI と著作権に関する考え方について」の内容はクリエイターの権利を侵害するものであると考えました。

●受付番号　185001345000009732

小説家です。
表紙、挿絵でイラストレーターさんには大変お世話になっておりますが、最近生成 AI のイラストを使用して気軽に自分の小説の表紙を作成している方をよく見かけます。
美しいイラストを使ってたくさんの方に読んでもらえる機会を得ることは、良いことのように思えます。ですが、長い目で見ると違います。
誰もが美しいイラストを簡単に使えるようになったとき、イラストレーターさんにお金を払ってイラストの依頼をするでしょうか。そうなったとき、イラストレーターさんは仕事を失います。新たなイラストは描かれなくなり、そのデータを利用して作り出されるイラストは停滞し始めると思います。
これは文化の停滞以外の何物もありません。
規制を切に願います。

●受付番号　185001345000009733

AI と著作権に関する考え方について の意見
3 生成 AI の技術的な背景について
生成 AI による生成物は学習データの切り貼りではないとされる
とあるが生成の動作メカニズムは切り貼り合成かは素人目では判らないものの 学習データとほぼ完全に一致する画像を出力した例も多く報告されており 実態として切り貼りと変わらないのではという批判もある中で 切り貼りでない とされてる事に疑問と著作権者を軽視されているように受けた
5 各論点について 1 学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
生成 AI の場合複製に近い粗製の生成物が創作市場に今までの何百・何千倍の数で流通した場合市場における競合の損害は市場の崩壊に繋がりかねなくまた著作権法では対応できないのではと懸念がある
そうなった場合のクリエイターを守る提言を文化庁はされなかったのか残念に思う
生成物の氾濫からクリエイターや著作物を保護する新法が必要に思う
オ海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
契約を結んだ提供者から提供されたデータのみを学習に用いる オプトイン方式を採用するのが生成 AI 開発において本来の筋にもかかわらず何故しないのか。
ネット上の無断転載著作物・個人の肖像や実在する事件の被害者などの画像を収集した海賊版を見分けが難しいから学習データ使っても致し方がないから認めろと主張することは断固反対する。
2 生成・利用段階
コ学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について
データセットの開示義務はすべき
文書開示命令は実効性のあるものの被害者の負担が重く 義務化した方が第三者視点で 30 条の 4 が適法に運用されてる事が確認しやすく思う
3 生成物の著作物性について
著作物性を認めることには反対する。
AI 生成物を反社会的勢力等がアップロードした場合既にアップロードされた生成物が判断されるには現実的には訴訟の場において裁判所がされるまで判らないので類似した作品を制作したクリエイターは著作権侵害で訴えられる可能性や応訴や脅され示談金を払ってしまったりして経済的な損失やマイナスのイメージが類似した作品につき仕事に支障をきたしたり創作意欲低下など様々な問題を引き起こし市場の衰退・崩壊させる危険性も考えられるため反対する

全体的に生成 AI 技術によってもたらされる社会的な利益については具体的な検討をしていない・著作権者の権利を文化庁は考えていないのかという法案に感じます。
意見の場をありがとうございました。
どうぞよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009734

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009735

【項目名】
１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
（４）その他の論点について
６．最後に

AI の無断学習に反対します。クリエイターの方達の著作権などの権利や、受け取るべき利益が損なわれることなく活動できる機会が保障される法整備を強く望みます。また、それらを侵害する AI の無断学習を用いた活動の抑止が適切に行われる法整備を強く望みます。

●受付番号　185001345000009736

絵を描く人それぞれが持っている絵柄は、その人が長い間技を磨き続けて獲得してきた個性であり、いわば「人格」にも等しい。そういった「人格」を機械の力で無造作に抽出して労力もかけずに同一の絵柄を量産して個人の名誉や価値を毀損するだけでなく、金儲けや嫌がらせのために用いられているケースも散見される。そういったことをする人々は、口を揃えて「これは違法では無い」と反論する。違法でないなら他者の思いを踏み躙ってもいいのだろうか。AI の絵柄トレスを合法化することがどういうことなのか、お偉いさんがたにも考えてみて頂きたい。

●受付番号　185001345000009737

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009738

「（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似
性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との
関係で著作権侵害とはならない」
他人が AI を利用し出力したものが、作風や画風の類似性から、元の著作者による著作物と誤認される可能性は十分にあり得ると思われる。
学習元の著作物で表現したかった内容と乖離したものが生成される可能性もあり、それが著作者の著作物と誤認された場合、不利益を被っていると言えるのではないか。
また、著作物の創作的表現を出力させる意図の有無に関わらず、著作物を無断かつ無償で使用し、商品等を生成可能である点は、創作をするに辺り受け入れ難いと感じる。
著作者に対し著作物の利用の対価が還元されないため、文化の縮小に繋がると思われる。
生成 AI への無断学習に反対する。

●受付番号　185001345000009739

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009740

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009741

AI は著作権の侵害をもたらします。
現実に AI の悪用により被害を受けたクリエイターが多くいます。
生体 AI 反対です。

●受付番号　185001345000009742

画像生成 AI に反対です。
生成 AI の学習に無断で作品を使われる事を禁止して欲しいです。

●受付番号　185001345000009743

AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000009744

1.AI と著作権に関する考え方について（素案）　本文 p.16
　生成 AI に関して、享受目的が併存すると評価される場合　について
「(例）いわゆる「過学習」(overfitting）を意図的に行う場合」と記載があるが、たとえば画像生成 AI に関して、学習時に特定の作家名や作品名などのタグと画像データを対応付けたデータセットを利用しているケースが存在する（タグの例としては、[redacted]、機動戦士ガンダム、など)。
このようなタグ付けが、いわゆる「過学習」(overfitting）を意図的に行うケースとどのように区別されるのか、またはされないのかが明確になっていない。
そのようなタグ付けは、状況によってはこの素案で想定されている状況と同程度に特定の作品群に共通する表現の複製を可能とするものであり、現状多くの画像生成 AI でそのようなタグを利用可能である。この点の明確化を求める。
2.既存著作物の複製を出力可能などの欠陥のある生成 AI モデルの配布に伴って、違法アップロード・違法ダウンロード等が発生するか否か
生成 AI は Web サービスとして提供されるほか、ニューラルネットワークの重み情報などのデータで配布され、AI 利用者が保有する個人のマシンや、AI 利用者が契約するクラウド環境などで実行されるケースがある。
既存著作物の複製を出力可能な欠陥がある AI モデルの存在を想定した場合、生成 AI を配布した AI 事業者は違法アップロード、ダウンロードした AI 利用者は違法ダウンロードの責任を問われる可能性が考えられる。この点についての明確化を求める。

●受付番号　185001345000009745

著作物が保護されずにAIで使い放題になってしまったら
誰も創作しなくなってしまいます。
クールジャパンと謳っているのにそれを喪失することになります。
日本には資源もなく土地（領土）も少ないのに先進国で居られるのは
物作りやクリエイティブな人達がいるからです。
オタク産業は日本の資源です。
都内ではあちこちのお店のアニメやゲームのグッズの袋を
両手いっぱいに抱えて駅に戻る外国人観光客はとても多いです。
なのにAIによってゲーム･マンガ･アニメといったオタク産業が無くなってしまうのです。
どれくらいの損失になると思いますか？
クールジャパンではなくなった日本には他に世界に発信できるものはありますか？

●受付番号　185001345000009746

国の AI の開発推進、支援は大いに指示するが、ここでいう AI は抽象概念を理解し、思考し､解答を導き出す真の AI の事であって､無作為に収集した画像データをパターン解析し、収集データから切り張りして画像を合成するという､「AI もどきの画像合成プログラム」の事ではない。
個人の人権を侵害する無許可､不法アップロード画像等､ネット上の違法画像データも含むデータベースから合成される画像に著作権を認めるのは愚劣極まりない行為である。写真表現も含む、絵画、イラスト、コミックアート等の作品は、作家のアイデンティティそのものであり、不法な使用は人権蹂躙に他ならない。
勿論、ネット上に上がったこれらのデータが無作為に取集されることは避けられない事であり､その全ての権利を保護する事が困難であることは認識しているし､学術用の学習データとして適切に扱われる限りにおいては、そのプロセスを研究活動として受け入れる事にはなんら反対しない。
しかしながら、内容に倫理的な問題を孕むこれらのデータベースを何の精査も無しに商用として公開する事は基本的人権の侵害を助長し、作家の権利を著しく侵害する行為に他ならない。
大手の IP ホルダーが、自社のコンテンツを学習データとして用い、新たな作品を生み出すことについては､クライアントである企業とデザイナー､作家との間に適切な利益分配契約が成り立っているのであれば問題はないと考えるし、コンテンツ大国である我が国が支援するのは、このような作家､表現者個人の権利を守り､かつ新たなコンテンツを生み出す活動を支援する事であると考える。
思考、学習とは、自発的に周囲の環境や物事、出来事を咀嚼し、新たな解釈を生み出すことであるが､現状の「生成 AI と呼ばれる剽窃プログラム」は､人為的にデータを「喰わせる」ことで成り立っており､インプット以上に洗練され､新たな価値を産み出すものではない。インプットが枯渇すれば結果が劣化して行く事は目に見えている。作家､表現者個人と同様､支援するべきは AI の研究者、技術者や基礎研究そのものであって、個人の成果物があって初めてそれを利益に変える企業が存在できるのである。開発者、研究者と作家、表現者は等価であり､現状の作家､表現者を貶めるような方向性は､最終的に進化の袋小路でしかない。つまるところ､「真の生成 AI」を作り上げるのであれば､先ずは作家､表現者の権利を守り、これを支援するのが先決だという事であり､不完全かつ悪用が容易で､最終的に全ての事物の価値を矮小化してしまう「生成 AI と呼ばれる剽窃プログラム」の現状での利用推進は、文化の破壊にほかならず、一度失われたら二度とは基に戻らぬという事実に基づいた支援、利用、運用方針の策定を望むものである。

●受付番号　185001345000009747

クリエイターが編み出した本人の絵柄が学習に使用され何千枚も合成されているうちに、一瞬で「よくある絵」にまで価値を毀損されると考えられます。
AI 技術自体は素晴らしいですが、クリエイターの尊厳を守るため、以下の 2 点を盛り込む必要があると考えています。
・AI 学習に使用するイラストは作者の許諾を得たもののみとする
・学習にイラストを提供した作者には報酬が支払われる
ご検討宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000009748

個人の娯楽目的かつ著作権の侵害にならない範囲において著作者へ無断で著作物を用いた学習をＯＫとする、方針に反対です。
「無断学習」を OK としてしまうと学習 AI ツールを作成、利用、頒布する者に学習素材の正当性を証明し利用者に開示する義務が生じないこととなります。
つまり、悪意のあるなしにかかわらず、AI を利用する人々の多くにとって、その AI ツールの学習に使われた素材や出力物について誰かの著作権を侵害するものでないか判別をつけることはできません。
私自身も絵や漫画を書く身ですので、非常に危機感を感じています。
クールジャパンを守りたいなら、超えてはならない一線があると感じます。

●受付番号　185001345000009749

特定のイラストレーターの絵を学習し、学習モデルをして生成されたイラストを使って成り済ます等の嫌がらせを行う人がいます。
そういうことが野放しに行われています。この嫌がらせを行った人物は罪に問われません。
法整備を行い、どのような場面で AI を活用していくのかをはっきりすべきです。
また、A という人物の絵柄を学習して出力されたものを B という人物が無断で仕事に利用したり、商売にしようというのは、A という人物が自分の絵を学習させて使うことに強い違和感を覚えます。

●受付番号　185001345000009750

AI 学習によるイラストの作成は、学習に使用されたイラストの作者本人が一昼夜にして得たものではなく長く辛い時間を経て犠牲も出して生み出したものです。それを赤の他人が僅かな時間で傍若無人に書き換える行為であると考えます。
それは、言ってしまえば産んだ子供を赤の他人が勝手に教育し別の何かに仕立て上げ金銭的搾取をするのを黙ってみているしかない状況です。
断じて許せません。

●受付番号　185001345000009751

息子は絵が好きですが、中学生の時点で「もう絵を描いてもそれを仕事にすることは出来ないだろう」と悟ってしまいました。既に描いている方は野放図な AI に血と汗の結晶を奪われてたいへんな苦痛を強いられていると思いますが、これからの人は、もう作らなくなると思います。クールジャパンといって売りにしていたものは、もう作られなくなると思いますし、AI を駆使して作るなら、ジャパンでないところの方がもっと上手にやると思うので国の売りにはもはやならないと思います。
一体なぜ、何のために、日本に何の利益があってこのような方向性に進もうとしているのか心底謎です。創作物は工業製品ではありません。むしろ守って育てなければ、先細りでこの分野でも他国に負けて終わるだけだと思います。

●受付番号　185001345000009752

AI 著作権法に反対します。
あらゆる著作物はそれを作成した作家、作者の物です。
ネット社会になり発表の場がネットが中心になっている世の中で
その著作物を許可なく AI に学習させる行為は
盗作といえると思います。
それを法律で可能にする行為は
盗作を推奨する行為に等しいと考えます。
ですので AI 著作権法などという法律を制定するのはやめて頂きたいです。

●受付番号　185001345000009753

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009754

この素案を通す事は著作権侵害を奨励する行為です。
全てのクリエイターが被害を受けるという、あえて言いますが頭の狂った考えなので今すぐに破棄してください。

●受付番号　185001345000009755

SNS やイラスト投稿プラットフォーム等の、インターネットにアップロードした作品が大量に無断で素材として使われている状況に憤りを感じます。作品の作者へ利用料も支払わず勝手に素材として扱った上、AI 生成画像を販売する厚かましさにストップをかけてください。画像生成 AI 製作者には作品元の作者への敬意が欠けています。

●受付番号　185001345000009756

３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
ウ.生成 AI が生成物を生成する機序の概略は、特定のものを表すものでない一般的なキーワードで画像生成したにも関わらず、特定の人物やキャラクター・映像作品に酷似した画像が多数生成されている例を見るに『学習データの切り貼りではない』とするのは誤りだと考えます。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念＞ の 1 や＜AI 利用者の懸念＞1 は、正に上で述べた通り『意図せず著作権を侵害してしまう』(この場合は肖像権にも関わってくると思います)例だと思います。
その他の懸念の声も半数以上が AI 生成物を公衆送信した後の問題であり、またそういった懸念が生まれるという事は「著作物を間接的にでも利用した」と感じているからなのではないでしょうか？
５．各論点について
（１）学習・開発段階
実際多くの著作物が学習に使われている事は紛れもない事実ですし、生成 AI は学習したものが著作物であるかないかに関わらず学習があって初めて成り立つシステムです。
AI 規制反対派の中にはこの項で上がっている著作権法第 30 条の 4 を持ち出し「AI への学習に著作物が含まれていても法に触れないし、AI 生成物は著作物ではないので何をしようと問題ない」とする方々がおりますが、まず法第 30 条の 4 自体が技術開発の為のものであると考えられた為、当てはまるのは学習・開発段階の話であり AI 生成物は別の話になるのではないかと感じました。
最後に
私個人としては、AI 生成物の公衆送信は個人利用の範囲を超える故に規制が必要と考えます。
人間が色々な著作物を切り貼りし、「自分の作品です」と発表したら著作物の無断使用に当たると思います。
ただ、切り貼りに使用したものが著作物ではない場合問題ではないでしょう。
しかし生成 AI の場合、生成 AI 自体はいちツールであり、人間にはできない・判別できない精密なレベルでデータの切り貼りに近い事を行い、切り貼りに使用したものが著作物かどうかの判別をしません。
私個人の意見としては以上の様に著作物を改変して出力しているだけに過ぎないものと考えていますので、生成されたものを公衆送信する行為は、著作物の転載と変わらないと考えています。

データセットに著作物が含まれない・もしくは学習後にそれを抜いて自分の素材だけを学習させたら出力が可能な形態の AI を提供することも、結局は問題が生じてしまうと思います。
前述した通り、生成 AI は学習したものが著作物であるかないかに関わらず学習があって初めて成り立つシステムです。
著作権が含まれないまま学習されれば出力結果は良いものになりませんし、著作物を使用してトレーニングした後著作物を除去できたとしても、こちらも出力結果は良いものにならないかトレーニングに使用した著作物に影響を受けたものが出力されるかです。
現状の AI は使っただけで著作権法に触れるかもしれないという危険ツールです。
しかし同時に、ツールそのものに善悪はありません。これはどの道具も同じだと思います。
私の思う生成 AI と著作権の課題は、たとえ AI 生成物に著作権が生じず、また著作物に似ていなくとも、出力されたものが大方著作物や肖像権・パブリシティ権等々何かしらの権利で守られているものに依存したものであり、それにも関わらず生成物に関して何も規制が無い事です。
そんな AI 生成物を公衆送信を伴う利用をする行為は、広く浅く著作者の利益と未来を奪うと考えられます。
開発段階で何かしらの著作物が使われた場合、生成物そのものに著作権はないものの「著作物が無ければ作成され得なかった」と考え、AI 生成物に規制を設けて著作物ひいては著作者を守る仕組み(AI 生成物の公衆送信は禁止にする等)を作り、開発との仕組みをしっかりと線引きすることが必要と考えます。
それは著作権法第 30 条の 4 が目指すところなのではないでしょうか？

●受付番号　185001345000009757

イラストレーターががんばって描いた絵をパクる、AI 絵師と名乗る人たちを許せません。
イラストレーター本人もやめるように喚起しているのに、収束に至らないケースがありました。このようなことがきっかけで、応援しているイラストレーターに筆を折ってほしくありません。
イラストに限らず、二次創作などの一切を含む全ての芸術作品において、AI による作品生成の規制を求めます。
特に、赤の他人の作品を AI に学習させ、自分の作品だと言い張る人の罰則規定を設けてください。

●受付番号　185001345000009758

1.はじめに：生成 AI は人の作品と見紛うようなコンテンツを生み出せるとあるが、人の作品の切り貼りをしているからだ。生成 AI 利用者は創作活動をするクリエイターではない。【生成 AI と著作権の関係を直接的に取り扱った判例及び裁判例は本報告の時点で未だ乏しい】とあるが、判例や裁判例がないので合法という解釈は誤りである。法整備を行うべきだ。
2.検討の前提として：(1)生成 AI の利用者は著作物を無断で使用し特定のクリエイターの作品と誤認させ商用利用を行う等公正性に欠け、著作者による AI 学習の拒否も構わずに利用できる現状は著作者人格権及び著作権を蹂躙している。生成 AI は文化の発展に寄与することを目的とする著作権法と整合性が取れない。電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用では権利者の許諾を得ることなく著作物を利用することができるとあるが、生成 AI 開発・利用はこれに該当しない。(2)ア「柔軟な権利制限規定」の制定に至る背景と経緯：【大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す】とあるが、著作物を多く集めて合成することで法律違反を免れるのは脱法行為であり、どの著作者・作品の被害かを攪乱させ被害を不透明化させる。イ法第 30 条の 4 の対象となる利用行為：生成 AI の生成過程と結果、公開、商用利用は著作物に表現された思想や感情の享受が目的であり利用者は【著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者】だ。このような行為は著作者の利益を不当に害するため、権利制限の対象外である。ウ「享受」の意義及び享受目的の併存：著作物を情報解析の用に供する場合は【当該著作物に表現された思想又は 感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合】に当たるとあるが、生成 AI は画像等の元のデータがないと成り立たないため、AI 学習目的で著作物を読み込むことは著作物の創作的表現を享受し又は他人に享受させている。
3.生成 AI の技術的な背景について：(1)ウ生成 AI が生成物を生成する機序の概略：生成 AI の生成は【学習データの切り貼りではないとされる】とあるが、誤りである。(2)LoRA は特定の著作物の創作的表現を享受している。
4.関係者からの様々な懸念の声について：クリエイターにとって作風はアイデンティティであり、他者がそれを用いて行う不道徳な行為は個人の尊厳を蹂躙する。違法にアップロードされた著作物の AI 学習はその例だ。
5.各論点について：(2)ケ権利制限規定の適用について：【生成 AI の生成・利用段階においては、生成指示のための既存の著作物の複製等(プロンプト入力)や、既存の著作物に類似した生成物の生成、出力された既存の著作物に類似する生成物の利用といった場面で、既存の著作物を利用することがあり得る】とし【権利制限規定が適用され、権利者の許諾なく行うことができる場合がある】とあるが、生成 AI の生成・利用で特定の著作者の作品を標的とした AI 学習や生成物を特定の著作者の作品と偽る・誤認させる行為、著作者や著作物の印象を損なう行為、生成物の公開や販売等の私的使用を逸脱した複製が氾濫しており、権利制

限の適用は不適切だ。コ学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について：著作者は創作活動を生業とする人に限らず、趣味で行う人や未成年者もいる。学習に用いた著作物等の開示では著作者の経済的負担を軽減する措置を国が行うべき。(3)生成物の著作物性について：生成 AI の生成物の著作権法による保護には反対だ。特定の著作者が作ったように認識させる生成物は著作者の利益を損ない、創作や公表の自由を奪う。無断使用により著作者の人権を侵害する生成 AI は公共の福祉に反し、著作権法の著作者の権利を保護し文化の発展を促進するという目的を妨害している。イ生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について：【AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高める】とあるが、創作的表現は人間の意志でのみ行うことができ、【創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示】への応答は生成 AI に用いた創作物の創作的表現を基にするため AI 生成物自体には創作的表現はない。【生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返す】場合も同様だ。

著作権は国際的に認められている人権だ。この遵守を怠る日本政府は人権蹂躙をしている。素案は生成 AI が人の創作の方法を学ばないこと、生成 AI は画像データをコピーできるが人の描画では完全に再現できないこと、生成 AI の生成速度は著しく速いこと等、単純な思考が欠如している。人の創作と生成 AI の生成は別物という現実を受け入れるべき。

●受付番号　185001345000009759

技術（AI）が高度なコト、危険なコトが出来るから
気を付けようという観点とは別に
何の問題がある、何を発展させたい、というAIが出来ること（出来そうなこと）
を公的な文書に記載してほしい
２．（２）ア　について
＞付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。
イノベーションについて、具体的にどのような物かを書くことは難しいと思うが
・国の問題の対策（少子高齢化、インフレ）
・発展（金融やエンターテイメントなどAIで発展しそうな分野）
に対して、期待しているなど
テーマが「AIと著作権に関する考え方について」のため
本質と異なる提出意見となると思いますが
そもそもAIをどうしていきたいのか、分かるようにしてほしい

●受付番号　185001345000009760

ai 自体は悪意も何もないとは思うけど悪意を持って使う人が多すぎるためこの考え方では誰も守らないと思います。イラストを描いている人が守られないとイラストを描く人も減ってしまうと思います。ai に無断で絵を読み込ませても得をするのは悪意を持って利用しようとするだけだと思います。とにかくイラストを描いている人の著作権が守られなければいけないと思います。

●受付番号　185001345000009761

AI の無断学習に反対です

●受付番号　185001345000009762

AI の無断学習に断固として反対いたします。
創作をされている方々への尊敬の念が全く感じられず、ただただ残念です。今現在 AI を使ったイラストの盗作等がどれだけ問題視されているのか文化庁の方々は知らないのでしょうか？知っている上でこのような提案をなされているのでしょうか？ご存知ないのだとしたら情報弱者であると思わざるを得ないですし、ご存知であるのでしたら人の心が無いのでは無いのかと思ってしまいます。1 から作品を作られた方の創作物を 1 データとして取り込むことを許可し飽きた、安っぽいと勝手に価値を毀損される可能性があるものを無断で、更には無銭で行うことを許可されることは創作者への冒涜であると考えます。こんな法律がまかり通る訳がなく、なおかつこのようなめちゃくちゃな法案を秘密裏に推し進めようとしている無神経さに驚愕いたします。

●受付番号　185001345000009763

- P17 作風の模倣について
このような作風模倣生成 AI は既存の生成 AI に追加を行う LoRA"と呼ばれる形式で単体で配布されており、学習素材をある程度明確(作者名及び投稿サイト名)にして配布されている場合が多い。このような学習素材が明確になっているかつ作風の模倣を明確に意図し、作者を単一(もしくは特定少数)に限ったた LoRA については、skeb 等の依頼サービスがある程度普及していることを踏まえると"利益を不当に害することを目的とした AI"という捉え方もできるのではないか(いわゆるパロディ漫画などはパロディを行う者が能動的に作成をするのみ(=単なる別作品)だが、生成 AI は利用者の指示のもと生成を行うのであって、このようなサービスで依頼を受け付けているクリエイターの利益を大きく害する可能性が高い)"

●受付番号　185001345000009764

AI の無断学習に反対します
悪用が怖いので法的規制を求めます

●受付番号　185001345000009765

現行法を変える必要性は無いと思う。
実際に出力された作品のみを焦点に類似性、依拠性などを見るべきで、
何を学習したか、というのは人間であっても機械であっても内心の自由（正しい使い方では無いと思うが）のように守られるべきで、
公開されなければならないという考えは危険だと感じるから。

●受付番号　185001345000009766

AI の無断学習に反対します。自分の絵を勝手に AI 学習に使われたくないです。

●受付番号　185001345000009767

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009768

悪用が怖いので法的規制を求めます
今の時点でも悪用されまくりのネットの騒ぎを見てると思います

●受付番号　185001345000009769

AI 創作物により、応援している作家が筆を折るということがすでに起こっています。AI 創作物にたいし著作権を認めるということは今後さらに筆を折るであろう創作者を生み出すということです。
AI はあくまでも情報を取り込み吐き出すもので 0 から 1 を生み出すものではありません。他人が長い時間をかけて培ったものを横から掠め取りただ情報として取り込み吐き出す AI 創作物にたいし著作権を認めるというのは道理が通らないことです。AI 創作物に著作権を認めるのは反対です。

●受付番号　185001345000009770

AI による学習およびそれによって作られた作品を保護することに反対です。
苦労のすえ完成させた絵や文章が AI に取り込まれ、類似した作品が出回ることにより、元の作品が貶められることは、あってはならないと考えます。
また、これはクリエイターの首を絞める行為であるとも考えます。
クリエイターの保護の方が遥かに大切です。

●受付番号　185001345000009771

AI を活用していくことは重要だと考えます。しかし SNS 上でも、AI イラスト生成者とイラストレーターや個人の趣味的なイラスト、創作物が無断で AI 学習に利用されて、トラブルになっている場面を目にします。絵描きやクリエイターの著作権を蔑ろにし、創作に対する意欲を奪うことは、日本の創造性を奪い、クリエイティブな市場を縮小させることに繋がるのではないかと懸念されます。
クリエイターの著作権、著作人格権が守られるような法整備をお願いいたします。日本の創作技術が、AI に消費してされ、犯罪に使われたり、食いものにされるようなことがなく、法的にもトラブルから守られるようにして欲しいです。

●受付番号　185001345000009772

AI で他人が一所懸命描いた絵を吸わせて抽出したものがオリジナルなんて馬鹿げています。
人間の創造性を貶め、邪魔するために AI って使われるんでしょうか？
まったくのトレースでなくともデザイン性が類似しているという理由で訴えられた判例は少なくはないのに、何故 AI だとそれが不問になるのか。
そもそも AI が、創作したくてもできない(やる脳みそがない)人間をクリエイティブ職に就かせられる素晴らしい発明なんていう論調もありますが、アスリート向きでない運動能力の人間にさまざまな薬剤をドーピングしてオリンピックに出場させるぐらい、愚かなことだと思います。自分のオリジナルで勝負できないのであればクリエイティブ職に就かなければいい。人には向きと不向きがあるのですから。
絵も物体も何でもですが、自らの経験や美徳、発想を総動員して苦しみぬいて産み出すものを信念もない金稼ぎだけの愚か者の食い物にするというのであれば。
クールジャパンなんてものは滅びるしかないでしょう。

●受付番号　185001345000009773

私は AI のみで作成した著作物に著作権を与えることに反対します。また AI を著作物に使用した際、使用したデータセットと学習データの開示と AI 利用箇所の記述を義務付けるようにして欲しいと考えています。
また、無断での著作物のデータ収集の禁止処置、または研究目的では可でも商用目的での無断データ利用の禁止をするように法改正して欲しいと考えています。
現状の法律での AI 利用は、文化を食い物に商売人達が効率良く？儲けるためのものであり、過去から未来の AI を使用しない著作者の権利を奪うものとなっています。
実例としてイラストレーターの絵柄を模倣し、嘘の著作物違反報告を行いイラストレーターの活動を休止させ、さらに本人に成り変わろうとしている画像生成 AI 利用者が出てきています。
また、まだ知名度が低い駆け出しのイラストレーターは AI 利用の蔓延により筆を折る事も起こっています。これはイラスト/漫画界隈だけでなく、音楽等の芸術界隈でも同様だと思います。AI 利用の規制が足りないことにより、新規の AI 不使用の著作者が減り続ける一方です。
現時点での AI は AI の著作物自身のみでの学習だと、どんどん劣化が進んでいくと聞いています。
既存著作者の権利が守られず、AI 著作物を規制せずに放置すると、データの学習元も少なくなり、新しい表現も生まれづらくなります。
もちろん AI でないと不可能な新しい表現というのも存在するかと思います。
ただ、それも無数の無断利用の著作物の上で成り立っているものなので、もし著作権を主張するなら、学習許可がされた著作物で行うのが筋かと思います。
そもそも、現状多く見られる AI 利用は文化の発展に貢献する新しい表現などではなく、ただの著作物の盗用である場合が多いです。
また AI の特性として著作物のパターンの大量生産が可能という点があります。
AI 利用著作物の著作権を認めてしまうと、学習元(模倣元)の著作者よりハイスピードかつ大量に著作物を作成する事が可能になり、学習元の著作者の著作物が陳腐化するなどの被害が起こります。これでは、著作者はインターネットに著作物を公開しなくなります。
特定の模倣元が無い(複数の模倣元を混ぜた)AI 著作物だとしても、大量生産が可能という点で基本的に AI 不使用著作物と競合するため、新規(初心者/中級者)の AI 不使用著作者に厳しい環境になり、多様性が損なわれることとなります。
AI の利用によって芸術のさらなる一般化が起こり、多様性が増すという意見もありますが、AI 利用が市民権を得た場合、クオリティが高いとされる著作物の陳腐化が加速し、簡単に作成できるため飽きも早く、AI 不使用著作者で高クオリティなものを作ろうとする人が少なくなっていきます。そのため文化の多様性も失っていくと考えられます。

このままだと様々な分野で文化の衰退が起こり、文化の多様性が損なわれると考えるので、私は現在の「AI と著作権に関する考え方について（素案)」だと AI 規制が足りていないと考えています。

●受付番号　185001345000009774

AI の無断学習を拒否します。
それでは自民党が無断で裏帳簿を作るのと同じです。
また日本の会社が行う創作物と一般人が行う創作物が
衰退し、デメリットのみになります。

●受付番号　185001345000009775

私はAIはこれから人々を豊かにする技術であってほしいと考えています。
はたして、現在のAIは人々の生活や娯楽を豊かにできるでしょうか？
　AI で生成された画像は既存の写真データやイラストレーターが描いたイラストのデータや、今を生きる人の顔写真などがAI学習として取り込まれています。
　身近な人の顔と不適切な写真の画像が組み合わされて生成されるかもしれませんし、全年齢向けイラストレーターの絵柄で子供に見せられないような不適切なイラストを生成し、それを誰もが見ることができるインターネットにアップロードをする人もいます。
　それにより誰が何をしたのか、だれが何を表現したのか、その責任はどこへ向かうのでしょうか？
AI を使う人の中には、悪意を持ってイラストレーターの作品を改変し、人を傷つける目的で使用しています。
　安心して表現活動が行わなければ、日本の主な産業となるカルチャーは衰退していくでしょう。
　私は、私が描いたイラストを他者によってAI学習し、誰かが描いたほかのイラストや画像とまぜてただけなのに「制作物」と騙られたくありません。イラストや絵画はただの物や画像ではないのです。
たとえるならば、あなたの家族が作ったホワイトシチューが入った鍋に、あなたがテイクアウトしたラーメンを入れて混ぜて、ほかの人に提供する行為についてどう思いますか？
クリエイターが安心して作品が作れるよう、作ったものを守れる権利、法整備を早急にお願いいたします。

●受付番号　185001345000009776

ＡＩがクリエイターの作品を無断に学習することを反対します。

●受付番号　185001345000009777

利益相反に関して
研究に関する発表・講演を行う場合には基本的には利益相反（COI）の開示が必要とされます。これは
資金提供をしている企業や営利団体の利害と関係する事が想定される場合、研究成果に疑義が生じても、適正に申告されておれば、研究者の立場から適切に説明責任を果たすことが可能となるからです。もちろん、今回の「AI と著作権に関する考え方について」や「AI 時代の知的財産権検討会」は研究の発表の場等ではないし、特定の 1 企業の支援を受けてのものではないため上記のような利益相反の開示が義務はありません。

しかしながら、生成 AI を巡る今後の法整備の内容によって多大な利益を得るであろう企業と一方で職を失う・収益が大幅に減るであろう俳優・芸能人・イラストレーター・声優・デザイナー・クリエイターではないが代替されうる職業に就いている人が受ける影響は非対称です。生成 AI を推進する文化庁や AI 時代の知的財産権検討会の姿勢には前者への優遇措置と受け取られてもおかしくないものが数多く見られます。既に海外では生成 AI 導入に伴って様々な形でクリエイターの権利を侵害し、企業や場合によっては無関係な第 3 者が歪な収益を得るという事案が日々増加しており、裁判が頻繁に発生するまでに至っています。日本でもクリエイターの権利・利益を犯すような事案を私のような部外者が見かける程度には増えており、クリエイターの方々が怒りをあらわにするのも当然のことと思います。。

今回のパブリックコメントのとりまとめを行う人も含めて、金銭や役職を見返りに特定の人・団体に便宜を図るといったことなく適正な処理をされていることを示すためにも生成 AI の方策に関わる人は「団体での役員．顧問」「株保有・利益など」「特許使用料」「講演料」「原稿料」「研究費」「寄付金」「寄付講座所属」「贈答品などの報酬」「試薬・機器・役務等の供与（将来的に打診・確約されているものも含む)」といったことを全て開示してはいかがでしょうか？

２．検討の前提として,（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理,イ　法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
元々の文言として「技術の開発等のための試験の用に供する場合，情報解析の用に供する場合」という但し書きの上で第 30 条の 4 は学習への利用を規定しています。著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）についてにおける「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例でも「所在検索サービス」や「情報解析サービス」を挙げており、生成 AI は基本的に想定されていません。「享受」の意義及び享受目的の併存の項目では「享受」の定義を挙げていますが、「生成 AI を推進したい人」、「生成 AI を規制したい人」の間ではこれを含め第 30 条の 4 に関して真逆の解釈をしています。法律の専門家ではない私たち一般人正確な解釈をできていないと言われればその通りかもしれません

が、一般社会内で真逆の解釈を生じうる法律は適正に運用できるものでしょうか？また生成 AI を推進したい人の間でも解釈に非常に幅があるためそれぞれの利用者が自分なりに信じている適切な利用を掲げそれぞれの人が勝手にしているのが現状です。

誰もが共通の認識を持てない法律を運用する以上、個別の事例においてもその場その場で毎回違う司法判断が下されると十分に考えられ、司法が規制・推進いずれ寄りの判断を下すとしても納得できるものが下されるか非常に疑問です。人によっての解釈の誤差が発生しないようせめて享受を含めた文言の厳格な定義を解釈の差が発生しない程度に明確に示すか一部の法改正をすべきではないでしょうか？

●受付番号　185001345000009778

p31.【侵害に対する措置について】エ
＞(2) AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合
＞ AI 利用者が侵害の行為に係る著作物等を認識していなかったなどの事情により、著作権侵害についての故意又は過失が認められない場合においては、著作権侵害が認められたとしても、受け得る措置は、差止請求に留まり、刑事罰や損害賠償請求の対象となることはないと考えられる。
AI 利用者自身が、著作権侵害・肖像権権侵害をしていないデータを利用していると断言・証明できるような、学習データの管理基準が確立されていない、管理できる技術レベルに至っていない段階の AI ツールを使用していること自体が問題である。
学習データが膨大な量であることは前提ではあるが、「AI 利用者が侵害の行為に係る著作物等を認識していなかった」時点で利用者側の管理不行き届きによる過失であるため、学習データの管理については厳密な基準を設定するべきである。
また、学習データとして利用された側の人間が、事前に明確に AI 学習への利用を禁止している作品であるにもかかわらず、AI 利用者が学習データとして使用していた場合は、特に厳罰化するべきである。

●受付番号　185001345000009779

個人からの意見提出です。
だれの作った作品であろうと、勝手に機械学習に使われ、それが著作権的に問題ない、と言われてしまう世の中は救えないと思います。
素案はあまりにも不完全かつ配慮に欠け、創作する人間すべてを敵に回しています。
早急な改善を希望しております。

●受付番号　185001345000009780

AI の無断学習に反対します。
AI 自身に意思はなく、またその開発者にその意思がなかったとしてもコピー元の著作権は著作者のものであるべきはずです。そしてその著作権はきちんと守られるべきです。AI だから、そのつもりがないからといっても元の著作者の許可がなければ許されるべきではありません。

●受付番号　185001345000009781

正直なところ、現段階においてこれだけ悪用され続けている生成 AI を信用できないのが本音です。
ポルノは横行し、lora による集中学習で筆を折ることになったイラストレーターもいます。
もちろんこの辺りの問題に関しては対処をする、ということであると思いますが抜け道なんていくらでもあります。
文化は文化によって衰退するものです。
生成 AI は本当に必要なものでしょうか？
人の筆を折らせてまで、仕事を奪ってまで必要な文化なのでしょうか？
生成 AI が、というよりも生成 AI を使う側の人間性やモラルに問題のある方がかなり多く目立ちます。
どうか考え直していただきたいです。
生成 AI がなくて困る人間はいません。
AI の技術は素晴らしいものとは思いますが例えば「オリンピックもワールドカップも全て AI 同士の対戦にしても変わらないのでは？」という話と同じことが起こっていると思います。
描き手に対する悪意に満ちた悪用をされてる様を見るのはもううんざりです。
生成 AI よりも先にもっと AI を生かして進めるべきことがあるはずです。

●受付番号　185001345000009782

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009783

AI の無断学習に反対します。
AI のことを「創作する一個人」のように扱っていますが、そもそも AI は創作するための手段、つまりただの道具です。AI は著作権や肖像権といった法や権利を考えず無断で学習し、著作権や肖像権を侵害してもそこに関する知能は有していません。なぜなら道具だからです。
ならば、AI を使用して生成した AI 使用者が著作権や肖像権を侵害している、と認識するのは当然です。なぜなら道具を能動的に使用しているのは、AI 使用者だからです。
そうなった場合、AI 自体は道具なので罪はないかもしれませんが、AI に学習させる・出力させる使用者が侵害していることになります。商用・個人的使用を問わず「AI という道具を使って他者の権利を侵害したものを創作している」という考えに至るのはごく当たり前のことです。
なので、道具の使い方を誤るような（他者の権利を侵害する）ことを認めるのは、法にも憲法にも反していると認識しています。

●受付番号　185001345000009784

AI の無断学習に反対します
他の人が一生懸命描いた絵を勝手に AI に学習させて似た絵柄の絵を AI に何枚も生成させてあたかも自分で描いたように振る舞うなんて行為が許されて良いはずがありません。
絵だけでなく文章などでも同じです。
人が苦労して一生懸命に作った作品を勝手に AI に学習させて似たような作風のものを AI に生成させるという盗作にも近しい行為を許しは絶対に許したらいけません。

●受付番号　185001345000009785

AI 生成のために特定のイラストレーターの絵を学習させることで、そのイラストレーターの絵を模倣した画像が生成され、模倣されたイラストレーターの仕事の機会に損失が出る可能性が高いことが心配です。
AI 生成による画像の質がイラストレーターが描いた絵より劣るとしても、安価に大量生産できるとなれば、利用者は安価な方を選ぶ傾向にあるからです。
確かな技術による高価な製品よりも、質が劣っても安価な製品が買われることは現在の 100 均の状況を見れば明らかです。
現在の AI 生成技術に対する感情が、AI 生成画像の作成者は好意的ですが、反対に、AI 生成のための学習に画像を使われる人は強い反対感情があるというギャップを解消する方法がまだ模索中であることが問題です。
AI 学習及び AI 生成それ自体が違法でなくとも、自分の技術・作品が自分の同意なく利用され、自分には一切の利益がないという問題が解決されない状態で AI 生成の権利を認めようとすることには強い抵抗感を覚えます。

●受付番号　185001345000009786

生成 AI によって生成された生成物に著作権を発生させるのは反対であり、盗用品として取り締まるものとして扱うことを提言します。
生成 AI が物を生成するにあたり、それを生み出す為、他のイラストや創作物等を取り込んで学習する必要がありますが、このイラストや創作物等を生み出した 0 から生み出した沢山の原作者がおりその全てが AI 学習を許可しているとは限りません。現状では自身の絵柄の価値や人権、及びを AI 悪用する者達からの嫌がらせから身を守る為許可していない人が多いと見受けられます。
また広いインターネットの海から学習させる為の不特定多数の画像や著作権で保護された創作物を無断で使用しているとも考えられます。
実際に AI 学習に原作者が AI 学習を禁止していたイラストが使われていたという事例がありました。
このように生成 AI は幾多のイラスト等創作物の原作者の著作権を無視したものであり、技術盗用及び技術転売で成り立っているものです。
よって AI で出力されたイラストや創作物に著作権は、AI 学習に利用された特定の絵柄を持っている人物にあり AI で出力を行った第三者であることはあってはなりません。
AI を通す事によって不特定多数の人物の絵柄が混ざっているとしても、AI の学習元になったイラストには既に原作者の著作権がある為、いわば盗用品が複合されたに過ぎません。このようなものである為 AI 生成を起こった第三者に著作権が発生することはありえません。
元の創作者が今までの経験や技術や時間をかけて生み出した創作物をかすめとり、大量生成によりブランドの定価を招く AI 生成物はただの粗悪品であり創作活動に多大な悪影響を及びます。
AI 生成物はただの盗用品です。
盗用品には、盗まれる前の持ち主、いわば被害者がいます。
その被害者、すなわち本来の持ち主こそが著作権を持つのです。
AI 学習によって本来の著作権の持ち主がわからない状態になってしまうのならば規制し、本来の著作権の持ち主を守るべきです。
AI 出力者はただの泥棒です。盗人です。
したがって AI 生成物に著作権を発生させることは愚かな行為であると断言します。

●受付番号　185001345000009787

５．各論点について　,（１）学習・開発段階,【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】, エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について,（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
○　このような権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第 30 条の 4 の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。そのため、こうした意思表示があることのみをもって、法第 30 条の 4 ただし書に該当するとは考えられない。
他方で、AI 学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置としては、現時点において既に広く行われているものが見受けられる。こうした措置をとることについては、著作権法上、特段の制限は設けられておらず、権利者やウェブサイトの管理者の判断によって自由に行うことが可能である。　（例）ウェブサイト内のファイル”robots.txt”への記述によって、AI 学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置　（例）ID・パスワード等を用いた認証によって、AI 学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置
とのことですが、「著作権者が反対の意思を示し」かつ「技術的な措置」を取っていたとしてもそれを無視して追加学習等に著作物を利用する旨を宣伝している生成 AI 利用者が多数いらっしゃいます。これは問題ない行動なのでしょうか？
また「（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて」内で
AI 学習のため学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多いと考えられる。との言及をしていますが、
AI 開発事業者や AI サービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行ったという事実は、これにより開発された生成 AI により生じる著作権侵害についての規範的な行為主体の認定に当たり、その総合的な考慮の一要素として、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性を高めるものと考えられる（AI 開発事業者又は AI サービス提供事業者の行為主体性につ 25　いて、後掲（２）キも参照）26 27。
と矛盾するのではないですか？
海賊版データであることを認識できないのと考えるのであれば「ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら」といったことがそもそも成立しようがないため侵害の責任が問われることは現実的にあり得ないという内容にも受け取れます。
そもそも海賊版データが大量に存在しうる場を利用すれば、海賊版データを学習するのは必然であり学習データに海賊版データが入っているとは思わなかったといった白々しい言い分がまかり通るべきではありません。

それならば海賊版データを学習しうるサイトを利用しなければそういったリスクは非常に小さくなりますし、著作権者に直接了解を取って学習用データを供与してもらえば著作権上の権利侵害と無関係で安全なデータベースが得られます。

●受付番号　185001345000009788

AI 生成はあくまで道具であって、それを使う人間が出力されたものにきちんと責任を持つべきです。AI が勝手にやったから著作権法は関係ない、では済まされるべきでは無いと思います。

●受付番号　185001345000009789

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009790

商用非商用にかかわらず、既存の創作物の価値の毀損や、創作者の生業に損害を及ぼす可能性があるという点から、著作者への連絡・合意が取れていない状態での著作物の学習目的での利用に反対します。
学習目的のデータの利用については著作者本人による許諾が必要であると考え、かつ、合意のない学習が行われた場合には、著作者による機械学習モデルの破棄を求められるよう変更をお願いしたく存じます。
機械学習モデルは模倣以上のことができるという観点から著作物の侵害には当たらないと草案には記述がありましたが、生成 AI は創作行為における個性とされる保護対象外の作風さえ模倣しうるため、データを学習に無断で利用された人が被りうる損害はただの贋作販売や模造品販売よりも長期的、そして広範囲に及ぶと考えます。ここにおける損害とは売上などの金銭的なものに加え、個人としての尊厳なども含むと考えます。具体的には、著作者 A の絵柄は生成できるからもう A の絵柄に希少性はない、と第三者から判断され、作風自体を軽んじられること、などが挙げられます。
また、そもそも現状として学習用データがクローリングなどで無断に収集されていること自体が問題視されている中で、取り締まる方向に話が進まないのは文化を保護する行為と相反するとも考えます。
以上の理由から、私は創作者本人以外による創作物の、無断での学習用途での利用を許容する方向に著作権法を変更、もしくは解釈することに反対します。

●受付番号　185001345000009791

AI の無断学習に反対します。
必ず著作者の同意を得るべきです。

●受付番号　185001345000009792

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009793

AI の無断での学習は断固反対します。

●受付番号　185001345000009794

結論から言うとAIは著作権を犯す存在ではなかろうかと感じています。
まず、学習は適法という意見がありますがまずその学習に使われるのが権利的に適法ではないデータセットからなのでそもそもの始まりからしてクリーンではない。
また、児童ポルノなどのデータが含まれていることも問題なのではないかと思います。
次にAIは生成する際に複数の画像からピクセル単位でコラージュしていること、また、既存の文章をまるまるコピーして引用しているのも私的複製の範囲を逸脱しているのではないでしょうか。著作権同一性保持権の辺りも違反しているのではと感じています。児童ポルノの画像を複数まとめてごちゃ混ぜにして出力したから合法とはいかないでしょう。
他にも特定の人間の作品を狙い撃ちして学習させて筆を折らせる行為も横行しており、明らかに商業で競合している状況でもあります。流行の作風が一瞬で陳腐化してしまい、文化の発展においても有害です。
最終的には研究機関、免許制にしてAIの使用を規制するべきなのでは、というのが自分の結論です。

●受付番号　185001345000009795

学習元の画像等の著作権者に無断で、生成 AI の学習に用いることを禁止するべきだと考えます。

●受付番号　185001345000009796

AI での著作物は読み込みも出力も既存の作品、製作物との酷似性を確認できない人間が、あるいは意図的に酷似性を作り出した人間が販売を目的として製作できるため AI 生成製作物に関しては販売を原則禁止して頂きたい
特に後者の場合意図的に販売した場合確認ができなかった前者との区別がつけられず、意図的に制作者としてのブランドを著しく損なうことも可能である
政府がそれを推奨する場合すべての製作物の価値を意図的に下げようとしているものである
AI 生成製作物がどのルートで販売できるものか、どこにその収入がいくのか
海賊版や劣化品などが販売され海外の反社会的組織の資金源として販売されているものを目にするなか
制作物に限らずブランドとなっている製作者の酷似品を努力を介さず製作されたものは必ず反社会的組織などの資金源に安易になりえる
必ずしも反社会的組織ではなく個人の収入になるものだとしても、自分が実際に制作できない製作物を AI 学習で個人製作と謳うのは詐欺と同義である
推奨している関係者は著作権に対して「どれも同じで区別がつかない」という判断をしているようだと感じるが
モネの未発表の絵と「意図的に似せて本物と区別がつかないモネっぽい絵」が同じものであると判断することと変わらず
それを製作するということは個人での利用、試作にあたるが、それを販売する（金銭が発生する）ことを罪に問えないのは政府が贋作の販売で身を立てていくことを推奨していると同義である

●受付番号　185001345000009797

悪用が怖いので法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009798

（１）学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】(エ) 本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）

「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」とあるが、これは、著作者の意図に反して生成 AI 開発に利用することとなり著作財産権の複製権並びに財産権を不当に害していると考えられる。収集した著作物を有償または商用目的の生成 AI 開発に利用すれば著作者に支払われるべき相当対価の補償すら受けられない。

したがって、インターネット上の情報をクロールすることによって著作物を収集することは妥当ではなく、著作者またはサイト運営者と個別に契約することによって達成されるべきであると考えられる。

（２）生成・利用段階

ウ 依拠性に関する AI 利用者の主張・立証と学習データについて

「当該生成 AI の開発・学習段階で当該既存の著作物を学習に用いていなかった場合」とあるが、それを真性に確認するにはデータセットの確認が必要となる。これらは開発側の秘密情報となっている場合もある。

生成 AI 開発に利用した画像やドキュメントの URL または開発に用いた画像またはドキュメントに関する情報の保持を生成 AI 開発事業者へ義務とするべきである。

侵害を確認するためには学習元の情報が必要なためデータセットの開示に関する規定を定めるべきである。

●受付番号　185001345000009799

生成 AI の発展すごいものだと思う。
著作権の切れた創作物に関しては問題ないと思うが、著作権のある創作物に関しては悪用される元になると思う。
学習元があっての生成 AI 作品なので、乱用されるのは、たまったものではない。生成 AI で生成されたものの著作権を主張しないでほしい。
学習した作品の一部を改変しただけの物が出来上がる場合もある。
実際に生成 AI で自身の作品を学習され、それを元に嫌がらせをされ、活動を辞めてしまう人もいる。
そのような人が出ないように、対策が欲しいと思います。

●受付番号　185001345000009800

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009801

AI の無断学習に強く反対します。
著作権者には、相応の金額で商契約を結ぶ権利があって当然です。クリエイティブな業界は個人対大企業という構図になりやすく、最初から公平な契約を結ぶのが難しいという問題があるのに、さらにややこしい問題を追加しないでいただきたい。
そもそもクリエイティブ業界への政府の積極的な介入は悪手かと思います。
既に創作文化は多くのコンテンツやアイデア、技術やノウハウといった文化的資源を蓄積しており、最も不足しているのはクリエイターと、それを支える周辺業種の人員であると考えられます。政府による文化振興のための介入は徒にクリエイティブ産業を混乱させ、不足している人手をさらに不足させる結果になりかねません。
政府に期待するのは、特にクリエイターへの金銭的支援であり、最も好ましいのはクリエイティブ産業とその従事者に対する税制上の優遇措置であると考えます。特にインボイス制度の存在は、クリエイターに対して制度実施以前と比べて 10%もの税負担を課すとともに、過剰な事務負担を課すことで業務効率をも著しく低下させ、クリエイティブ産業の体力を大きく削ぐものと言えます。クリエイターに対するインボイス制度の適用除外等の措置の速やかな実施を期待いたします。

●受付番号　185001345000009802

５．各論点について　,（１）学習・開発段階,【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】, エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について,（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
データセットに関してですが、「権利クリア」なデータセットの販売を謳う会社が既に存在します。
AI による学習が増えてきている以上、そういったサービスがあるのは当然ではありますが。大半の会社は「被写体」から同意書を取得していることを明記し、基本的にはデータセットの利用に関して制限を設けています。具体的な会社名は控えますが、データセットの販売をしているある会社の利用規約内で
・※但し、生成 AI（ジェネレーティブ AI）の学習データとしての利用その他の生成 AI に関連する利用を除きます
・Dataset の被写体の名誉や信用を毀損する利用、誹謗中傷目的、その他の不法な用途のために Dataset を利用すること、又は被写体のイメージを損なうような利用をすること。被写体が人物である場合、当該被写体が特定の宗教的、政治的信条を有するかのような誤解を与える方法で利用をすること、特定の病気の患者であるかのような誤解を与える方法で利用すること、又は被写体が不快と感じる可能性がある利用をすること。
・Dataset の被写体となんらかの提携、協力関係にあるものと誤認を生じさせる可能性がある利用をすること、又は被写体が利用者若しくは第三者の営利活動、サービスを認知若しくは支持していると誤認を生じさせる可能性のある利用をすること。
・Dataset の全部又は一部を公序良俗に反する目的で利用すること、又は公序良俗に反するか否かを問わず、ポルノ（児童ポルノを含みます）、風俗産業、悪徳商法、アダルトサイト、出会い系サイト、暴力団関係等のために利用すること。
等データセットに含まれるデータの被写体に非常に配慮したものを多量に明記している会社もありました（あくまで一部の項目だけ抜粋していますが）。個人的には私はこれが本来著作権法第 30 条の 4 で考えられていた利用ではないかと感じます。
しかしながらネット上に氾濫している権利関係が非常に不明瞭なデータセットを由来とした AI 生成物では上記のデータセットを販売する事業者が明確に禁止するようなものが横行しています。そしてそれらの人物やイラストの AI 生成物に関しては「依拠性と類似性」がないとして問題ないとする判断を明確に示している人物も多く、追加学習データが世に氾濫しています。
上記の規約を出しているのはあくまでもある特定の会社の方針には過ぎませんが、学習データの被写体・所有者に配慮することはおかしなことでしょうか？被写体・所有者の許諾を得ずにそれらの人に対して不利益を生じることは制限されるべきではないですか？既に

「権利クリア」なデータセットの販売を事業として成立させている会社が存在する以上、海賊版データを含む可能性がある学習をいかにして合法にしようかといった議論ではなく、いかにして「生成 AI に利用可」で「権利クリア」な「著作権者から同意を得た画像」を「大量」に用意できるような地盤作りをするかを議論すべきではないですか？

●受付番号　185001345000009803

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009804

AI の無断学習に反対します。
絵師さんたちがどれだけ努力して絵柄を獲得しているのか想像してください。
日本が注目されて経済効果も出している、創作文化を破壊する行為です

●受付番号　185001345000009805

AI による著作物の学習およびその学習データを用いた作品生成に反対します。
AI を用いて他人の著作物にいくらでも似せた作品を作ることができ、それらによって利益を得ることができる以上、AI による著作物の学習とその学習データを用いた作品生成は、著作権侵害にあたると考えます。また、AI による著作物の学習とその学習データを用いた作品生成は、著作者が自分で作った作品の公開を控えることにも繋がると考えられ、著作や文化、芸術の衰退を招きかねないと考えます。
以上のことから、AI による著作物の学習およびその学習データを用いた作品生成に反対します。

●受付番号　185001345000009806

漫画で生計を立てている者からの意見だが、学習の際に実際の児童の性的虐待被害画像が入っていたというニュースを見て、この時点で今の画像生成 AI は絶対に広まるべきではないと思った。フェイクポルノやディープフェイクの被害も発生しており、人の権利が守られない事案が多数起きているのに、それを無視して推進するのは間違っている、規制が必要だと思う。
また、著作物を生成 AI に使用する場合には必ず事前に許諾が必要だと思う。そうでなければクリエイターへの嫌がらせ、権利の侵害でしかない。絵や文字、音楽、映像等全ての創作物に該当することだが、作者に無断で学習させた生成 AI で作られた物に著作権を与えるのも、クリエイター搾取に当たる。
医療分野など、AI によって他者の権利が侵害されない、その学習が人命を救うのに役立つケースもあるだろうが、現時点で著作物に関しては生成 AI は危険なものでしかないと思う。生成 AI からクリエイターを守る規制・法律の整備を早急にお願いしたい。国外との連携も重要であり、また、法律が整うまでは AI による著作物の学習・生成の推進を止めるべきである。

●受付番号　185001345000009807

５．各論点について　,（１）学習・開発段階,【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】, エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について,（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
電子カルテの情報を含むデータセットに関して
データセットの中には電子カルテ内に本来であれば含まれているデータが収集されているものがあります。
まず日本において電子カルテは外部のネットワークから切り離されてる、もしくはログイン者の追跡が可能な方法で限定的に閲覧・記載が可能となっているものが主になります。そのため学習のためにスクレイビングやクローリングによるデータ収集は基本的に発生しえません。そのため、電子カルテ内のデータがデータセット内に含まれる場合は電子カルテからデータを抜き出しデータセットで利用できるようにされたと考えるのが妥当と思われます。
　しかしながら、電子カルテのデータは法的に保護されており個人情報保護関連法・秘密漏示罪・不正アクセス禁止法のいずれかに該当するのではないでしょうか？昨今の生成 AI を推進する方々の話ではデータセット内のデータがいかなる方法で収集されたものであっても違法性はないという言説が数多く見られます。有償販売されているものやスクレイビングでは収集できるはずがないものを含めこの医療情報もそうですが、それらの収集は上記の法律を無視できるものになるのですか？著作権法第 30 条の 4 とはそれほどまでに強固な法律なのですか？ID・パスワード等の回避によるクローリング 2024 年 1 月の AI 時代の知的財産権検討会論点整理内で不正アクセス禁止法 2 条 4 項、3 条、11 条に関して言及がありましたが、実際に規制がなされないのであれば意味がないのではないですか？
現在はデータセットに含まれているデータをそのままの形で復元することは難しいですが、生成 AI の性能の上昇に伴い特殊な作業を必要とせずほぼ元のデータをそのまま出力できます。データセットの内容がどんなものであっても問題ないという意見が未だに広く出回っていますが、あくまでもデータセットから元のデータを復元できないからという点を拠り所にしている発言が大半です。元のデータを容易に再現できるのであればデータセット内に含まれるデータに問題があればそこに関して議論すべきではありませんか？モデル利用者は学習元データの観測はできないという推論が破綻する以上根本的な部分から修正を要すると考えるべきではないですか？

●受付番号　185001345000009808

素案には賛同できない部分が数多くありました。
生成 AI による出力画像は未だ、学習データの切り貼りに限りなく近いと思われるものも多く、よってその学習は著作権を侵害しないというのは詭弁です。
人間が、著作物を目で見て脳で記憶し手を動かして再現する行為としての「学習」と、AI による「深層学習」は同じものでは全くなく、また、従来の著作権の想定を超えるものであると思います。
従来の著作権が想定できなかった「AI に学習されない権利」を定めるべきです。
肖像権も同様です。自分の肖像を AI に学習されない権利があるべきです。
著作物や肖像はビッグデータたりえません。
盗んだ野菜を売れば泥棒です。
盗んだ野菜を堆肥として使って育てた野菜を売れば合法でしょうか。
著作物を許諾なく input する行為は「盗む」行為に該当しないというのでしょうか。
根本的な部分の議論を避けたまま、むしろ済ませたことにして、生成 AI を推進することを目的として、小手先の部分を議論しているに過ぎない、卑怯な素案です。

●受付番号　185001345000009809

2.（1）はじめに、AI 生成は指示した人物が意思を持って創作したものであり、カメラやプリンターよりも多彩な幅の表現によって生成者の自由な意思の反映が可能である点において、生成行為自体が須く思想又は感情の享受を目的とする行為である。
5.（1）エ.（イ）現時点において AI 生成物は著作権者の利益を不当に害している。例えば、似た絵柄の著作物を集めて生成した結果、要所要所において類似性が認められたとしても、全体として見た際に著作者の雰囲気とやや離れた画像が生成された場合、確実に悪意のある行為であるにも関わらず我々にそれを判断することはできない。
また、生成に使われたビッグデータの内容を我々が知ることができない限り、AI 生成自体が不特定多数に対するサイバー攻撃であると認識されるべきである。
AI によって生成された画像はマークをつけ、学習に使用したビッグデータを開示できるシステムを考案するべきだ。
5.（3）イ　生成物の著作権性について。前提の AI 生成物に著作権は行使されないが、加筆修正を加えた場合著作権が発生するのはもう滅茶苦茶である。この先、AI の発展に伴って生成される数億以上もの生成物に著作権を付与してよいと本当に判断されたのか？後に我々が血肉を削って創作したものがアルゴリズムによって大量、半機械的に生成されたもののどれかと似てることににによって著作権を訴えられる可能性があることに本当に気がつかなかったのか？そもそも AI は基ある大量のデータを一つにまとめるだけのもので、そこに著作権性などあるわけがないし、それに加筆、修正、トレースした程度のものにも著作権性など付与するべきではない。
総じて、現時点において悪意を持って生成された AI を商業利用されようが、我々にはなす術がなく、法として全く機能していないと判断する。

●受付番号　185001345000009810

AI の無断学習に反対いたします。

●受付番号　185001345000009811

生成 AI、主に画像についての意見です。学習元がわからない上に既にたくさんのイラストレーターや漫画家さん、写真家さんの被害が出ています。どれだけ学習元の権利を侵害していていても AI を通せば OK になる現状はあまりにもおかしいです。フォントについてもそうです。モリサワフォントなど商用利用は権利を買わないと使えないフォントが AI に学習され、AI 生成だから権利は主張できないという理由で商用利用されています。日本のサブカルチャーは世界的に確固たる地位を得ています。それに貢献してきた漫画家、アニメ、イラスト、ゲームなどのクリエイターを踏み躙る AI 生成の現状は見るに耐えません。日本は世界に誇れるクリエイターをたくさん抱えています。どうかそのクリエイターの方々を守るために AI についての法改正などをお願いします。

●受付番号　185001345000009812

AI 学習を認める制度に反対します。
私は趣味、仕事でイラストを制作しています。
AI 制度を認めるか判断をする前に、まずイラスト制作にどれだけの時間、労力がかかるものかを考慮して頂きたいです。
ありふれたものなら学習しても良い、というものがありましたが、そもそも「女性」「鳥」「猫」などお題を出して似通ったものが生まれないと言えるのでしょうか？ありふれたものの定義があやふやでよく分かりません。その中で自分の絵が「ありふれたもの」にカテゴライズされたらとてつもなく不快です。
AI 制度を良しとするのであれば、「AI 制度に賛同し、AI に自分の著作物を取り込ませてもいい人」のみのイラストなどを学習すべきでは無いでしょうか？
AI 制度そのものと言うよりも、勝手に承諾もしていないのに自分が作成したものを取り込まれることが不快です。何日もかけて作った仕事のデータの成果を最後に判子を押しただけの人物に全て横取りされているようなものです。

●受付番号　185001345000009813

昨今の生成 AI イラストによる様々な被害（絵柄を模倣、なりすまし、非倫理的な生成物による学習元イラストレーターの印象の毀損）が起きているの見るに、これらを明確に罪と断じ、規制や罰することができない以上、今以上に悪用を増長させる事になる為、現段階での生成 AI の推進や許容については断固反対です。
そもそもの人間が創り出す行為を守る規則を作るのが先ではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009814

前提として「AI と著作権に関する考え方について（素案）（概要）」を主に閲覧した上でご意見させて頂きます。
AI で生成されたものが特定クリエイターの「作風」をコピーする目的で作成されたものであるか、や生成の元となったデータが全て情報解析に利用できるものであったかを証明できるか、など複数の項目において明確な判断基準が存在せず実質的に自由に AI 生成によって著作物を利用できてしまうように思えました。

●受付番号　185001345000009815

・多くの人間、それも不特定多数の創作物が学習対象になる上に、学習元が誰の創作物なのか特定できない
・学習が無断で行われる
・元々の著作者に利益が還元されない
これらの問題が解決できない限り、AI の積極的な介入は反対である。純粋に著作権侵害なのでは？という疑念も払拭できていない。

●受付番号　185001345000009816

AI はいわばコラージュ画像で、元のイラストを切り貼りしたものに過ぎません。厳しく規制する法案でなければ、創作者の著作権を軽んじているものに有利な人が得をするものでしかなく、日本のイラストレーションという素晴らしい産業文化は間違いなく悪意によって停滞し質を落とします。一から生み出すアーティストにしてみれば、今後イラストを描くという仕事は ai に盗まれる素材を生み出しているようで馬鹿馬鹿しくなるからです。
日本産業を発展させている文化は一体なんですか？生み出してる人間は誰ですか？思い出してください。守るべきは何ですか？
いい蜜だけ吸って利用だけしようというふうにしか思えない法案ですよ。良心があるなら今一度思い直して下さい。

●受付番号　185001345000009817

５．（１）学習・開発段階 について

生成 AI に使用するデータは、「収集の時点で必ず権利者の事前同意を得る」、「虚偽申請対策などの為に収集したデータと提供者（権利者）を紐づけ管理する」、「使用されたデータを第三者が検証可能な状態にする」、「同意がない、または違法なデータを使用している生成 AI は使用を禁止する」、以上を必須条件とするべきです。

同意を得ていないデータを使用した生成 AI が市場に出回ってまだ日は浅いですが、それに関連した被害は既に世界規模で深刻化しています（自身の著作物が同意なく使用されていることに気づき、否定的な考えを表明した権利者が、生成 AI の使用者から誹謗中傷や脅迫を受ける。評価や市場価値を落とす目的で、非倫理的な類似品や大量の類似品を生成される。生成物を使用して消費者の誤認を誘ったり、他者になりすまして偽情報の発信を行う。など）しかし被害への対応は、日本国内と諸外国で大きく異なりました。著作権者が取れる有効な防止策がない中でも、海外では多くの企業や権利者が同意のないデータ収集に反対の意思を示し、生成 AI の使用禁止や著作物を保護するシステムの開発が進むなど、権利者の立場に立った動きが活発化しています。一方日本国内では権利者を守る動きは見られず、心身への負担があまりにも大きい状況の中、活動に支障をきたしている作家も多数存在します。

作家にとって、自らの人生や価値観を注ぎ込んだ作品を、無断で、意図と異なる形で使用されることは、規模の大小を問わず、大変な苦痛を感じる侵害行為です。それなのに、作品をどのように使用する・しないという意思決定を、他人が一方的に決定した上、本人が異議を唱えることすら許されない現状は、あまりにも不自然かつ不合理です。「他人の物を使用したければ持ち主の同意を得る」、これは著作権以前の、人間生活の基本的なやり取りではないでしょうか。

著作権者の意思は存在しないものとして扱われ、一方的に不利益のみを負わされる現在の状態がこれ以上続けば、日本が育ててきた、自らの手によって素晴らしい作品を作り上げる創作家とその卵は、創作活動を諦めるか、権利を守ってくれる日本国外へ活動の場を移すかの二択を迫られることになり、文化の発展にも大きな痛手です。また今後日本が生成 AI の開発・提供の場において国際的に主導権を握りたいと考えたとしても、中身が権利者の同意を得ていないデータで構成されていた場合、人権保護意識の高い海外では到底受け入れられるとは思えません。諸外国と足並みを揃える為にも、権利者の同意なきデータの使用は法的に禁止し、「データと提供者（権利者）の紐づけ管理」、「第三者の検証」によって正当性を証明するべきです。

●受付番号　185001345000009818

現に『作品』を学習させて安価に配布し、利益を得ている行為が散見されますが、私には摘発された漫画村となんら変わらなく見えます。
最初に手をかけて作られた作品をあまりにもないがしろにしているように思います。
無許可で勝手に学習させて作り出したものを、自分に権利があるというのは乱暴です。
現にそういう行為をしている方々は、ディズニーや企業のデザイン作品に対しては行わない。個人相手ならどうにか出来ると思っているからやるのでしょう。
権利も創作も、金儲けの手段ではありません。

●受付番号　185001345000009819

（4）その他の論点について
日本国内での AI のソフト開発、所持、インストール、使用は違法として頂きたいです。
AI が一般化してしまうとクリエイター業界が衰退してしまう事や、
どのように対策を練っても、必ず抜け穴が存在してしまうからです。
クリエイター業界は発達障害者やアスペルガー、身体障害者の方でも
絵の才能があれば活躍ができる場です。
その活躍の場を奪ってしまうことで、生活保護など何らかの支援を求めなければ
生きていけない人たちが増え、日本は更に困窮に陥ると思います。
そのような未来が想像に難くないので、
このまま AI を一般化させていく事を私は望みません。

●受付番号　185001345000009820

AI の無断学習に反対します。
創作者の利益を侵害しないでください。

●受付番号　185001345000009821

AI の無断学習に反対します。
人が他人の作ったものと同じものを作らないよう法整備しているのに対して、AI 学習による生成だから許されるというのは、少し考えればわかるレベルのおかしな話です。

●受付番号　185001345000009822

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009823

著作者人格権の侵害が心配なので法的規制をして欲しいです。

●受付番号　185001345000009824

おそらく大多数の意見として AI 学習禁止の意見が多いかと予想する。
ただ、いたずらに規制や法律を改正しても、中国や米国には一切関係がない。一方的に無断で学習され、利用されるだろう。
AI 学習禁止をするならば、インターネットを鎖国するのが本当の著作権の保護ではないかと考える。
で、学習ありきでどう著作者を保護するか。私は海外回線に対して税金をかけ、それをもとに著作権者に対して控除するべきと考えている。さんざん日本でも巨額の資金を費やしてインターネット網を構築してきたが、今やインターネットをただ乗りして必要以上に情報を吸い上げ、巨額の富を得ている海外の IT 企業が多い。これら IT 企業は AI に対して躍起になっており、ご多分に漏れずに学習する場を与えている。それならば税金として徴収するべきではあるが AI 税と名を打てば反発は予想される。
そこで海外接続に対して一律に税金をかけるべきである。その還元を著作権者に控除とする方法である。それで消費税が据え置きとなるのであれば国民の反発も少ないだろう。

●受付番号　185001345000009825

AI の無断学習や、他人のデータを元に作られた作品での商用利用を反対します。

●受付番号　185001345000009826

すでに海外では自身の写真をポルノ画像として改変されて写真を使われた当人が自殺した事例があり、社会への悪影響が多いため問題である。個人の著作権を侵害する可能性が高く、そのため著作権者の心身に悪影響を及ぼし、長期的目線でみれば創作物を扱う業界全体を衰退させる可能性を孕んでいる。

●受付番号　185001345000009827

AI の生成した物に著作権を持たせるメリットが全く見当たらない。
AI 生成物の元となってしまう創作者には泣き寝入りをしろと言っているようなものだと思う。
このような話がここまで進んでしまったことは、芸術に対する意識の低さによるものなのかと思い非常に残念です。

●受付番号　185001345000009828

AI の学習について、著作者に対して無断で行うことに反対します。

●受付番号　185001345000009829

AI での無断学習は反対です。
自分が考え描いた創作物を、他の人へ見てもらうために発表と同時に学習され、かつそれを元に複合的に圧縮盗用しても自分の著作権は認められず、プロンプトを入れた人に権利があるのはおかしいです。
それはオマージュでもパロディでも引用でもありません。
自分の作品を守りたいと創作者は考えます。
それは自分の子どもと変わりません。
人と場合によっては、作品を守れないこと起因で自死を選ぶ人や筆を折る人がいるのは近日ニュースになっているので周知の事実かと思います。
AI での無断学習は反対です。どうか自分たち創作者の作品を奪わないでください。

●受付番号　185001345000009830

P.5

２．検討の前提として（１）ウ 権利制限規定の考え方

従来の人間が享受する利益と、機械的な学習データとしての利用とでは、権利制限規定の要件を同一と考えるのは誤りではないか。学習データについては、別途、権利制限規定の範囲の見直しをするべきである。

学習データとして使用している情報をAI利用者が管理できないブラックボックス化していることに問題があるため、著作権者が明確に「学習データとして利用を禁止しているデータ」であることを示すウォーターマーク等を作品データに組み込んでいる場合は、AI が判別し使用させないようなシステム構築を義務付けるべきである。

侵害行為が発生してからの罰則だけではなく、侵害行為が発生しないようなルール付けを求める。明確な禁止基準（著作権者が学習データ利用を禁止するウォーターマークを付加したデータの取り込みは禁ずる等）を設け、AI の学習ルールに禁止基準を組み込ませることを必須とし、それができないAIシステムは違反とするなどの管理は必須ではないか。著作権者側にも、自身の作品を守るためのルール・手段を作ってほしい。

●受付番号　185001345000009831

イラストなどで、自分のこれまで培ってきた技術を奪われるのはまるで自分の子供を取られたような悲しい気分になります。それに AI 生成で利益を稼いでるものに何の罰則がないのでは正直者が馬鹿を見るようでとてもつらいです。どうかしっかりとした罰則や規律を考案願います。

●受付番号　185001345000009832

今回の案、AI の無断学習に反対します。
まず、「意図せず著作権を侵害してしまうのではないかといった懸念の声などが上がった。」と記載されていますがまだ著作権法では今まで通り無断使用することが著作権を侵害するというのは誰もが知っていることだと思います。
懸念の声が上げられていることは分かりますが、今の時点では著作権侵害をしている行為がさまざまな場面で見られています。
それは、犯罪人が野放しにされている状態でもあります。
なにをもとにしたイラストか文章か AI に取り込んだ後だと分からなくなりやすく法で罰することは難しいこともわかっています。
けれども、この状態をわかっていながらも政府は加害者を罰し、被害者を救おうと考えていない、今の状態を放置すると解釈させていただきました。
もう既に著作権侵害行為をしているにも関わらず今の現象よりも悪化するような法を提案するという政府の行動は加害者を庇う行為にしか見えません。
AI は機械であり人間のように創作をしないため、AI が作り出したものは著作物に当たらないと書かれていましたがではその AI のためにデータを集めたりその AI を動かすのは誰でしょう。
人間です。
AI がデータ収集からパソコン操作まで全て行い、その創作物を作りたいという意欲もあり全て AI が行なっている作業というように書かれている気がします。
けれどもその AI を操作しているのは人間です。
データ収集も人間が行っている可能性が高く、人間の性的欲求のために作られている可能性も高いと言えます。
人間の手が加わっている時点で 1 思想又は感情を、 2 創作的に、3 表現したものなので著作物に当たるのではないでしょうか。
AI は人間から作られているものです。AI は自分から創作物を作ろうと電源を入れたりデータを収集したりはしません。
AI は人間が作り、人間が操作し、人間が管理しています。
AI は罪にはなりませんがその親である人間が罪に問われるものなのではないでしょうか。
AI に学習させるという時点で他人の著作物を”使用している“ことに当てはまると思います。
長くなりましたが私は AI の無断学習に反対です。
理由は
政府の今回の案は犯罪者を増やす案だと考えたから。

以上

●受付番号　185001345000009833

５．各論点について，（１）学習・開発段階,【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】 エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について,（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて,
著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。
との記載がありましたが、2023 年の 4 月の時点で中国ではゲーム業界でのイラストレーターが生成 ai に置き換えられ、仕事が 70%減少し報酬も 10 分の 1 程度と大幅に減ったことが報じられています。アメリカでは亡くなった俳優を家族に無断で AI を使って再現し、代役新たに雇うことなく作品を作ろうとされたことも話題になりました。上記のように生成 AI は人に報酬を払わないことで人件費を節約するということが容易にできてしまいます。日本でも今後同様のことが起こりかねないと予測されますが、特定のクリエイターに関係なくクリエイター全体の需要自体を大きく奪うことは不当ではないのでしょうか？
また「生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には」といった但し書きがなされていますが、追加学習したデータを利用し特定のイラストレーターの絵柄を学習することでそのイラストレーターに報酬を払わないといった活動は但し書きに関わらず「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当しませんか？また、特定のイラストレーターの追加学習データを利用し・その生成物を販売することは利益のみならずその特定のイラストレーターの知名度・ブランドを不正に利用することやイメージをダウンさせることにもなりませんか？
また文化庁では文化芸術活動に関する法律相談窓口を含め、フリーランスで活動している方の支援もされていると理解しています。生成 AI による代替の中でイラストのラフやプロットを修正込みで提出させて作品を作る段階になって、残りは生成 AI で完成させるので報酬を支払わないといったトラブルまで発生しています。現実では生成 AI で周りとの差別化を図るために特定のクリエイターの著作物を追加学習させる・下地に使用するといったことが積極的に行われています。仕事の枠が単に生成 AI に置き換わるのではなくデータごと奪われるといったものはフリーランスの作家を不当に扱うことには該当しないのでしょうか？

AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。
との考えを示されていますが、それはただの希望的観測に過ぎず現実に即していません。

●受付番号　185001345000009834

AI に学習させるということはそれまでの努力や技術で習得したものを簡単に盗むということで、その人のそれまでの努力を盗んで出来上がったものを作品などと名乗るのは絶対にちがう。
ただ単純に出来上がった絵やまんがや、その他の形態の作品がそこにあればいいのではなく、伝える意志というものもないがしろにする AI はこと芸術関連においてはマイナスしかないと思う。このまま AI を野放しにしていくと、確実にこの国の創作活動は衰退し、いままでクールジャパンなどと享受していた日本文化は終わると思う。
法で規制し、創作者を守るべきだと私は思う。

●受付番号　185001345000009835

５．各論点について，（１）学習・開発段階，【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】 エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について，（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて，
。声優を仕事とする人の声が学習され、RVC（Retrieval-based-Voice-Conversion）や音声読み上げソフトを作られるのは問題ではないですか？
声に関して「パブリシティ権」の指摘等から「声の権利」は認められないし上記のものは違法性がないといった意見が多数見られます。
とはいえ声優を生業とする方々の声の場合は私のような一般人とは違いその声色自体に非常に大きな価値を持っていると言っても過言ではない人が多数います。また既に有償販売されているボイスチェンジャー・読み上げソフトがあるのであれば、無断で学習されたものは声の主とのライセンス契約がない海賊版ソフトと判断すべきではないでしょうか？
文書生成 AI であれば元の文章と完全に一致したものが出力されますが、その点はどう考えますか？
文章が既に世に発表されているものと一定の部分が一言一句一致しているものを発表した場合、論文の世界では剽窃等として大問題となりますが、商業作品では回収や差し替えといった事態に至りますが、文書生成 AI においてはどう扱いますか？人力で書いた場合は学術的なものであれば博士号の取り消しや解雇、商業的には販売の取りやめといったことが発生しますが生成 AI を利用したからといって剽窃が見逃されるといったことは現実的ではありませんし。
生成 AI を利用した作品が芥川賞受賞を受賞したと先日話題になりましたが、今後も生成 AI を利用した作品が増加することが予想されます。ですが、アメリカのオンライン ファンタジーおよび SF 雑誌において 2023 年の 2 月に「AI が書いた盗作」の投稿が急増し新作募集を打ち切ったというニュースもありました。現在の生成 AI を用いた文章作品でも、完全に一致する文章が過去の出版物に存在している商品が大量に出回っています。
AI 事業者が開発・学習で用いられた著作物の創作的表現が「生成・利用段階において生成されることはないと言えるような技術的措置」を「導入している事業者もいる」と紹介していますが、「導入を義務化する」かつ「それでもなおその対策を突破する行為を禁ずる」といった条件が必要ではないでしょうか？少なくとも生成 AI の利用者の良心に委ねるといったことは現実的に破綻しているため最低限の規制と罰則がないとまっとうな生成 AI の使い方をする人ほど損をする環境になってしまいます。

●受付番号　185001345000009836

AI の無断学習に反対です。
無作為に情報を払って来て生成されたものは作品とは言えません。
学習素材にされてしまった作品の制作者に対する侮辱行為であり、権利侵害です。

●受付番号　185001345000009837

私は企業に所属するイラストレーターです。生成 AI に関して、全面的に規制をするべきだと考えております。
AI による学習は学習元のクリエイターたちの地道な努力を踏みにじるものです。要項の中に AI 生成者が同業者から努力不足と冷遇される心配との文面がありましたが、実際に絵が描けない人が AI の力によって簡単に出力できてしまうことは努力不足以外のなんだというのでしょうか？
もちろん、例えば企業などで内部的な工数削減のために、企業内制作物を AI に学習させることは問題ないかと思います。なぜなら学習元がはっきりしているからです。
あらためて、学習元がはっきりとしない AI 生成物は全面的に規制することが必要だと思います。
イラスト、漫画、アニメ、これらは日本の大切な文化です。
そしてその裏には地道な努力を積み上げたクリエイターがいます。
クールジャパンを押し出すのならばそのクリエイターたちをまずは一番に大切にするべきではないでしょうか。

●受付番号　185001345000009838

AI と著作権に関する考え方について（素案）に反対します。

●受付番号　185001345000009839

生成 AI の多様な利用を推進することは著作物の価値を貶めることに繋がっていくと思います。

●受付番号　185001345000009840

既に生成 AI によってオリジナルイラストに酷似したイラストを出力し、あたかも著作権者のように振る舞ってイラストを販売、頒布しているなどの問題が発生しており、著作者人格権を侵害した上創作意欲までも失わせている現状があります。それを把握しているのでしょうか？
把握していないというのであれば不勉強にも程があります。そのような人々が立法に携わるべきではありません。
把握してなおこのような法案を通そうとするのであれば、それは日本が誇るアニメや漫画といったサブカルチャーを破壊しようとしているようにしか見えません。貴方がたは創作者の、ひいては日本文化の敵です。海外からも注目や人気を集めているサブカルチャーの世界規模での市場価値を理解されていないのでしょうか？理解した上で不要であると判断しているのでしょうか？
文化庁と名のつく省庁がこのような文化の破壊を引き起こす蓋然性が著しく高い法案を通そうとしていることに驚きを禁じ得ません。文化を守れないのなら、文化庁など不要ではないでしょうか。
人が脈々と紡いできた文化を技術の悪用によって破壊し、創作意欲すらも失わせしめるこのような法案の成立には断固反対します。

●受付番号　185001345000009841

単純に日本のマンガ・アニメ文化を残したいと考えるなら AI 利用は厳しく規制する方が妥当であろう。

●受付番号　185001345000009842

AI 生成物について、
生成は是、
利用はあくまで私的利用の範囲内で。公衆送信は基本的に否。著作物性は基本的になし。
という立場の者です。
・２０頁（イ）
作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。
「作風や画風」の表記について
著作物（この場合イラスト）において作風・画風とは著作者の個性を表し、閲覧者側の「思想または感情の享受」に関わるものと考えられる。（インターネット上では「風　絵柄」で検索すると、作家の画風を倣ったイラストが閲覧できる）
たとえばアイデアは、イラストにおける「人物の立像」や「海辺に建つ家」など、あくまで状況を表す言葉として通用すると考えられるが、当項目内でこれを表記した場合、元の著作物の作者の個性を蔑ろにする恐れがある。
１３頁３または４と同様の懸念とはなるが、
人間が AI を使わずに創作されたものに比べ、AI 生成物が「必ず既存の著作物を学習」した上で「高精度で出力できうる」ものである以上、類似・依拠性についてはより厳密に扱うべきと考える。
・１４頁　AI 利用者の懸念
「自身が AI を使わずに創作したもののみを学習させ、AI 生成した場合」は別として、そもそも「自分以外の他者が創作したものを、無許諾で学習させ、出力したもの」は、
・指示、入力（プロンプト等）の分量・内容
・生成の試行回数
・複数の生成物からの選択
にかかわらず、この AI 生成物の著作物性を認めるのは難しいと考える。
しかし、先に述べた「自身が AI を使わずに創作したもののみを学習させ、AI 生成した場合」や、３４から３５頁「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分」においては、著作物性があると考えられる。
・３６頁（４）「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように」
実現可能性に課題があるとのことだが、なるべく前向きな検討を希望する。

●受付番号　185001345000009843

ＡＩの元となっている学習された創作物についてはどう保証されるのでしょうか。
今の AI は他人の努力の結晶である創作物を食い、努力もしていないのに自分の作品だと高慢にも発表しているに過ぎません。さらにはそれで悪質に金儲けをしている人間まで現れています。
併存の具体例（16～18 頁）の『既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を、生成 AI を用いて出力させることを目的として、著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する』とは、web に上がっているものは全てフリー素材とでも言いたいのでしょうか。
元にされた創作者の権利はどうなるのですか？
創作者の訴える権利を持つなど書かれていますが、そもそも訴える状況にするのはどうなのでしょう。そこを未然に防ぐことが重要なのではないですか？
トレースは大きな問題と知られているにも拘わらず、他人の創作物を食い物にするという点で同じのＡＩについて容認される理由がわかりません。

●受付番号　185001345000009844

AI の無断学習に反対します
AI の進化の為に今この世にある著作物を利用することは創作者への侵害に当たると考えます
例えば、学習元の創作者が AI 作品側から著作権の侵害で訴えられるようなことも起きかねません
生成 AI によって生成した作品に著作性を認めてしまえば創作意欲を減退させ、文化の発展を妨げる要因となってしまいます
創作者の皆様は自らの知識、技術、時間等を駆使して、常に学び、練習し続け、作品を作り上げてくださります
どうか、創作者の皆様の著作権や意欲を守る道を選んでください

●受付番号　185001345000009845

現状の生成 AI の使用は反対します。
・データセットが無断転載を含め、ポルノや虐殺など違法なものが含まれている
・インターネットに作品を載せた時点で、同意もしていないのに生成 AI に取り込まれしまうと、作品を載せなくなってしまう
・AI 作品を使っていないのに、これは AI だ！と間違えて認識されてしまい、AI 使用者であると誤解されてしまう可能性

●受付番号　185001345000009846

私は AI 関連がこのままなんの対策も無しに進んでいくのは反対です。

●受付番号　185001345000009847

AI の無断学習に反対します。
現時点で沢山のアーティスト、作家が AI を悪用する人々の被害に遭っています。
それを助長するような方針はサブカル等、多くの創作文化を衰退させます。
今必要なのは、AI の無断学習を含む、AI 技術の使用を規制する法案です。

●受付番号　185001345000009848

AI の学習には必ず元になるデータが必要となるかぎり元データの著作者に許可のない学習は到底認められるものではありません。
クリエーター個人が研鑽してきた結果を AI 事業者や企業が許可なく使用して利益を得ることになり、クリエーターが努力をしても一部の企業のみが恩恵を受けクリエーターは搾取され続けます。それでは今後クリエーターも育たず文化的な発展も見込めるはずがありません。
現状でも個人の作風をまねる生成 AI によるクリエーターへの嫌がらせが横行しておりクリエーターが安心して創作できる環境ではありません。
また、ディープフェイクの対応が整備されていないことも非常に危険だと考えます。
生成 AI やディープフェイクの被害による精神的苦痛や不利益は人命に関わります。
現状の生成 AI の問題点は著作者に許可のない学習への使用とディープフェイクと考えます。
これらに対応できない限り生成 AI の使用には制限を設けることや規制を設けるべきです。

●受付番号　185001345000009849

生成 AI よって、イラストや漫画文化の破壊に留まらず、個人情報の悪用や犯罪への転用が誰でも安易に想定できるので法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000009850

AI は情報を入力して打ち出すだけの簡単なお仕事です。自分の頭で考えずに他人のイラストを読み込ませているものに著作権を与えるのは、自分で考えて自分で線を引き自分で色を塗って生み出した元のイラストレーターに対して酷く侮辱的だと思います。個人的に「この人の絵柄でこんな物が見てみたい」という、個人利用なら許されると思います。

●受付番号　185001345000009851

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009852

３．生成 AI の技術的な背景について

他人の著作物に頼った技術であるからこそ将来的に発展させるために著作者の許可をとったデータのみを学習させるべきであると強く望みます。
生成 AI が話題になってから目にするのは
・著作者へのなりすまし、いやがらせ、他人の LoRA を作りアップロードを行う
・画像素材サイトや画像販売サイトへの大量出品
・災害や性的なディープフェイク
・映画のワンシーンや有名キャラクターをそのまま生成する
・生成 AI 使用を隠し SNS やコンテストへの発表、販売サイトへの出品
・画風を真似るために 4000 人以上のクリエイターのデータベースが作成されていた
・ニュースサイトでのサムネイルに生成画像をつけることにより閲覧者に間違った知識や印象を与える
等あまりにモラルの低い行いが目立つ。これらのことも踏まえ AI に使用するデータは許可が必要だと強く感じる。
（２）生成 AI に関する新たな技術
Image to Image や LoRA の使用については著作権を違反する恐れが非常に強く使用にはライセンスを発行しそうでないものは厳しく罰する必要があると感じます。
４．関係者からの様々な懸念の声について
許可を取ったデータのみを学習することにすれば多くの懸念が払しょくされると感じる。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【「非享受目的」に該当する場合について】イ
そもそも絵や音楽、写真、などを生成するという行為自体享受目的での使用ではないか。かつそれらを広告の使用やや販売などに使用するならば対価を払うべきだしそれができないのなら他人の著作物を利用すべきでない。
【侵害に対する措置について】エ
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
現在多く使用されている画像生成 AI のデータセットには性的虐待画像や無断転載サイトからの画像が多量に入っているがどう対処するのか。
（２）生成・利用段階
【その他の論点について】（２）生成・利用段階　ア
容易性、速さ、量から生成物の著作権違反は AI を使わずに行う創作活動より厳しく罰するべき。

【侵害に対する措置について】エ
侵害に対する措置について
画像生成 AI では直接の人名、キャラクター名を入れなくてもある人物、キャラクターが生成される時があるがそういった場合利用者が知らないと偽証した場合刑や罰則が軽くなってしまうのではないか。
著作者が権利を侵害されたものを訴える時間、労力、金額がかなりの負担になる。
有名な著作物だったら発見しやすいがそうでない場合はそういった生成物を発見する難しくなる。そのことからアマチュアや初心者クリエーターが被害を被りやすくなってしまい将来的に活躍するクリエーターの芽を摘むことになってしまう。
また自分の著作物を AI 学習に利用され、苦痛を感じているクリエーターが多く見られる。
従来のイラストだとパロディやファンアートなど元の著作者のリスペクトが必須であり著作者が拒否した場合取り下げるものだし、そうでない場合、批判の対象になったり著作者が訴えることもある。
生成 AI で簡単に多量に生成物を作れるとなるとリスペクトを欠いたものを見つけるのが困難になるし上記のように訴えるにも負担になる。
以上のことから侵害に対する措置の強化を望む。
【その他の論点】ク
そもそも生成 AI で生成物を作るという行為自体プロンプトに関係なく大多数が享受目的に当たるではないか。
コ
常にどういったデータを確認することは可能か
（3）生成物の著作物性についてイ
生成 AI 生成物に著作物性は無いと考える
著作物性を判断する 1〜3 だがこれらは AI を使用しないクリエイターに作品を依頼する人間と同様であり依頼して完成した作品は共同著作物には当たらないと感じる。
また、加筆、修正を行った範囲やその証明はどのようにするのか。
（4） その他の論点について
今現在冒頭で書いたとおりに利益に害が出ているため著作者が納得できない対価を払うことが不可能なら許可のないデータを使うべきでない。
意見は以上ですよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000009853

現在の生成 AI をなめている考え方だと思いました。
少し前の AI であれば、AI であることが分かるような、言ってしまえば機械的なものが多かったですが、現在まで膨大なものを学習した今の AI から出力されるものは、AI であると人間の目では判別がつかないレベルまで上がっています。
人間が描くものであれば、1 日に描ける枚数に限界はありますが、AI であれば放置しているだけでもどんどん描くことが可能です。

●受付番号　185001345000009854

様々な提案がなされていますが、どのような著作物であっても権利はその著作者にあります。生成 AI がすでに色々と問題を起こしている中で、辛い目に合っているのは著作者です。例外を設けるような運用ではなく、誰もが安心して創作できるようにご検討をお願いします。

●受付番号　185001345000009855

４．関係者からの様々な懸念の声について,＜AI 利用者の懸念＞2 生成 AI を利用していることにより、法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク
現在、生成 AI は何かしらの形で金銭を得られるため生成 AI を使って単に画像を作る人以外にも、様々な形態の犯罪者（予備軍含む）や情報商材屋やインフルエンサーや承認欲求が非常に高い人等のあまりよろしくない人が集まるようになりました。日本だけでなく海外で生成 AI を利用した犯罪が報道されたり、SNS 上では過激な発言がどうしても目立つ上に過激な活動をしている層が放置されていることが生成 AI 全体のイメージ悪化に大きく貢献しています。
SNS での過激な発言として、具体的にどんなものが見られたか挙げますと
「(学習しないで欲しいと発言したクリエイターに対して）嫌です、それは著作権侵害ではありませんよ」
「まずは AI に反対する既得権利者を干上がらせないと、AI 活用は進みません」
「見たかった部分が見れて、人生で初めて生成 AI に感謝した（他人の自撮りで映っていなかった性器が露出した画像を作成)」
「(嫌がらせに遭っているクリエイターに対して) おもちゃだね。ゆっくりみたいなもん。」
「(学習元のイラストレーターを指して）絵柄だけ貰ったら後は用済みのゴミ絵描き」
「データセットにどこの誰かもわからんガキのポルノが入っていたところでどうでもいい話じゃん？」
「(気に入らないクリエイターに対し) 俺に謝罪しないと X からお前の住所特定してお前とその家族全員殺すぞ。」
といったものです。パブリックコメントで掲載できるのではないかと思ったものを文章の改変なく挙げています。
常識的に考えてですが、まず「生成 AI ユーザー＝犯罪者・ならず者」といった話は現実的に可能性が低いと考えます。しかしながら何故ここまで惨憺たる環境を呈していることの原因の一つに画像の生成にかかる時間が非常に短くなってきたことが挙げられます。既に最新のグラフィックボードを利用した場合は、1 秒間に 100 枚以上の画像を生成できるツールも発表されており生成 AI ユーザー 1 人が 1 日の間に簡単に数百～数万の画像を作れるようになっています。AI に関係する会議でも著作権に関係することが議論されていたかと思いますが、まっとうな生成 AI ユーザーが「この著作物は発表して大丈夫なものか？」「これは発表すべきではないな」等の逡巡をしている間に悪意を持った生成 AI ユーザーはできたものを積極的にインターネット上に公開していきます。一つのアカウントで画像を連投すると目立たないからと複数のアカウントを作成したとしても、それに対して十分過ぎるほどの画像を用意できるため 1 人あたりの活動として画像の出力・発表・アカウントの運

用といった点だけでもまっとうなユーザーよりも悪意のある人が生成物の量やSNS上での発言回数で大きく上回ってしまいます。また、悪質な生成AIユーザーの中にはクリエイターだけではなく生成AIに対して規制が必要といった意見を表明した生成AIユーザーへの攻撃・ネットリンチも見られていました。また、衆目を引く発言が数多くみられる要因の一つとしてX(旧ツイッター)がクリエイター広告収益分配プログラム（いわゆる収益化）を開始したことがあるかと思います。そのため収益化のため過激な発言・投稿を積極的にしてでもインプレッションを稼ぐといった人が増加したと推測されます。上記のように、悪質なユーザーが少数であったとしても発表できる画像が大量に存在するためまっとうな使い方をしている人の投稿が簡単に埋もれ、過激な発言を繰り返し目立つ人や対立を煽る人の存在からトラブルが頻発し、生成AIユーザーであってもまっとうな発言をしたら簡単に敵対視され攻撃されるといった環境が継続し、過激な発言をする人しか残っていないがために生成ＡＩユーザーの中で著作権者に配慮しようといった声もうほとんど見ることはできません。（うわべだけの発言をする方は若干いますが）

これまで生成ＡＩを積極的に使うためにAI時代の知的財産権検討会や文化庁が意見や議論を示してきましたが、残念ながら生成ＡＩで金儲けをできるか・法の抜け穴を突けるかといったことを考える人がそれを振りかざしたことによって、とてもではないですが生成ＡＩを使っている人への不信感が非クリエイターにまで波及するまでに至っています。

まっとうな生成ＡＩユーザーが安心して活動するためにも悪意のある生成ＡＩユーザーに対しての実効性のある規制の作成が必要なのではないですか？

●受付番号　185001345000009856

創作イラストを描く人たちの著作権が失われるのは表現の自由が失われることと同じ。日本の創作文化、イラスト文化が無くなる。イラストを描くモチベが無くなる。ありえない。著作権とは？そこを見直すべき。

●受付番号　185001345000009857

素案に「生成 AI を含む AI においては、その目的に応じて言語、画像等のデータを学習に用いる必要があり、これらの学習に用いるデータの質及び量が、その性能の決定に大きな影響を与える」とあります。これについて、今現在その言語、画像等(以下「作品」という)を生成している多くは時間やお金を始めとした様々な労力をかけ、AI に頼らず、著作者個々人が磨き続けている技術であり、作品の質が高ければ高いほどそこに至るまでにかけた労力も比例するというものです。つまり、昨今の AI が生成する物の質が世間に将来性があるものとしてみられているのは、これまで労力をかけ、磨いてきた著作者の技術があってこそのものです。ですが、今の AI 使用者の多くがそれら著作者の技術を無断で使用し学習させています。それにより、まるで AI そのものが素晴らしい作品を作り上げているかのように見えてしまっています。結果的に著作者の仕事が AI に奪われることになり、必然的に根底を支えていたはずの著作者は減り、AI の質もある一定以上からは上がらなくなるのではないでしょうか。
また、より根本的に他者の作品を「無断」で AI に学習させ生成した物が、いわゆるパクリに該当しないというのも甚だ疑問です。作品そのものを切り貼りしたわけではない、「既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるもの」でもない、とはいえそもそも AI を運用するのに必ず他者の作品を学習しなければならないという特徴からも分かるように、絶対に AI だけで 0 から作品を生み出すことはできません。それにもかかわらず、AI で生成した物をある意味で、「オリジナル」として、扱うことは不当であり著作者への侮辱だとしか思えません。
このことの反論として、著作者も他者の作品を観察し模写などの練習を重ね、技術を盗んでいる、昨今では描き方講座なども SNS 上に溢れているし、それと何が違うんだ、といった意見があります。これについて、確かに AI そのものに人間的な自我があり AI が学習したい、素晴らしい作品を作り上げたいと思っているのであれば同じことかもしれません。ですが、現状の AI 技術はそのような思いからくる使用方法ではなく、様々な労力をかけることが面倒、又はそこに人件費などの費用が嵩むことを避けたい、といった AI を使っているだけの第三者が利益を得るといったように使われています。
これが AI を使わない従来の著作者と何が違うのか。
１，著作者が技術を見て盗むには、そもそも「どこをどう見るのか」「なにがどう自分の作品と違うのか」といった『見る』という能力から磨かねばなりません。
それに比べ AI 使用者は『見る』能力を磨こうとするどころか、見て盗むという学習方法を AI という他者に任せ己は学習すべき教材を無数にある「労力をかけて他者が作った」作品群から適当に引っ張ってくるだけなのです。つまりなにもしていません。
２，著作者が『見る』能力を上げ技術を見て盗めるようになっても、次はそれを自らの作風を残したまま、又は織り交ぜながらアウトプットしていく技術を得なければなりません。な

ぜここで自らの作風と織り交ぜなければいけないのかについては、見て盗んだ技術をまるまま描いてもそれは自らのオリジナル作品ではなくいわゆるパロディやオマージュ、最悪の場合パクリになるからといった至極当たり前の理由からくるものです。
では AI 使用者はどうか。『見る』は(1 で述べたように)AI が担い、アウトプットも当然 AI が担います。しかも AI は AI 自身の作風というものを持っていませんから、学習した他者の作品、わかりやすく言い換えればあらゆる「他者の作風」をごちゃまぜにして生成します。ごちゃまぜにした結果見かけ上新しい作風のように見えたとしても AI の仕組み上それが本当に新しい作風なわけはありません。これは、著作者が避けているはずの他者の作風をパクるという事と根本的に全く同じでしょう。
まとめると、AI 使用者は技術を見て盗むのも、盗んだ技術をアウトプットするのも AI や著作者に任せているのが現状なのです。
これを同じにされてはたまったものではないですし、そのように生成した物で著作者の立場を危うくさせているという事実は悲惨としか言いようがありません。
今まで表現の分野を発展させてきた方々を使いつぶすような法律で良い方向の発展が望めるとは思えません。
「AI 学習に使う作品は都度応募をかけ、応募されたものだけを使う」「学習に使った作品は誰でも常時見られるようにする、又はいつでも開示できるように保管しておく」などの、やましいことがなければ当たり前に、なおかつ著作者も守られる法律ができることを願っています。

●受付番号　185001345000009858

2(1)および 2(2)において、“AI の学習については従来の著作権侵害に相当しない”との大意ですが、学習した内容から学習元とほぼ類似の画像データを生成することは、学習元の画像データを作成した人間が本来得られたであろう利益を不当に奪う可能性が高いことに加え、甚大な精神的被害を及ぼすことも考えられるため、無作為か否かに関わらず到底許容できません。AI の無断での学習を許可しないでください。

●受付番号　185001345000009859

４．関係者からの様々な懸念の声について,＜AI 利用者の懸念＞2 生成 AI を利用していることにより、法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク
上記の原因の大きな理由の一つには SNS 上での嫌がらせがあります。
そもそもの疑問として嫌がらせに生成 AI を使用することは問題行為にならないのでしょうか？
生成 AI を利用した犯罪とはいえないけれども嫌がらせとしての行為に関してどうにかできませんか？
・勝手に知らない人物とのツーショットを撮ったことにされる
・特定のイラストレーターの絵柄を学習し、元のイラストレーターが書かないような画像を作成する
・声を学習し、本人が言わないようなバカな発言をする
・追加学習データを学習元の人物の意思に反して作成・拡散し生成物が大量に作られるようにすること
・追加学習したデータの所有者に学習したことを明示し・罵倒した上で数か月に渡ってその追加学習データによる生成物をネットに挙げ続ける
といった詐欺等の明らかな犯罪ではないが、いじめとしては十分認知できて被害者側は非常に不愉快になる・やめるよう加害者にも伝える程度の酷い行為を制限することはできないのでしょうか？[redacted]は日本テレビのロゴが入っていたことに対しての謝罪はありましたがそれ以外の謝罪はありません。そして現在も元気に有名人のディープフェイクを作成しています。有名人がいわゆる「ネットのおもちゃ」になり動画が作成されることは不謹慎ではありますが珍しいことではありません。ですが、生成 AI を利用した場合は生成 AI 登場以前なされていたディープフェイクと比較にならない程に簡単に悪意のある生成物を出力することができます。例え偽物とわかるように作られていたとしても、作られた人の印象悪化や実生活への悪影響等を踏まえるとディープフェイクの作成が自由にできる状態を放置するのは危険ではないですか？

●受付番号　185001345000009860

AI の無断学習に反対します。
オリジナルの創作者が守られないことはあってはならない。
想定していなかったでは済まされないと思います。

●受付番号　185001345000009861

AI と著作権に関する考え方について
まず、生成 AI により出力された生成物については、いかなる場合でも著作権をもたせるべきではありません。
生成 AI の問題についてですが、これは「元ある論文をそっくりそのまま取り込み、語句や語り口をほんの少し変えただけのものを自身の研究として発表する」ことと同じ行為であり、いわゆる「盗作」と相違ないものであると考えております。
この「盗作」に著作権が与えられた場合、これを作るにあたり使用された「元になるもの」、つまり本来保護されるべきであるはずの「著作物」が蔑ろにされることになります。
AI の進化、AI の著作権と仰いますが、現状、そもそもその「元になる著作物」の権利が守られておりませんので、そのような話をされる段階にすら至っていないと考えております。
AI の進化というものは、人間の技術の上に成り立つものです。1 を 10 にし、1 を 100 にするものです。数字だけ見れば、AI の働きの大きさはとても目立ちます。ですが、AI は、必ず 1 が必要です。元あるものから広げていくものであり、0 から何かを作り出すことはできません。1 がなければ、そこで AI の進化も止まってしまうのです。
AI は素晴らしい技術です。正しく使えば仕事の負担や費用の軽減等に大いに役立つことは大変よく理解できます。しかしそれ以前に、まずは 0 を 1 にする、「元になる著作物」を作り出す側の人間やその作品に、寄り添ってはいただけないでしょうか。
以上を踏まえ、生成 AI により出力された生成物については、いかなる場合でも著作権をもたせるべきではない。と意見させていただきます。

●受付番号　185001345000009862

私は生成 AI という技術をおもしろいと思っている側の人間ですが、同時に絵や小説を作成する側の人間でもあります。
その作品はネット上にアップロードしているので、現在蔓延っている生成 AI のデータセットの中に私の絵が入っている可能性は十分にあります。
生成 AI のデータセットに勝手に入れられて勝手に配布されるのは気分が悪いです。
学校の先生でも生徒の絵を市の会館などに展示するのに生徒に許諾を取るでしょう。
許諾を取りに来てほしいです。
私の描いた絵はタダではありません。いままで絵を学んで描いてきた時間を取られて無料でワイワイしているのが不愉快です。データセットにいれるなら金を払って欲しいです。
私のような、金を払ったらデータセットにされても文句は特に言わない側の人間もごく一部ですが存在します。しかしそれ以外の大多数の方々はそうではありません。
我が子の作った作品を盗まれて「これ私の子供が私を描いてくれたのよ！」と言いふらしているのを見た気分、が近い気がしています。
どうか生成 AI のデータセットの透明化をお願いします。

●受付番号　185001345000009863

生成 AI について。
私は難しいことはわかりませんが、最近 X（Twitter）でよく生成 AI を使ったイラストをよく見ます。
生成 AI でイラストを作るにはまず大量のデータがいります。
そのデータは勝手に盗まれたものしかないです。
その盗まれたデータを合成してイラストを作っています。
データの中にはイラスト以外にもグラビア写真なども多くあり、中には明らかに違法だと思われる児童ポルノのデータが使われていることもあります。
それらのデータ自体は明らかに著作権法違反です。
しかしそのデータから絵を生成する、という行為は違反ではないらしいです。
盗むのはだめだけど、盗んだ（と分かっている）食材で料理をするのは違法ではないらしいのです。
私はここがまず理解できません。
犯人が別人ならいい？よくわかりません。
さらにここから、これらでお金儲けをしようとする人がいます。
他人から盗んだ食材を使って、原価ゼロのレストランを営業しています。
これでも違法ではないらしいです。
私はもうわからないです。
海外を経由するとその時点で特定ができないため、そこから先の行為が全部良くなる。
わからないです。
この方法でお金儲けしている人達、生成 AI を使ってイラストを作っている人達は
AI について問題提起しているイラストレーターさんの事を目の敵にして殺害予告したり筆を折らせたり粘着して攻撃する人が多く、ここからいかに自浄作用がない界隈かわかります。他人の絵を盗んでものを作るのに何も罪悪感どころか違和感すらわかず、自分が金儲けをし続けるためなら他人をありえないほど叩くような人達です。
生成 AI は元は他人の絵から盗んだものを合成した絵なので必ず他の人の絵と似てきます。
その結果元々の絵のブランド力が落ちます。
この絵生成 AI っぽいなと思われると、途端にブランド力がなくなり仕事にも影響が出ます。
生成 AI からイラストをつくる際、全くのクリーンなデータセットは今現在存在しません。
なのにそこから生まれたものは法律に引っかかりません。
どれだけ似ていても AI を通せば大丈夫なようです。
なぜなのでしょうか。
意図して特定のイラストレーターに似せて作ることもできるのに、

その学習元のイラストは絶対許可していないはずなのにAIを通しているから大丈夫になります。
なぜなのでしょうか。
私はデータセットは著作権法駄目だし、AI 学習に使われることで人格権も駄目だと思います。
とにかく生成AIでイラストを作るには現在著作権が綺麗なソフトはありません。
しかしそれを取り締まれません。
なのでそれを使ってイラストレーターに嫌がらせしたり、お金儲けしたりしています。
全て盗んだものです。
この人達を取り締まれる、許可していない物をデータとしてAIに取り込ませたら駄目と言う事や、生成する際にどのデータを使ったか分かるものしか生成AIのソフトとして使えない（それ以外違法）（使われたデータの中に許可していないものがあれば違法）などとにかく絵を描く人を守る、盗んだ人を取り締まれる対策がほしいです。
海外を経由したら取り締まれなくなる事も多過ぎるのでそれも対策して下さい。
一生盗まれ続ける、対策もできないというのはイラストを書く上で大変絶望的です。
自由に創作ができると言う所は日本の長所ですが、このままだと衰退します。
1を自由に足したり減らしたりする人よりも、0から1を作る人のが大切です。
対策をお願いします。

●受付番号　185001345000009864

５．各論点について,（２）生成・利用段階,【侵害に対する措置について】エ 侵害に対する措置について
〇著作権侵害が認められた場合、侵害者が受け得る措置としては、差止請求、損害賠償請求及び著作権侵害に基づく刑事罰が考えられる。
と著作権侵害に関して、刑事罰が考えられるとの示唆をされていますが、２０２３年の半ばから過去に人力で作業していれば逮捕されていたであろう程度の事案が大量に発生しています。しかしながら、寡聞にして生成 AI に関係した著作権侵害による刑事罰をニュースで聞くことはありません。
2024 年 1 月 AI 時代の知的財産権検討会の論点整理で示された関連裁判例（ディープフェイク関係）1,2 を用いていましたが、有名人・アイドル・コスプレイヤー・一般人を対象として同様の事例として差し支えないものが発生しています。
・写真の一部を加工され、いわゆる剥ぎコラといったものと同様の生成物をつくられたもの（元の画像をそのまま流用しているため本人の顔等の加工を受けていない部分は元の画像と一致している）
・image to image を利用し、元の画像を加工しているもの
・ControlNet を用いることで元画像と同様のポーズを取っており、なおかつ制作者自身が明確に利用していることを明言しているもの
・追加学習（主に Lora）を行い、元の被写体に類似したものを作っているもの。中でも、追加学習された人物が過去のいかなる媒体でも公開していないような画像（性器を露出させた画像、他人と性行為に及んでいる画像）
上記のような画像はすでに 2023 年の間に確認されており、SNS での公開や明確に個人名をだしてはいないが追加学習したデータを使用していてもおかしくない画像集の販売もなされてきました。過去の的財産権検討会でも懸念点や過去の判例等を示し対応がなされるかのような記載がありましたが、繰り返しますが逮捕者がでたといったことは聞きません。生成 AI を利用した場合であれば学習された本人がどんなに嫌がろうとも問題ないとの意見を間接的に支持していると言っても過言ではないと私は感じます。そして現実として SNS では被害を受けたコスプレイヤーやグラビアアイドルが「明確に被害者の画像を加工して性的な画像を作った旨と画像」を指摘したとしても削除や法的な対応も成されず放置されていることが珍しくないことから現行法での限界を感じずにはいられません。

●受付番号　185001345000009865

現行の生成 AI の学習元が、創作者の同意のない SNS・個人所有の著作制作物（有償無償問わず）にまで至る点からして問題である。悪意を持って特定ユーザを狙うグループも見受けられる。スマートフォンとネット環境があれば誰でもデジタル窃盗が行えると何年も前に問題視されていたが、その具体的な犯罪利用形式が確立されたと言える。早急な法規制を敷くことで防げた被害もあったはず。個人間のトラブルだけでなく、災害など有事の際にも悪用された例もある（混乱を招く画像の拡散、スパムアカウントによるデータ圧迫など）後手に回れば回るほど取り返しのつかない事態が起こるのは明白である。
生成 AI の使用者の制限、使用者の身元確認、用途の申告と実態把握、学習元の明記は最低限必要と考える。生成 AI による収益が発生する活動にもガイドラインと線引きがなければならない。悪質な用途をしたユーザを権利侵害の罪に問うことで抑止力になる。学習元にあらゆる還元、インセンティブを与えられるならそうしたほうが望ましい。AI 制作者にも一定の責任と義務を課す必要が出てくる。
著作物を守る仕組み（コピーガード、ウォーターマークなど）も普及させなければならない。すべての創作者、人間が資源の乏しい時代からも繋げてきた創作、あらゆる文化を悪意によって捻じ曲げられてはいけない。AI は道具で、特権ではない。それは人間を助けるためにある。正しく扱えば大きな文明の豊かさを享受できる。
著作権とは作った者の権利であり、作った者を守る加護でなければならない。それによってもたらされる恩恵は社会にとっても小さくはない。
作れば作るほど、生めば生むほど損をする社会になってはいけない。日本にはクリエイティビティ、オリジナリティという貴重資源があるのにそれを守る法律があまりにもなさすぎる。マイナススタートではあるが、この意見募集の機会に感謝したい。

●受付番号　185001345000009866

現時点で多数のクリエイターの著作物が"無断で使用"つまり"盗用"されており、実被害が出ているにもかかわらずこのような文章が自国の文化庁から提出されていること誠に遺憾です。
まず、AI 技術を「より良い作品を産むための技術向上」ではなく「クリエイターにお金を払わず絵をかけるツール」として社会で使われていること自体に疑問は持たないのでしょうか?
AI 技術は素晴らしいものです。AI 技術自体を否定しているのではなく、他人の所有物をなんの了承も得ずに吸い上げること事が問題なのです。
大学の論文を書く際に「引用」を用いた場合必ず明記することが義務付けられており、それが常識です。何故だか考えたことはありますか?
正しい形で引用を明記しなければ他者の著作権を侵害するためです。
模写や複製でなければ盗用ではないと記されていましたが、これを読んでもまだ同じことを言えますか?
他者の作品を無断で吸い上げることは盗用と言えます。結果がどうであれ、AI イラストというのは他者の作品を吸い上げる前提で作られています。

●受付番号　185001345000009867

AI の無断学習について、反対します。

●受付番号　185001345000009868

絵画や文学音楽といった文化物は有史以前から脈々と受け継がれてきた人類の財産であり、各世代の人間が一生を賭けて修練を積み発展させてきました。そういったものを機械的に学習させ誰でも生成させてしまうことが出来るのは現在過去未来の創作家たちへの冒涜であり、また誰にでも創作が行えてしまう事は技術の発展を阻害することに繋がりこれまで積み上げてきた文化の停滞、破壊を招きます。
ある意味では創作物というのは希少価値があり、何十年と修練を積むことでようやく形を成せるが故に誰にでも作ることが出来ず、商売として成り立っているという面があります。これを無くしてしまえば文化の発展の鈍化、停滞化を招くのは想像に難しくないはずです。
とはいえ AI 技術そのものは有益なものであり発展させていくべき存在であると認識しています。
今回私は AI 生成における問題点として「学習元の許可なく学習を行う」について以下のような取り組みが成されるよう提案いたします。
・AI 生成にあたっては学習データ使用の際に許可を必要とし、学習元データにおいてはそれを許可または不許可であると意思表示できるような記号（著作権表示や商標登録表示等のようなもの）を新たに作る。
・上記によって学習元の許可を得ているもののみで構成された AI 生成ツールにより生成される AI 生成物以外の生成物については不特定多数への公開や商用化を禁ずる。これは著作物の学校教育の場での使用は可といったものと同じようなルールになることを期待しています。
以上 2 点です。

●受付番号　185001345000009869

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009870

１　他人のデータを勝手に集めてギュッと凝縮する AI がありますが、無断複製改変商用利用ぜんぶ合法？
２　その AI で何百億儲けてもデータ元の人にお金を払う必要がない？圧縮してあるから著作権侵害じゃない？
３　どう見てもパクリじゃないか！って絵を出してもポーズなどが少しでも違えば著作権侵害じゃない？
４　人間が真似してもいい範囲までは機械で合成しても罪にならない？
などなど、自分がちょっと見ただけでもどうみても著作権者を蔑ろにする法律にしか思えません。
著作権者には、相応の金額で商契約を結ぶ権利があって当然です。AI の無断学習を推進し著作権者権利を奪う法律には断固として NO と申し上げます。

●受付番号　185001345000009871

AI に学習させたものにも著作権は発生します。
他人に著作物を勝手に使用されるのは許可できません。

●受付番号　185001345000009872

AI 生成した画像や楽曲、文章には AI 生成であるとした明記を義務付ける法律があると好ましいと思います。

●受付番号　185001345000009873

生成 AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009874

AI の無断学習に反対します。
作成元に許可を得たデータや画像に対してのみ学習が可能にするべきです。

●受付番号　185001345000009875

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009876

５．各論点について,（２）生成・利用段階,【侵害に対する措置について】エ 侵害に対する措置について

〇著作権侵害が認められた場合、侵害者が受け得る措置としては、差止請求、損害賠償請求及び著作権侵害に基づく刑事罰が考えられる。

実際に著作権侵害ないしそれ以上の被害が発生していますが刑事罰は本当に下りますか？

先日海外のニュースではイギリスで 14 歳の少女が AI によるヌード画像の作成等様々な嫌がらせを受けて自殺をしたと結論づけられた記事がでました。アメリカでも 2023 年の 11 月頃にも AI が生成した「クラスメイトの女子高生の偽ヌード写真」を男子高生がグループチャットで共有したということが問題になっていました。日本でも高校生が生成 AI を利用しているようになっており、同様の事件が起こるのも時間の問題でしょう。生成 AI を用いた嫌がらせで自殺者が出たとしてもこれまでのような「依拠性と類似性」がないという被害者当人が到底納得できないような解釈を継続できますか？

日本ではあるイラストレーターさんが追加学習されたデータを元になりすまし被害にあいデジタルミレニアム著作権法（DMCA）を利用したアカウントのロックを受けました。このイラストレーターさんはアカウントのロックが一時的であったために被害は限定的で済みましたが、この加害者に対して刑事罰等が下った形跡はありません。

この事件の問題はイラストレーターさんが悪質な嫌がらせを受けたといったことで拡散されましたが、私の印象は違います。今回は「そもそも以前から嫌がらせを受けていた」「周囲にも被害者であることを認知されていた」「一定の知名度を持つ有名人である」「認証済みアカウントである」「自己の著作物を提示することで本人確認が容易である」「加害者がなるすましであることをわかる程度にしていた」といった複合的な要因からなりすまし被害が限定的かつ広く認知されたと考えます。

一般人がある日突然本人の写真・声を利用したなりすまし被害を受けた場合は被害にあうことが今後発生すると予想されます。しかし、他人ないし警察にそういった犯罪が広く認知されるまではそういったなりすまし被害が警察で取り合ってもらえない可能性があり、被害の回復をする機会すら与えられずに人生が破綻する程度の被害を受けかねません。

例えば「やっていない犯罪をやったかのように偽装される」「SIM スワップ等で利用している電子機器を乗っ取られる」「金融機関等の認証を突破し金銭を奪われる」「身分証を再発行され、犯罪に活用される」といったことが簡単に思い浮かびます。中国では既にビデオ通話で生成 AI による振り込め詐欺が発生しており、生成ＡＩを利用した事案がいつ日本でおきてもおかしくありません。そして本人の画像・音声を使用された場合に録音や録画記録があったとしても生成 AI であると判定がなされなければ詐欺としての立件すら困難な可能性があります（なりすましを受けた人が金をどこかに隠していると判断される可能性すらあります）。

この事件はクリエイターと生成ＡＩユーザー間で発生した単なる嫌がらせではなく、日本でも個人認証を生成 AI が突破できることを示した事例です。そして、被害者が人生を立て直せないほどの被害を受ける可能性があるにも関わらず、現行法の範囲内ではなりすましに対して刑事責任が問えない可能性すらあります。
生成 AI を用いた犯罪は既存のものと比較して非常に技術的なハードルを低くし、犯罪への参入障壁を大きく下げたとも言えます。例え逮捕される可能性があるとしても犯罪にかかる手間が非常に小さくなったため、捕まった際のデメリットが成功した際のメリットを上回っているというだけで安易に犯罪に走る人が増加しかねません。そして生成 AI を利用した個人認証の突破はクリエイターだけでなく非クリエイターの私たちにとって非常に危険でありながら防ぎようのない犯罪となる可能性を孕んでいます。仮に被害に遭ったことが認定され、加害者が同定され、裁判にまで持ち込んで、有罪判決を獲得したとしても順調に進んだとしてもそこに持ち込むまで時間を要すると思われます。その間にあらゆる信用や財産をすべて失い回復は困難となる人がそれなりに発生することが容易に想像できます。
生成 AI の運用制限に関して渋るのはまだぎりぎり理解できないこともないですが、「生成 AI を用いた犯罪」に限定しての規定・罰則の強化くらいは検討してはもらえませんか？

●受付番号　185001345000009877

学習目的であっても、その画像や文章、小説等の著作者の許可、承諾ありきで行なうべき。論文等でも引用先や出典などは明記しなければ証拠として使用出来ないのが普通であるし、例えそれが画像などの創作物であっても参考元を示すべきである。インターネット上に流通している画像に関しては海賊版や違法アップロードのものも根絶出来ておらず、著作者の許諾に関わらず個人利用の範囲で書籍等挿絵も写真を撮って SNS やインターネットに流せてしまう。そのため著作者の許可、承諾がなければ AI は不正利用したデータで成長、学習してしまう。出典や引用元、著作者の明記が無い、あるいは不明の学習対象は、ほぼ無断利用であり不正利用と同じである。何の目的であっても無断で望ましくない不正利用のデータで最新技術の研鑽は磨くべきでは無い。
AI をツールとして利用する場合でも、参照した画像や文章が既存の著作物を利用した合、参照した箇所などを AI 生成結果に紐付けて確認できるよう義務付けるべきである。
全ての AI 学習に置いて、学習対象の著作者が 1 番最上位でなければならない。AI は補助ツールであって著作者の創作、創造の著作権を犯す行為が認められるのであれば、中国等によくみられるぱくりなどと同じである。
創作物としても物や画像、文章は、文学や芸術といった文化そのものであり、先進技術のただの踏み台にすべきでは無い。技術革新のために人間という文化的生物をないがしろにしたり犠牲にするのであれば、それは人殺しにも近い行為だと感じる。

●受付番号　185001345000009878

画像生成 AI については、現行の法だけでなく、法改正による機械学習の規制(権利者に無断で学習を行った AI やその出力物の公開禁止)が必要だと考えます。
インターネット上の写真やイラストの多くは人に鑑賞される事を目的として公開されており、人が見た画像を脳で学習する事は鑑賞の一部と考えられますが、機械学習で大量の画像を AI に取り込むことは公開の目的から大きく外れます。
イラストレーターが自分の作品の利用される範囲を決められる自由はあるべきで
また、AI 使用者は、イラストレーターの厚意で公開されている画像を目的外で勝手に利用している以上、イラストレーターの意思でそれができなくなったとしても否定する筋合いは無いと考えられます。
また、イラスト等の創作物の価値は作風等の明確な説明が困難な部分に依存するため、現行の著作権法のみでは価値を保護しきれないと考えられます。
画像生成 AI の登場以前は著作権法をすり抜けつつ無断利用するのにも手間がかかるためある程度はバランスがありましたが、画像生成 AI により著作権法をすり抜ける無断利用が容易になり著しく増加すると思われるため、無断で機械学習を行ったという点を重視した規制が必要であると考えます。

●受付番号　185001345000009879

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009880

AI で他者のイラストを学習させることをまずは厳しくすべき。イラストを描いた作者の許可を得ないと使用できないとか改善策はあると思います。AI よりも人間の権利を尊重してください。

●受付番号　185001345000009881

２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
→消費者側の意見です。外国で生成 AI を利用しフェイクのポルノ画像を作成された子どもが傷付き自殺したり、特殊詐欺に悪用され金銭を振り込んだりと、実際に犯罪に利用されている現状があるのに、日本で急いで生成 AI を取り込み利用するのは如何なものかと思います。法整備が整っていると言い難い現状で生成 AI を悪用され、現実の人間が傷を負った場合の補償は誰がどのように行ってくれるのでしょうか？また、生成 AI により仕事を失う人が増えると日本の税収入も落ち込むことになるため、生成 AI を利用する際は許可の出ている元データを、許可を得ている人（法人や団体等含む）が、何のために使うのかを明記し申請した上で、利用料を支払って初めて生成 AI で作成できる…というように、データ元となっている人にも、適切な使い方をしたい人にも良いのではないかと考えます。申請した使用目的に不適当な作成データは破棄か、或いは別目的として再申請の対応を取れば、素人考えですが悪用リスクは下げられるのではないかと思います。正規ルート以外で生成 AI を作り悪用した場合の罰則を重くするのも必要になってくるかとは思いますが。
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
（４）その他の論点について

●受付番号　185001345000009882

絵を描く技術、その人の絵柄というものはその人の財産であり仕事の糧となるものです。
AI 技術によりその人の技術や絵柄が盗まれるということは長期的に考えると
新たな作品が生まれにくくなり日本という漫画やアニメ等の産業の伸びしろを無くしてしまうことと考えています。
悪用されることで既に被害が出ている人もいます。
努力している人が憂き目にあうのはあってはならないことなので
厳しく規制することを望みます。

●受付番号　185001345000009883

1. 生成 AI の利用に関する権利制限
影響：生成 AI が既存の著作物を学習し、それに類似する生成物を作成する場合、著作権者の権利制限が影響を及ぼす可能性があります。
問題点： クリエイターが自らの著作物を生成 AI によって再現され、その利用に権利制限がかけられることが、クリエイターの権利侵害となり得ます。
2. 学習に用いた著作物の開示要求
影響：リエイターの著作物が生成 AI の学習データとなる場合、学習段階でのデータ開示が求められる可能性があります。
問題点：クリエイターが自らの著作物が AI 学習の対象にされることに対してコントロールが効きにくく、またデータの開示が依拠性を立証する上での課題となり得ます。
3.著作物性の判断と保護
影響：AI 生成物の著作物性が認められる場合、クリエイターが保護を受ける可能性があります。
問題点：AI 生成物の著作物性が判断される基準や要素についての明確なガイドラインがないため、クリエイターは保護の具体的な範囲を把握することが難しい。
4. 著作権者への対価還元と対価還元の難しさ
影響：AI 開発において著作物が利用されても、通常は著作権者の利益が害されないとの立場が示されています。
問題点：クリエイターが AI 利用によって生じる可能性のある新たな市場価値やビジネスモデルから適切な対価を受ける手段が不透明であるため、クリエイターの収益確保が難しくなる可能性があります。
5. 将来的な技術の動向への不確実性
影響：素案では将来の技術の進展を見極める必要があるとされています。
問題点：技術の進化によって新たな問題や課題が生まれる可能性があり、クリエイターは迅速な対応が求められますが、不確実性が残ります。
総じて、素案の中で AI と著作権に関する考え方が明確ではなく、クリエイターにとっては権利の不透明性や新たな市場での収益確保の難しさが懸念されます。将来の技術の進展に対する対応策が不十分です。

●受付番号　185001345000009884

AI の無断学習に反対します。
クールジャパン戦略に対してクリエイターの価値を貶めるので

●受付番号　185001345000009885

5.各論点について
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
の中では、
・アイデア等が類似するにとどまる AI 生成物は、著作権侵害とならない
・著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似する生成物が大量に生成されることによって、特定の著作権者あるいは著作物に対する需要が AI 生成物によって代替される事態について、著作権者の利益を不当に害する場合に該当しない
としている。
しかし、
・アイデア等が類似するにとどまるとしても、そのような AI 生成物は著作権侵害となり得るべきである
・特定の著作権者あるいは著作物に対する需要が AI 生成物によって代替される事態について、著作権者の利益を不当に害する場合に該当すると判断されるべきである
と考える。
それは以下の理由による。
〇生成 AI による生成物には、以下の特性がある。
・AI 生成物の生成にあたり、人の情動や価値観に何らかの影響を及ぼす過程を経ない
・特定のアイデア等に類似する生成物を瞬時に、かつ大量に生成することが可能である
そもそもクリエイターが“思想又は感情”を創作的に表現することへの動機として、それを享受した人の情動や価値観に何らかの影響や変化を与えたいという意欲が大きいと考える。
ここに「生成 AI により、特定のアイデア等を有する著作物データを機械的に取り込み、瞬時に大量に生み出された生成物」と、「他のクリエイターに対し何らかの影響を与えた結果として生み出された、特定のアイデア等が模倣された創作物」に対する、著作権者の認識の違いが生じる。
従って、「特定のクリエイターのアイデア等に類似する AI 生成物の生成や利用、およびそれが需要を代替してしまう事態」と、「特定のクリエイターのアイデア等に類似する『他のクリエイターによる創作物』の制作や利用、およびそれが需要を代替してしまう事態」が持つ著作権的な性質は別に考えるべきであると考える。もし前者の著作権法上の扱いを考えるにあたって後者を考慮したのであれば、AI 生成物の特性とそれに対して著作権者が持つ認識をふまえ再考すべきであると考える。
〇現行の著作権法の保護対象とならない新規のアイデア（注目を浴びた新しい表現方法や流行の表現）が生まれると、それに類似する創作物あるいは AI 生成物が流通し、場合によっては特定のクリエイターの需要を代替する事態が起こり得る。前述のように、その事態が

「『新規のアイデア』が人に影響を与えた結果」であるか、「生成 AI によって単に機械的に取り込まれ、大量生成された結果」であるかによって、クリエイターの認識は異なってくると考える。後者の場合、「人に影響を与える」というクリエイターの目的を経ずにアイデアのみが生成 AI に利用されることになる。のみならず、それが即座に大量に流通することによって、そのアイデアが瞬時に陳腐化することが考えられる。これによりクリエイターによる新たな表現技法の模索や、それを公開する意欲が損なわれ、クリエイターの活動の委縮を招く可能性が高く、これは AI 生成物の大量生成および流通によってクリエイターの利益が「不当に」害されるとみなされるべきと考える。実際に創作物の公開を控えるクリエイターも現時点で多数存在している。また、そうなれば生成物の質や「アイデア」が既存の創作物に依存する生成 AI による生成物も、その発展は見込めない。従って、アイデア等が類似するにとどまる場合であっても、生成 AI による大量生成および、生成 AI の生成物の大量流通により需要が代替される事態について、クリエイターが本来得られた利益を不当に害すると判断されなければ、創作活動やその文化全体の衰退を招く可能性があると考える。

○作品を享受する側にとり、それが人の手によって創作されたものか、生成 AI による生成物であるかは関心事の一つである場合がある。AI 生成物の質の向上、および AI 生成物の公開や利用にあたり、AI 生成であることを明記する義務が無い現在、それを享受する側が、人の手による創作物であるか AI 生成物であるかを判断することが困難となってきている。特定のアイデアに類似した生成物が大量に流通することで、生成 AI を利用していないクリエイターの創作物にも疑いの目が向けられ、信用が下がるという事態が発生しうる。これは AI 生成物の大量生成および流通によってクリエイターの利益が不当に害されるとみなされるべきと考える。

●受付番号　185001345000009886

５．（１）イ（イ）本文 18 ページにおいてにおいて、「学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発するといった事情は、開発・学習段階における享受目的の存在を推認する上での一要素となり得ると考えられる」とあるが、悪意のある AI 事業者が習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成頻度が低くなるようコントロールし、共通度の高い生成物のみを著作権者に不利益となる形で悪用する抜け道が存在するため、頻度の高さは一要素とすべきでなく、AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が一つでも生成された事実をもって、享受目的の存在を推認するうえでの一要素とすべきではないか。

５．（１）エ（イ）の 3 項目目に記載のある「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』に該当し得ると考える余地がある」については、AI 生成物による需要の代替は著作権者の利益を明らかに害していると考えられるのではないか。”該当しうると考える余地がある”ではなく、”該当しうると明らかに考えられる”が適切と考えられる。

５．（１）エ（オ）にある海賊版等の権利侵害複製物の取り扱いについて、当該複製物に係る著作物の著作権者が海賊版等であることを明らかにしている場合や、一般的なインターネットリテラシーを有せば海賊版等であることを明らかに判断できる場合は、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を確実に問われるべきである。また、AI 事業者は学習に用いるデータが海賊版等に当たる可能性がないことを充分確認するなど充分配慮すべきであり、海賊版等に当たる可能性の高い複製物を学習データから除外する取扱いを行わなかった等、配慮が足りないと認められる場合は同様に責任を問われるべきである。

５．（１）カ（ア）については、将来の侵害行為の予防措置の請求として、記載の通り認められるべきである。同（イ）の「当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合」という記述については、悪意のある AI 事業者が学習データである著作物と類似性のある生成物の生成確率が低くなるようコントロールし、類似性の高い生成物のみを悪用する抜け道が存在するため、生成確率を根拠に「学習データである著作物の創作的表現が当該学習済モデルに残存している」か否かを評価するのではなく、学習済みモデルが学習データである著作物と類似性のある生成物を一度でも精製した事実があるのであれば「学習データである著作物の創作的表現が当該学習済モデルに残存している」と評価され、当該学習モデルの破棄請求が認められるべきである。

５．（２）エについては、AI 利用者が侵害の行為に係る著作物等を認識していなかった場合でも、既存著作権者等への対価還元の観点から、不当利得返還請求として、著作物の使用料相当額等の不当利得の返還が認められるべきと考える。

５．（２）キの２つ目の丸印の丸１については、悪意ある AI 事業者が生成頻度をコントロールする可能性から、侵害物の生成頻度ではなく、一度でも生成された事実をもって侵害主体と評価されるべきと考えられる。
５．（４）の１点目に当たる「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否か」については、法第１１２条第２項の将来の侵害行為の予防措置の請求の観点から本来今日においても求め得るべきものである。将来的な動向を踏まえて見極めるのではなく、学習に用いられたデータの除去が技術的に可能になるよう推し進めるべきものであり、将来の除去要求の制度化を前提とした議論を行うべきである。また、実現可能となるまでの移行措置として、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者への補償措置を整備すべきと考えられる。

●受付番号　185001345000009887

AI 画像生成は過去、現在、未来全てにおいて、画業並びにクリエイティブな仕事をしている方々に非常にクリティカルな打撃を与えます。現状でも AI 生成によって筆を折る未来のクリエイターの卵が大変多く、それは将来的に漫画やアニメ、ゲームなど日本の優れたカルチャーを失いかねません。そも、画風、作風というものはクリエイターが人生をかけて培ってきた、クリエイター自身の『個』であり、『財産』であります。それを他者が AI によって簒奪していいものではありません。以上の理由をもって、AI による画像生成を促進、濫造させかねない案件には反対の意を込めさせて頂きます。AI による無断画像生成を行い、本来クリエイターが得るはずの利益を簒奪するような人々が、真面目に制作活動を行うクリエイターを笑うような政治でなく、現在、そして未来のクリエイターたちが健康的で文化的な最低限度の生活が正しく保障される政治を行うことを大変強く願っております、

●受付番号　185001345000009888

文化庁は、絵や画像の生成 AI を規制し、国民の創作意欲を守るべきだと思います。
私は AI 生成物による著作権侵害が生じていると考えます。
生成 AI 学習の規制をしていない時点での問題点
多くの人が書いた絵（著作物）が模倣（学習）されたものが私的使用ではなく、公に出る作品（著作権侵害に値する作品）が著作権侵害に抵触していないこと。
このまま素案が通ることで今後考えられる弊害として、生成 AI により創作者は創作意欲が減少する。
これは、文化庁の掲げる「文化を守り　文化で未来をつくる　世界とつながる　文化庁は、日本の文化芸術を世界に、そして次の世代へと伝えていく仕事をしています。」に大いに反することだと考えます。
またご周知だと思いますが、規制がないことでディープフェイクによるフェイク情報の被害もでています。
よって、私は絵、画像生成 AI を規制するべきだと考えます。
稚拙な文章ではありますがよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009889

AI によって生成したものか否かが外部から見てもしくは、内部データとしてわかるようにするべきである。そして、それは人間の手によって編集が不可能であるべきである。
理由としては、なりすまし被害やフェイクニュースなどを防ぐため、同時に人間の手によって生成された作品や人間が撮影録画機能をもつ機械を使用して写した写真・動画・音声などの価値を保つことが必要だからである。
海外ではすでにトランプ元大統領逮捕のフェイクニュースをはじめ多くの映像・音声の信頼性が保てなくなる事件が起きている。また、イラストレーションの分野でも、人間が時間をかけて生み出した絵柄、作品そのものの独自性を盗み、挙げ句の果てにはなりすましをしているものまで出てきている。
情報メディア全体の真偽が不確かになりつつある現状を放置することはフェイクによるプロパガンダによって、社会が不安定になりかねない。
それを防ぐためにも、一眼で AI によって生み出されたものであるとわかることが必要だと考える。

●受付番号　185001345000009890

3.　生成 AI の技術的な背景について
(1)ウ
　生成 AI は学習データを元に生成物を出している。学習データの切り貼りに他ならない。
(3)まる 3
　学習データの作成者でさえ膨大なデータから特定の画像を削除することは不可能と言っていたのに”まる 3”のような措置は本当に可能なのだろうか。
　絵柄の模倣を阻止する Glaze,特定のタグに対し適切な画像を生成できなくする Nightshade も付け加えてほしい。
4.　関係者からの様々な懸念の声について
<AI 利用者の懸念>
まる 3　努力せずに生成 AI を利用し生成物を自分の作品だと偽るものはクリエイターではない。同業と表現するべきではない。
5.　各論点について
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
(イ)二項目目
　現在の生成 AI の学習データは多くの著作物が含まれている。アイデアが類似するにとどまり、既存の著作物との類似性がないと判断するためには学習データの開示が必要になると考えられる。よって学習データの開示を必須にすべきである。
(オ)海賊版に関する意見
　現在の生成 AI は多くの著作物が含まれている。転載を許可されていない医療データ、児童性的虐待(CSAM)、無許可の転載サイトの画像が含まれている。日本の知財であるアニメ、漫画、小説も数多く無断学習されている。このデータセットを用いること自体が海賊版を利用しているということになるのではないだろうか。海賊版を使用しない生成 AI を独自に作らなければいけない。
【侵害に対する措置について】
(イ)学習済みモデルの廃棄請求について
　Lora を利用して特定のクリエイターの学習モデルが数多く作られている。不特定多数が自由にダウンロードできる中、どのようにすべてのデータを廃棄できるというのか。特定の学習モデルを作成した者に厳罰を与えるべきではないか。
【その他の論点】
(3)イ　まる 1
　どんなに創作的な表現を用いた指示だとしても、それはただの指示書に過ぎない。生成 AI に著作権を与えるべきではない。

ネット上では生成 AI が出した画像をトレースし、自分の作品だと偽る者が問題となっている。生成 AI に著作権を与えるとただ画像をトレースした者に著作権を与える結果になってしまうので生成 AI に著作権を与えるべきではない。

6.最後に

この草案には著作人格権については何も書かれておらず、無視されているように感じる。著作権と同様に著作人格権も重要な権利ではないのか。

また、著作物にしか焦点を当てておらず、生成 AI によるディープフェイクや児童ポルノの問題も議論すべき重要なものだと考える。

●受付番号　185001345000009891

3.生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

ウ　生成 AI が生成物を生成する機序の概略

第 2 文「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる」について。

AI が画像を生成する場合において、生成物には学習元とほとんど同一の表現が見られる。

先日 X(旧 Twitter)上で AI 生成物と学習元の画像を比較する投稿を拝見した。比較された画像については、「本来の著作者の作品を別人が無断で生成に利用し、第三者がこのことを指摘する」という過程をたどったものである。この第三者の証言を信頼するかぎりでは、客観的な指摘と比較がなされた投稿である。ここでは、人物画のポーズ、衣装、全体の色調が合致しており、脚部分は縮尺と皮膚の色調以外は(衣装、向き、曲がり方、配置など)まったく同一であった。

他の事例においても、生成物から学習元の作品・アーティストが判別されうるものが多い。これは、生成物が複数の学習元の創作的表現を保持したまま合成されたものに過ぎないことを示している。したがって、生成物は著作権者の利益を害する恐れがある。

創作物としての写真も学習元となりうる。すでにタレントの身体的特徴を再現した生成物が散見される。米国では生成 AI の学習元に児童ポルノが用いられた例があり、現に国内の画像投稿サービスにおいても AI 生成の児童ポルノが流通しているとの批判がある。これらの画像に実在児童の容姿が流用される可能性があり、著作権に加えて個人の肖像権をも侵害する恐れがある。

また、流用したパターンは学習元となる画像の構成によらず配置される。これはアーティストの思想・構想を軽視した悪質なコラージュであることは言うまでもないが、情報の正確な伝達をも妨げる恐れがある。現在、害虫に関する注意喚起を行うネットニュースでは AI が生成する画像が多く利用される。これらの画像は、本来描写すべき対象と脚の本数や眼の配置からして異なっており、重篤なアレルギー症状や感染症の原因となる生物を正確に認識させる機能を果たしていない。むしろ、誤った認識を広めることで、情報の受け手が生命の危機に対し早期に対策する機会を奪っている。これらの画像は実際の写真に見られる質感・構造・色合いを流用して生成されるため、専門的な知識を持たない鑑賞者は正確な情報と区別し得ない。結果として、現に害虫の画像全体について信頼性が低下している。これは画像の需要を減じ、生物写真家の業務を著しく妨害し、まさに現在、アーティストの権利を侵害することとなっている。

これらの例では、著作者、モデル、鑑賞者に広く不利益が及んでいる。市民に直接的な不利益が及ぶことは、日本の創作物全体の品位を貶めると考えられ、早急な規制が必要である。

生成 AI の生成物はほとんどデザインの流用と粗悪な組み替えでつくられていて、著作物に関する市民の権利全般を侵害するとの認識を要求したい。

●受付番号　185001345000009892

>>4,関係者からの様々な懸念の声について><クリエイターや実演家等の権利者の懸念>
>著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている。
著作物の学習段階における思想感情の享受の有無に関わらず、自分の著作物が自分の知らないところで勝手に情報解析にかけられ、意図しない用途に利用され、将来的に自分と同じ市場での競合を果たすために利用されようとしていることに対して、強い嫌悪感を示すクリエイターが非常に多く見られる。彼らの声を無視するのは非人道的ではないか。また、彼らの感情に対する軽視的な態度が、生成 AI の開発や技術の推進に関わる著名人から感じられるという声も上がっている。今日に至るまで芸術やエンターテイメントのために努力を重ねてきたクリエイター達への軽視的な態度や彼らの感情を無視するような姿勢は、同技術の活用・開発に対する強烈な反感を招き、一般社会への普及を著しく阻害する要因になりかねないため、改めるべきである。素案にまとめられてあるような既存の法解釈に固執するのではなく、いま一度倫理に立ち返って議論を進めてはどうか。

●受付番号　185001345000009893

5-1 エ-(イ)について

AI によって大量に生成されたイラストが既存の作家の職を奪うことはすでに起きている。例えアイデア止まりであったとしてもそれは作品である。アイデア程度と思って SNS に投稿した作品が多くの人の目に留まり商業化されたものも多い。しかし現在、AI 生成によるイラストが SNS や Web サイトに大量に投稿され、人間の描いた作品が埋もれてしまい、結果的に作家たちのチャンスを潰してしまっている。ゆえに人間と AI による文化的活動には明確に棲み分けが必要であり、そのための AI 生成の規制は必要不可欠であると考える。

●受付番号　185001345000009894

生成物の著作物性について
生成物に加筆・修正を加えたとしても、著作物性を認めるべきではない。加筆修正を加えたか否かを、AI 生成物のみを見て他者の目から判別することは困難であり、AI 生成物を出力した本人の言（嘘か真実かは分からない）を信ずる他ないからである。親告罪である著作権について、自らの作風と類似している人間全てに対して裁判を起こす体力は作家個人にない。よって、現時点での素案では、作家個人の権利を保護する上での実効力が不十分である。以上の理由により、生成 AI には全面的に反対の立場をとる。EU の声明を鑑みても AI は規制すべきという流れが今後主流となるだろう。
今回の主題とはややずれるかもしれないが、フェイクニュースなどの対策という意味でも、AI で生成したものはせめて、すべて透かしなどで AI 生成作品であることを明示することが最低条件ではないだろうか。AI 生成作品であることを明示することを躊躇するというならば、その理由がそのまま、学習元となる著作物が侵害してはならない独自性を有すことの照明にもなるだろう。

●受付番号　185001345000009895

４．関係者からの様々な懸念の声について
クリエイターや実演家等の権利者の懸念
まる三番に書かれているように、生成 ai は、「作風等」が類似した大量の生成物を生み出します。そのため、新しい「作風等」が確立されたとしても、それをもとに類似品を生成することは簡単です。そのことはクリエイターの創作意欲をそぐことになると思います。
今後も日本の創作文化が発展していくためにも、著作権元への還元や許可もなく著作物を利用する生成 ai は規制すべきだと思います。

●受付番号　185001345000009896

AI によるイラスト生成物の著作権について。
１、学習に関しては享受目的でなくとも、そのシステムを第三者が使用できるようにした時点で享受目的ではないだろうか。
２、イラスト著作者の独自性、いわゆる「絵柄」は、アイデアだけでなくそのアイデアを出力するための表現が必要とされている。イラストというのは長年培ってきた「癖」が独自の表現として周知されることも少なくない。だが、この独自の表現さえも学習し、学習元の創作者と見紛うものが世間に蔓延った場合、トラブルや責任が学習元の創作者へ降りかかることも少なくない。芸術を嗜むにあたり、ここまでの懸念と心労が存在するのはいかがなものだろうか。創作的表現を掛け合わせて作られているため、著作権の侵害に該当することも考えられるだろう。
３、AI イラストが広がることによって、著作者、創作者が蔑ろにされると、今後イラストをはじめとする芸術の発展は著しく衰退すると予測される。
現に自身の表現方法や独自性を AI に学習され、辟易して創作を辞めた創作者が存在する。
４、AI での出力されたイラストはあくまでも出力物である。AI が書き出したものであり、そこに著作者は存在しない。たとえ書き加えたものがあったとしても、AI 生成イラストに著作権を付与してはならない。
最後に、AI 学習元に今まで発展を支えてきた著作物創作者がいることを軽んじることはあってはならない。著作者を守るのが著作権である。

●受付番号　185001345000009897

画像生成 AI による生成物を利用するするにあたり、海外では学術研究目的以外ではオプトアウトが必要であったり非営利での使用に限るなどの制約があるようですが、日本でも非営利での使用に限定するなどの制約が必要かと思われます。営利目的で AI 生成物を利用する事については断固として反対します。
AI 生成物については特有の依拠性要件にかかわる問題（どういった著作物が学習に使われているかが不明、学習元がどのようなものか利用者が知っているかの判断がしにくい等）が見受けられると思いますが、現行法では依拠性要件に対する法整備がなされていないと感じており、実際クリエイターや権利者団体等が生成 AI を想定した法整備をすることを要望しており、私も最優先条項だと思います。
技術としての生成 AI については私自身興味もありますが、クリエイターや創作にかかわる人に対する明確な不利益を生み出すような使い方はあってはならないと思います。どうかその人たちの権利や利益を奪わないでください。

●受付番号　185001345000009898

生成 AI の無断学習に強く反対します。
学習の元となるデータには必ず作者がいます。データ、作品を作った時点で著作権が発生します。その権利を無視し、無断かつ無報酬で AI に学習させ、それによって利益を得ることは到底許されることではありません。そのような事態が罷り通るようになった日本で今度の文化の発展が見込めるでしょうか。到底考えられません。
生成 AI の使用には細心の注意を払うべきであり、特にそれによる商用利用に関しては断固反対します。

●受付番号　185001345000009899

AI の無断学習に断固反対いたします。

●受付番号　185001345000009900

5-2 生成、利用について
AI による盗作が問題になっている中、盗作側を保護するような動きには問題があると思う

●受付番号　185001345000009901

AI の無断学習に反対します。クリエイターの方々を苦しめるだけです。
既にたくさん被害が出ています。食を失い、自殺する人が今後増えていくのではないかと考えます。

●受付番号　185001345000009902

生成 AI の著作物性について
現行の AI で生成されたすべてのものは､望まず素材とされてしまった多くの作品(著作物)があるためそれらから生まれた生成物はすべて著作物とはみなせず合成物とみなすべきである。
また、生成物に手を入れた部分に著作権があるのはいいが手を入れた生成物を全て自分が描いた(書いた)著作物とするのは詐欺であるとし、違法とすべきである。
学習と生成について
i2i や LoRA などを使用した個人の作風の寄せは法律違反とすべきである。
そもそも現行の生成ＡＩのデータセットはほぼすべて無断転載、海賊版で構成されているのは明白なため生成ＡＩを使うとしても現行の生成 AI のデータセットをすべて削除し 0 からデータセットのデータを全て合法な手段で取り込まれたもののみにするべきである。
許可を得たもののみで構成したデータのみでは生成 AI がなりたたないのであれば生成 AI を使うべきではない。
その他
ライセンス制の提案
昨今の生成 AI の問題が発生してしまっている一つの理由としてビッグテックが無料で全世界に公開してしまったことが挙げられる。
本来であれば生成 AI を使用するにしても信頼のある企業の一部のサポートとして使用されるよう厳重にルールとライセンスで制限する必要があったと思う。
そのため個人では使用できないようにすべきである。
そもそも生成 AI は革新的な技術の進歩のように思えるが長期的に考えると文化破壊装置、尊厳破壊装置、人権侵害装置に他ならないため使用すべきではない。

●受付番号　185001345000009903

AI 無断学習に反対です。無駄なことするな

●受付番号　185001345000009904

画像生成 AI はインターネット上にある様々なデータから学習しており、それをもとに画像を生成しているため権利が不透明である。そのため使用の制限や、使用する際にはすべての学習元を明記する等の措置が必要だと考える。また、日本の産業にも悪影響を与えるだろう。アニメや漫画、イラストなどは資源の少ない日本にとっては重要な産業であり、世界に誇れる文化である。しかし、海外では AI の使用に規制がなされるなど、AI に対して否定的に考える人が多い。もし AI の使用を制限しなければ、アニメなどの作成現場で AI が使われるようになるが、そのように作られた作品は海外では受け入れられないだろう。他にも問題はある。最近 SNS で広く話題になっているのがイラスト等を無断で学習に使われることだ。ある特定のイラストレーターのイラストから学習した AI はそのイラストレーターの絵と非常に類似性の高いものを生成する。創作者にとって己の作風とは、長い時間と絶え間のない努力を経て確立したものであり、自己そのものと言っても過言ではない。それを AI に勝手に学習され、本人が望まぬ形で利用されるのは著作権侵害のみならず人権侵害とも言えるのではないだろうか。AI に勝手に学習され、失望し筆を折ってしまった人も多く見かける。AI は文化の破壊までをも引き起こすのではないのか。私は AI の規制を強く望む。

●受付番号　185001345000009905

AI による文書など読ませて頂きました。
昨今のインターネットでの状態を見て、著作物の侵害に当たるかを改めて考えた上で、結論から申しますと私見としては文化庁の文書とは異なり、著作権者の利益を通常害するものと思います。
AI を創作物、文化へ落とし込んだ時にただ文化に発展しておらず、模造品の作成・最早盗品、人間の職を奪う行為になり果てているのが現状だと思っております。
いちクリエイターとして、数年前からいつか AI に職を奪われるのだろうと同僚や上司と話したこともありますが、このような許諾を出していない作品を”学習”と評して、出力し、職を奪い、著作者の権力は働かず、自ら生み出している作家が嘆くような現状では AI に対して積極的、ポジティブな意見は考えられません。
また、「生成 AI の開発・学習段階においては、当該作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあり、意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる。」とあるのですが、こちらで言われているものは学習元は作家自身の許諾は得た作品が前提でしょうか？
人間が絵柄を真似たとて、それこそ絵柄や作風に意思というノイズが入ります。事実、鑑定士が居る様に模造品にはどこか偽物となっている箇所があります。しかし、0・1 のコンピュータが真似れば 100%同じようなものが生まれます。そこを変えるために別の作品を学ばせて違うものを作ると書いてありますが、それは盗品+盗品の混ぜただけであり、結局パーツ事に見れば全て盗品ではないでしょうか。
人間がパーツのみをトレースした「部分トレース」も著作権侵害に当たる中で、100%を出力できる AI は著作権侵害にならないという考えは納得がいきません。
著作者の意思・権利を守った上で使用されるべきであり、AI 生成での作品は現状、著作権侵害に当たると思っております。

●受付番号　185001345000009906

AI の無断学習に反対します。
AI 学習の元になるのは私たちクリエイター達の制作物が主になります。クリエイターの著作権を守るという点でも AI の無断学習には反対です。

●受付番号　185001345000009907

自分の描いた絵を学習とか言ってパクられるのが気持ち悪い。
パクった絵を私が描きましたと世に発表する事が理解できない。
AI で描いたものは AI で描きましたという印をつけて区別できるようにしないと創作という行為自体が消滅する。
他人の褌で相撲を取る行為を許してはいけないと思う。
多少創作活動をしていた人間からすると AI でパクられる為に創作活動してるわけではないので明確に禁止行為にしてもらうか区別できるようにしてもらわないと安心して活動できない。
AI に絵柄パクられて描いてもいない絵を自分が描いたことにされて精神的に追い詰められて自殺したという話も出ている。このまま野放しにしていたら危ない。

●受付番号　185001345000009908

人のものを許可を取らずに使用してはいけません。ましては無断で人のものを使って利益を得ようとすることなどあってはならない事です。

●受付番号　185001345000009909

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009910

止めてください　多くの絵師さんの筆が折ることとなります。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009911

生成 AI を、政府という最も大きな声でもって認めないでください。今、SNS 上で散見される生成 AI による作品はその学習元に許可を取っていません。今でさえ生成 AI は無法地帯と化しているんです。それを政府に認められたら今までも他人の作品を勝手に生成 AI に取り込んでいた人たちは大手を振って他人の作品を盗めることになるんです。それは新たな文化の発展ではありません。ただただ真っ当な創作者が食い物にされるんです。
生成 AI は盗んできたものを見て模倣品を作って売っているのと同じなんです。途方もない時間をかけて技術を磨いて長い時間をかけて作品を作り上げた人からしてみれば、費やした時間と作品そのものを冒涜されたようなものです。自分はあんなに苦労して作り上げたのに、AI にそれを盗まれて一瞬で似たようなものが作られたと知れば創作活動を辞めてしまう人がきっと出てきます。AI が作るならと人の手で生み出される作品がなくなれば、日本の文化が消えてしまいます。誰 1 人自分の手で新たな何かを生み出すということをしなくなります。日本の創作文化を潰さないでください。

●受付番号　185001345000009912

受付番号 185001345000004767 の続き
5.各論点について
(1)学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
・実際に、生成 AI の生成物が著作物の利用市場と衝突し、著作権者に対して数千億円単位の機会損失が発生するという推計が示された以上、「生成 AI が著作物の市場に与える影響の実態調査と著作権者の機会損失の被害額の推計」を実施した上で、「機械学習は著作物の利用市場と衝突せず、著作物の対価回収の機会を損なわないという前提が崩れている」ことを認めた上で、「実際に、生成 AI による機械学習は著作権者の利益を不当に害している」ことを明記すべきです。
2024 年 1 月にフランスとドイツの音楽著作権管理団体が音楽業界における生成 AI による潜在的な損失等を推計した報告書を発表しました。
https://www.gema.de/en/news/ai-study
この報告書の中で、以下の推計が示されました。
・2028 年までに音楽生成 AI による生成物の市場が 30 億ドルに達し、世界の音楽著作権市場の 28%に相当する。
・フランスとドイツの音楽家の収益の 27%が圧迫され、2028 年までの累積の機会損失は約 27 億ユーロに達する。
・著作物を生成 AI に使用する場合には事前に許諾が必要であると考える著作権者の割合が 90%である。
これまでの文化庁等の説明では、著作権法第 30 条の 4 において、「機械学習は、著作物の表現の享受を目的とせず、著作物の利用市場と衝突せず、著作物の対価回収の機会を損なわないため、著作権者の利益を不当に害さない」ことを前提としていますが、
上記の報告書の内容が事実であれば、「生成 AI の機械学習により、フランスとドイツの音楽家の収益の 27%が圧迫され、2028 年までの累積の機会損失は約 27 億ユーロに達する」ことになりますので、「機械学習は著作物の利用市場と衝突せず、著作物の対価回収の機会を損なわない、という前提が崩れている」ことが明確です。
文化庁等においては、「生成 AI が著作物の市場に与える影響の実態調査と著作権者の機会損失の被害額の推計」を実施した上で、
「機械学習は著作物の利用市場と衝突せず、著作物の対価回収の機会を損なわないという前提が崩れている」ことを認めた上で、「実際に、生成 AI による機械学習は著作権者の利益を不当に害している」ことを明記すべきです。

●受付番号　185001345000009913

生成 AI の発展によりアーティストに脅迫、殺害を仄めかすような人達が AI を悪意に利用しているケースばかりを見る。
当初は音楽、美術などに技術の発展となると謳われていたが、現在はアーティスト達への嫌がらせ(盗作、コピー品の販売等)にしか使われておらずかなり厳しく取り締まる必要があると感じる。

●受付番号　185001345000009914

現状、AI 生成とそのユーザーによる横行を一言で表現すれば「ひどい有り様」と言わざるを得ません。
このままではメディア文化への重篤なダメージとなり、個人情報の悪用や犯罪への転用が簡単に出来てしまう事は想像に難くなく(実際に AI 生成を悪用した事件が起きています)、直ぐにでも明確な規制・ルールが必要です。

●受付番号　185001345000009915

AI の無断学習に反対します。
作家が接種されるばかりの状態になれば、文化は滅びます。
今日本の農業が衰退しているのと同じです。
これ以上日本を細ぼらせてどつするのですか。

●受付番号　185001345000009916

生成 ai による著作権侵害の合法化に反対します。あなたたちは盗品を材料にして作り上げたモノは合法なので窃盗にはならないと言うつもりなのでしょうか。野菜やお肉をスーパーから盗んでも料理してしまえば窃盗したことにはならない。今あなたたちが言っている事はこれと変わりません。

●受付番号　185001345000009917

他者の著作物や知的財産を無許可無制限で使用しているのもかかわらず、元の作者に対して何の保証もないという現状の生成 AI を取り巻くは歪としか言えないと思います。
描いたイラストは無断で使われ放題の現状をみて、本当に文化の発展につながると思うのか今一度考えなおして頂きたいです。
AI とついているので何か夢のある技術と思い推していきたいというイメージを持ちますが、人工知能が付いているわけではなく他人の作品を無造作に集め出力しているだけで、生成 AI で出力したものを人が制作したものと同等に扱おうというのは、あまりにも元のイラスト制作者に不誠実です。決してクリエイティブな事とは言えません。
また、自分の絵柄が勝手に素材として使用され、それが商品として競合しているのはおかしいと感じます。
描いた絵は片っ端から素材として使用される。大量生産して飽きられる、自分に何の利益も出ない、そんな環境で新しいクリエーターが生まれると思うのか真剣に考えて欲しいです。
誰でも高クオリティな画像を生成できることにより、高品質なディープフェイクや有名人のポルノ画像等を生成できるツールである認識をちゃんと持ったうえで、生成物を著作物と認めようと思うのか考えてください。
また、自分の作品を AI 学習されるのを防ぐため、学習防止の宣言を行ったイラストレーターが、集中的に無断学習され、自分の絵柄を使われて他人を気付付ける作品に使われる嫌がらせなどが起きております。
このようなことが面白半分で誰にでも出来るツールです。
そのようなものに無断で著作物を使用させるというのが本当に研究目的といえるのでしょうか？
不特定多数の商用作品を含む著作物の無断利用、無断改変によってデータを出力する装置である以上、クリエイターへの搾取が無ければ成り立ってない技術ツールです。そのようなツールを推進しようとする前に今一度モノづくりに関わる全ての方と協議していただきたいです。

●受付番号　185001345000009918

自分は生成 AI に関しては商業面では規制、また生成 AI を出力する方々は絵師や小説家とはまた違う名義で区切るべきだと考えます。
本来、絵や小説は時間を掛けたり、悩み考えた末に生み出されるものであり、その生みの親に対する敬意の意味で著作権というものがあるはずです。
ですが話題になっている生成 AI の事例を見てみると「性的な絵を量産し、それを格安で売りさばき大儲け」「有名絵師の絵を生成 AI に読み込ませ、有名絵師と名乗る」といった生成 AI を悪用する方々が見られます。
それは個人の問題、という指摘がありますが一定の法や規則が無ければ堕ちる所まで堕ちる人間がいるのが事実です。
またその様な生成 AI に全て任せれば良いという風潮が回れば創作をしている方々のやる気などがなくなり、創作文化が廃れます。
加えて生成 AI が生成 AI の真似を、そして生成 AI がその真似を・・・という繰り返しが起きて生成 AI の袋小路が生まれます。
生成 AI でもっと進化をするつもりが、生成 AI で退化する。
これでは本末転倒ものではないでしょうか？
決して全面的に禁止という訳ではないですが生成 AI に関して、創作する方々を守る為にも規制が必要だと私は考えます。

●受付番号　185001345000009919

内容を確認しましたが、あまりにも著作権が蔑ろにされており、AI 優先で現在活動中の作者、クリエイターを侮辱するような内容で不愉快であり今の世の中に合わないと思います

●受付番号　185001345000009920

イラストレーターの意見を無視した生成 AI 利用に反対します

●受付番号　185001345000009921

この案に反対だ。生成 AI によって仕事を奪われる人がいる。儲からない。海外にも売れなくなる。著作権も無視される。すべてのクリエイターにとって権利侵害になる。実際に問題や犯罪も起きている。その対処から始めるべきだ。

●受付番号　185001345000009922

AI の技術利用は、作業工数の低減といった面で考えれば有用であり、技術の発展を制限するような制約は可能な限り行なわない形が良いと考える。
しかし、AI のテクノロジーはあくまでも「過去に積み重ねられた技術の発展系」であり、生成するために元の学習データが必要な点からも、二次利用の形を逃れ得ない。
元となる一次データの権利が保護されており、その権利が侵害されている際に、確実に解消出来るように制限する必要がある。
でなければ、いわゆる技術のただ乗りが規制されないということになり、発展とは真逆の形で消費され、元となる技術や発展を望む AI 技術事態が衰退していく事になる。
・使用する学習データにおいて、必ず一意性を持たせた管理を法規制し、罰則を設定すること。
・学習データに疑義が生じる状況になった際、調査を行う制約をシステム運用者へ規定し、罰則を設定すること。
・海外事業者による法規制を逃れた形での学習データ不正利用に対して、どう規制するのか、侵害された側の保護をどう行うのかを明確に提示すること。
最低限、上記を設定出来ない場合、AI 利用を行うべきではない。
技術は制御が出来て、かつ問題が発生したときに制御を超えないようにし、研鑽を積み重ねる事が発展の前提条件であり、現状は制御が出来ていない。
少子化に伴う技術者の減少を補うことが出来る技術として有用ではあるが、過去技術をないがしろにした学習と利用がこのまま進めば、「技術者の減少・技術の遺失」が発生するのが明白であり、利活用が目的であるはずの技術で国際的な技術競争力が低下する。
革新的な技術であり、現代の科学技術がもたらした到達点ではあると思うが、野放図に推進した時の被害も尋常ではなくなる可能性が高い。
あくまで「既存技術データを利用した、発展加工技術」である点を念頭に置き、既存の技術の発展を阻害しないように、AI 技術の規制を行うべきである。

●受付番号　185001345000009923

ＡＩの自動学習に反対します。

●受付番号　185001345000009924

AI の無断学習に反対します。
イラストや文章等、一個人、一団体が考えて、形にするため昼夜を惜しまず作ったものには、当然守られる権利があるはずです。どのような形であれ、使用するならば許可を取るべき、使用料を払うべきです。今までもそうでしたし、これからもそうあるべきだと考えます。
AI に類似や依拠の意図がなくても、それを扱う人間にその意図があるならば、それは悪意ですし、立派な盗作です。また、意図がない使用というのはもっと質が悪いのではないでしょうか。意図せずに、という事がまかり通れば、どんどん盗作が増えていくのではないでしょうか。
現在のままでは近い将来には、多くの芸術文化は AI に読み込まれて無くなると考えます。
以上の考えから、AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009925

AI の無断学習に反対します。法案について、原作(この場合、AI 学習に使われた創作物全て)の著作権を蔑ろにした内容で、非常に遺憾な事だと思います。AI の無断学習に対して禁止や罰則を設ける等が必要と感じます。

●受付番号　185001345000009926

（１）学習・開発段階
ア 検討の前提
（ア）平成 30 年改正の趣旨
法第 30 条の 4 における権利制限規定の範囲内の著作物に関しては著作物の無許諾での使用を容認するという点を問題視しています。
如何なる使用目的であろうと、個人利用の範囲を越えた著作物の利用であれば、その著作物の権利者に許諾を得るべきです。
生成 AI の性質上、データの収集数がクオリティに直結するために、この素案が検討されたかと思いますが、例え歌詞の一部の引用であっても出典を明らかにするように、生成 AI の使用した著作物もその出典を明らかにするべきだと考えます。
（２）生成・利用段階
【著作権侵害の有無の考え方について】
著作者に AI 学習利用への対策の意思がある場合でも、AI が登場する以前の著作物に関しては AI 学習利用への対策をされていないはずです。この素案ではそういった著作物については問題が起きてからではないと対応ができない点を懸念しています。

●受付番号　185001345000009927

私は AI の無断学習に反対です。そもそも無断で人様のものを使っていいという考えがいくら AI とはいえ不愉快極まりないです。だいたい AI を活用しようとするのは人間なわけですし、AI だから云々というのはおかしいのではないでしょうか。
私はクリエイターの立場ではないですが、昨今の生成 AI によるトラブルにおいてクリエイターが筆を折ってしまうのではないかという事案をいくつか目にしました。ただでさえ X や Instagram などさまざまな SNS にて無断転載や自作発言の問題が起きているというのに第三者が報告、通報することが困難であり、クリエイター自らが面倒な手順を踏んでも報告が通るかわからず、泣き寝入りするしかないというケースもあります。長年積み重ねてきて得た技術を勝手に学習されるだけでなく、創作元に還元されず、自分の作品を守れないというのはどんなに苦しいことかと考えてしまいます。生成 AI に生成 AI を重ねるとトレパクの判断が難しくなり、訴えることが極めて難しいというケースもありました。多くのクリエイターを守るための著作権のはずなのに、このままでは法の穴をついて荒らしまわる犯罪者が生まれてもおかしくないです。日本はクリエイターを潰したいのでしょうか。もしそうではないというのであれば、努力を積み重ねてきたクリエイターをより守れるような提案をしていただきたいです。

●受付番号　185001345000009928

AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000009929

趣味ですがイラストを描いています。ですが AI の登場から約一年、ネット上への投稿ができなくなりました。どこでどう自分のイラストが利用されるかわからないからです。美術大学に通って絵の勉強をしていました。イラストの仕事ももらえたかもしれません。その機会を奪われました。
イラストだけではありません。自分や知り合いの写真も AI の学習素材として使われているかもしれません。怖いです。被害に遭っている人をすでに SNS 上で見ています。このまま日本の文化を衰退させるのはやめてください。
自分の名前は書けません。この意見もまともに取り扱ってくれるかわからない相手に個人情報は渡せません。真剣に話し合ってください。

●受付番号　185001345000009930

画像生成 AI についてです。
私個人は著作者に許諾を得ていない生成 AI への無断学習の反対。及び海賊版や無断転載を含めた著作者に了解を得ていない画像データで作られた学習モデル全てに問題があり、生成 AI で生成された画像と誰にでも分かりやすく判別するための措置が必要だと考えています。
生成 AI は学習データの質と量次第でインターネットや雑誌テレビ、"既存"の全ての表現がより早く大量に生成でき、逆に学習データとして新しい表現や追加で学習したい画像データが無ければ今までの表現の幅は失われていき先細りしていくのだと不安があります。
現行法では大勢の絵描き表現者の中で、新しい流行りの絵やイラストを生み出せたとしても生成 AI の学習データの一部として取り込まれ、AI が生成した流行りに似た画像で溢れ返り今まで以上に流行り廃りをただ繰り返していくだけだと。
妄想であってほしいですが様々な影響などを受け、人が長い年月を掛けて良い作品を世に出せたとしても無断学習が許され似たよった画像が大量生成されるのであれば生成 AI に食い潰されるのを危惧し、時間を掛けて自分の人生を掛けてまで絵を描く人はかなり減るのではないかと思います。
人は疲れますし忘れもします、絵をある程度のレベルでま描ける人の数を考えればなおさらです。自衛手段は少なく AI の進歩、脅威には想像が追いつきません。

●受付番号　185001345000009931

AI を利用した生成物を生成する目的が「享受」に当たるか、また、AI 生成物が学習元となったデータの「作風」などに似ているかどうかの判断は非常に難しいと思われます。

　創作者の立場からすると、そもそも自分が時間と手間をかけて作成した創作物を AI 学習データとして使用されることは誠に遺憾であり、また、それを元に生み出された AI 生成物が自分の「作風」と同じだと思ったとしても、難しいその立証ができなければ著作権侵害を訴えることができないというのは、どうしても許容することができない事態です。

　誰しも、自分が時間や手間をかけて作成した愛着のある創作物を無断でフリーライドされ、他の創作物と混ぜ合わされ、ほぼなんの手間暇もかけずに次々に生み出される AI 生成物の元データになんてされたくはありません。

こういった素案は、各クリエーターの創作意欲をひどく削ぎ、せっかくこれまで日本が築いてきたクリエーター大国としての立場を著しく傷つけます。

　今後もクールジャパンとして政策を展開していくつもりが少しでもあるのであれば、たとえ AI にある程度の将来性を見出していたとしても、もっと著作者の権利を守る方向へ舵を切るべきだと考えます。

●受付番号　185001345000009932

他人の作品をAIに学習させて生成したものを販売したとして利益が出た場合にその大元に金銭が支払われないという仕組みはおかしいと考えます。
他人から盗んでフリマで売っているのと同じではないでしょうか。
他の方も様々な意見があるようにこれは問題点が多くあると思われます。
今一度作家側に立って考え直していただきたいです。

●受付番号　185001345000009933

イラストレーター、漫画家として 20 年近く生計を立てております。
・最近起こった生成 AI 問題に関して
先日 SNS で「生成 AI に指向性を与える事で特定作家の絵柄（作風）を再現できる」というものが話題になり、その再現可能作家リストに私の名前も入っておりました。
我々にとって絵柄というものはこれまで生きてきた自分の足跡、人生そのものであり、第三者が容易に模倣、使用して良いものではありません。
「 AI と著作権に関する考え方について（素案)」においては「クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われる」ことが問題とされていますが、もっと根本的な『人権に関わる問題』だと認識しております。
（創作活動に人生の大半を費やしたりしない、多くの「普通の」方には理解されにくい話かと思いますが、これが今回一番主張したい点です。）
パロディ、リスペクトとして特定の作家の絵柄が真似られる事はこれまでもありましたが、それは膨大な時間と労力をかけて磨かれた技術や研究によってなしえる業で、それ故に時に問題が起こりつつも「芸」として微妙なバランスで社会に認められてきたものです。
その模倣、生産が短時間で大量に行われてしまえば、元の作家の「人生の価値」を貶めるだけでなく、強い反発によってパロディ作家、リスペクト作家の存在も許されない社会になってしまうのではないでしょうか。
・従来から続く生成 AI 問題に関して 1
作家が制作し発表したイラストを生成 AI を通し、それを自分の作品として SNS に公開する者があとを絶ちません。
剰えそれを元にグッズを作成し、オークションサイトや Web マーケットで販売する業者さえおります。
元イラストをそのまま使用し販売すれば当然著作権侵害になりますし、元イラストをそのまま模造した場合もいわゆる「海賊版」になるのに、「一度機械を通しているのでセーフ」になるのは納得ができません。
とはいえそれらを取り締まるのにも膨大な労力が発生してしまう為、根本的な解決策が必要です。
例えば AI 生成作品にはウォーターマークのような、ひと目でそれと分かる印や文字列を入れ、それを消したり加工したりすることを禁じる…等。
・従来から続く生成 AI 問題に関して 2
生成 AI によって自らの作品を悪意のある第三者に模倣されたばかりか、苦言を呈した作家に対し「違法ではない」の一点張りで過剰に攻撃的な反論や嫌がらせが行われており、大変心を痛めております。

画像生成 AI は過去の膨大な作品を学習する事で成り立っている（この点の是非に関しては大変複雑な問題であるため、私からは論じません）にもかかわらず、新たな作品を生み出す作家を貶め排除してしまえば、AI どころか文化の発展もありえません。
生成 AI が原因で筆を折る作家が一人でも減りますよう、一刻も早い法整備を願います。

●受付番号　185001345000009934

生成AIを用いたイラストをＳＮＳにあげる方が学習元の人を誹謗中傷するなどのことが起きる現場を何度も見ました。殺害予告や自殺を助長するようなメールが送られているのも見ました。あまりにも倫理的におかしい人が多いです。そして、（５）のアやイについて、著作物性は認められるべきではありません。所詮リソースから要素を抽出したものに過ぎないからです。試行回数だとか、創作的寄与、表現などありません。個人利用や、学習に使ってもいいと言われたものしか使えない、求められるときに利益が還元されるような技術革新などがない限り今の生成ＡＩについては全面的に一般利用は規制や禁止をすべき、まだ時期尚早であると考えます。どうか、今後「自分で」絵を描かれる方がこんな道徳、倫理観のない人達に傷つけられないように規制してください。使う側への規制がないと何でもする人が多すぎます。

●受付番号　185001345000009935

AI による無断学習および無断使用に反対します。人間のクリエイターの生活と権利が脅かされることに反対します。

●受付番号　185001345000009936

こんな法律あり得ません。
クリエイターの権利が全く守られていません。
人間がゼロからイチを生み出す苦しみを本当にご存知でしょうか？
他人がその苦悩の結晶とAIを使って秒で出した作品として発表して良いわけがありません。
本当に日本の文化を守る気がありますか？
その気があるならクリエイターの権利を守れる法律を作るはずですが、この草案ではそれを全く感じられません。
再考をしてください。

●受付番号　185001345000009937

AI の学習に反対します。

●受付番号　185001345000009938

・意見対象箇所
「５．各論点について」（１）生成・利用段階
以上１ケ所
・意見及び理由
視覚障害者にとって機械学習モデルの発展は、風景や絵画をリアルタイムで聴覚情報に変換できる可能性を秘めているため、社会的障壁の除去と人権保護の観点からもこれを制限すべきではない。

●受付番号　185001345000009939

AI の無断学習に反対します。
著作権者には、相応の金額で商契約を結ぶ権利があって然るべきです。
権利を奪うような法律には反対します。

●受付番号　185001345000009940

作品を作っている方々は長い時間をかけ、手間をかけ、心身を削って作っています。それを機械だからといって盗み放題というのは酷すぎると思います。

●受付番号　185001345000009941

絵を AI 学習させるのは反対です。
無断じゃなくても反対したい気持ちがありますが、とにかく今は無断 AI 使用を反対します。
加えて、AI 学習で作られた絵をを尊重される世界を否定します。
どうして絵は AI に喰われても良いになってしまうんでしょうか。
作品を作る人たちは、作品を子供のように思っています。大事なもの、己の人生を向き合って、作品を作り上げています。
それを簡単に軽んじるのは 1 人の人生を簡単に汚してしまうのと同じです。
どうか、簡単に人のものの上辺だけで掬い上げて自分の手柄にする行動を肯定しないでください。

●受付番号　185001345000009942

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009943

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009944

生成 AI の責任が誰にあるか、生成 AI で被害を受けた場合にどのような措置を講じることが可能なのかなど、つらつらと書かれておりますが、全体を通して読んだ感想は、「問題への認識が甘いように感じる」の一言に尽きます。
現在の生成 AI によって起こされている問題は、著作権が侵害されるだけではありません。生成 AI によって自身の作品を無断学習させられたクリエイターの心労は、計り知れるものではありません。無断学習をさせられた生成 AI で、勝手に絵を出力され販売されればクリエイターの活動に支障が出ますし、クリエイター自身に出力した絵を送り付け「お前が絵を描く必要はもうない」と発言するといった被害まで出ております。生成 AI を使用する人間にとって、クリエイターは生成 AI のエサを無料で配布してくれる都合の良い相手としか思っていないのです。また、X（旧 Twitter）では、生成 AI に関する問題を提起するクリエイターや、生成 AI によって被害を受けたと主張するクリエイターを目の敵にし、集中攻撃を行う「いじめ」とも呼べる行為が横行しています。ダイレクトメールや仕事受注用のメールアドレスに「殺害予告」ともとれる内容のメールを大量に送信してクリエイターの活動を妨害し、クリエイターのイラストを無断学習させた生成 AI を配布し、挙句の果てにはアイコン・ヘッダーというクリエイターの顔とも呼べる部分を生成 AI でそっくりに偽造し、クリエイターの偽物のアカウントを作成してなりすましを行う始末です。これらの行為は著作権の問題の枠組みから大きくはみ出た、もはや名誉棄損・誹謗中傷・営業妨害ともとれる行いです。
もちろんこれらの被害は生成 AI だけの問題ではありません。生成 AI はただの道具であり、これらの問題が発生しているのは間違いなく生成 AI を使用する人間のリテラシーの無さが問題です。しかし、こういったリテラシーの無い人間は世界に溢れるほど存在します。生成 AI の本当の問題は、こういったリテラシーの無い人間が、純粋に努力し技術を学んだクリエイターの活動を妨害し、休止にまで追いやることのできるほどの「強大な力」を与えることができる点だと考えられます。
多くの作品を生み出し、そして世に送り出してきたクリエイターの、活躍できる・大きく成長していける・安心して作品を発表できる場所はもうありません。作品を出せば生成 AI によって学習され、これまで培ってきたノウハウが根元から丸ごと奪われるのですから。プロのクリエイターは活動できなくなり、プロを目指そうと努力するクリエイターは生成 AI によって開花する機会を永遠に奪われてしまいます。
「このような被害が起こることが『懸念される』」のではなく、『実際に起こっている問題』を議題において、議論を再び行ってもらえればと思います。

●受付番号　185001345000009945

私は AI の無断学習、並びにこの素案にて主張されている事実上のそれの合法化に反対します。
AI による画像・文章の生成は、計算と数値による「元の画像・文章の再現」にすぎず、その材料となった画像・文章がどれほど膨大なものを組み合わせたものであろうと、著作権という概念が存在し、それ日本サブカルチャーが成り立っている以上、結局はその膨大な画像を描いた、あるいは膨大な文章を書いた創作者に、多くの人間が膨大な数生成した分だけ、創作者が納得のいく相応の利益がいくようにしなければならないと思うからです。
そして現行の AI に対する法体制ですらそのような仕組みができていないのに、さらに多くの創作者に無断で、1 枚あたりの単価がほぼ無料同然で大量の生成画像を生成することを助長するこの素案がそのまま通れば、さらに急速に創作者の生み出す画像や文章の価値が陳腐化し、絵や文章を通じて「架空の世界を創作する」という日本が誇るべき文化そのものが廃れていってしまうのではとも思います。
昔に比べ、自由に創作することができるようになった現在、ウルトラマンやゴジラのように長い世代にわたって感動と生きる力を与え、国の経済を支えた創作、そしてその元となるような絵や文章は、インターネットのどこに転がっているかわかりません。AI の持つ大量複製の力が、それら未来のウルトラマンやゴジラとなりうる創作すら潰しうると考えると強い不安を感じます。
安易に他人の借り物を自分のものと言い張る手段に頼らず、自らの手を用い、自分の絵と文章を以って唯一無二の世界を作り出す創作者のことを第一に考えた法制定を強く希望します。

●受付番号　185001345000009946

AI でランダムに学習されたものから生成された画像には著作権、肖像権を明らかに侵害する（学習した個人の顔写真やイラストと全く同じ画像が生成される、学習物の権利元の情報が無断で利用され被害が及ぶような形で生成されるなど）場合がありえるため、学習元を制限する、許諾を得ていない画像を学習することを禁止する、生成物を無断で利用しない、自身の創作物であるなどと誤解を招くような文言を持って発表や公開をしない、など厳重な規制が必要である。
また学習により人の目から見て学習元であるオリジナルのイラスト等画像の複製に近い生成物を作り出せることはオリジナルの市場価値を下げることに繋がる。オリジナルの価値が下がれば母数はどんどん減っていき、その質が下がっていくことさえ予期できる事象である。コピーや切り貼りはオリジナル無しには存在することさえできず、学習による技術の向上を求めるためにも質の良い学習元は必須である。日本のエンタメ業界を AI による技術革新により盛り上げることを目的としているのであれば、生成 AI により似たような画像を大量に早く生産することができたとしても、効果は望めないと考える。また、こうした生成 AI におけるイラスト等画像は、複数の元素材を切り貼りしたコラージュにほど近いものであり、たとえ望んだ画像を生成させるまでに時間がかかったり生成された画像に加筆修正したとしても行為者に画像の著作権は認められないと考える。
そして生成物によりあらゆる種類の画像の一部分を切り貼りし混ぜ合わせることによって全く新しい画像を作り出すことができる反面、そうした情報元のわからない画像が溢れ、何が本物なのか、写真に写っているものが本当にあるものなのかわからないといった弊害が起こっている。動物の写真画像などがそのひとつの例である。生成 AI によって本物そっくりだが実際には存在しない動物の写真がネットにアップロードされ、間違った知識を植え付けられてしまう利用者が発生している。このことからも AI によりランダムに学習し生成され情報源もわからないまたは公開されない画像を広く人の目に触れる場に流布することは人権として当然に保証されるべき権利である知的学習を妨げる行為である。

●受付番号　185001345000009947

小さい頃から漫画に関わる仕事がしたく、春から美術系に進学します。
しかし、近頃 X などで、イラストレーターさんが無断で生成 AI に絵柄を真似され、強い精神的ダメージを負っているのをよく目にするようになり、日本でのアートカルチャーの将来に不安を感じています。
絵を描く人にとって、何年も技術や見せ方を研究してできた絵柄は、その人だけの子ども、人生のようなものだと思います。
もし自分がそれを勝手に真似され、量産され、あげく AI みたいな絵だ、なんて言われたイラストレーターさんの立場だったら自殺も選ぶと思います。
手軽な生成 AI が活躍する分野はきっとあると思うのですが、それは今いるイラストレーターさんや漫画家さんが守られる前提があって成り立つべきと思います。
どうか法律でイラストレーターさんや漫画家さんの権利と尊厳を守っていただきたいです。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000009948

AI の無断学習に断固反対します。クリエイターの尊厳を守るよう、動いてくださることに期待します

●受付番号　185001345000009949

そもそもの価値観のズレなのでしょうか？
人間の手で制作した作品が何故勝手に使用されることを許すのか単純に理由が気になります。

●受付番号　185001345000009950

まず前提として、著作権は創造者の独自性と創作物に関連して発生する利益を保護する権利であります。そのため、生成 AI（電子計算機）の使用により他人の利益を妨げになる場合は、著作権を侵害していることと同等であります。特定の創作者に似せた創作物を AI により数多く生成し、急速にその創作物の市場を奪うことは、完全に創作者の利益の妨げになります。

次に、生成 AI の使用をプラットフォームの観点から考えます。生成 AI は人の手では考えられないほど短時間で数多くの作品を生み出すことができます。現在の創作者の創作物発表場所はほとんどインターネット場の X(旧 Twitter)や YouTube、それに類似する SNS と呼ばれるものであります。このサービスの強みは誰でも無制限に発信することができることであり、これと生成 AI による大量生成によって、このような場所が生成 AI による作品データであふれかえることになるだろうと思われます。ある検索エンジンでは、資料として植物や動物などの写真を検索した際に、写真ではなく生成 AI による画像が大量に表示され、目当ての写真が検索できないということが発生しました。

次に、生成 AI を創作という観点で考えます。生成 AI は数多の作品のデータを使用しそれによってプログラムが計算することで成り立っています。そのため、アート以外(文脈を抜きにして)で、生成 AI を使用した当人が創作したことにはならず、プログラマーと学習や入力に使用されたデータが帰属する作品の創作者によって創作されたとする、合作やコラージュと考える方が妥当であり、創造性が保護されるべきであります。

まとめとして、著作権に関しては、AI 自体のプログラムも含め学習に使用しているデータに関して、使用の許諾がされていない場合は著作権の侵害であります。また、社会的、文化的に見ても、生成 AI の使用は創作者の環境を破壊し、創作を阻害する有害性のある行為であります。

●受付番号　185001345000009951

５．（３）生成物の著作性について

生成物について、いかなる改変、修正、加工がされていたとしても著作権を付与してはならない。他者に著作権のあるものを取り込んで学習し、生み出した生成物を作品とは呼べない。生成物で、詐欺を含めた犯罪行為が散見される。著作権を付与してしまったら、今後さらに犯罪市場が拡大し、創作文化が衰退の一途をたどることは想像に難くない。

日本に多くいるクリエイターは、ただでさえインボイス制度によって不利益を被っている。日本の創作物を守り、存続させていくためにも、クリエイターを守るための方針を示すべきである。

●受付番号　185001345000009952

許可もなく自身の作品を生成 AI の学習データに利用されたくありません。たとえ生成物に反映されなくとも、学習データに含まれること自体望みませんし、許したくありません。
反映された生成物を他人が自分の作品だと主張することも受け入れ難いです。
生成 AI に関する懸念や不安要素がここまで多いならもっと慎重になるべきではないでしょうか。検討が必要な段階であるのに学習データは取っていいというのはおかしいのではないでしょうか。
また海賊版から学習した場合は配慮すべきとのことでしたが、当たり前のことを書いているだけではないでしょうか。そういった取り扱いに配慮すべきデータが存在するネットからデータ収集するより限られた範囲または管理されたデータのみで学習すべきではないでしょうか。
ネットから得る学習データの多くはおおよそ個人、団体の持ち物です。ネットに掲載しているから誰でも見ることができてもその人のものです。それを加工、修正して自作品だと主張することはおかしいのに、生成 AI を通せば許されるのは何故ですか？
生成 AI に学習データが必要なのは理解できますが、そのデータを提供するか否かの権利はデータ制作者にあるべきだと考えます。その権利すら見当たりません。拒否権もありません。なぜこんな扱いを受けなければならないのですか。生成 AI の生成物の権利を主張できるなら学習データにも権利の主張はあるべきです。
仮に今後、生成 AI 向けに学習データを制作する活動が起こったとして、それをどの生成 AI に提供するかも選べないことになりませんか。
生成 AI が収集するデータを制限する程度のこともなく、生成 AI に通せば人の物を自分の物にできるのはあまりにも横暴で理不尽です。
私的な物として創作している作品を他人の利益のために使用する権利は一体誰が与えていますか。生成 AI の使用者を守るなら使用しない人間も同等に守ってください。
現状、著作権を侵害してしまうかもしれない恐れがあるものである生成 AI を果たして人間が制御できるとも思えません。図らずも収集してはいけないものを収集する可能性があるならば、もうその時点で人間は生成 AI を掌握できていません。
私が作り上げた作品をどう扱うかは私自身が決めます。それは創作者すべての方に言えるのではないでしょうか。生成 AI にとってはただの学習データですがその多くを生み出しているのは感情を持つ人間です。
利益や理性のみでは人間は生きていけません。生成 AI によって文化の発展などを期待するならば、同じく人間が作り上げたものを大切にしてください。それも文化ではないでしょうか。

生成 AI を大切にして活かしたいと思っている人がいるのも知っています。しかし今のままでは一方的な搾取になってしまいます。搾取された側が生成 AI で豊かさを得られるとは思いません。
創作者は自分の作品を守る権利が欲しいのです。新しい生成 AI という物に対して新しい権利が欲しいです。

●受付番号　185001345000009953

AI 作成イラストに反対です

●受付番号　185001345000009954

素案を読んで、著作権者と AI との関係を良く考えてもらえていると感じました。しかし、二月九日に生じた AI 利用者による嫌がらせを原因としたクリエイターの活動休止など、AI による問題が数多く起こっている現在にこのような AI 推進の立場では、既存のクリエイターを蔑ろにしているとしか感じられません。
また、AI の生成物にも生成段階での試行錯誤を行うことによって著作権が認められると考えているそうですが、試行錯誤を行ったことを確認する手段が無いため、特に慎重(認められない可能性も考えておく)になるべきだと感じました。

●受付番号　185001345000009955

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000009956

AI 学習の為にネットにある写真やイラストなどの画像を無断で学習させる事に反対。
Instagram や pixiv などイラストや写真を投稿する SNS が浸透している中で、後出しのルールでネットにある画像は全て無償の学習材料は余りにも横暴に感じる。イラストなど創作を仕事にしている方に余りにも失礼に思う。
AI イラストは学習したものから AI が独自に創作を行うのが目的かもしれないが、誰かの悪用でイラストレーターの方の技術だけを盗んだ本物とほぼ同じの模造の作品が作られた時、何もイラストレータを守る法がないまま先に学習させろというのは有り得ない事だ。
事実、海外では有名人の写真かのような悪質な AI 作品が出ている。日本だけは悪用、悪質な作品は生まれないというのは考えられない。
悪用に対する法を定めて、作者に許可をとって必要ならば対価を払うべきである。
AI 作品には AI だと分かる文言やマークは必須と考える。

●受付番号　185001345000009957

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009958

まず初めに素案の概略にも記されている通り AI 生成物とは指示語により生成されており、そこに感情・思想は関与しない。あくまでも AI が深層学習を行った事柄のみを組み合わせて出力することができる。そしてそれは複製をもって行われるために３０条の４が適用されるとなっており、特に画像生成 AI に関しては画像の複製を認める形をなっている。
深層学習の段階で終わる非享受目的はともかく、文章を文章として、画像を画像として生成を行う行為は単純に複製となる。非享受目的の例をまとめると市場に出てこない、研究段階であることもまた(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理の(イ)で示されており、【その他の論点】で挙げられた(3)生成物の著作物性についての項目との矛盾が発生する。[redacted] が説明した「生成型検索エンジン」の通り、生成 AI は結果を表示するものにすぎず、結果の内容を保証するのは元データであり、生成 AI の機能ではない。
そもそもが支分権の中の複製においてそれを行い、アノテーションされた情報を指示語によって引き出す作業は、元と遜色なく復元がされる可能性のある段階で享受以外の何物でもなく、OpenAI に対する NY タイムズによる訴訟や Midjourney のアーティストタグ流出からもわかるように、厳格なオプトインが行われている学習済みモデル以外は権利侵害モデルといって差し支えない。
要するにそれぞれの生成 AI モデルの評価は、学習したデータからの享受ということも言える。企業が学習済みモデルでマネタイズを行う際、データ元の著作者には一切の金銭を支払わないということは端的に市場破壊と言って良い。
またもう一つ、企業の問題点として著作権侵害による損害賠償請求は規約に記載の通り生成 AI ユーザーに責任転嫁している場合が多く、甚だ遺憾である。
結論として、データ保管場所や海賊版データの利用の是非に関わらず、現行の無許諾データで作られた、学習済みモデルは、全てを破棄すべきであり、如何なる著作権も与えられないものとすべきである。

●受付番号　185001345000009959

文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」（素案・令和 6 年 1 月 23 日時点版）の 9 頁に記載されている、学習・開発段階についての考え方(15～28 頁)著作権者の利益を不当に害することとなる場合について(19 頁～25 頁)にて、『 AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、これらがデータベースの著作物の一部として将来販売される予定があることが推認される場合には、本ただし書に該当し、法第 30 条の 4 による権利制限の対象とはならないことが考えられる。』とあるが、学習用データ内に著作物や児童性的虐待画像(CSAM)等、問題があるデータが混在していた場合、AI のプログラム側で学習用データとして扱わずデータから取り除く機能が無い以上、『AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられている』とは言えないと考えられます。実際に公開データセット「LAION-5B」には、児童性的虐待画像(CSAM)が数多く含まれているとして問題になりました。生成 AI の生成物に関する著作権に関しては、今後も様々な判断が考えられると思いますが、どのような形であれ他者の著作物を利用して生成している以上、問題が発生する可能性が否定出来ません。AI のプログラムが学習用データを自らチェックし、著作物や CSAM 等の問題のあるデータを弾く仕組みが出来ていない現状では、生成ＡＩの利用は危険だと考えます。

●受付番号　185001345000009960

日本の文化であるアニメ、漫画、イラスト文化が無断に使われているということを重く受け止めてほしいです。ＡＩは見ればＡＩと分かるクオリティーですが(もはやＡｉと分かった時点で価値はとても低くマイナスなイメージすらあります。実際にＴｗｉｔｔｅｒ現Xなどでも多くのＡＩ作品が投稿されていますがいいね数も伸びず、ＡＩを自作発言している人は失望され炎上しＡＩを使用したマーベルのドラマシリーズや、ＴＶＣＭも同じく炎上しています。)そんなＡＩへの無断使用の為に唯一無二を生み出すクリエイターが筆を折る事態も数多く目撃しています。(これはそのクリエイターへの嫌がらせとしてイラストレーターの作品をＡＩに学習、出力する輩がいる問題もあります。)このままではいつか己の技術を磨き唯一無二の作品を作るクリエイターよりも誰でも盗んだデータでそれなりのものが作れるＡＩ使用ユーザーが増え日本の文化は衰退していくでしょう。(AI は世界で使用できるため日本の文化は淘汰されてしまう)また、イラストのみではなく実存する写真(ＳＮＳに投稿されている子供の写真や芸能人の写真など)の児童ポルノやディープフェイクなどの悪用される可能性など多く(現に今児童ポルノへのＡＩ作品問題は海外でも重く問題になってます)の問題がありどうか技術などよりも大切なことに目を向けて頂けたらと思います。

●受付番号　185001345000009961

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009962

AI による無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009963

生成 AI は名前を直接ではなくても例えば「世界的に人気のある黒いねずみ」のようなテキスト入力でミッキーマウスが出力されてしまう状況です。それでいても合法となるそうですが、ファンアートも許可されていない作品でも生成、発表は可能で、トラブルになるのではないでしょうか？そこも無視されるのでしょうか。
他の例として X(旧 Twitter)にはインプレッション数で収入が得られるシステムがあり、特定の作者のイラストなどを学習させ本人になりすます事がなくても閲覧数は延び収入が得られます。これが享受に当たらないというのはおかしいです。
確かに人間も先人の作品の真似をして絵を学習します。しかし模写しても、何ならトレースしても同じものは出来上がりません(他人に見せることを目的にした作品でのトレースも違法です)。しかしデジタルでは同じものがコピーできてしまいます。オリジナルを改変したものが著作権法違反であるのに、オリジナルと同じものを取り込む行為が学習とされることには賛同できません。
生成 AI はオリジナルを生み出すことはできません。
人間は似たようなものを見続けるとすぐに飽きます。
この 2 つのことから、売上の多い作品の絵や実在する人気芸能人などの画像や動画を読み込んで出力されたもの(しかも同じことを考える人がいるので瞬時にネットに溢れます)はすぐに飽きられます。それをされてオリジナル作者や何もしていないのに飽きたと言われる芸能人は仕事を続けようと思うでしょうか？新しいものを生み出そうと思えるでしょうか。それが文化の衰退を急加速させ、クールジャパンで応援していることと相反することになるのではないでしょうか。
売上の多いものだけを良いものとする考え方は危険です。多様な作品や芸風が生まれてきた日本の文化を潰す考え方です。その文化を消費する方向へ進ませる今の生成 AI への緩い規制に反対です。
文化だけではありません。政治家の方が発言していないことを言ったようにも作れるのです。デマを流すのは簡単で、それをチェックしていく側が非常に手間をかけねばならないのがどれだけ大変か、おわかりかと思います。

●受付番号　185001345000009964

AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000009965

AI の無断学習に反対します。
人間の創作力を何だと思っているのでしょうか？
この案に賛成という方は一度自分で絵を描いてみてください。
自分達が潰そうとしている人達がどれほど凄いのか分かりますよ？
分からないほど頭が悪いのでしたら、今やってる仕事を辞めてください。
少なくともその程度の知能の方がやっていい仕事ではありません。

●受付番号　185001345000009966

AI の無断学習に反対します。
著作権を侵害する行為であり既に特定の作者の創作物から無断学習させ出力した創作物を使用しての成り済まし、アカウントの乗っ取り等も起っています。
今後も悪用する事例が出てくると推測します。

●受付番号　185001345000009967

2.検討の前提として
(1)従来の著作権法の考え方との整合性について
…著作権法についてはすべての人の肖像あるいは創作物が保護される権利を持っているという旨で理解しています。
(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理
…生成 AI による作品は現時点で無断かつ無償で既存の作品を使用している、つまり著作権を侵害して出力された改造版であり、それをファンアートやリスペクトではなく自らが新しく創造した作品であると主張して利益を得る目的、あるいは悪意を持って既存の肖像や創造物を貶める目的を持っているという認識をしています。
5.各論点について
(3)生成物の著作物性について
…人間は人生経験の中で会得した情報によって学習し、身体的・心理的に技能を磨くことで創造力を培っていくため作品に「個性」が現れ、その個性にこそ著作権が発生する由縁だと考えています。生成 AI の場合、AI 自身に人生や心身の向上による技術力の錬磨などはないために「個性」は存在しません。AI による生成物は既存の情報を選択して揃えた成果に過ぎないと捉えられます。スロットやポーカーや麻雀のように出したい柄を揃える行為に著作権を与えるということは荒唐無稽です。
(4)その他の論点について
…生成 AI によって生成された画像がインターネット上にすでにたくさん存在しています。その結果、インターネットで検索してヒットした画像が本物なのか、生成 AI による偽物なのかの区別がつきづらくなっています。著名人や総理まで生成 AI によってフェイクニュースを装った映像が作られて問題になりました。生成 AI は情報の信憑性を損なう危険な技術です。これを許容し続けていると世界的に情報が攪乱され治安崩壊の危機にまで及びかねません。規制うんぬんよりも使用・技術開発自体をただちに禁止すべきです。

●受付番号　185001345000009968

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009969

・AI 利用者は、どのような AI を利用して作成したのかをを明記する必要があると思う
・AI の学習のために利用しても良いと、作者が許可したもののみ、利用すべきだと思うし、利用して欲しくないと明記した作品を元に作成されたものは、金銭の利益のありなしに限らず、同様に処罰されるべきである
・AI 利用のためには、倫理の考えが必要であると思うため、何をどのように利用してもよいか、きちんと明記すべきだし、生成されたものが正しい倫理観のもと作成されているか、判断するための基準や組織(社内外含む)を作成すべきである
・もし作者が意図しない AI 利用をされて、金銭問わず不利益を被った場合は、厳格に AI 利用者、AI 作成者や作成した組織が処罰や補填、公表をする必要がある

●受付番号　185001345000009970

（４）その他の論点について
1 AI の開発や利用によって生じた著作権侵害の事例・被疑事例
AI 学習禁止と宣言している作者に対し嫌がらせで LoRA を作り配布。
そのモデルでキャラクターが首をくくっているような画像を生成したり、作者になりすましをし、作者を精神的に疲弊させ活動停止に追い込むという事例を見た。
小学生の運動会の画像を募集している生成 AI 利用者がいた。
詳細を確認したところ、その画像を生成 AI にかけ、性的な服に着替えさせたり、脱がせるという内容だった。
一般、知識のないユーザーでも容易に利用できるということは悪質ユーザーや犯罪組織も容易に利用できるということ、早急に規制や法整備を進めてほしい。
「現行の生成 AI」は作者、個人の許諾なくデータを集め「ただの素材」に貶める行為だと思う。
技術革新はするかもしれないが倫理は後退していると感じる。

●受付番号　185001345000009971

AI の無断学習に反対します。
創作者の払ってきたコストを軽んじることは容認出来ません。

●受付番号　185001345000009972

AI の無断学習に反対です。AI から生まれたものに著作権を与えるなんて間違っています。

●受付番号　185001345000009973

AI 学習の結果絵柄や作風が極めて類似した生成物に対して著作権を与えることは現在活動しているクリエイターの権利を侵害する行為と考えています。
すでに社会的に著名なクリエイターの場合は多くの人間が類似に気付きやすいですが、そうではない場合判断もつきづらく、多大な心労をクリエイターに課すことになります。
クールジャパンという日本のクリエイターによる文化を推進する動きと逆行する案を推進しないようお願いします。

●受付番号　185001345000009974

AI 技術は悪い物ではありません。
ただし現状、学習元に何のメリットもないことが問題です。
今、他者の著作物を利用するには利用料を支払って買い切るか、ロイヤリティが必要です。
なぜ AI 学習に使われるのはその範囲外なのでしょうか？
AI 学習データは著作権者本人（または本人の許可を得た業者）が販売し、それ以外は違法とするべきです。当然それには AI イラストの学習元の公開は必須でなければなりません。
また AI 作品は AI 作品である旨を作品内に明記することが必要です。
現在すでに特定のイラストレーターの絵柄を読み込み、違法なイラスト（小児性愛など）を生成し、作者が誤解されて糾弾された事案が発生しています。
AI における著作権問題について、ハッキリ申し上げて日本は諸外国に遅れをとっています。

●受付番号　185001345000009975

好きなイラストレーターの絵が AI に取り込まれて悪用されているのが嫌。

●受付番号　185001345000009976

AI 学習において、他者が作成した著作品を無断で使用することに対し、強く反対の意を表します。

●受付番号　185001345000009977

【項目名】４．関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI は､パチモンや粗悪品の大量生産と大量供給を可能にする非常に危険なものであり、規制がなければパチモンや粗悪品の大量供給によって市場が破壊され、悪貨が良貨を駆逐する結末に向かって突き進むことになる。
itunes store などで明らかに生成 AI によって出力された不審な画像を使用したアルバムが販売されており、既に売り場が荒らされている。生成 AI によって供給された大量のパチモンや粗悪品が正規版へのアクセスを困難にしてしまう。収録内容についても生成 AI によって捏造、あるいは改変された楽曲が流通することで正規版の販売を阻害することも重大な問題になる。
2023 年に itunesu store で配信されたカール・パーキンスの ready to rock roll というアルバムで生成 AI による画像が使用されており、ギターがあり得ない歪な形状になっていた。アーティスト本人が既に死去している場合、このような生成 AI が関わる問題の是正を要求することが出来ない。
現状の生成 AI は容易く悪用が可能な欠陥があるため、安全に運用するには強力なリミッターをかけて用途を狭め、単純化する必要がある。例えば、画像を分析して直線を検出し、定規や分度器を置くことで消失点やパースや地平線などの位置を明確化するだけに留めるなど。
生成 AI によって画像を出力することを無制限に認めれば、印刷機などを介して紙幣（古銭なども含む)、記念硬貨、記念切手、身分証明証などの偽造が蔓延する結果につながる。紙幣の偽造の対象として最も狙われやすそうな二千円札は流通量が少ないため現物との比較が極めて困難であり、記念硬貨や記念切手についても今までに生産された全てのデザインを把握することは実質的に不可能なため正規のものと混ぜられてしまうと偽物を見破ることが出来なくなる。
新紙幣への切替が予定されているため、生成 AI を悪用した偽札の流通が予想される。
生成 AI によって生じた著作権を巡る争いが長期化した場合､IP 創出やコンテンツ制作を阻害することが予想される。
生成 AI の稼働によって生じる電力と冷却水とレアメタルの浪費が日常生活をおびやかす問題もある。

●受付番号　185001345000009978

AI で無断学習したデータで作品を生成することに反対します

●受付番号　185001345000009979

AI の無断学習に反対します。
このような案件が通った後の盗用しまくり、盗用されまくりの無法地帯ではエンタメもまともに摂取出来ません。AI に学習させるからこそ、創作者の持つ著作権をしっかり守り、無断学習などの規制なき抜け道に厳しくあるべきです。

●受付番号　185001345000009980

AI の学習元（この言い方すら違和感がありますが）の無断使用はあり得ません。
使用許可が取れている作品のみ適用されるべきです。またそれ相応の対価を支払う必要もあります。
AI が学習できる範囲の限定をしてください。
日本のサブカルチャーを大切にしてくださいね。

●受付番号　185001345000009981

（1）学習・開発段階

【 「非享受目的」に該当する場合について】

「感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」について適用範囲が不当に拡大していると考えられる。本来、計数処理（画像内の物体の個数)、文字認識（手書き文字をデジタル化)、データマイニングなど統計情報の取得やコンピュータ処理による高速化を指すものと思われる。

しかし、Image to Image で出力された画像を画像共有サイトや SNS にアップロードする行為は明らかに「著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為」そのものではないでしょうか。

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

「生成 AI の学習に用いるデータセットに含まれているデータについて、権利者等から、将来的な生成 AI の学習に用いる際には当該データを学習用データセットから削除する要求を受け付け、実際に削除を行う措置」とあるが、データセット作成時に著作権者から許諾を得ればよいことである。現状のインターネット等から無断で収集した場合、著作権者が自らの著作物がどのデータセットに入っているのか識別できないので不当である。また、学習済みデータから削除する技術も確立できていない点からも事前許諾は必須と考えれる。

（2）生成・利用段階

【著作権侵害の有無の考え方について】

「AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成 AI を利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、著作権侵害になりうると考えられる。」とあるが、生成AI提供事業者によっては学習元の開示がされていないものもある。学習元の画像、音声等のデータについて著作者が把握できる仕組みが必要であると考えられる。また、商標権、パブリシティー権等の財産権が現存するデータがないことを示すことも必須と考えられる。

（4） その他の論点について

「著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではないため、対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難」とあるが、著作物に類似した画像等を生成して商用即ち広告等の人間が視認できる媒体に出力した場合、著作権者の逸失利益となる。また、オープンソースのデータセットの場合、生成者が著作物と類似しているか否かを完全に判別できない。そのため、生成AIの出力物の取り扱いは商用利用等の享受目的であってはならないと考えられる。

「市場における対価還元を促進することについても検討が必要であると考えられる」とあるがインターネット上から収集した著作物の著作権者を紐づけ、どのように還元するのか明示すべきである。また、そもそも生成ＡＩの学習に利用することを許可するか否かを著作権者側に決定権があるべきである。

●受付番号　185001345000009982

既存の著作権法を侵害しかねない内容だと思います。生成 AI の利便性に関しては一定数理解がありますが､そもそも他者の作品を AI に読み込ませるのを作品の唯一性の侵害であり、それを無断利用すると言うことの危険性を素案が理解できていると到底思えません。SNS 上では、アーティストの作品の無断盗用を行い生成 AI で規約違反作品を作成する事例もあります。これらは生成 AI 利用者に咎が向くとは言え被害者アーティストへの偏見にも繋がりかねない恐ろしい事態です。
また昨今、生成 AI による実在人物のフェイク動画などによる詐欺なども横行していると言うのにこの素案ではそれらも容認する内容であると取られかねないと思います。
この素案についての可決は到底受け入れ難いもので、早急な見直しを行っていただきたいです。

●受付番号　185001345000009983

AI に他者の創作物を使い、著作権を蔑ろにするのはやめていただきたいです。
AI による創作は確かに便利でしょうが、その前段階にある、人の手によって創られた創作物はもっと価値のあるもので、その一つ一つがのちに文化となり得ます。
ですのでどうか、便利さを追求して不便な創造を蔑ろにしないでいただきたいです。不便の中で作られたものもまた、作品ですから。

●受付番号　185001345000009984

悪用が怖いので法的規制を求めます

●受付番号　185001345000009985

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009986

これまでの著作権法が全てなかったことになるかのような、人に当然のようにあるべき権利を剥奪されるような AI の無断学習には反対です。

●受付番号　185001345000009987

他人のデータを AI が【勝手に】集める時点で著作権侵害です。またそれを更に凝縮する形で無断複製や改変したあげく、商用利用するなんて信じられません。AI の無断学習には断固反対します。AI に学習させたいのなら、学習元になる創作者と正式な契約を交わして、正当な報酬を与えてください。

●受付番号　185001345000009988

生成 AI にて作成された画像に手書きで加筆、加工したものに著作権を与えて欲しいという旨の意見がありますが、それは問題になると予想出来ます。
ここ半年近く生成 AI を利用しているユーザーの動向を見ていますと、無断で他人の描いた作品、写真等を使用しております。
その上で、先程述べた加工や加筆をした事で著作権を与えた時点でかなり悪質な上に元になった画像の権利者は正当性を訴えられず泣き寝入りになり、そのクリエイターの将来を潰すことに繋がるのが容易に想像出来ます。
また、生成 AI ユーザーの悪意により、イラストレーターのなりすましなどして虚偽の事を吹聴し、なりすましをされた方が病んでしまった事例が現在進行系で行われています。
クリエイターの作品への著作権、そして人権まで侵害する所まで来ています。
どうぞこの先、日本の文化を守ると言うのなら画像盗用への厳罰とともに、盗用されたクリエイターの権利を強く守られる法の整備をお願いします。、

●受付番号　185001345000009989

今の生成 AI に関して言えば、文化庁はクリエイターを殺すことを目的としているようにしか思えません。日本のアニメ、漫画、美術などのカルチャーは世界的に見ても日本経済の一部を支える大切な産業であり、それらを支えるクリエイターは日本の資源です。
生成 AI は『学習』を免罪符として無から作品を作り出すクリエイターの声を無視して蔑ろにし、無から作品を作り出したクリエイターの著作権を無視し、無断で作品データを抽出し継ぎ接ぎの画像や映像を量産することによってクリエイターを殺していくことに舵をとろうとしています。既に、クリエイターたちの著作権は侵害され食い荒らされている状態です。それなのに、生成 AI に著作権を与えようとしているのはあまりにもクリエイターを馬鹿にしています。
EU やアメリカでは生成 AI 規制の動きが活発化する中で、日本だけががばがばゆるゆるの状態となれば、世界中から日本はやりたい放題という認識を持たれ日本のクリエイターの作品は無断で生成 AI のデータ元として抜き取られて好き勝手され市場が荒れるのは目に見えてるのに、それでも生成 AI を推し進めるのは日本で生きるクリエイターの生命を絶たせたい意図があるのかと絶望しています。
また、生成 AI の学習データ元には多くの性被害にあった児童の写真が多く含まれています。児童ポルノに対して海外より緩い日本は、児童ポルノ生成 AI の売買において温床となる懸念を持って頂きたい。それら児童ポルノの生成 AI 画像に対しても著作権を与えられる(かもしれない)なんて、めちゃくちゃです。
写真をネットに上げている全ての人々の著作権、名誉を守ってほしい。生成 AI に対して、厳しい法整備を望みます。生成 AI の技術は、やろうと思えば簡単に人を殺せるのだということを文化庁には知って頂きたいです。
日本で生きるもの作りに心血を注いできたクリエイターの著作権を守ってください。先を見据えることなく目先の真新しさや欲に流されアニメ、イラスト、漫画、美術の文化を破壊しないでください。生成 AI を今規制しなければ、先細りで衰退するしかない現状の日本の良質なクリエイターたちはクリエイター生命が断たれ、日本は生成 AI 量産によるどれも似たような海賊版アニメや海賊版漫画が溢れるようになるでしょう。膨大な時間をかけて技術を磨き、手を動かして作品を作り出してきたクリエイターの著作権を守ってください。そしてどうか日本の文化を守ってください。お願いします。

●受付番号　185001345000009990

生成 AI は既存の作品をベースにして新たに生み出すものであり、そのベースとなっている既存の作品には著作権がある筈である。現在、特定の著名な絵師の名前を有料生成 AI ソフトに入力すると、その絵師の作品と酷似したものが生成される事案も確認されています。生成された物の中には成人向けのポルノ作品も含まれており、ベースとなった作者は全年齢向けの作品しか描いていないにも関わらず、その作者の作風・画風とそっくりなポルノ作品が生成されるケースも存在する。インターネット上で見られる生成 AI によって作成されたものは、その旨が記されていないものも少なくない。これによって、ベースとなった(勝手にベースにされた)作品の作者への誤解が生まれ、その作者の仕事内容によっては風評被害にまでなることも想像に容易い。例えば、あるイラストレーターが子ども向けの教材などに提供しているイラストを、第三者が無断で生成 AI に取り込み、そのイラストレーターの作風に酷似したポルノ作品を生成したとすれば、元となったイラストの作者であるイラストレーターにとっては痛手となり、最悪の場合仕事が奪われる可能性も考えられる。
また、今年の元旦に能登で地震が起こった際には、インターネット上に生成 AI によるフェイクの写真が蔓延し、情報の撹乱にも繋がった。自然災害が多く、災害大国とまで呼ばれる我が国では、こういった問題は見過ごすことはできないのではないだろうか。
生成 AI は権利を侵害し、クリエイティブな趣味や仕事の楽しみや本質を破壊するものである。生成 AI は規制されるべきで、また、それによって作成された映像・画像などは総じて生成 AI によって作成された旨を明記することを義務付ける必要がある。そうでなければ、地震の際に起こった情報の撹乱や、クリエイターの仕事を奪うことにも繋がってしまうだろう。
最後に、私はしがない漫画家です。漫画界でも、「ブラック・ジャック」の続編を AI に生成させる等、クリエイターへの冒涜がなされています。既に死んでしまった「ブラック・ジャック」の作者は、生成 AI による続編の作成を許可したのでしょうか？この場合、既にこの世にいない作者にとってはその選択権すらありません。生成 AI 問題では、元となる作品の作者に許可を取らずに勝手にその作品をデータとして吸収しているという点が蔑ろにされています。もし、あなたの親や子ども、仲の良い友人が作った作品や撮った写真・映像が第三者に無断で生成 AI に取り込まれ、勝手に似て非なる作品に仕立てあげられていたらどう感じますか？
生成 AI は著しく権利を侵害していて、創作に関わる者全てへの冒涜です。漫画やアニメといったものは日本の文化として海外からも注目されています。海外では既に生成 AI に対する規制が強化されており、風当たりも強くなっています。日本の創作文化を守るためにも、今一度お考え下さい。
生成 AI による無断学習は、権利の侵害で、冒涜です。クリエイターを守るためには何が必要なのか、答えは自明なのではありませんか。

●受付番号　185001345000009991

AI の無断学習に断固反対します。
無断、はあり得ません。それはただの泥棒です。
即ち犯罪です。
犯罪を許す恥ずかしい国に成り下がらないでください。

●受付番号　185001345000009992

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000009993

AI 画像生成学習は創作者の権利を奪う悪質な行為でありこのような法律ができるというのは頭がおかしいです。断固反対します

●受付番号　185001345000009994

・AI の無断学習に反対します。
・AI によっては、著作物や違法なデータが全く含まれないことを完全に証明することが難しいものがあります。つまり、著作物や違法なデータを使っていても誰にもわからない AI があるということです。検討が必要ではないかと考えます。
・上記のような AI にもそれ以外の AI にも、著作物を使用されることを拒否することが出来ないことは問題に思います。この状態は権利が保護できていると言えるのか疑問です。
・AI に使われる著作物は、作られるまでに膨大な時間や労力などがかけられているものです。AI から著作物が守られることを期待します。

●受付番号　185001345000009995

プロではないですが、イラストを描いて金銭を得ることがあります。
活動している中で、ＳＮＳ上で生成 AI を利用したいやがらせ、なりすましを見かけることがあります。
このままイラストを続けて、例え売れたとしても、その先に待っているのは生成 AI による嫌がらせ、なりすましに悩まされるのか。その結果廃業し、描いた絵は素材として勝手に利用されるのではないか。
そのように考えてしまうと、正直イラスト業の先行きが不安でなりません。
生成 AI には、以下のような制限を設けてほしいと思っています。
・学習させたデータを公開しなければならない
・学習データから自分の作品を取り除く権利を作者に持たせてほしい
・生成した画像や動画にはどこかにＡＩ製である表示を入れなければならなくしてほしい
生成ＡＩが氾濫するまで、創作が思う存分できる素晴らしい国に生まれて良かったと思っていました。
創作の芽を潰すようなこと、創作をしている人たちをただの素材として切り刻むようなことはしないでください。
無用な嫌がらせなどをされたくないので、匿名を希望します

●受付番号　185001345000009996

５．（１）学習・開発段階

学習段階で他者が著作権を有する著作物を使用することは著作者人格権を侵害すると思います。

大量に収集した学習データの一部になるとはいえ、著作者の了解なしに作品を変える行為に該当するのではないでしょうか。

学習の利用には使用料を設けるなどの一定のルールの設置が必要だと思います。

●受付番号　185001345000009997

AI の無断学習に反対します
あまりにも著作権者の権利を軽視したものだと思います

●受付番号　185001345000009998

4. 関係者からの様々な懸念の声について
目立った規制がない今現在、プロアマ問わず様々なクリエイター(イラストレーター等)の作品が節操のない AI 学習に利用され、ブランディングの侵害やコンテンツ利用の規制違反に利用されるなどしており、創作活動及び精神に多大なる影響を受けている様子が SNS にて多数見受けられる。今後創作活動において他人の権利の侵害を許可する AI の利用が認可されるのであれば、このような悲痛な声は更に広がると考えられる。以上により、金銭の発生の有無を問わず、様々なクリエイターが健全な創作活動を行っていく為に AI の無規制及び無断使用に反対する。

●受付番号　185001345000009999

出版社から依頼され､小説の表紙や挿絵などを描いてその報酬で 10 年以上生活しています。
AI 学習について
まず仕事で描いた画像が自分の知らないところで機械学習されるのは大変困ります。
AI 画像は現状、学習した画像とそっくりの画像をそのまま出力することもあります。
犯罪者が、詐欺や、他人を傷つけるための犯罪目的で使うかもしれない。
私はやっていないことで犯罪者扱いされる可能性があります。とても怖いです。
学習データの中には児童ポルノなどのおそろしいデータが存在します。
私が人生の責任を持って描いた絵を、その犯罪のデータと混ぜて出力し、
責任を負わない人間に使用される可能性があることは恐怖です。
AI 学習させるとおっしゃる方はたかが絵でしょ？と簡単に思っていらっしゃるようですが、
こちらは 30 年以上手を動かし、描き続けることで今のスキルを習得しました。
幼い頃から絵を描き美術大学に入るため画塾に通い、美術大学で美術教員免許をとり、
人生の大半の時間を使い得たスキルです。そしてそのすべてに高額な金銭がかかっています。
なぜそれを何の報酬もなく盗まれることが違法にならないのか疑問に思います。
著作権だけでなく人生すべてを否定され､蔑まれ､人権を侵害されていると感じています。
著者者の許可を得ていない無断機械学習は全て犯罪であり、禁止すべきだと考えています。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010000

AI の無断学習に反対をします。
絵画や音楽、文学等の芸術において、無断学習を経て生み出された制作物が過度に著作物に似ることは間違いなく起こり得ることです。
許されるべきことではありません。